

農
172 函
1-0

十六世紀ドイツにおける
農業生産力と農業経営の
諸類型に関する研究
—十六世紀ドイツ農書の研究—

三 好 正 喜

十六世紀ドイツにおける

農業生産力と農業経営の

諸類型に関する研究

—十六世紀ドイツ農書の研究—

三好 正喜

第一章 課題、方法、史料

第一節 課題 2 頁

第二節 方法 15 頁

〔I〕 生産力 15 頁

〔II〕 農業生産力 23 頁

〔III〕 十六世紀ドイツの農業
経営様式の分析 36 頁

第三節 史料

〔I〕 農書成立の経済的背景 40 頁

〔II〕 十六世紀におけるドイツ
農書 49 頁

第二章 十六世紀後半のニーダーライン

地方における農業生産力と農業
経営の諸類型 69 頁

第一節 ニーダーライン地方の

農業生産力 70 頁

第二節 ラインランドの土地所

有と農業経営の諸類型 109 頁

第三節 領邦国家ユーリッヒ＝

ベルクの土地所有と農

業経営の諸類型

117頁

〔I〕 封建的土地所有

117頁

〔II〕 農民層の階層分化

133頁

〔III〕 農業経営の諸類型

139頁

第三章 十六世紀後半のガクセン地方

における農業生産力と農業経

営の諸類型

一 ガクセン選定侯直営地経営

の概要

162頁

第一節 ガクセンの農業生産力

163頁

第二節 農業経営の諸類型

213頁

第四章 十六世紀後半のブランデニブルク

地方における農業生産力

と農業経営の諸類型

288頁

第一節 ブランデニブルク地方の

289頁

農業生産力

第二節 ブランデニブルクの土地

所有と農業経営の諸類型

334頁

第一章 課題 方法 資料

第一節 課題

本論文は、十六世紀後半にドイツ各地で出現する農書¹⁾を史料として、以下の課題の解明に寄与しようとするものである。

(1) 十六世紀とくにその後半における農業生産力を具体的かつ体系的に把握する。

(2) 農業生産力の展開によって、農業経営の自立度²⁾は増大するが、この経営の自立度の向上が、まず第一に、当時農業経営がそれなしには経営を維持しえなかつた村落共同体規制とどのように矛盾してくるか、あるいはこの規制から自立してくるのかを明らかにする。

(3) このような生産力に基づく農業経営の諸類型を検出する。史料の性格および研究の現状(イギリス近世史ほどの、全村的地区的調査に基づく土地所有・経営の諸類型に及ぶ定量分析が乏しい)から、この類型は領主経営および旧領主直営地を小作する富農経営

の定性分析に限定される。

(4) 上の経営の諸類型と関連して、第一に、領主权力からの自立度の問題、つまり領主・農民関係がどのように変化するか、および領主経営については封建的諸権利への依存からどのように脱却して行くかの問題と明らかにする。この点、特に当時の領主・農民関係、すなわち封建的土地所有の再編過程を特徴づけるところの、封建制から資本制への過渡的形態としての分益小作制ととりあがらる。

十六世紀におけるドイツ農業生産力の分析は、わが国では殆んど検討されておらず、空自状態に近いといっても過言ではまいであろう。西ドイツ農業史学界では勿論の通り研究が行なわれて³⁾いるが、その点、例えば農業生産力を構成する要素である作付組織、施肥方法などを個別に分析するに止まり、農業生産力を地域別・体系的に理解するという方

法をとっていまいように思われる。このよう
 な日本および西ドイツにおける十六世紀ドイ
 ツの農業生産力の研究についての上記の如き原
 因と合つて、ドイツ農業および工業の地帯別
 構造（東エルベ、ライン・ヴエスタファー
 ンを除く西エルベ、ライン・ヴエスタファー
 レン）の形成に關する理解が、農業生産力の
 地域的・体系的な理解抜きで行なわれる結果を先
 人でいふように思われる。すなわち地帯別工
 業および農村構造の成立と社会的分業および
 政治構造に求め、農業生産力と関連づけて理
 解しようとする態度がみられる。工業およ
 び農業の地帯別構造の成立原因を上記の二要
 因に求めることは基本的に正しいといふよう
 であるが、しかし農業生産力の地域的・体系的な理解が欠
 けてゐるばかりで、地域の農民層分析、したが
 つてまた農業経営諸類型の把握が、再生産過
 程にまで及ぼさなかつたの外面的な分析に止ま
 るざるを得なくなり、その事が、ドイツ各地
 域で十四・十五世紀の封建制の危機に際して

の領主的土地所有の再編を取扱うに当たって、
 農業経営の再生産過程と社会的分業および政
 治構造とを相互に関連させて分析することは
 不可能にする二つに当たると考えられる。ま
 いかえると、各地域における社会的分業の発
 展が農業生産力の展開とどのように関連して
 いるのか、社会的分業の展開と関連した農業
 生産力の発展のもとで、どのような農業経営
 の諸類型が生みだされてくるのか、このよう
 にして生みだされた農業経営の諸類型を前
 して、封建的土地所有を編成するばあ、政
 治構造がどのように機能するのか、と農業経
 営の再生産過程をも含めて考察することは従
 来不十分であったと考えられるのである。

以上のようなドイツ近世農業史研究にみら
 れる欠陥は、意識的であるか否かは別として、
 生産力発展段階論に主たる原因を帰しては
 ように思われる。すなわち十六世紀ドイツの
 農業生産力水準を主穀式農業と規定し、輪耕
 式農業への発展は生いながらたと考えるところ

ろから出てきて、いるので、ほんのりと推測される⁵⁾。しかし尾崎芳治氏が指摘されているように同一の「生産力段階」に属するばかりでなく、総じて、ある共通の技術的基礎の奥で大きく区画しうる生産力段階も、それ自身の内部に生産力水準の順次的上昇の過程を内包しうるのであって、一段階の全体を同一の生産力水準が支配するものとは前提（生産力水準を固定化！）するとは誤まりであろう。さらにこのように生産力水準の順次的上昇の過程はすべての農業経営に一律に生じるのではなく不均等に生じ、また同時に経営間の不均等と強めるよう作用するはずである⁶⁾。このような農業内部における生産力の発展が商品経済および社会的分業の展開とからみあって、領土および農民層内部に、商品経済への参加の度合を異にする種々の経営類型を出現させるのである。封建的土地所有による危機に際して再編を図るばかりでなく、以上のようを農業経営内部にみられるような経営の分化に対応して

方向をとらざるをえない。農業生産力の地域
 的・体系的分析の欠陥はこうした側面に対す
 る分析視角を欠落させる結果をもたらしたと
 考えられる。

本論文では考察の対象地域として、ニーダ
 ーライン（ライン・ヴェストファーレン）、
 ガクセン（ライン・ヴェストファーレンを除
 く西エルベ）、ブランデンブルグ（東エルベ）
 の三地域をとっている。これは十六世紀のド
 イツ農書が以上の三地域にほぼ限られている
 ことによる。しかしこれらの三地域は奇しく
 もドイツにおける農業および工業の地帯別構
 造に対応しており、その点で本論文は不充
 分ながら、十六世紀のドイツ農業の地帯別構造
 と生産過程について明らかにする第一段階作
 業の役割を果すことができると考えている。

なお十六世紀において各地域で領主経営お
 よび分益小作経営がもつ意義について簡単に
 ふれておきたい。ニーダーラインにおいては

領主経営は基本的に解体しており、小作地が
 全農用地の約1/3弱を占めてゐる。したがって
 分益小作経営は質的だけでなく量的にも経営
 類型として重要な位置を占める。ザクセンで
 は、賦役と労力の一部として用ゐる大規模な
 領主経営（領主制についていへば、いわゆる
Wirtschaftsherrschaften）が存在するのが特徴である。
 分益小作経営は旧領主直管地での耕種部門お
 よび畜産部門にみられるが量的には大まかに
 重は持っていない。しかし地域の特徴を生産
 手段の確保方法や生産力の点において反映し
 た存在であり、この点で注目される。ブラ
 ンデンブルクでは専ら賦役に依拠する領主經
 営（領主制についていへば、いわゆる *Gutsheir-*
schaft）の存在が特徴である。分益小作経営
 は主として牧羊部門に限定されてゐるが、耕
 種部門においても、管轄におよぶ主要労働力
 である賦役小作が、十六世紀においては、全
 農および貧農的分益小作人の領主経営に包攝^へ
 された形迹として理解される側面をもつて

いるように思われる。

注 1) 十六世紀以前でも獣医学、園芸についてドイツでも固有のものがみられるが、穀作については十六世紀後半にはじめてドイツ固有の農書が出現する。この時期以前には穀作については、イタリア、フランス農書あるいは古代農書の翻訳があるだけである。ドイツにおける農書に関する書誌学的研究書には以下の二冊がある。M. Günz, Handbuch der Landwirtschaftlichen Literatur, I. II. III. 1897.; M. Schulze Pattensen/Leine, Die Anfänge der landwirtschaftlichen Literatur in niedersächsischen Bibliotheken, 1967.

2) 封建社会においては、農民経営の自立性は、農民相互間の関係を規定している村落共同体からの自立および領主権力からの自立としてあらわされる。領主経営についても、その自立性は村落共同体からの自立の問題、上級領主からの自立

の肉題および自己の所有する封建奴隷への依存からの脱却の問題としてあらわされる。これは基本的には農民層の領土権からの自立の度合によって規定される。

具体的には生産手段の所有、労働力調達方法に主としてあらわされる。

3) 第二次世界大戦後の主要な研究には次のものがある。

W. Abel, *Geschichte der deutschen Landwirtschaft*, 1967.; A. Krenzlin, *Historische und wirtschaftliche Züge im Siedlungsformbild des westlichen Ostdeutschland*, 1955. (Frankfurter Geographische Hefte); Dieselbe, *Dorf, Feld und Wirtschaft im Gebiet der großen Täler und Platten östlich der Elbe*, 1952. (Forschungen zur Deutschen Landeskunde, Bd. 70); D. Saalfeld, *Bauernwirtschaft und Gutsbetrieb in der vorindustriellen Zeit*, 1960.; G. Schröder-Lembke, *Entstehung und Verbreitung der Mehrfelderwirtschaft in Norddeutschland*; *Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie* (KfZAAと省略する) Jg. 12.; Dieselbe, *Die mecklenburgische Koppelwirtschaft*, Jg. 4.

4) この点については後に本論で具体的に述べるが、戦後の代表的な十六世紀農業についての研究者である W. Abel (*Geschichte der deutschen Landwirtschaft*, 1967, S. 168ff.) と G. Schröder-Lembke (*Die Hauswirtschafterliteratur als agrargeschichtliche Quelle*, ZAA, Jg. 1, S. 115-118) については、みれば次のように云えるであろう。

アーベルは当時のドイツ農業の地域分化 (= ニーダーラントにおける輪栽式経営の萌芽、市場に近い北西ヨーロッパ牧草地域におけるコッペル式農業、東部ドイツにおける三圃式農業、より以東のステップ地帯における半野牛飼養) と、当時世界貿易の中心であったニーダーラントを中心とするチューネン圏の成立として理解しようとする。しかし、一に当時すでにチューネン圏が成立する前提である統一市場が形成されていいたとは考えられな、し、第二に各圏の農業体系の規定の仕方は等当ではない。後の点については

東部ドイツについて地力増進的機能を持
 つ豆類を規則的に取り入れた多圃式農業が
 特に領主経営においてみられたことの無
 視を、し軽視の問題が指摘されねばなら
 ない。このことが、東部ドイツ農業が十
 六世紀には、地質や施肥能力に応じて流
 動的かつ集約的の作付が行われていたのに
 対し、十七世紀の作付が固定的な三圃式に
 なった、という相異点を看過する結果を
 生んでいる。

シュレーダー＝レムプネ女史は十六世紀
 農業にみられる進歩的要素（豆科作物の
 挿入、油料作物・緑肥作物の栽培、泥灰
 土使用）を地域農業体系から切離して強
 調する二つにより、当時の農業の進歩的
 側面を浮彫にした。しかし他面、体系的
 取扱いを欠いているため、豆科作物の栽
 培をすべて一称に地力増進的とみなし、
 稔実作のばあいには地力収奪的の機能を
 有るものと見逃している。そのためガクセン

農業について、トウムブスヒルン (Thumbshirn) が茎科作物が挿入される多圃式農業について、多圃式から三圃式への復帰を説いた理由を理解しえなかったように思われる。そのためガクセン農業の発着方向であった多圃化が地力消耗を招いたことを理解できず、多圃式から三圃式への移行をひたすら三十年戦争による荒廢という外因に求めることとなった。

5) 例えは藤瀬浩司氏は十六世紀ドイツには「農業生産力における大なる進歩は認められまい」とされる。その根拠はR・ベルトの穀物収穫率についての研究にある。すなわち「存在する資料からは十六世紀における最初の集約化の波に対しては収穫(単位面積当りの)上昇は認められまい。十八世紀の第二のより集約化の波...について始めて収穫(同上)の上昇の明瞭な傾向が認められる。」(藤

瀬浩司『近代ドイツ農業の形成』(頁)。

すなわち十六世紀には主穀式農業の範囲
 内で集約化がある程度生じたけれども、
 その変化はある作物について測ったばかり
 い単位面積あたり収量の増大を生じたか
 ったことから生産力の増大は言いかた
 されるのである。しかし土地生産力は単
 に一作物の収量と播種量との比率だけで
 は測れない。例えば苜蓿科作物が地力増進
 機能を持って取入れられ多圃化したばあ
 い、耕地の利用率は言うまでもなく増大
 する。したがって作付られた作物全体の
 総収穫量は増大しているわけであって、
 この意味で土地生産力は増大したと云え
 るからである。

6) 尾崎芳治「吉岡昭彦『イギリス
 地主制の研究』」『歴史学研究』342号

第二節 方法 —農業生産力論—

[I] 生産力

(1) 生産力の構成 使用価値を生産する労働過程の單純な抽象的契機は、云うまでもなく、合目的な活動(有用労働)、労働対象、労働手段である。すなわち「社会の、労働の、生産力は、人間の労働能力(労働力)と、その能力への媒介的能力となるさまざまな労働手段と、生産の目的に応じて労働過程で活用される屬性をもつところの、いろいろな労働対象とによって成り立っている^カ」。

(2) 生産力の発展と生産様式 これら三つの生産諸力は生産様式(正確には労働様式と云うべきであろう)によって結びつけられ組織化される。労働の生産力の増大と生産様式との関係についてマルクスは次のように述べている。

「たとえば或る靴屋は与えられた手段をもって一足の長靴を十二時間からなる一労働日で作ることもができる。同じ時間で

二足の長靴を作るためには彼の労働の生産力が二倍にならねばならぬのであるが、しかしその生産力は彼の労働手段または彼の労働方法——または同時に兩者——の変化なしには二倍になりえない。だから彼の労働の生産諸条件に、すなわち彼の生産様式に、したがって労働過程そのものに、ある革命が起らねばならぬ。吾々が労働の生産力の増大というのは、ここで総じて、それによって一商品の生産に社会的に必要な労働時間が短縮されて、より少量の労働がより多量の使用価値を生産する力を獲得するようになり、労働過程における変化のことである。だからこれまで考察した形態での剰余生産にあっては生産様式は与えられたものと想定されていたのだが、必要労働の剰余労働への転化による剰余価値の生産のためには、資本が労働過程をその歴史的に伝来した——または現存する——姿態のまま

まて占領し、その継続時間だけ延長する
 ということだけでは、決して充分ではな
 い。労働の生産力の増大によって労働力
 の価値を低下させ、かくして価値の再生
 産に必要な労働日部分を短縮するためには
 は、労働過程の技術的および社会的諸条
 件を、つまり生産様式そのものを革新し
 なければならぬ。⁸
 すなわち生産力の増大とは価値観念から考
 えるに労働日のうち必要労働部分が縮小される
 ことであるが、使用価値観念から考へると「労働
 手段または労働方法——または同時に両者
 ——の変化なしには」生じない。そして労働
 手段と労働方法の両者が生産諸条件、生産様
 式、労働過程の技術的および社会的諸条件と
 いう言葉で云いかえられていることがわかる。
 つまりここでは生産様式とは労働過程におい
 て労働手段と労働方法（労働力質と編成）と
 が結合する方式を指す範疇として用いられて
 いることがわかる。

このように意味での生産様式の分析を資本論でマルクスが具体的にどのように行なっているかを見てみよう。

まず単純協業。労働手段は変化せず、労働力の質、労働編成も変化しない。すなわち一人の労働者が一使用価値の労働過程全体を担当する。反反個別資本のもとで、労働手段と労働力とがより多く集積され、その集積された労働力と労働手段とが同時に同じ作業場所で作業すると、この労働過程の変化（個別的労働過程の社会的労働過程への転化）によって労働の（社会的）生産力が増大する⁹⁾。

複雑協業。労働過程は部分作業にし特殊化的諸段階に分解される。これに対応して「全体労働者」が「部分労働者」に分解され（労働力の質の変化）、この部分労働者は部分生産物だけを生産する（労働方法の変化。労働手段そのものも部分作業に適し、部分労働者の手びのめ充分に作用する労働用具に分化し、特殊化する（労働手段の変化）。その結果マニ

マニユファクチャーにおける生産過程は、部分労働者が特殊化した労働用具を用いて、部分生産物を生産する部分作業過程の編成体となり、各部分作業過程間には量的な規制関係、比例関係（技術的法則）が成立する。このような社会的労働過程の質的編成と量的規制および比例性がマニユファクチャーにおける生産様式、すなわち労働過程の技術的社会的結合の様式である¹⁰⁾。

以上から明らかとなるように、ここで言う生産様式とは、資本＝賃労働関係（すなわち生産関係）を捨象した内容を指している。つまりマニユファクチャーについて言えば、賃労働者たる部分労働者から全体労働者（社会的生産機構）を構成させるところ、また労働手段から分離した労働力を再び生産手段と結合させるところ、資本の存在が当然前提されている。したがってここで言う生産様式とは、生産に当って、生産手段の所有を媒介として取結ばれる人と人との関係（生産関係）から、

所有を捨象したところの「労働過程（→生産力）の技術的・社会的結合」の内容を規定する範疇と考えてよいであろう。

(3) 生産関係 生産関係は資本論では価値形成・増殖過程において考察されている¹¹⁾。すなわち労働日の分割、つまり労働者に帰属する必要労働部分と資本家に帰属する剰余労働部分への分割の問題（これが生産手段の所有を媒介として取扱われたい人と人との関係）が取扱われている。生産過程は以上に述べた労働過程と価値形成・増殖過程の二側面として捉えられており、二側面の統一的理解が行われる場が経営であった。したがって経営はこの二側面について分析される必要がある。

以上述べたところから明らかにするように労働過程は人と物との関係（労働力と生産手段との結合様式）を取扱かう。ところで相川哲夫氏は「生産様式」と「生産力と生産力の運動形態」としての生産関係との統一概念とされる。すなわち生産様式と「即自的かつ本源的意味

びはなんら敵対的・階級的な性格と有するもの
 ではないのに、かわらず、労働過程の社会化
 の内的必然の弁証法において敵対的要素の
 の自己変革が発生する。この意味で、それは
 歴史的・規定的生産様式である。すなわちこ
 れは一方においては、生産・交換・分配・消
 費の社会の経済的構造の四契機のうちでも、
 もっとも基本的なものは生産という意味で、
 また他方においては、どのような敵対的・階
 級的な生産関係が盛り返られるかは、生産力
 と生産力の運動形態としての生産関係に、一
 口でいえば労働過程の社会化の段階に、それ
 によつて社会的生産過程の発展段階に依存する
 という意味で規定的である。⁽¹⁾とされる。具体的
 にいえば労働過程の社会化の段階が単純協業
 から複雑協業へと移ることによつて、多数の
 「自立的手工業者」たち相互の横の関係から
 資本＝賃労働者という縦の関係が成立すると
 される。しかし、この場合は、「自立的手工業者」
 という言葉は、手工業者が部分労働者化して、

ない、つまり原料から完成品まで一貫して労働
 力し生産する」という意味ではあつても、資本
 に対して自立してゐる」という意味ではない。
 協業の一つの条件は「労働者が一定の場所に
 密集することである¹³⁾」が、これは「同じ資本
 同じ資本家が彼らの労働力を同時に購入して
 はじめて可能である¹⁴⁾」。また「より多量の生産
 各段が個々の資本家たちの手に集積されるこ
 う」ことが賃労働者の協業のための物質的条
 件である。¹⁵⁾「小親方と資本家たちしめ、かく
 て資本関係を形式的に成立させるには個別資
 本の特定の最小限の大きさが必要であるが、
 この資本の最小限の大きさは、分散して相互
 に独立する多数の個別的労働過程を一箇り結
 合された社会的労働過程に転化させるための
 物質的條件である。¹⁶⁾」すなわち協業を可能にする
 物質的條件は資本であつて、決して自主的
 小親方間の横の關係ではない。(したがつて單
 純協業も複雑協業も拾孤のつかを、資本によ
 つて始めて可能となる。「敵対的交換關係」は始

めから前提さへていふのである。この意味で「労働過程の社会化の段階」は飽くまで先述べたように、生産力を構成する要素ではあつても「生産関係を盛りあげよ」といふものではない。生産力が生産関係に転化するとはありえない。そうではないとて、生産力の展開が価値の配分、したがつてくどくとの関係、つまり生産手段の私的所有者と社会化した労働過程で働く賃労働者との間の矛盾と拡大するといふ道を通じて、生産関係の矛盾と激化させ、生産力に照応する生産関係を造り出して行くと考えらるべきであらう。すなわち、生産の社会的性格と所有の私的性格との矛盾。逆にまた生産関係を通じての価値の配分関係が、剰余価値の蓄積の量と規定することによつて、生産力の展開を規制するのである。

〔Ⅱ〕 農業生産力

(1) 労働手段としての土地 農業にお

いても、生産の單純な抽象的契機が、有用労働

的・労働対象・労働手段であり、生産力の増
 大のためには「労働手段または労働方法
 または同時に両者」の変化、一言でいえば
 生産様式の変化が生ぜねばならないことは生
 産力一般のばあいと同じである。しかし農業
 生産のし農業生産力における特徴は、土地
 のし過去の労働が加えられた土地である耕
 地が、工業のばあい — このばあいは土地が
 労働手段であるには違いないが、労働が行な
 われるための必要を对象的条件ではあっても
 「直接に過程にはいるをい、労働者に彼
 の立つ場所を支え、また彼の仕事の間を支え
 る」に止まる、— とは異なり、農業のばあい
 直接労働過程にはいるという点で異っている。
 つまり労働者の仕事の間、立つ場所を支える
 だけでなく、「作物育成に合目的的に利用され
 る自然条件⁽¹⁷⁾」すなわち労働手段をいである。
 この耕地は (1) 気象・地勢・地質 (2) 生
 物界との物質代謝などの農業的自然条件と結
 合して現実の形態をとるが、機械的労働手段

ともつてある農耕労働による物質代謝や、土地改良・水利・排水などの生産手段と結びついて形づくられる耕地の豊饒度(土壌の物理的・化学的構造、微量含有金属、土壌水の状態)が土地と、この労働手段の能力を示すものと考えてよい。このように土地が、農業においては工業のばあいと異つた労働手段であり、この労働手段の能率を示すものが豊饒度するわち地力であるという事が農業生産の一つの特徴である。この事に、たとえば加用信文氏が農法論の中心課題として「経営内部の地力再生産のメカニズム」つまり地力維持体系とされる理由がある¹⁸⁾。

(2) 土地生産力と作付組織 とこゝで労働手段たる土地の能率を示す地力は、農業においては特異を現われ方を示す。というのは自給的農業が商業的資本家的生産に変化し専向化するばあい、工業とは異つた道を辿るからである。工業においては「粟ら一生産物又は生産物の一部を生産するよう各個々の全

く独立した部門に分れる」が、「農業は工業のように完全に個々の部分に分離せず、単にある場合には一つの市場向け生産物の生産で専門化し、他の場合には他の市場向け生産物の生産で専門化するだけで、しかもこの場合、農業の他の部門は二の主要(すなわち市場向け)生産物の生産とみあう形に変わる¹⁹⁾」からである。したがって耕地に栽培される作物も単一ではなく、多数の作物が市場向け生産物を中心に経営において体系的に作付けられることとなる。

ところでこの作物の作付け順序は三つの側面から規定される²⁰⁾。第一は、収量の高さおよび土地肥沃度の維持の点からみて、最も合目的な前後作の生産学的ないしは栽培技術的問題である²¹⁾。第二は、経営の労働過程、肥料・飼料、その他の経営手段の経営内給、危険分散などの点からみて最も合目的な作付け割合の問題、すなわち穀物、牧草、根菜類、原料作物、休閑のそれぞれに仕向けられる圃場の各

部分の比率、つまり耕種方式の問題である。
 第三は変化する経済条件への作付順序の適応
 に関する一切の問題を含むものである。第一
 の栽培技術的側面(土地生産力)は商品生産
 の方向によって経営の生産方向を反映する様
 になり、それにともなつて第二の作付比率は
 主として極端変動にみられる経済条件によつ
 て主として規定されるようになる。したが
 して経済条件は作物比率観念からみて諸作物の
 正しい組合せを攪乱する。このようにして土
 地生産力は経営の場において考へるとまは作
 付組織について考察することになる

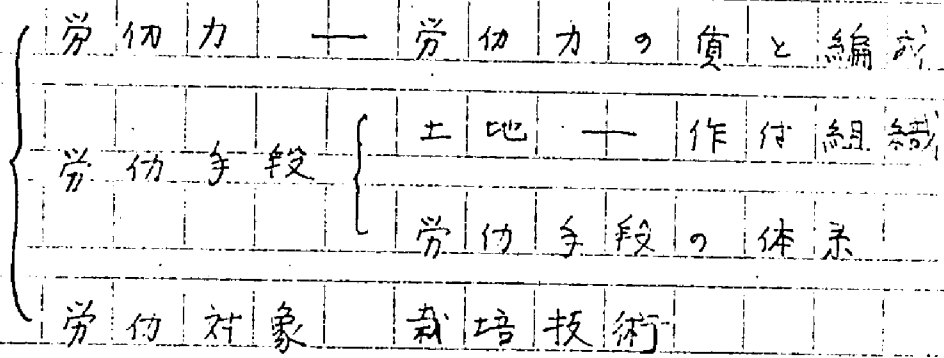
(3) 労働手段・労働対象

まづもたゞ「土地はそれ自体一つの生産手段
 ではあるが、それが農業で労働手段として使
 だつたためには、更に一連の他の労働手段と、
 すでに比較的高度に発達した労働力とを前提
 とする」。この一連の労働手段——これには、
 農業における資本として把握される——には、
 労働対象としての作物(種子)、用畜、肥料、

農薬、労働手段としての農機具、役畜、果樹、
 建物などがある。この労働対象と労働手段と
 は互に関わりあつて農業における生産力を形
 成する。労働対象は農業生産の原料や補助材
 料であつて、その改良は生産物の収量や品質
 改善となる。しかし労働手段の体系としての
 技術の変更としに行きわたる。つまり労働手
 段は同じであつて、しかも生産力を左右する
 技術である。したがつてまた労働方法や生産
 規模に拘束されることも少く採入れられる。
 いわゆる栽培技術がこれに当る。これに対し
 労働手段の体系としての技術は、工場生産に
 おける工場設備や機械と同じように、労働方
 法を左右するものである。

(4) 農業生産力の構成 以上から農業
 生産において小商品生産が開始されれば、農
 業生産力はまず農業の生産方向によつて区別
 される。これは農業生産内部における社会的
 分業の進度を示すものであると同時に、同一
 の使用価値についての生産力比較と可能とする

る。この農業の生産方向の区分を前提として農業生産力は以下のよう構成される。²²⁾



(5) 農業経営様式 上の農業生産力の構成要素の所有を含めて考察したばあいは、可処分価値の配分を考へるばあいは、生産関係を含めた概念である農業経営様式が成立する。既存の農業経営様式は、生産力の発展の中で価値の配分を通じて矛盾を拡大し新しい農業経営様式に発展する。また逆に価値の配分を通じて剰余価値の蓄積を規定し、したがってまた生産力の展開を規定する。したがって農業経営様式は、第一に、その生産関係の性格によって区別され、次いで同じ生産関係の中では主要な市場向け生産物および生産力

によって区別される。

農業経営様式は、農業経営を場とし、労働過程と価値形成、増殖過程（価値の配分と関連する）の統一としてあらわれる。このような統一把握こそが農業経営様式分析の課題でありなければならない。²³⁾

注 7) マルクス『資本論』（第1巻第3編第1節「労働過程」、邦訳、青木文庫、第2分冊（以下『資本論』第2分冊と略記）

8) 『資本論』第3分冊、532～533頁。

9) 『資本論』第3分冊、543頁以下。563頁以下。

10) 生産様式の解釈については、とくに足原拓自『所有と生産様式の歴史理論』20～24頁をみられたい。なお『資本論辞典』（青木書店）「生産様式」312頁。

11) 『資本論』第2分冊

12) 相川哲夫「農法論研究序説」（Ⅰ）

農業経済研究第40巻第4号、153～154頁。

13) 14) 15) 16) 『資本論』第3分冊、554～555頁。

17) 以下については井上晴丸「農業生産力の特殊性について」(『日本農業発達史』別巻下、654～672頁。とくに667頁。

18) 加用信文『日本農法論』52頁以下。

19) レーニン『ロシアにおける資本主義の発展』レーニン全集第3巻267頁。(大月書店)

20) ブリンクマン「ドイツ畑作の作付順序像」(熊代幸雄訳、農業経営調査会、3頁。クロハリョフ『農耕方式について—その史的概観—』とくに212頁以下。

21) この肉題は、土壌・気候条件の差、圃場と天然採草地との比率、すなわち当該農業経営の部の天然採草放牧の値と量によって規定される。

22) クロハリョフ 前掲書 292頁と

比較された。い。

23) 加用信文は『日本農法論』で農業生産力を構成する要素とすべて土地生産性の次元で、すなわち地力再生産のメカニズムの枠内で把握される。

すなわち労働手段のうち土地については、地力維持・増進のメカニズムの面から作付組織を分析される。例えば輪栽式農法については「地力消耗的作物＝稔実作物と地力補給的作物＝基葉作物の二範疇の作物交替方式」、「飼料かぶの耕地導入による飼料基盤の拡大→家畜(用畜)生産力の増大→厩肥の増加→作物生産力の拡大」という、地力の拡大再生産機構の確立と作物および家畜生産力の併進的を躍進の途」(加用信文、前掲書23頁以下)を解明される。労働手段の体系については、畜力条播機・畜力中耕機・搖動犁の導入による近代的犁耕体系の実現を取扱おうが、その中でもとくにカブ栽培のための、深

耕を可能とした「一〜二頭で牽引しうる
 能率的な深耕可能の小型・軽量の揺動犁
 の出現」を問題とされる。すなわち、こ
 こでも新しい「作付組織」を可能ならしめる
 ための犁という観点、したがって地力の
 拡大再生産機構の確立の面から問題にと
 られている。そして畜力条播・中耕機出現
 の意義についても「条播・中耕作業にお
 ける畜力『機械化』による人力の代替、
 すなわち労力節約を意味するものではな
 く、封建的な農村共同体において、宅地
 に附属していた狭小な園地にしか行なわ
 れた人による条播・中耕作業が、
 この畜力条播・中耕機の出現によって大
 きな農地にも実現可能になったこと、つ
 まり耕地において人による条播・中耕作業
 としてはいじめて可能になったことである
 として、この場合の畜力「機械化」がま
 さに地力維持増進のための作業体系の発

革として技術革命の性格をもちつものび
 ったことを強調される(加用信文、前掲
 書、148頁以下。)つまり労働条件と地力維
 持・増進にかかわる範囲内に限定して分
 析されるのである。しかしわれわれの観
 点からすれば生産力の増大による価値の
 配分比率の変化の問題「一商品の生産の
 社会的に必要を労働時間の短縮・・・必
 要労働の剰余労働への転化による剰余価
 値の生産」の問題が取扱われねばならな
 い。この観点からすると、当然、資本の
 技術的構成、したがってまたその有機的
 構造の問題、労働の質および量的の問題
 が論じられなければならない。

例えば、輪転式農法について、以前は
 圃地でだけ手耨耕で行われていた耕作
 作業が、畜力中耕機によって耕地で行
 われるようになったことを、労働の生産
 力の発展、すなわち必要労働の減少、剰
 余労働の増大という側面から考察しねば

ば、なう、ない。馬・条播機、中耕機の新しい導入によつて、可変資本に対する不変資本の比率が増大する、つまり労働生産力は増大したはずであり、そうであるからこそ「作業体系」の改革が可能であり、耕種生産における大規模経営の存在性が確立したのである。

さらに揺動犁—条播機—中耕機の体系は労働方法、すなわち労働者の賃金および編成の問題と関連する。まず第一に、労働力と生産手段が資本家のもとに多く集中されることによつて、土地生産力とともに労働の生産力も協業、分業の遂行によつて増大する点が考えられねばならない。第二に馬や改良農具の取扱いによつて労働者の賃金の問題が考えられねばならない。

〔Ⅲ〕 十六世紀ドイツの農業経営様式の分析

〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕は農業経営様式を具体的に分析するに当たつての理論的骨格である。本項では、農業経営様式概念によつて封建的生産関係のもとで農業生産力と生産関係とをどう統一的に理解するかについて考へてみた²⁴⁾。

農業経営様式分析の課題は、農業における生産力の発展と、それに伴う価値配分比率(必要労働と剰余労働)の変化との統一的把握であつた。さて十六世紀のドイツは封建制から資本制への過渡期²⁵⁾である。封建時代の農村は(ア)領主的土地所有と農民的土地所有という二つの権利が同じ土地について重疊して存在するもので、(イ)開放耕地制度と村営共同体規制に従つて経営を行なひ、(ウ)自給農業と自給農村工業とが結合した自給経営を営んだ。(エ)その家族形態は家長制家族であり、単独相続が行なわれていた。そこで農業生産力——労働力(質および編成)、労働手段(作付組織、労働手段の体系)、栽培技術

一が發展する = によつて、農民經營が村
 落共同体からどれだけ自立するの、農村家
 内工業が農民經營からどれだけ分離し、自給
 自足的色彩がどれだけ消滅するの、また農
 業生産がどれだけ商品生産向けに輪転されて
 くるの、これに対応して家族形態はどう多
 化するのかが問題となるであろう。次いで、
 この農業生産力の發展の結果として必要労働
 と剰余労働との比率の変化が生じるが、これ
 は一つには領主取分と農民取分との比率の問
 題として、二つには經營諸類型の分化の問題
 としてあらわれる。すなわち前者は、農業生
 産力の増大とともに、必要労働部分が減少し
 剰余労働部分が増大するが、その結果として
 直接生産者の手許に従来の封建地代を上回る
 剰余が蓄積されるかどうかの問題であり、後
 者は剰余が直接生産者の手許に蓄積される条
 件があるばかりのも、生産力の發展が不均等に
 行なわれるため生じる問題である。
 さらに剰余労働と必要労働との比率を規定

する要因が、この時代には生産力較差ばかりではないうまへもないうまへまででもない。生産力を補完する要素も前近代的方法、例えば封建的専横、高利貸的方法などによって入手することが、この時代にはなお剰余労働部分の形成に大きな意味をもっている。したがって剰余労働部分の源泉を明らかにすることは農業経営様式の課題となる。

注 24) 農業経営様式は、生産力の発展が労働過程で、労働、労働手段、労働対象についてどのような変化としてあらわされるのか、その変化に伴って、剰余労働と必要労働との配分比率がどう変るかを問題とするための概念である。したがって十六世紀においては農民経営だけでなく領主経営も検討の対象となる。

25) 過渡期を十六世紀ドイツについて更に具体的に規定すると、先進地域(ニールライニ)では小商品生産段階と

い え る 。

第三節

史料

〔I〕

農書成立の経済的背景

(1) ドイツにおける地域間分業の発展

新大陸、東方新航路の発見と契機として、

ヨーロッパの国際貿易は飛躍的に発展した。

そして十六世紀には、高度に発展した工業を

もつイギリス、オランダと背景として、アン

トワープ、アムステルダムを中心とするヨー

ロッパ商業の網が形成された。ドイツもこの

商業網に組入れられたことは勿論であるが、

こうした国際貿易の参加はドイツ内部におけ

る地域間分業の発展を基礎としていたことに

注目せねばなら²⁰ない。

まず取引の対象としての商品の種類と生産

地についてみてみよう。中世末期から近代初

頭にかけて、取引商品のうちでは大衆消費財

が次第に前面に押しだされてくる。勿論、植

民地貿易の発展とともに、香料などのいわゆる

植民地産品が輸入品として重要な位置を占

めたが、ドイツ産商品のうちでは穀物、家畜²¹

木材、麻織物、金属器などが中心的地位を占めるに至った。²⁶⁾ 商品化される農産物はその生産地について興味深い地域的分化を示している。²⁷⁾ 穀物商業の中心地はエルベ河以東の農場領主制の支配する地域である。肉用牛は東南ヨーロッパ(ロシア、ポーランド、ハンガリー地域)からドイツへの輸入が見られたが、他方では北海沿岸の湿潤^(潤)な気候条件を背景にデンマーク、西北部ドイツに牛の集中的生産地域が展開した。当時ドイツの牛市場の大中心地であったニュルンベルクでは、十六世紀の最後の二十五年間に、北西部ドイツ産肉用牛が東南ヨーロッパ産肉用牛と圧倒するに至った。このように北西部ドイツの肉用牛生産が東南ヨーロッパの粗放的な放牧生産と圧倒したのは、アーベルによれば北西部ドイツにおける改良穀草式農業(Koppelwirtschaft)の発展に求められている。さらにブドウ栽培についてみると、ブドウ作に不適をドイツ東北部にも普及していたのが、十六世紀には南西部ドイツ

ツ、ライン上流地域に集中する傾向を示した。
 アーベルは以上のような農業の地域的分化を、
 オランダの集約的輪作を中心とする一種の「
 ユーネン圏」として理解しようとしている。²⁸⁾ 他
 方工業製品についても生産地域の変化がみら
 れる。麻布生産が南西部ドイツ、ヴェストフ
 ァーレン及び中部ドイツ（シュレジエン、ガ
 クメン）に、金属器生産が南部ヴェストフ
 ァーレンに展開した。²⁹⁾ このような農工生産の地
 域的分化の傾向こそが、ヨーロッパ市場と結
 びついでドイツ国内における地域間商業発展
 の基礎であった。そしてこのようなドイツ内
 陸部における地域間分業、したがってまた地
 域間商業の発展が、主要通商路の北海沿岸航
 路から内陸部（ニュルンベルク—ライプチ
 ッヒ—ブレスラウ—クラカウ—ポーゼ
 ン）への移動とをうけて現われた。³⁰⁾

工業生産において十六世紀の発展を示す経
 営形態は向屋制度（Verlagswesen）である。初期資
 本主義時代を特徴づける向屋制度は、それ自

体さまざまな発展段階をもっている。原初的にそれは生産者と完成品市場から切り離すという形態から始まり、最後には肉屋主が、原料供給、商品販売を独占する（すなわち生産者が完成品市場からだけでなく、原料市場からも切り離される）だけでなく、自身が分業を組織する段階まで発展する。最後の段階はすでに分散マニユファクチャーとしてマニユファクチャー段階に照応する工業形態として把握できる。肉屋制度に共通な要素は、生産者が同一の作業場に集中される＝となく、商人の指導のもとに、分散的に、自分自身の作業場で労働する＝とである。肉屋制度はドイツではすでに十五世紀に始まり、十六世紀以降加速的に発展したが、その発展の中心部門が繊維品のごとき日常的消費資料にあり、また金属器のごとき生産財にもこの経営形態がみられる＝とが注目される³¹⁾。

(2) ドイツ各地域における地域内分業

この肉屋制が地域的に異った発展段階をと

して現われたいことが重要である。肉屋制の端初形態としてはツンフト特契購入 (Zunftkauf) があげられる。これは商人の取引が都市ツンフトを前提としていた真に特徴があるツンフトと商人との利害を調停する機能を果たすものとして市参事会があった³²⁾。流通の面での需要の大規模化に対応して、少しあたり生産様式の変化なしに、品質の統一した商品も大量に調達するための方法がこのツンフト特契購入であるといえる。最初南部ドイツに発生したが、後にシュレジエン、ザクセンで完成した。一般的に流通組織に止まったが、自ら生産者として分散マニユファクチャーを³³⁾経営する場合も稀でなかったと云われている。これに対し西部ドイツのヴェストファーレン地方 (ヘルスバツハ農書の対象地域であるニーダーラインラントを含む) では、肉屋制は中部部ドイツ (ザクセン、シュレジエン) のばあいのように都市手工業 (農村地域の小都市) に基盤を置くのではなく、農村手工業

を基盤としてゐる莫に特徴がある。ここでは
 十六世紀に農村手工業の発展によつて、都市
 手工業の衰退傾向が明白にみられた。すなわ
 ち都市手工業はその就業者数を制限するたの
 に生業原則 (Nahrungsprinzip)³⁴⁾ — 営業独占と都市
 内部での成員間の平等性を維持するたの厳格
 な規制によつて生業を保障する — によつて
 その規模を限定されたが、農村工業・工業農
 民 (Industriebauern) すなわち小農民、下層農民
 (借家人層、小屋住農) は制限に悩まされる
 ことなく繁栄した。彼等は商人と向屋制関係
 に入り、技術をまなび、商人による指示や刺
 激を受け入れた。すなわちここでも、農村で
 増大した下層農民は農村手工業活動に生活の
 糧を見出し、その結果農業は彼等にとって副
 業となったのである³⁵⁾。シュレジエンでは都市
 ツンフトが = の新しい組織である向屋制の共
 同の担手となったが、ヴェストファーレンで
 はこの新しい組織に無理解であり、その結果
 向屋制と都市ツンフトは対立せざるをえなかつた。

つた。都市の手工業の一部は農村に流出定住し、ツインフトの規制から解放されて、それまで農村副業としてあった手工業を発展させた事例が、ケルン、アーヘンなど西部ドイツの最も重要な工業の中心地で典型的に見られた。手工業製品について地域分化を見ると、ヴエストファーレン南部地域に金属工業（伝統的な武器の生産とともに、大鎌・小鎌・犁刃などの農具、各種刃物の生産）が、北部地域では麻織物、木工品生産が展開した³⁶⁾。

以上からみてヴエストファーレン地方と中東部ドイツとでは同じ向屋制のものにあるといっても、その発展段階が異なっている。つまりヴエストファーレンでは、工業発展の基盤が農村地域に移行し始めており、封建制のちとでの都市と農村の分離による農工間の均衡＝秩序が解体し始めたことを意味する³⁷⁾。中東部ドイツでは事情が異なる。勿論ここでも工業生産は発展している。すなわちツインフト生産は注文生産ではなく価格仕事(Lohnwerk)と

ちっており、しかも流通の組織者は需要の増
 大に対応して向屋商人となっていた。この向
 屋は分散マニユファクチャーとして生産の組
 織者と作る場合も少くはなかったのであり、
 この裏で従来³⁸⁾の都市ツニフト、その流通の枠
 を一歩抜け出したものであった。そして農村
 においても都市ツニフトの規制に對抗して、
 あるいは規制を破って農村麻織物業の発展が
 かなり見られた。したがってザクセンでも農
 村と都市との分業秩序は解体の徴候が見られ
 たといえるが、ヴェストファーレンにおける
 ほど明確な形をとらず、領邦君主の規制によ
 って、十六世紀にはなお従来³⁸⁾の農村＝都市分
 業均衡の枠内にあったと云えよう。したがっ
 てヴェストファーレンでは都市による農村支
 配が崩れ、領邦君主の権力基盤(都市)と財
 政的基盤(農村工業と基盤として形成された
 商業資本)との分離対立傾向が見られたが、
 ザクセンでは両基盤がなお一致していた。

なお東部ドイツでは、工業の発展は他の二

地域と比較して著るしく立遅れていた。マルクブランデニブルグは東部ドイツでは先進地域であるが、十六世紀に都市ツインフト手工業が漸く展開し、親方・雇人・徒弟関係に及ぶ詳細な都市条令が初めて公布されている。しかしブランデニブルグにおいても、都市の大部分は農業的色彩を強くもち、フーフエ侯有者や醸造所所有者が都市貴族が占めるべき位置を占めており、少数の大都市においてのみ商人ギルドに結集した貴族層が上述の人達と並んで役割を果たしたにすぎなかったと云われている³⁹⁾。そして十六世紀後半から十七世紀にかけて、農場制領主の工業部内への生産、商取引についての進出がみられ、農村手工業が農場制領主のもとで奇型的に展開した⁴⁰⁾⁴¹⁾。

このようにして、十六世紀には工業が主として西部ドイツにおいてではあるが、農村に新しい発展の場を見出すことにより、農業に対して相対的に高度な発展を遂げた。このことが従来の封建制のもとでの農工間の均衡を

破り、価格革命の過程で農産物価格、特に穀物価格が工業製品価格と比較して急上昇する原因となったと考えられる。

〔Ⅱ〕 十六世紀におけるドイツ農書 — 農書解題 —

(1) 農書と地域 〔Ⅰ〕で見たような商工業の発展に基づく従来からの農工均衡の解体が、農産物、とくに飼料を含めての穀物需要を増大させた。このような経済事情を背景として、ドイツ各地で農産物の商品化が進み、十六世紀後半に各地域で農書が出現した。ニーダーラインにおいては、Conrad Heresbach, *Rei rusticae libri quatuor*, 1570. (英訳本 *four books of Husbandry*, translated by B. Googe, 1577. 後に *The whole Art and Trade of Husbandry, contained in Four Books, enlarged by B. Googe, Esquire*, 1614. 独訳本 *Vier Bücher über Landwirtschaft*, Bd. I, II, Übersetzung von M. Güntz, in: *Jahrbuch der Gesellschaft für Geschichte und Literatur der Landwirtschaft*; 1914 - 1931., Conrad Heresbach,

Vier Bücher über Landwirtschaft, Band I Vom Landbau, Übersetzung mit kritischem Quellenachweis von Helmut Dreitzel, 1970.) 、 ガクセン において は Haushaltung in Vorwerken, Ein landwirtschaftliches Lehrbuch aus der Zeit der Kurfürsten August von Sachsen, 1557/70; Abraham von Thumshirn, Oeconomia (1616 Casper Jugelius により Leipzig で 出版)⁴²⁾; 農書では なるが ガクセン 選帝侯 アウグスト の 直営地 経営 の 実態 を 記録 した Bericht über die Visitation der Kurfürstlichen Vorwerke im Jahre 1571 von Thumshirn がある。 シュレジエン については Martin Grosser, Kürze und gar einfeltige Anleitung zu der Landwirtschaft, beides im Ackerbau und in der Viehzucht nach Art und Gelegenheit dieser Land und Ort Schlesien, Görlitz 1590.⁴³⁾ ブランデンブルグ については Johann Coler, Oeconomia ruralis et domestica 1593/1601.⁴⁴⁾ が 挙げ られる。

(2) 著者 ヘレスバッハ は ニーダーライ
ンの 領邦 国家 ベルク の 領主 で 人文主義 者 であ
った。 古典 古代 の 文献 に 親しむ う 5 6 古代 農

書に接する機会を持つこととなつたが、古代
 貴族と農業との関係を知る中で、農業が賤し
 い生業であるとする当時の考へ方から次第に
 腹していったようである。「農業に關する四
 章」の序文では当時のライニランドの高級貴
 族の間で農業知識がかなり普及していったこと
 が窺われる^が。このことから見て、領主経営が
 基本的に解体していったこの地域でも、農業知
 識に対する潜在的要求はかなり大きく、この
 要求を前提として、ヘレスバッハ農書(ラテ
 ン語)が出版されたと考えられる。ザクセン
 のトウムブスヒルンもヘレスバッハと同様貴
 族であり、自らの経営する二直管地経営の実
 態を中心に叙述している。当時のザクセン貴
 族の間で行われていた領主経営を正確に記
 述しているものと推測してよいであろう。Haus-
 haltungはザクセン選帝侯アウグストがトウム
 ブスヒルンの農書に刺激をうけ、領邦君主直
 管地経営の役人用に編纂させたもので、直管
 地管理指針といった性格をもっている。編者

は不明であるが、一説によればトウムブスに
 ルンではなにかと云われている。貴族による
 農書の出現は、先に述べた経済事情を背景と
 したところの、穀物価格の上昇による貨幣地
 代の価値の低下⁴⁶⁾と直営地経営の有利化、およ
 び当時封建的兵制が解れ傭兵制に切替って行
 く中で貴族が軍役から離れて領邦君主の宮廷
 貴族(役人)化するか、あるいは農業経営に
 従事するかの選択に迫られたという事情が
 あった⁴⁷⁾。ゲロフサー、コーラーは何れもル
 タ一派の司祭出身である。彼らは宗教改革に
 よって従来農民に耕作させていた教区の司祭
 耕地(Pfarrgut)を自営することになったが、そ
 の中で農業に関心を持つようになり、その見
 聞した地域農業の実態を記述したと云われて
 いる。この意味で彼らの農業に対する関心は
 宗教改革の精神に根ざしているのであるが、
 そのイデオロギーは後にコーラーについて見
 る⁴⁸⁾様にゲーツヘル的である。以上からみてド
 イツにおける農書の成立は、十六世紀におけ

る農産物とくに穀物生産を有利とする経済事情、軍制上の変化といった社会的事情を背景としていゝが、思想的には人文主義⁴⁸⁾、フロスタニテ、ズムの倫理が関与してゐる点が目される。(生産に対する積極的関心の喚起)。

(3) 内容 グロツカー農書が主として栽培・飼育技術的内容であるに対して、ヘレスバッハ農書および特にザクセン農書、コーラー農書が栽培・飼育に関する技術的記述に、経営管理的内容が加わつてゐる点に特徴がある。記述の対象はヘレスバッハ農書、トウムブスヒルニ農書をはじめとするザクセンの各農書では領主経営、グロツカー、コーラーの農書では農民経営である。しかしコーラー農書は同時に領主経営にも頁数を割いてゐる。領主経営が対象となつてゐるのは、ドイツの各地で貴族層における自営化傾向の高まりを反映してゐると考へてよいであらう。用語からみるとヘレスバッハだけがラテン語を使つてゐるのに対して、他の農書はすべてドイツ

語を用いている。またヘレスバッハ、コーラ
 ーの農書が古代農書や他国の農書からの引用
 が随所に挿入されているに對して、グロツカ
 ー、トウムブスヒルンの各農書は対象地域の
 農業の記述に限定されている。このように用
 語、古代農書の引用の有無など形式的な相異
 はみられるが、その内容の真からみると、ど
 の農書も、十六世紀のそれぞれの地域の農業
 実態の記述であつて、十七世紀以降の農書に
 みられるような時代、地域の混乱は見られな
 い。この真に十六世紀農書の農業史資料とし
 ての大きな価値がある。したがつてこれらの
 農書は各地域の農業技術、領主経営、分益小
 作経営、農民経営について正確な信頼できる
 資料を提供してくれる。⁴⁹⁾

(4) 農書の時代的性格 さてこれらの農
 書はロツシヤー (Roscher) 以来いわゆる家父学
 (Hausvaterliteratur) の系列に属するものとされて
 きたが、最近シュレーガー・レムプケ女史は
 十七世紀のドイツ農書について「家父学的性

格が見られるが、十六世紀の農書には家文学
 文献とは區別するべき「初期資本主義」的性
 格が認められるとしてゐる。⁵⁰⁾ 家文学についで
 はO. ブルンナー (Brunner) の画期的研究があ
 る。⁵¹⁾ すなわち彼は家父学がギリシャの「家」
 Oikos に關する學問とローマ農學との結合し
 て生じた、倫理學・社會學、醫學・家政學・
 農學の複合体であり、經濟的觀點からみれば、
 自給自足原理に立つ「家」經濟に關する學問
 であるとする。そのほかに商業は否定されて
 はいないが、それは「家」の自給自足經濟を
 補足する限りで認められてゐるに過ぎないま
 のであるとする。レムプケはこのブルンナー
 の研究を前提として、十六世紀ドイツ農書が
 自給自足經營ではなく、營利經濟的性質をも
 つ領主經營を前提としてゐる點を強調する。
 如史によれば、この營利經濟的性質はまづ十
 六世紀農書の構成に見られるとする。すなわ
 ち家父學が、家父長制により秩序づけられた
 自給經濟と營主領主の「家」の家政全部内と

対象としてゐるのに対して、十六世紀ドイツ農書が対象と農業に限定してあり、しかもそのため、計算に基づき収益性を追求する商品生産を志向する農業経営について記述してゐるとする。したがって自給自足家計原理に立つ家長ではなく、商品生産を行はう経営主が記述の対象となつてゐるとする。そしてこのように商品生産志向は、十七世紀前半の三十年戦争によつて中断されて自給自足経営への復帰が行はれ（これを作付組織の観念からみると、豆科作物を含む多圃式農業から古典的三圃式への移行となる）、ここには自給自足原理による「家」=領主の家政の書として家文学が成立するとする。このようにしてすまは十六世紀のドイツ農書を貫ぬくものも、商品生産を追求し計算に基づく収益性追求志向をもつ「初期資本主義的グーツヘル経営の精神」と規定するのがある。

今、世史の見解を農書について簡単に検討してみよう。農業経営、とくに領主経営の合理

化、集約化について最も強調するのは、トウ
ムガスヒルンである。彼はザクセンについて
次のように述べる。

「農耕が有利で収益を毎年あげる為には
(経営規模を一筆者) 家畜糞尿を施肥し
うる範囲に止め、すべての労力を適期に
かつ適切に行なひ、採草地の草生、牧草
地、放牧地、羊その他の家畜飼育に応じ
て行なわねばならない。よく整えられた
農耕は、大面積の施肥もされず、作
業も適切に行なわれなひもつより二倍、
三⁵²⁾倍の利益がある。」 「大面積の農業
では経費がかかるとだけでなく雑費も多く
かかり、しかも広いため適期の作業が
できず、賦役農民や賃労働者に勤勉に仁
事させることもできず、そのため屢々作
業時期を失し、播種收穫期に天候が悪い
と損害を生じる。かくして大面積の農耕
では必要を施肥ができず、結局支出を償
へない。これを要するに、農耕は主とし

て神の御恵みの外に、二つの原因、適期の
の施肥と勤勉な作業にかかわる。 . . .

したが、て思慮ある農業者はもう一つ分
農場を設立するか、永小作あるいは地
保有形式で小作に出すことを考へる。⁵³⁾

すなわち、トウムブスヘルンの目ざす経営
は、いたがらに面積の広さを追求する粗放農
業を適期の施肥・農作業による集約農業に移
すことにあつた。これは十六世紀の南疆ある
いは多圃化による休耕地の縮小と、いう形で耕
作面積の拡大を追求する農業生産力の発展が
必然的に突つ当らなければならなかつた壁、
すなわち肥料不足を反映したものであるが、
十分に施肥、適期の農作業が行なわれれば、場
合費用を償ふ之なるとし、集約農業が粗放農
業よりほるかに利益があるとする真に商品出
産を行なう経営の性格が明らかにでてゐる。

この集約化、合理化は、耕地が離れていて年
雇あるいは賦役による農作業の監督を十分
にせよといふ、地力低く肥料、労力、種子を

償ゆ旨いばあ、乍らに小作ただすことにも
 あらわれれている。さらにトウムブスヒルンに
 よれば農業経営でも簿記をつけ、商人経営と
 同様に計算を行なうべきであった。「つぎの
 事は汝を恥ずかしめほしむ。・・・他者か
 ら入手したもののすべてを教之衡る。支出と收
 入を記帳する⁵⁴⁾」ニウトウムブスヒルンの言葉
 は勘定とか儲けとかが當時をあげクセンの領
 主層にとって身分にふさわしからぬものとし
 て感じられていたことを窺わせるが、しかも
 そうしたことが決して貴族にとって恥ずべき
 ものではないうと主張しているのである。
 ここに農業における商品生産の発展が
 中部ドイツに与えた影響が窺われる。領主は
 穀物栽培耕地での穀物発芽後の除草に賦役を
 用いるのでもなく、また貸金を支払って賃勞
 力を使用するのでもない。貧農が家畜飼料に
 不足し雑草を飼料として必要とすることから
 領主の穀物畑の雑草を採取(除草)するに
 認められた代償に、草小作料(Graspacht)を徴集

55)

する。ここには雑草すらも貨幣化しようとする領主の志向があらわに出てきている。同様な経営の合理化は労働節約的を施肥方法や耕地利用法にも見られる。遠く離れた耕地には運搬の労働を節約するため緑肥が使用され、あるいはまた植林された。遠く離れた耕地にはエンドウをまき、用花し始めの時期込む。それによって土地は肥え軟かになる。⁵⁶⁾ 多くの場所で遠くにある耕地には植林するのが良い。なぜなら労働を必要としないからである。⁵⁷⁾

一方領主は封建的権力の貨幣化をはかっている。すなわち分益小作人に賦役を貸与し、これに対して貨幣を要求するのである。ここには領主と農民関係のところで賦役が維持される、従って基本的に封建的諸関係が堅持される中で領主と分益小作農との関係だけが貨幣化される。

したがって、商品生産の発展に伴って、貴族は旧来の生活慣習を拘束されるがらみ、そこから次第に脱して商品生産に適応して行く。

中には施肥、労働節約の姿が見られたよう
 に一定の合理化が見られた。また簿記の記帳
 による計算と収益性の追おがみられ、雑草小
 作にみられるように、あらゆるものを貨幣に
 転化しようとする傾向が顕著であった。しか
 し賦役について見られたように、この合理性の
 追おは基本的に封建的領主特権を解消するも
 のではなく、積極的に維持利用することと結
 びついた合理性の追おであり貨幣追おであっ
 た。ユーラーが宗教改革の精神である生産に
 対する積極的肯定的姿勢をとりながら、しか
 もゲーゾヘル的立場にたつたことも、以上のよ
 うな時代に大きく規定されたことであつた
 と考えられる。この意味で、十六世紀におけ
 るドイツ農書の成立は、領主的立場からの生
 産に対する肯定的姿勢によるものであり、領
 主の「初期資本主義的精神」に負うていると
 いえるであろう。⁸⁾

注 25) 藤瀬浩司、「近代初期ドイツにおける社会経済構造」(岩波講座『世界歴史』14所収) 259頁。なお上述の過程は、一方では都市・商人の上昇を、他方では領主の下降、いわゆる「封建的危機」を生ぜしめた。この「危機」への対応の仕方ドイツでエルベ以西のドイツの地代荘園領主制、エルベ以东の農場領主制(Gutschenschaft)という二元性を生んだことはよく指摘されている。

26) 藤瀬浩司、前掲論文 259頁。

27) 以下については、W. Abel, *Geschichte der deutschen Landwirtschaft vom frühen Mittelalter bis zum 19. Jahrhundert*, 2. Auflage, 1967. S. 168-182.

藤瀬浩司、前掲論文、259頁。

28) アーベルは集約度を規定する要因として、土壌・気候・農民負担、交通立地の四要因を挙げるが、その中で交通立地を最も重視する。Abel, a. a. O. S., 176. ただし筆者はこのキューネン園的考へには

賛成できない。その理由については注41)を見られたい。

29) F. Lütge, Die wirtschaftliche Lage Deutschlands vor Ausbruch des dreißigjährigen Kriegs (in: Studien zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, 1963, S. 374ff.
藤瀬浩司、前掲論文、259頁。

30) F. Lütge, a. a. O. S., 363ff.

31) 向屋制度については F. Lütge, a. a. O. S., 374. S.S. 377-383. 藤瀬浩司、前掲論文、255~257頁。商業資本による小営業の支配の形態についてはレーニン『ロシアにおける資本主義の発展』(レーニン全集・大月書店) 376頁以下。

32) F. Lütge, a. a. O. S., 377.

33) 藤瀬浩司、前掲論文、256頁。例えばザクセン商人クラマー Cramer は1579年、騎士領モイゼルヴィッツ Rittergut Meuserwitz に麻布生産のため、晒布工場、織布工場、染色工場、オランダから連れてきた親方、雇人用の小屋百戸以上を建てている (F.

Lütge, a. a. O. S., 378.) 正おガクセンで、この麻織物の流通を規制し、また麻織物工業の担手であつた都市を支配したものは、領邦君主をほいめとする裁判領主であつた。裁判領主は、その支配下にある都市のツロフトが西南ドイツ資本と契約を結ぶに當つて、西南ドイツ資本の利潤の分前になることを条件に許可した。さらに直接手工業者の織維に課税し、織布工、紡績工、糸買人にも課税した（進藤牧郎『ドイツ近代世立史』151頁）。

34) 川本和良、『ドイツ産業資本成立史論』40頁。

35) F. Lütge, a. a. O. S., 380. 藤瀬浩司、前掲論文、256～257頁。

36) F. Lütge, a. a. O. S., 380. 381. 藤瀬浩司、前掲論文、257頁。

37) 藤瀬浩司、前掲論文、257頁

38) 松尾展成、「封建的危機の経済的基礎 — ガクセンの場合 —」（『西洋経済

史講座』所収、55頁以下。) 藤瀬浩司、
前掲論文、257頁。

39) 藤瀬浩司、「東ヨーロッパの農場領
主制」(『西洋経済史講座 III』所収、149
~150頁。)

40) F. Lütge, *Geschichte der deutschen Agrarverfassung*,
2. Auflage. 1967. S. 134, S. 140.

41) 以上に見られるような社会的分業
の発展の量的、質的差違は、各地域の
農業の性格、構造にどのように影響して
いるかが向題とされなければならないで
あろう。先に述べたアーベルのチェーン
ン圏による各地域農業の集約度に関する
把握はこの観点と欠いてゐる。確かに、
アーベルがヨーロッパ各都市の穀物価格
が相互に密接な関連性を示してゐること
に基づいて主張してゐるように、とくに
十六世紀後半のヨーロッパは地域間の関
連の度を高めてゐる。またドイツについ
ても先に述べたように各地域間の商

品流通密度も高まっている。しかしこの
 時期の特徴をなす大商人の財産の最大の
 蓄積基盤が、藤瀬氏の指摘されるように
 各市場間の価格差の最大限の利用にあっ
 た事から考之ると、アーベルの言うチユ
 ーネン圏成立の条件はまだ必要最小限度
 満たされていなかったと考之ざるをえない。
 むしろ特定地域内における社会的分業の
 発展が地域農業に対して持つ意義が、ス
 ランダを中心とする交通立地と同時に考
 之なければならぬ。すなわち特定地域
 農業の規定要因としては、十六世紀にお
 ける地域間分業と共た、地域内分業が重
 視されねばならぬであろう。

42) 43) A. von Thunbshirn, M. Grosser の二農書は、
 Schröder-Lembke 女史編の以下の書物に收めら
 れている。Grosser / Thunbshirn, Zwei frühe
 deutsche Landwirtschaftschriften, herausgegeben von Gertrud
 Schröder-Lembke, 1965. この書物にはレム
 ケ女史の二農書の解題、書誌学的研究が

含まれている。なおグロッサー農書には
農用具解説が、トウムブスヒルニ農書に
は農事暦が附されている。

44) コーラー農書の書誌学的研究には
G. Schröder-Lembke, Die genesis der Colerschen Haus-
bücher und die Frage seiner Quellenwertes (in:
Weg und Forschungen der Agrargeschichte, herausgegeben
von W. A. Boelke und H. Haushofer, 1967.) がある。

45) Konrad Heresbach, Vier Bücher über Land-
wirtschaft, Bd. I, Vom Landbau, herausgegeben von
W. Abel, Übersetzung mit kritischem Quellennachweis
von H. Dreitzel, 1970. 8. Baff.

46) 十四、十五世紀にドイツでは各地
域とも封建地代は一般的に貨幣化してい
たといわれている。

47) Grosser/Thunbshim, a. a. O. S., 下ff. アー
ベル『農業恐慌と景気循環』(寺尾訳)
158頁。

48) 近世における人文主義者の農林業
に与えた影響については、A. Hauser,

Beiträge der Humanisten, insbesondere der Juristen zur
Entwicklung der Land- und Forstwirtschaft vom 15. bis 17.
Jahrhundert, ZAA, XIV. 1966. S. 182-190. 参考
の = と。

49) 二の真に ついては, G. Schröder-Lembke,
Die Hausväterliteratur als agrargeschichtliche Quelle,
ZAA, Bd. I. 1953. とくに S. 109. 地域性
について最も明確なものはグロフサーの農書
である。「この書物では、私は我々の土地
柄 (Landart) において行なわれるべきこと、
および行なうべきからざることを示した。」

(Grosser / Thumbshirn, a. a. O. S., S. 19.)

50) Grosser / Thumbshirn, a. a. O. S., 9f.

51) O. Brunner, Die alteuropäische Ökonomie, Zeit-
schrift für Nationalökonomie, Bd. 13, 1950.; Derselbe,
Hausväterliteratur (in: Handwörterbuch der Sozialwissen-
schaften, 5. Bd. 5. S. 92 ff.); S. v. Frauendorfer, Ideengeschichte
der Agrarwirtschaft und Agrarpolitik Bd. I, S. 116-126.

52) Grosser / Thumbshirn, a. a. O. S., 96.

53) Grosser / Thumbshirn, a. a. O. S., 97.

54) Grosser / Thumbshirn, a. a. O. S., 63.

55) Grosser / Thumbshirn, a. a. O. S., 84.

56) Grosser / Thumbshirn, a. a. O. S., 98.

57) Grosser / Thumbshirn, a. a. O. S., 98.

58) 各地域で、領主の「初期資本主義的精神」の具体化したる領主経営がどのよう
な経営形態をとるかには、各地域内にお
ける社会的合業に基として規定されると
考へる。

第二章

十六世紀後半のニーダーライン地方
における農業生産力と農業経営の諸
類型

第一節 ニーダーライン地方の農業生産力¹⁾

(1) 農地の構成 ヘレスバッハは耕地を (a) 毎年新たに耕耘されて播種される土地 *ager restibilis* (b) 三年目、四年目、五年目には休閑される土地 (c) 休耕地 *ager Novalis* 一初めて犁耕される以前には作付されて、²⁾ 今から土地で、収穫後休ませている土地ではない。一の三種に区分している。*ager restibilis* とは文字通り休閑をしに「毎年播種が可能な土地」²⁾ であって、沖積地であるか、あるいは特に自然的豊度に恵まれた土地である。ニーダーラインでは河川流域の若干の地域に見られるとする³⁾。次の一般耕地の「三年目、四年目、最高五年目には作付を中断しなければならぬ」⁴⁾ 耕地とは明確に区分されている。しかし *ager restibile* はアーベル版では箇所によって異なった理解、ドイツ語訳がなされているように思われる。すなわち犁耕に属し説明が箇所では「犁耕する耕地は休耕地であるか、

あるものは前年に作付けられた土地 (restibile) で
あるか、で大きな相異がある⁵⁾としており、ま
たエンドウ栽培に關する箇所でも「エンドウ
は休耕地に栽培されるが、しかし前年に (他
作物が一筆者) 作付けられた (restili) とするの
を、して一回犁耕した肥沃な土地に播く方がよ
い⁶⁾」としており、微妙な相異があるように思
われる。すなわち犁耕およびエンドウの播種
地に關する箇所でのように「前年に他作物を
栽培した土地」の意味に解されるならば、こ
の場合厳密に考之ると (a) の *ager restibilis* だ
けでなく (b) の休耕地であるが休耕地後数年間
連作される土地が含まれる = ととらる。つま
り前年に他作物を作付けた土地、無休耕地作付
地の何れも *ager restibilis* ということにするから
である。この区別を問題にする理由は、一つ
にはニ－ダーラインにおける耕地の構成の異
からであり、二つには耕地の地力維持の問題
に關してである。

耕地の構成について云えば、後にグラニテ

ニブルクについて具体的に見るように、当時の耕地は、例えば三圃式農業が行われていたとした場合に、一律に三年に一回休閑されるのではなかった。ブランデニブルクの例では三圃式農業を営む村落には実に種々の作付期間をもち土地があった。毎年作付けられる土地 (Wördenland, 毎年施肥)、三年間に二年作付けられる土地 (Gerstenland, 毎年施肥)、三年間に二年作付けられる土地 (Haferland, 無施肥)、三年に一年作付けられる土地 (3 jährige Roggenland, 無施肥)、六年間に一年だけ作付けられる土地 (6 jährige Roggenland, 無施肥)、九年間に一年だけ作付けられる土地 (9 jährige Roggenland) があり、これらの地力、施肥方法の異なる土地から成る村落耕地で三圃式農業が行われていたのであった。したがって作付順序と理解するためにも、耕地の構成を明らかにする必要がある。この場合にニールライニについて毎年播種される土地、休閑される土地、休耕される土地 (アルメシデ, 放牧地)

の三種から成るのか、あるいは休閑される土地と休耕地との二種類の土地から成るのかの問題に存するのである。アーベル版からすると、河川流域の若干の地域を除いて、何年かに一回休閑する普通耕地(内圃)と数年に一回だけ付けられる休耕地(外圃)とから成り立っていることとなる。この耕地の構成と関連して、第二に地力維持の問題がでてくる。ブランデンブルクの *ager restibilis* である *Wörden* は、集中的に毎年施肥されることによって毎年の播種が可能であった。ニージャーラインでは、ヘレスバッハの記述によれば、*ager restibilis* は自然的豊度に恵まれて毎年播種が可能であった。この *ager restibilis* の解釈について注目をすべきは、ゲージによる英訳版である。このゲージ英訳版では *ager restibilis* がレイ (lay ground yearly sown) として理解されている⁸⁾。ゲージが *ager restibilis* をレイ耕地として扱ったのは、十六世紀におけるイングランド農業の現実、すなわち *lay farming* の進展をふまえてのものであると考

えられる。ニ—ダーラインにおいても、ヘル
 スバッハが指摘するように、地力の枯渇した
 農用地には、地力回復作物として、ルーピン
 その他の豆科作物が栽培されていた。この具
 かつ單なる自然的豊度にもとづく *ager restibilis*
 の存在だけではなく、おそらく未だ体系だっ
 てはいないにせよ、改良穀草式農業にみられ
 るような耕地と採草地との交替という形での
ager restibilis が存在したことが充分考えられ
 るのであろう。ヘルスバッハの記述からは、*ager*
restibilis が河川流域にだけ見られる例外的な
 存在であったのか、それとも改良穀草式にみ
 られる形での地力維持方式による普遍的な構
 成要素であったのかは明確ではない。ヘルス
 バツハが *ager restibilis* として理解しているの
 は河川流域に限定されているように考えられ
 る。しかしニ—ダーラインにおいてもイング
 ランドのいわゆるレイ耕地が部分的にせよ見
 られることは疑いなき事実であるように考
 えられる。

(2) 作付順序

a) 作物交替原則 ニーダ－ラインの作付順序でまず注目すべき事は、不充分ながら、作物交替原則が意識されてゐたと考えられる事である。『すなわち土壌の性質によつて、二年目に休閑させるか、あるいは軽い性質の種子、つまり土地を痩せさせる程度が少なく、土地から力を奪ひ取らない種子、例えばルーピンとか後に拳げるような他の種子を作付するかせねばならぬ。』⁹⁾ ここでホル、－ピンの持つ積極的な地力恢復機能を指摘するといふよりも、むしろ、地力を奪ひぬいといふ消極面しか指摘されてゐるが、しかし作物交替原則は見まがうべくもなく認識されてゐる。この記述に見るやうにニーダ－ラインでは、當時は、やはりと前作・後作を考へた作付順序が見られた事に特徴がある。この事を確認した上で具体的に作付順序の問題にはいつて行くことにする。

b) ヘレスバッハはニーダ－ラインにおけ

る作付について以下のよう述べている。

「休閑地あるいは施肥した耕地には、最初に大麦または小麦を播くべきである。

小麦は肥沃な土地を好むが、しかし余りに肥沃すぎる土地では徒長して倒伏しやすい。それゆえ、あらかじめ大麦、エン

ドウ、あるいはソバを作付けた土地に小麦を播くのが一番良い。小麦のあとに、

同じ土地をもう一度ライ麦播種のために整え、ライ麦のあとにはもし地力が無く

なつていなければ、もう一度大麦を播く。

非常によく肥えた土地には、アブラナを

収穫したあと、すぐに一回犁耕して、ソ

バを播く。そうすると耕地は一年に二度

収穫物を生む。同様にライ麦の収穫後、

同じ耕地で二回目の収穫をカブから得る

ことができる。エンドウ、ガイケン、

ヘントウ、インゲンおよび殆んど全ての

豆類の播種のためには肥沃な土地が必要

である。それ等を収穫した後で、同じ耕

地で次年度には小麦が一番良く出まゐる。

さらにキビ (Rispenshirse, Kolbenshirse — 筆着)、

カブ。ポリニウスはカブを施肥した土地

に播くのを良しとしてゐるが、しかし私

は自分の経験を通じて、特に肥次でない

土地で、ライ麦を収穫した後、同じ年に

カブが良く出まゐるとを学んだ。砂質土地

は二、三年間休ませねばならない。次

で施肥し、ライ麦またはソバを栽培し、

その後には燕麦を作付けする。休ませない

た土地、あるいは耕耘前は放牧地であつ

た土地には、肥次を地方にある場合燕麦

を、しかも一回犁耕した後で作付けする。

次いで次年度には再度しかもアブラナを、

次に大麦、次に小麦またはライ麦を、最

後に燕麦あるいは地力があればライ麦を

作付けする。その後は施肥するか、休ませ

るかせねばならない。軽い土地では多くの

の処で、大麦に続いて Rispenshirse を播き、

これを収穫したら、カンパーニアでや

て、このように大根 *Rettich* を、その次に大

麦 *おまび* 小麦を播く。そのようを耕地で

は、播種の際に犁耕するだけで良い。ス

ハルト小麦を植えた土地が残ってれば、

冬の三ヶ月間放置しておき、春インゲン

を作付ける。同様に肥えた土地では作付

交替が可能であり、しかも穀物収穫後三

作目に豆類を播ける。瘦せた土地では一

年間ずつと休ませねばならない⁽¹⁰⁾

以上から次のように整理できる。

i) 粘土質土壤耕地における作付順序

普通の地力をもつ耕地では、耕地は最大四圃

に区分され、休閑 — 小麦 (または大麦) —

ライ麦 — (地力がなお残っている時) 大麦と

なる (三年二作をいし四年三作)。すなわち

B⁺H H (H) が基本骨格である。(ただし B は

休閑, H は稔実作 *Halmfrüchte*, + は施肥を示す)

穀物の二年をいし三年の輪作という点では典

型的な三圃式をいし四圃式農業である。⁽¹¹⁾ 小麦

が徒長するほど肥沃な (つまり窒素成分過多

の) 耕地では、小麦の徒長、倒伏を防ぐため、

小麦の前作に過剰窒素と利用して、地力消耗

作物を挿入する。その作付順序は 休閑 —

大麦 (またはエンドウ・ソバ) — 小麦 —

ライ麦 — 大麦 (五年四作) となる。これに

一年ニ毛作の作付 アブラナ — ソバ (休閑

後の第一作付年度の位置にはいる)、ライ麦

— カブ (第三作付年度の位置) が組合めさ

れる。⁽¹²⁾ すなわち、休閑 — 冬アブラナ・ソバ

— 小麦 — ライ麦・カブ 圃作 — 夏大麦 (五年六作)

あるいは 休閑 — 豆類 — 小麦 — ライ麦

・カブ 圃作 — 夏大麦 (五年五作) となる。

その他の作付として は 休閑 — 豆類 — 小

麦 — キビ — カブ⁽¹³⁾ (五年四作) が考がらひ

てゐる。

これらの作付順序は主穀式農業段階での優

良地ではある。粗土質土壌におけるものであるが、

注目されるのは以下の点である。第一に、豆

類 (エンドウ、アブラナ等) がある。女土地

を被い土地の固くなるのを防ぐソバが輪作と

採り入れられてゐる。第二に、従来圃地に栽培
 されてゐたカブが耕地作物として登場してゐ
 る。しかるその場合、古代におけるように施
 肥地ではなく、ライ麦收穫後の跡地に無施肥
 で栽培されて良く成育するといふ経験に基づ
 いて間作として採り入れられてゐる。第三に
 一年二作といふ、当時の西ヨーロッパ農業から
 みて、かなりの集約度の上昇が認められる。
 すなわち、アブラナは商品作物として、当時
 主として冬作物として、三回犁耕後肥次なエ
 地または施肥地に播種された。ソバは砂質土
 壌でもよいが、肥次地で良く出まるとされて
 いる。従つて、ナタネ—ソバの一年二作
 の場合、優良地に播種されるのが普通であり、
 当然施肥を必要としたと考へられる。したが
 つて先にあげた作は順序はア—ベルも云うよ
 うに一見輪栽式農業に近いように見える。
 しかし、こゝで注意すべき事は、休閑が依然
 として存在してゐることは別として、エンド
 うなどの豆類とカブが輪栽式の作は順序の中

で持つとされている、いわゆる地力増強機能を
 有しているか、どうかの問題がある。豆類は
 作物分類からすると確かに茎葉作物に属する。
 しかし上述の輪作中に見られる機能からすれば、
 小麦にとつての過剰窒素成分を消費する
 機能を有するものとして、大麦（地力消耗作
 物）と同列に置かれていた。この点からみて
 豆類は地力消耗的機能をもち稔実作と見なさ
 なければならぬ。この点については加用土
 が、エンドウを「三圃式」農法の段階では、主
 として重粘土壤において夏穀に準じて一部に
 栽培されていたが、その場合は一種の夏穀と
 して地力収奪機能をもちものである」とし
 ておられるのと全く同様である¹⁴⁾。ただし「收
 穫直後、エンドウの小鋤で刈り残した部分を
 直ちに犁き込む」ことによる肥料効果¹⁵⁾、及び
 農作業の面では、豆類あるいはソバの収穫跡
 地に小麦を播く場合、普通三回を要する犁耕
 が一回で良いとされており、労力節約的効果
 を持つた点に注意せねばならないであろう。

この二葉において、浅耕・多肥段階でのエン
 ドウ・小麦という前後作関係（作付組織項）
 の成立は、この時点での生産力発展の特徴で
 ある。またカブもノーフォーク農法にみられ
 るように地力増進機能を持っているであろう
 か。ノーフォーク式農法で栽培されるカブは
 深耕（30 cm）多肥のもとで後作の穀物に対し
 地力増進機能をおよぼす。しかし十六世紀のニ
 ーランドの耕地に作付けられるカブは穀物
 用の浅耕（約10 cm）しかできないう犁で耕作さ
 れている。ところでヘレスバツハは、カブの
 栽培には犁よりも鋤（Spaten）で耕耘するのが良
 いとしている。これは広い土地（耕地）では
 犁、狭い土地（園地）では鋤と云われるよう
 に、栽培地の広狭による耕耘用具の相異を指
 摘しているのではないかと、耕耘の浅深につい
 て述べていると考えた。つまりカブの栽培
 には犁の耕深では不十分であり、鋤でなくて
 はカブに適した深さまで耕耘出来たことを
 指摘しているように考える。したがって十六

世紀のカブ栽培と特徴づける、耕地におけるカブは、カブの必要とする深耕が行われないうち、この条件のもとで栽培されたと考えられる。また肥料の欠かすことも、休閑後四作目に作付けられるカブに対しての施肥は行われないうちに栽培される。つまり施肥は穀物に対するものであつて、カブに対するものではない。このように浅耕、少肥(穀物に適した施肥)のもとで栽培されるカブは、輪栽式農業で発揮する地力増強機能を発揮しているといふことができる¹⁶⁾。カブが輪栽式における機能を発揮していることは、カブが栽培されて耕地の連作期間が長くなつても、休閑が減少せず存続していることや、穀物の前作ではなく後作として位置づけられていること、さらにカブの栽培される土壌が当時では主として粘土質土壌であつたことなどにもみられる¹⁷⁾。

以上、粘土質土壌における作付順序は、豆類、カブが導入されていゝが、その栽培は浅耕、肥料不足という条件の下で行なわれた為、

ある程度の地力増強機能を示しているとは云え、輪栽式において豆類、カブが持つ機能を發揮しているとは云えない。しかしエンドウソバに見られるような作付順序組成の出現、カブ間作、地力の固渇した耕地への牧草の栽培(レイ)は主穀式農業の枠内ではあっても、その極限とも云える発展を示している。そして先に見た作付順序が従来と比較して、多量の労力と特に肥料を必要としたことは明らかであって、地力の維持・増大の面での進歩なしには実現できない性質のものであると云える。

ii) 砂質土壌耕地における作付 砂質土壌では二、三年の休耕後に施肥し、二年間の穀物連作が行なわれてゐる。すなわち、¹⁸⁾ 休耕(二、三年) — ライ麦(ソバ) — 燕麥。ここでは穀物の連作と二年以上の休耕とが交互に繰返されてあり、新しい展開は見られない。しかし他方では豆科牧草のうちルーピンが特に砂礫土壌の適作物(飼料・緑肥)とし

て取入れられており、この真に当時の砂質土壌耕地における発展がみられる¹⁹⁾。

iii) アルメンデにおける作付 肥次を土地では施肥した休耕地を一回犁耕して、休耕—燕麥—冬アブラナ—大麦—小麦(ライ麦)—燕麥(可能な時はライ麦)という六年五作の作付が行なわれる。砂質土壌では、休耕地の三回犁耕後 休耕—大麦—Rispenhuse—大根—大麦(小麦・スペルト小麦)—ソラマ²⁰⁾の作付が行なわれた。アルメンデすなわち外圍においても粘土質土壌については施肥も必要とする作付が為されている。真は、この地方における肥料の豊富さを裏付けるものである。この厩肥は、芝草の上に糞尿をかけ、そのまま放置して腐熟させるか、あるいは羊小屋に芝草を投げ入れて作るものとなっている。なお重粘土壌ではアブラナが、砂質土壌では大根が栽培されているのが目を引くが、これは耕地について豆類、根菜類に同じ述べたと同じことがあてはまる

でありう。

注目すべき事は、放牧地、休耕地、未墾地に、とくに砂質土壤に適した豆類、牧草が導入されていることである。²¹⁾ エンドウも休耕地に播種されたが、²²⁾ しかしとくに砂質土壤で、²³⁾ ヴィーゲン、²⁴⁾ ルーボン、²⁵⁾ コロハ (Bockhorn, Kuhhorn)、²⁶⁾ 苜蓿 (cytisus)、²⁷⁾ オオツメグサ (Spergel) が播種された。このように三圃式農業に代表される生産力水準では劣等地であった砂質土壤でも、飼料作物であると同時に緑肥作物でもある豆類、牧草が導入され、そのことにより生産力が増大した。

ル) 採草地 採草地について十六世紀のニードーラインで最も強調されている事は、灌漑と栽培牧草である。すなわち採草地についての記述は、マルメラ、フリニユウス、バロウエドローマ農書によっている部分が多いが、灌漑の必要性と強調する部分はヘレスバツハ自身の記述である。²⁸⁾ 「土が乾燥して収量の少ない土地にある採草地は、近くから灌漑

用の溝の助けを借りて、近くの小川または池
 から灌水できれば最も有利である。」「乾燥し
 て地味のは悪い土地でも、灌漑できれば採草地
 をつくれる。」

栽培牧草としては特にルーサン (Luzern) が
 注目されている。ルーサンはドイツに「現在
 (十六世紀に業者) イタリア、フランス
 産クローバー (Welscher Klee) と呼ばれて導入さ
 れた²⁹⁾」しかし既に「多くの処で、採草地に豊
 富に自生している³⁰⁾」とされている。この自生
 ルーサンは「多くの場合、以前に播いた種子
 の残りが生えたものである。」あるいは「ルーサ
 ンは多分に亘って絶えず地面に落ちた種子か
 ら生産量を落とさずに発芽する。しかしその後³¹⁾
 は芝土の力に負けて普通の採草地に退化する。
 自生するのを妨げるものは何も無いように思
 われるが、しかし外国産であるので、恐らく
 播種 (künstliche Aussaat) を必要とする。³²⁾」注目さ
 れるのは古代ローマでは、ルーサンの栽培が
 園芸的手法 (苗床、灌水、施肥、耨耕、除草)

によって栽培されたものが、多年生深根性雜草に負ける爲に播種こそ必要とされているが、自生に委ねられるほどに粗放的に栽培されるようになってゐる点である。ルーサンの外には苜蓿、オオツメグサが養がられているが、これについては先の述べた。

以上、アルメニヤ、採草地については、灌漑、第1粗放的でかつ砂質土壤への豆類、栽培飼料の導入が見られる点に時代的、地域的特徴がある。

(3) 地力維持

1) 肥料の種類 肥料としては家禽・人間・家畜の糞尿、ルーピン、藪物糞や羊齒類の糞、堆肥(ルーピンの茎と落葉)、泥灰土、石灰、泥土などが養がられている³³⁾。この中で目新らしいものは、泥灰土(Mergel)とルーピンである。泥灰土については、マース流域のフランス領側の地域から得られる泥灰土が外国へ運ばれて高価に販売されると記されており、当時の農産物の商品化を反映する金肥の

存在が知られるのである。

b) 厩肥 肥料のうち最も主要なものは厩肥であるが、肉類は家畜肥料の量、従って飼育頭数と規定する飼料、とくに冬期飼料の量およびその生産方法である。既に述べたように、ニードーラインでは、耕地、アルメニアに多種類の飼料が作付けられている点に特徴があった。中世的生産力水準では、草地である砂質土壌に適した飼料作物が耕地とアルメニアとに導入されていた。これらの飼料作物は、草料作物、一年生、多年生とを問わず、主として未墾地、採草放牧地に播種されたものと考えられている³⁴⁾。このような飼料用作物の栽培によって家畜飼料の増大が見られたことは疑いなく、飼料の増大は第一に、ルーサニが役畜用、肥育用、オオソメグサが主として乳牛用（その他、鶏、蜜蜂、羊、山羊、牛など）として用いられているように用途別の方化が見られ始めていた。これは畜産の発展に伴って生じた家畜飼育の方化に好応している。

第二にルーピンは穀物の脱穀の際に生じる屑物と一緒に、あるいは単独で冬期飼料として用いられ、ルーピンも三年間保存出来るとしてあるから冬飼料として用いられたと考えてよいであろう。カブもまた同存である。したがって、これらの栽培家畜飼料が主として夏期飼料の増大であつたとしても、飼育頭数と最終的に規定する冬期飼料の増大も、カブ、ルーピン、ルーピン等について見る事ができよう。二うして飼料の増大が家畜飼育頭数の増大、従つてまた厩肥増大と成つて現われ、先の肥料集約的作付順序を可能とする主要な原因と成つたと考へられる。³⁵⁾

c) 緑肥 さらに肥料としてルーピンに代表される緑肥がある。もし厩肥が無い場合、ルーピンは最良の肥料を提供する。なぜならルーピンを播種し、あるいは型込めれば、最良の厩肥代替物を提供するからである。³⁶⁾ルーピンには特別な効果がある。ルーピンを鉄鉋あるいは犁で、莢が出来る前に犁返す。あ

るいは束ねて果樹や葡萄の根のほってゐる土
 の中へ埋める³⁷⁾グリーケンについても類似の
 記述がある。「何らの肥料を必要とせず、むしろ
 それ自体が土を肥やす。とくに飼料用グリー
 ケンを生(Grün)で刈取り、直ちに犁返す時
 はそうである。小鎌が刈り残した生が枯れる
 前に犁込まねばならない。何故なら、残った
 根が土地から力を奪うからである。」³⁸⁾

以上で見たような、多様な栽培飼料の出現、
 緑肥、金肥の使用が、この地方の作付組織と
 特徴づける一年二作、二年二作という作付順
 序組成を含む五・六圃式輪作を可能にしたと
 云えよう。勿論ここに見られる飼肥やその他の
 の肥料の増加も、三圃式農業における地力維
 持体系を根本的に変えるものではなかつたと
 云える。すなわち、休閑は三分の一から五分の
 一、六分の一に減少しても、依然存続してゐ
 る。また耕地外に、特に冬期飼料としての乾
 草を生産する永久採草放牧地も存在したまま

であつた。この採草放牧地が、当時の穀物生産の有利さを反映して、開墾される場合も少なくはなかつた様であるが、この開墾は耕地と採草地とのバランスを崩し、飼料基盤の弱化をもたらしることが多かつた様で、後に第二節で述べるように、小作契約の中で、地主の許可なしでの放牧地開墾は禁止されている。したがつて耕地、アルメンデの一部への牧草導入は、一方における飼料=厩肥基盤の弱化を補強する方向を示すものであり、三圃式にみられるような地力再生産の絆を緩めるものではあつたが、それを完全に断ち切つて、より高次の地力再生産機構を確立するものではなかつたと云えよう。

(4) 労働手段 ここでは最も主要な労働用具である犁と役畜に触れるに止め、その他については、第二節の領主経営の分析の際に述べることにしたい。

a) 犁³⁹⁾ 犁は、犁先、犁刃、犁へら(換土板)、犁柄、長柄から構成されている。犁

刀、犁先は鉄製である。犁へうは土壌が堅い時、犁の右側に取付け、すき取られた土塊を反転させるための物で、取りはがしが出来る。犁を反転する時は左側に取付ける。

b) 役畜 「ライン」下流では、多くの地方で馬が用いられる。馬は犁を、より良く牽引する。しかもその場合、多頭馬よりも小頭数を利用する。何故なら多頭馬では土地を速く掘り起し幅の広い溝を作るが、これは否定されるべきであるからである。従って土壌は、普通は、ゆっくりと前進する、二頭で耕されるリムブルグ地方やブラバン地方で最も良く犁耕されているのを見る。イタリア、フランスその他では敵は牡牛で幅よりもむしろ深く耕す⁴⁰⁾ したがって役畜は、ケルン周辺では馬二頭が用いられる。このように犁の主要部が鉄製で馬二頭びきの軽量犁がこの地方の特色である⁴¹⁾。

(5) 以上、作付順序と栽培技術、施肥方法、生産手段を分析したが、これを共同体規

制の観真から改めて考えてみたい。

まず作付順序について見ると、一年二作の作付順序組成の出現、カブ周年作、一部耕地への栽培牧草（主として多年性）の播種は、南放耕地での休閑、刈跡放牧、その裏返しとしての作付強制の規則正しい実施も妨げ、共同体規制の弱化を前提とする。村落耕地全体規模での耕地強制はもはや不可能であり、少なくとも耕区単位への規制への移行が行なわれていく⁴²⁾ なくてはならない。したがってニードーラインにみられた作付は耕地強制が弱いかきには全く存在しない散居式村落に適してると云える。ライン地方は散居式と村落式定住との境界線になっており、ほぼグラーデバッハ—デュッセルドルフ—エルバーフェルトの線を境として、北部は散居式定住、南部は村落式定住であったといわれる⁴³⁾。散居式の場合には、各農民の耕地が村落の場合のように混在せず、散在する家々を中心に一団となっており、したがって村落単位の耕作強制は欠落していった。

したがって、上述の作付順序が容易に行なわれたいと考えられる。

地力維持方式についてみると、耕地と採草地との相互輪換が、耕地でもアルメンデでも行なわれるようになっており、地力維持が耕地内部で行なわれる可能性が増大してきていると考えたい。しかし、永久採草放牧地は依然存在しており、その無規律の開墾、耕地化は飼料不足、したがって肥料不足を招くおそれがあった。したがって三圃式農業に典型的に見られる地力維持体系の基本骨格は維持されている。天日栽培飼料の耕地への導入、緑肥の使用によって、地力維持が個別耕地片において、したがって個別経営内部で完結する可能性が高まり、共有権下の共有地に依存する度合は低下する。換言すれば耕地と永久採草放牧地との結合が緩和されて、土地保有と共有権との分離が進み、個別経営が共同体規制から脱却する方向に進んでいると云ってよいであろう。

労働手段について見ると、馬と頭牽の軽量鉄製犁の使用は、個別農業経営内部での役割調達を可能とした。したがってこの真からも個別農業経営の完結性を高め、共同体規制からの脱却を進めるものである。

このように作付順序、地力維持、生産手段の各要素について、個別農業経営の共同体からの自立度の増大が認められる真に、十六世紀のニ－ダ－ラインにおける農業生産力発展の特徴がある。

注 1) ヘレスバッハ農書のテキストにはアーベル版独語訳本を使用した。このアーベル版はドライツエルにより厳密な史料批判が加えられており、古代農書、外国農書の引用とヘレスバッハ自身の見聞に基づき部分が明確に区別されている。特に示さない場合、ヘレスバッハ農書の引用頁はこの版の頁数で示す。またゲー

ジの英訳増補版と比較した場合、ゲー
ジが英国の事情を記述している箇所や、
英国の農業事情を反映した訳をしている
箇所が識別できるのは興味あるところだ
がある。

2) Heresbach, Vier Bücher über Landwirtschaft,
Bd. I Vom Landbau, trg. v. W. Abel, S. 39b.

3) 4) Heresbach, a. a. O. S., 39b.

5) Heresbach, a. a. O. S., 40a.

6) Heresbach, a. a. O. S., 60b.

7) A. Krenzlin, Dorf, Feld und Wirtschaft im Gebiet
der großen Täler und Plätten östliche der Elbe, S. 51ff.

8) The Whole Art and Trade of
Husbandry, translated and enlarged by B. Googe, p. 22a.

なお、レイについて述べてある箇所を挙げて
ると 17a, 22b, 24a である。

9) Heresbach, a. a. O. S., 40a.

10) Heresbach, a. a. O. S., 44a. 44b.

11) 休閑後の文一年度には「麦が栽培さ
れる場合は 休閑 — 冬作 — 冬作 —

(夏作) となり、大麦の場合は 休閑 —
 夏作 — 冬作 — (夏作) となり、集約
 度が異つてくる。大麦が休閑後第一年度
 の作物となり、施肥作物となるのは、当
 時における大麦の商品化(ビール醸造原
 料)と関連している。

12) アブラナは8月末から9月初めに
 かけて播種する (Heresbach, a. a. O. S., 53b)。ソ
 ハは四・五・六月にアブラナ収穫後播種
 (55b)。アブラナは農民的商品作物であつた
 (53a)。またライ麦は九月または十月初め
 に (49b)、カブは大麦収穫後七・八月に播
 種する (53b)。

13) カブは農民によつて耕地作物とさ
 れた真が重要である。「カブは私(ヘル
 スバッハ — 筆者)の考之では、むしろ
 園芸作にはいる。・・・しかし農民はこ
 の作物を耕地に栽培している。・・・種
 子は大抵ライ麦あるいは大麦を収穫し
 た後、冬耕地に播種される。」 Heresbach,

a. a. O. S., 53b.

14) 加用信文、『日本農法論』25頁。

15) Heresbach, a. a. O. S., 60b. 正だし根を引
き抜く場合は地力消耗的と理解されてい
る事に注意のこと。「さほど肥沃ではない
土地に多くの栄養分 (Saft) を必要としな
いもの：例之ば、クローバー、オオツメ
グサ、ヒヨクマヤ (Kiehererbsen) を播く。正
だし根を引抜く、したがって下部を刈取
らば、豆類は播かばい。多くの栄養分を
必要とする作物、例之ばカンラン、小麦、
ライ麦、大麦、亜麻も肥えた土に播く。
人々は次年度のことも考えて播種する。
例之ば、ローソンが施肥の爲にすま込まれ
るように。栽培した土を改善するからで
あるのことは豆類の残能は一義的に把
えられていばい。刈残した部分を犁込ん
だ場合の地力増強効果と、根を引き抜く
場合の地力消耗効果とが明らかに意識さ
れている。

16) 加用氏はこの裏に因して「穀物段階的を浅耕地盤のもとに導入された基業作物は本来の残能未發現のまま、穀作と同じ地力消耗的作物化してゐるのであつて、深耕多肥体系によつてはじめて本来の生産的残能を發揮するとともに、いわゆる地力増進的作物の性格を獲得し、さらに穀物との補合関係によつて、地力の拡大再生産的を輪作体系を確立せしめるものとなる」とされてゐる(加用信文、前掲書、124頁。)

17) もっとも当時カブが「人間にも家畜にも望ましの食物を与えるので見過せない」ものであつた(Heresbach, a. a. O. S. 1, 53b)。すなわちカブは冬期飼料として用ゐられ、冬飼料の増大→飼育頭数の増大→肥料の増大を生じさせたことは見過しえない事実である。ヘレスバッハ自身は園芸作物としたカブを農民が耕地に作付けてゐる裏は、部分的とはいへ、農民経営のもと

での畜産の発展を推測させる。

18) Heresbach, a. a. O. S., 44 a.

19) Heresbach, a. a. O. S., 63 b. 64 a.

20) 犁耕しを以て播種し労力を節約する。Heresbach, a. a. O. S., 59 a.

21) 栽培牧草に関する記述はドイツではこのハイスバッハ農書が初めてで、この英訳が劃期的である。グージがハレスバッハ農書出版後直ちに英訳本を出版したのも、十六世紀のイングランド農業が、優れた牧草を必要とするレイ・ファージング農業の成立期にあったからであろう。

22) Heresbach, a. a. O. S., 60 b. 「エンドウの休耕地に作られる。あるいは前年(他作物が一筆着)作付けられた肥えた土地に一回犁耕して播く」

23) Heresbach, a. a. O. S. 63 e. 63 b. 「グアイケンは乾いた土地を好むが、日陰の土地も嫌いではない。どんな土地でも大した手間をかけずに良く出まゐる。農民の手

がからない。すなわち一回犁耕して播
 き、耨耕は必要なく肥料もいらない。む
 しろ土を肥やす。特に飼料グイーンを
 生で刈取り、同時に犁返す時そうである。
 ただし小鎌で刈り、残した部分が乾燥した
 間には犁返すればならない。何故なら
 残った根が土地から力を奪うからであ
 る。ドイツでは三月末と四月に、実
 取り用、飼料用の二つの目的で播く。
 ソラマメについて述べたように、グ
 イーンも労力を節約するために、播種
 前に犁耕しなくても害はない。グイーン
 は六月に開花する。すると水を清める
 ので非常に有益な飼料である。思慮に富
 む農民は、莢も一緒に貯蔵して、水にひ
 たして家畜の飼料に使う。燕麦と一緒に
 グイーンを混合飼料として播くのが普
 通である。

24) Heresbach, a. a. O. S., 63b. 64a. ルーベ

ンは「何らの作業も必要としないし、非

常に安価でもある。しかし栽培作物の中で一番土地に有用である。何故なら地力の失せて葡萄園や耕地に一番良い肥料だからである。ルーピンは地力の乏しい土地でよくできる。・・・砂礫質土壌や、一般に地味の悪い土地を好み、既耕地を嫌うという点で食用豆類の中で特殊な地位を占める。・・・石灰質や泥土を好まない。・・・耨耕はルーピンには害がある。雑草に食べられることなく、逆に殺してしまふ。肥料が無い時はルーピンが最高の肥料となる。というのは播種するが、犁で突き込めば一番良い肥料の代替物を提供してくれるからである。・・・農民が怠惰でも害をうけない。」

25) Heresbach, a. a. O. S., 64b. 「コロハを未墾地、地味の悪い土地に栽培すると、大きな利益がある。・・・ルーピンと同じように。・・・食用にする。家畜飼料その他いろいろの目的に利用する。」

26) Heresbach, a. a. O. S., 67 b. ff. 「羊飼料として役立つし、乾燥させれば豚の喜んで食べる飼料となる。毎年牧量が多く、地味が悪く土地でも良くできる。乾草と同じ効用があり、家畜をすぐ満腹させる。少量で足り肥やす。他の飼料より多量かつ良質の乳を生じさせる。・・・養蜂にも欠かされぬ。・・・従って鶏、山羊その他すべての家畜に有用である。」

27) Heresbach, a. a. O. S., 68 b, 69 a. 「ドイツでは他の飼料からはこれほど豊富で味の良い牛乳は得られぬし、この作物を飼料に与えられている家畜からえられる牛乳ほど良質のチーズを作るものはない。したがって大麦あるいはその他の穀物と殆んど同じ位に高く評価されている。その稈は乾草より質が良く、その屑物は一ル醸造の際にできるどんを残渣よりも家畜にとって良い濃厚飼料となる。その実は特に冬期の鳩、家禽の餌に良い。人

マホ之と砂質土壤、輕鬆土壤に播く。しか
 かも、実取り用には夏の南中に播く。
 放牧用には秋または收穫期に播く。砂質
 土壤の農用地を持つた農民には、この作
 物を出来る限り多量に播くのが利益がめ
 る。鶏、蜂、羊、山羊、牛、その他の家
 畜に非常に有用である。

28) Heresbach, a. a. O. S., 79b, 80b1.

29) Heresbach, a. a. O. S., 66a.

30) Heresbach, a. a. O. S., 67b.

31) Heresbach, a. a. O. S. 67b. 芝エ (Garnerbe)

とは「グラスの根のからみあつた草地
 の表層」を指す言葉であり、この記述は
 恐らく、長期にわたると草地雑草が繁茂
 するためにルーサンの生育が圧倒される
 ことを述べたものと推測される。ルーサ
 ンは「三年目までは質が良くなる」り、そ
 のうち草地雑草に圧倒されるようになる
 のであろう。

32) Heresbach, a. a. O. S., 67a.

33) Heresbach, a. a. O. S., 34a~36a.

34) ルーサンについては「十年間維持
できる」(67a) がある。これは「三年生に
なるまでは成績が良くなる」(67b) とある。首
當に「三年後に刈りとり家畜に与え
るべきである」(68a)、「三年間に完全な生
育する」(68b) とあり、多年生であること
は明白であろう。グイ、ケーニ、ルーピン
については、ほつまりしやが、グイ、
ケーニについては燕麦と共に混播される時
には一年生として利用されたと推測され
る。

35) 十六世紀のニエダーラインにおけ
る大家畜の飼育については、三好正喜、
「十六世紀後半のニエダーライン地帯に
おける家畜飼育について」(『I』) (東原
正信教授定年退官論文集『農業経営と計
算の研究』所収) と参照された。

36) Heresbach, a. a. O. S., 64a.

37) Heresbach, a. a. O. S., 34b.

38) Heresbach, a. a. O. S., 64a. また豆類のキ
 ン肥料効果が古代農書の引用によって強
 調されている。例えばエンドウについで
 「ユルメウは、小鎌で刈残した部分と、
 刈取り直後ト、。犁込土ニとによって、
 エンドウで施肥すべきであると考えてい
 る」。しかし收穫の仕方(根を引抜くのと
 刈取るのと)が異なれば残能も異なると
 云々が理解されていることは先に述べ
 た通りである。

39) Heresbach, a. a. O. S., 36b~37a.

40) Heresbach, a. a. O. S., 37a.

41) Julich-Berg 領の騎士経営で馬が役畜
 に用いられていたことは、封地の面積表
 示に Pferdacker が用いられていることから
 も裏書きされる。ヘレスバッハ農場でキ
 ン農耕馬、軽馬用の厩が設置されており、
 馬が役畜に使用されていたことがわかる
 (Heresbach, a. a. O. S., 22b.)。

42) この真については、吉岡昭彦氏

ギリス地主制の研究』100～106頁を参照されたい。

43) 川本和良『ドイツ産業成立史論』21頁。

第二節 ラインランドの土地所有と農業 経営の諸類型

本節では、ラインランド全体について、十六世紀を中心とした封建的土地所有と農業経営の諸類型を概観する。そして、この概観を通じて、次節で分析するニーダーライン地方の領邦国家ベルク—ミニヘレスバッハの直営地経営が存在した一的位置付けを行っておきたいと考える。

(1) 封建的土地所有 ラインランドでは、封建的土地所有の中で、領主の単独所有の貫徹する土地(領主直営地および小作地)の比率がドイツの他地域と比較して大きい(ほぼ三分の一)長に特徴がある⁴⁴⁾。農民保有地が残りの三分の二を占める。この農民保有権は、殆んどが貨幣地代を負担するだけで、自由譲渡権をもつ *schlichtes Zinsgut* ないし *Erbzinsgut*⁴⁵⁾ であり、定額貨幣地代化する傾向が強かった。賦役義務も、領主経営が十三世紀以後解体す

ると共に、貨幣に転化するが、あるいは貨幣
 支払いによって消滅した。したがって貨幣価
 値が低落するに従って、農民の土地保有権は
 事実上の分割地的土地所有権に接近したと云
 ってよい。⁴⁶⁾しかし十六世紀には上級土地所有
 である領邦君主が次第に強化されてくる。領
 邦君主は、一般領主の単独所有権の貫ぬく土
 地を除いて⁴⁷⁾その他の農民保有地を財政的見
 地から強かに把握し、領邦君主の課す租税お
 よび賦役が、領主の課す封建貨幣地代よりも
 重大な意義をもつに至り、⁴⁸⁾
 他方、領主が封建的土地所有の属性として
 農民に対して行使する経済外強制は、上級土
 地所有が領邦君主の手中に集中されたにもか
 かわらず、依然として個々の封建的土地所有
 と分離しなかつた。すなわち土地保有の分割、
 売却、担当権の設定など荘園所屬の土地に属
 する事項は、荘園裁判所で手続きされ、領邦
 君主の介入は殆んど認められなかつた。⁴⁹⁾しか
 し領邦国家ベルクでは事情が異なっている。⁵⁰⁾べ

ルクでは、経済外強制の上級領主、つまり領邦君主への集中が進み、個々の封建的土地所有からの分離が進んだ。すなわちベルクでは十六世紀から領邦君主による裁判権の集中が進み、農地に属する手続が領邦君主役人によって行なわれるようになった。荘園裁判所は多年に亘って廃止される＝となく、農民保有地の授受も行なわれなくなった。

こうしてラインラントにおいては、本来の封建的土地所有関係と封建的階層秩序が、本来の人間の従属関係から貨幣的従属関係に転化すると共に、領邦君主→現実の封建的土地所有者→隷属農民という単純な関係に整備されていったといえる。この方向はベルクで最も明確な形で見られたといってもよい。そして現実の封建領主と隷属民との間の封建的土地所有＝保有関係については、農民の土地保有が「事実上の」土地所有に接近し、隷属農民は「事実上の」分割地農民に接近したといえる。

(2) 農業経営の諸類型

a) 領主経営

十三世紀に古典莊園における直管地経営が解体してからは、旧領主直管地の殆んどが小作農民によって耕作された。しかし領主経営は限られた範囲ではみれば続いたことは看過しえない事実である。領主の居住地では自己経営が引続いて行われ、十五世紀以後は強化された。しかし領主経営の規模は中規模の農民経営の規模を一般には越えることが無かった。領主とくに騎士の農場経営の農民経営に対する優位は法的性格のものであり、経営上のものではなかった。

b) 小作経営

小作の最も古い形態は分益小作農である。農具、役畜などの農業生産手段 (Inventory) は初めは領主所有であった。領主はその他に第一年目は播種量の全部、次年度以降はその半分を負担した。小作人が全播種量を負担する場合もあったが、その場合は収量の三分の一、あるいはそれ以下を支払いはよかった。小作料は最初は主として現物であ

ったが、代金納する = とも出来た。貨幣で支
 払われる割合が大きくなればなる程、地代の
 定額が進んだ。収量が変ると領主の収入も変
 るというのは地代收得者たる領主にとって非
 常に煩わしいことであつたからである。領主
 は = の煩わしさを農民に転嫁する。その上収
 量の正確な把握を行なうことが領主にはあつ
 ても非常に困難であつた。したがつて分益小
 作から定額小作へと移行する傾向が見られた。
 勿論多くの地方で、依然現物地代と分益小作
 が十九世紀まで維持されたが、全体としては
 定額貨幣地代小作制への移行が見られたとし
 てよい。小作期間は一六〇年から一七二〇年、一七四
 〇年へと延長されたが、永小作への発展は生じ
 なかつた。小作経営の分化は著しく、最大
 規模は数百モルゲンに達し、菜種、大青、麻
 などを商品作物とする商品生産を行なう富農
 が形成された。⁵²⁾

c) 土地持ち労働者ライニメントでは先
 にのべたように、「事実上の」分割地所有が

成立し、農民保有地の流動化が進んだ。さら
 ら農民保有地の分割の自由と分割地の譲渡
 が進んだ。これに伴って経営規模の細分化が
 生じた。この原因は農業が集約化して自立経
 営規模が縮小した⁵³⁾ ことにもよるが、むしろ山
 嶽地方にみられる農村工業の展開の結果でも
 あった。その結果、完全ホーフ所有者たる
 Meistbesitze 層、二分の一ホーフ所有者たる
 Erbite 層、および小屋住層 (Kötter)
 に分化した。⁵³⁾ これらの小屋住層は数モルゲン
 の経営規模で、土地持ち農村分働者の性格の
 ものであった。耕地が少なく家畜飼料が不足
 する⁵⁴⁾ ため、家畜飼育をアルメニダに依存せよ
 うとせず、この面から共同体規制に固執した。⁵⁴⁾

注 44) F. Steinbach, Rheinische Agrarverhältnisse
 (in: Collectanea Franz Steinbach, 1967. S. 421.)

53) 54) 55) 56) 57) 58) 59) 60) 61) 62) 63) 64) 65) 66) 67) 68) 69) 70) 71) 72) 73) 74) 75) 76) 77) 78) 79) 80) 81) 82) 83) 84) 85) 86) 87) 88) 89) 90) 91) 92) 93) 94) 95) 96) 97) 98) 99) 100)

上、Kurtier では十八世紀で約三分の一、
Berg ではそれ以下と見積られている。

小作地の拡大は、農民保有地からの貨幣地代のもつ実価価値が減少した為である。領主は農民保有地を分割し、その各分割部分から旧地代全額を徴収しようとしたが、その試みが成功した場合も一時的に収入増大止まったし、また領主の意図が実現せず保有地の分割と同時に地代もまた分割される場合が殆んどであった。そこで領主は収入増を何よりも望み、小作地の地代に依存せざるをえなかった。農民保有地の購入によって領主は小作地の拡大に成功した。こうしてラインラントの全農用地の三分の一が十七、十八世紀に小作地になったと見積られている。この小作地所有者の中では次第次第に新貴族、都市貴族の比重が増大した。農民追放は殆んど無く、大部分の場合都市周辺で小作農場農地を園地化するたの

のものであつたといはれてゐる (Steinbach, a. a. O. S., 421.)

45) Steinbach, a. a. O. S., 420. F. Lütge, Geschichte der deutschen Agrarverfassung, 2. Auflage, 1957. S. 164.

46) Steinbach, a. a. O. S., 420-421. 左の以上のようを視察からの土地所有の整理について、堀江英一編『イギリス革命の研究』第二章「イギリス革命における土地問題」を参照された。

47) 領主直管地および小作地については租税が免除されたが、または極めて名目的な課税が行はれたに過ぎない。

48) Steinbach, a. a. O. S., 424~425.

49) Steinbach, a. a. O. S., 424.

50) Steinbach, a. a. O. S., 423. Lütge, a. a. O. S., 191ff.

51) Steinbach, a. a. O. S., 421.

52) Steinbach, a. a. O. S., 421~422.

53) Steinbach, a. a. O. S.,

54) 川本和良、前掲書 28頁。

第三節 領邦国家ユーリッヒ＝ベルクの

土地所有と農業経営の諸類型

本節では、前節と若干重複するが、ヘレスバッハが領主経営の典型として描いた彼の農業経営が存在した領邦国家ユーリッヒ＝ベルク (Herzogtum Jülich-Berg) について、騎士領主の土地所有と農業経営の諸類型を検討する。

〔I〕 封建的土地所有

(1) 騎士領主の性格 — 領主权カ—

ヘレスバッハはその農書の中で、訪問者リゴ (Rigo) に「君は騒がしい宮廷の煩わしい義務から逃れて、この上なく静穏に暮らしている⁵⁵⁾」と述べさせているように、領邦国家ユーリッヒに顧問官 (Rat) として仕え、外交官として各地に派遣されており、当時の騎士が一般にそうであったように宮廷貴族化した存在であった。また彼の領主経営は「私のところには多数の奉公人 (Gesinde) がおり、多量の穀物粉が必要なのだが、大水車 (Großmühle)⁵⁶⁾ は非

常に遠くに在り、そこへ行くのも骨が折れるので、また大水車の使用と何ら義務づけられてもいないので、粉にするために穀物と家へ運ぶにとも、自分の粉引機を造ることも、そうしたかと思えば許されている。ところが水車、風車を建てるには場所もよく権限もない。・・・⁵⁷とあることから推測されるように、リッター・ジッツ (Rittersitz) に附属する農場であったと考えられる。

それではリッター・ジッツは領邦国家ユリッヒ・ベルクではどのような地位を占めるものであったらうか。一般的に云って、リッター・ジッツの所有者である騎士は、等族議会への出席資格 (Landständefähigkeit)、租税免除特権、狩獵特権、その他の特権 (農稅免除、禁制衣施設使用義務免除、飼料燕麥賦課の免除、宿營義務の免除、裁判領主役人の騎士領への立入り禁止特権、シャッツ (Schatz = Bede) 免除など) を持っている。⁵⁸⁾

次に領邦君主とリッター・ジッツとの関係

を中心として整理すると次の諸氏が注目される。第一にリッター・ジッツの大半が荘園裁判権を保持している。例えばアムト・アングェルムント (Amt Angermund) — ベルク領 — では、十の七のリッター・ジッツのうち荘園裁判権をもつものは僅かに七つに過ぎない⁵⁹⁾。他のアムトの事情も同じといわれており⁶⁰⁾、したがって、リッター・ジッツ所屬の土地を耕作する農民の大半が領邦君主の裁判権に服していることになる (大部分の、また大きな荘園裁判所は領邦君主あるいは教会の所有であった)。しかも荘園裁判権を騎士が持っている場合も、その権限に属する隸屬農民は少数であった。例えばアムト・シュタインバッハ (Amt Steinbach) — ベルク領 — の或る村では、リッター・ジッツの荘園裁判権に服する農民の数は僅かに十人二人に過ぎない。これに対して同じ村にある或る教会は百五十人の隸屬農民を保持する荘園裁判権を保持している⁶¹⁾。また荘園裁判権を保持している場合も、その裁判権の権限は縮小

あるいは空洞化してきている。荘園裁判領主
 は中世を通じて、土地の賣買、交換、分割、
 相続、質入については管轄権を、地代その他
 の荘園所屬の土地については行なわれるあらゆる
 変更については同意権を、不法な道路によ
 って農地に加えられる損害については管轄権
 を、地代滞納については差押え権を持って
 いた。しかし十六世紀になると道路に関する事
 項は領邦君主の管轄に移っている。また差押
 え権についてみても、依然荘園領主が維持し
 ていると云うものの、差押えの執行につ
 いては領邦君主の裁判役人の介入が行なわれ、
 領邦君主の役人の手で執行されるか、ある
 はその許可をえて始めて荘園領主が執行する
 事が出来るという事態も生ずるに至っている。⁶²⁾
 以上の事實は荘園裁判領主が隸屬農民に対
 して持つ力が領邦君主の介入によつて弱められ
 て来ている事を示しているものと考えられる。
 いかえると地代徴集を保障するものが、騎
 士自らの裁判権から領邦君主の裁判権へと形

式的にも実質的にも移って来てゐると云える。

第二に租税免除特権について見ても、同じ

騎士がリッター・ジッツを多数持つてゐる場

合、この特権はすべてのリッター・ジッツに

及んでゐたが、次第に制限されて、唯一つの

リッター・ジッツだけに限定されるようになる

る。⁶³⁾ リッター・ジッツ以外の騎士所領 (Ritter-

güter) は特殊な土地 (レーエン・自由世襲地)

を除いて領邦君主の租税たとえバシヤツツを

賦課されるが、その賦課単位は騎士領ではな

く村落であり、その徴集は領邦君主から騎士

に委任されるのではなく、直接領邦君主の

役人 (Amtleute) によつて行なわれた⁶⁴⁾ (最終段階

の村落では、村役人が徴税請負人化してゐる)

第一、第二の頁が共に示してゐるように、土

土所有と、その土地を耕作する農民に対する

支配権とは、すでに分離してあり、とくに裁

判権、租税徴集権などの支配権が領邦君主の

手中に集中する過程、領土の一円支配化が、

かなりの程度進行してゐることをわがかる。す

なわち騎士領は政治単位としての性格を次第に失なっているわけだ、この意味で騎士は次第に地主化して行っているといえる。

第三に、このような事態の進行を反映して、騎士の収入もその土地所有からの地代だけではなくなっている。騎士の土地所有に基づく地代収入の外に、領邦君主から受ける地代、租税、関税などの貨幣レーエン (Geldlehen)、ラント貴族 (Landadel) としての権利 (Indigenatsrecht) に基づいて得られる官職からの収入、等族議会手当てなどがあり、これ等の収入の方が、土地所有に基づく収入よりもむしろ重要であったと云われている⁶⁵⁾。云いかえると、封建的土地所有に基づく収入よりも、等族制国家に由来する収入が過半を占めるに至ったこと、また貨幣収入が現物収入 (地代)⁶⁶⁾ を上回って来たことを意味するものと解釈して差支えないと考えられる。これはまた騎士が特定の領邦君主によって、領邦君主以外の上級領主 (国王、他の領邦君主、教会領主など) と

の関係を断ち切られ、特定の領邦君主だけへの
 の従属を深めつつあったと、これに
 伴って、騎士が下級領主（現実の封建領主）
 としての性格を次第に失われ、役人化して行
 っているという事の結果であった。

以上を封建的土地所有の観点から考えると
 次のように纏める事が出来よう。すなわち、
 封建的土地所有は重疊的關係に置かれており、
 領地を封ずる上級領主の上級領主土地所有、
 封土を受け、下級領主の下級領主土地所有（
 現実の領主的土地所有）、農民の土地保有が
 同一の土地に重なって存在している。このよ
 うな重疊關係の中でユーリッヒ・ベルクにお
 ける上級領主と下級領主との關係では、上級
 領主が領邦君主に單純化されると共に、現実
 の領主である下級領主の封建的土地所有の属
 性としての農民に対する経済外強制が個々の
 土地所有から次第に分離されて、唯一の上級
 領主たる領邦君主の手中に吸収されていった
 ことがわかる。

(2) 騎士領主の土地所有

a) 規模 まず騎士所領の中でリッター・

ジッツについてみると、リッター・ジッツは

附属する農場の規模はその大部分が100モル

ゲ (= 20 ~ 25 ha) 内外である⁶⁷⁾。騎士所領はこ

のリッター・ジッツの外にレーエン、自由世

襲地を含んでいるが、これ等リッター・ジツ

ツ以外の土地面積はリッター・ジッツの面積

とほぼ等しいのが一般とされている⁶⁸⁾。したが

って、騎士所領の大きさは区々であるのは勿

論であるが、一般的に云って約200モルゲ

(40 ~ 50 ha) と見られる。それ故騎士は一般

には大土地所有者ではなかった。従って多数

の騎士においては土地所有から得られる収入

はそれほど大きいものではなく、その為先に述

べたように土地所有に基づく以外の収入が重

要な意味を持っていたのであった。

b) 封建的土地所有と農民的土地保有

騎士所領は、領主の単独所有権のつらぬく

土地一すぢを騎士の自営地、および小作

貸出地 — と農民保有地からなっている。この
 の裏を一五八八年のユーリフと箒族議会議文書⁹⁾
 によって見ると、次のように三つに区分され
 ている。永小作権 (Erbpacht)、分益小作権 (Halbpacht)、
 定期小作権 (Zeitpacht) がそれである。

i) 永小作(権) 永小作は、かつてのフ
 ーエ地、それ以外の小地片の土地、園地付
 きの宅地などに適用されており、農民は相続
 権を持っていた。可成り多量の農民的慣習保有地
 を指す。かつては分割、譲渡、賃入れを行な
 う場合には領主の許可を必要とし、四方の一
 以上に細分する = とは許されていなかった。

しかし十六世紀には既にこの規定は実施されて
 おりが、土地保有の移転に際して一定の承
 認料 (売買価格の十分の一) を支払えば自
 由に保有権を譲渡する = とが出来たし、地代
 も固定していった。この意味で、永小作地に対
 する領主の封建的土地所有は名目化して来て
 おり、農民の保有権は事実上の分割地的土地

所有に近づいていったと見えよう。

ii) 分益小作(権) 分益小作は領主に
收穫の半分を地代として支払わなければなら

ない (die. gutere, so umb. halboheit gewonnen werden)。期

間は六～十二年で、一般に十二年契約であっ

た。専ら旧領主直管地の貸借に対して適用さ

れたと云われている。⁹⁰⁾

iii) 定期小作(権) 定期小作は「定額

小料料」に対して (gegen sicheren und benentlichen pfacht)

貸出される。借地期間は九～十二年であった。

ただレベルクではこの借地形式は余り用いら

れなかったと云われている。

十六世紀後半において慣習保有地である永

小作地とその他の小作地との比率は明らかで

はないが、十八世紀では小作地は三十パーセ

ント以下と見積られており、したがって十六

世紀後半においても七十%以上が永小作地で

あったと思われる。農民的慣習保有地の小作

地への切換之は、農民的慣習保有地の封建地

代の増額を実現し之をかけた領主が、収入増

大のたのみに、農民の慣習保有権を買取るとい
 う方法で行なわれたことは第二節で触れた通
 りである。農民保有地の小作地への印換、小
 作経営農地の一戸化のための手段として、農
 民追放も見られたが、それはごく僅かの事例
 であり、その地域も都市周辺に限られたとい
 われている。しかし十六世紀後半の「一ター
 ライ」地方で都市周辺に限られるとは云え、
 大農圃の形成が追求されているのは、農民層
 の分解を前提として小農を追放し富農層をよ
 び入れる傾向が見られたことを示すものと考
 えてよいであろう。現実の領主たる騎士は農
 民的慣習保有地から封建地代をもはや増大す
 る力をもたなかったが、この力をもったのが
 領邦君主であった。領邦君主は農民の商品化
 農産物（大青その他の染料原料、麻など）に
 対して課税することによって、すなわち農民
 の商品生産に立脚することによって、その一
 戸領地支配を進めることが出来たのであった。
 このようを事態をふまえて上で、ヘレスバ

ッハが小作についでどう考えていたかを見て
みよう。

第一に小作人については「土地と小作に貸
し出した」時は、先に管理人と農業労働者に
ついて述べた事に注意せねばならない。一般
的に云えば、土地を有能、勤勉、誠実である
ことがよく知られてゐる人物に任せざるべきで
ある」としてゐる⁷¹⁾

第二に地代については「小作人からは貨幣
支払のよりも、賦役 (Dienstleistungen) を要するべき
である。何故なら小作人にとっては負担にな
ることは少なく、しかも利益を生ずる真ではよ
り大きいからである」としてゐる⁷²⁾。ニーダー
ラインでは賦役が騎士 - 農民関係では基本的
に解体してゐた事は既に繰返し指摘した通り
であるが、ここでは小作契約関係を通じて賦
役の復活を試みている真が注目される。貨幣
地代の労働地代への移行は、しかし、経済外
強制の適用によつてではなく、契約関係によ
つてゐる真に注意しなければならない。この

賦役が何に使用されたか、すなわち領主経営
 労働力としてか、あるいは市場への農産物の
 運搬に用いられたのか、などについては全く
 不明である。また小作契約に基づく賦役がど
 の程度の意義、比重を持つものであったかも
 不明である。ここにはただ賦役創出の手段に
 ニーダーラインの特徴が見られる点と指摘す
 るに止めなければならぬ。

第三に小作期間については「農場 (Gut) と
 毎年小作料を支払う条件で小作人とその妻に
 一代限りで小作させるか、あるいは相続人一
 人と含ませて小作させるかする慣行に同意す
 る。すなわち小作人は契約した小作料を支払
 い、農場においておよび建物について、必
 要な改善補修を行なうから農村から離れられ
 ない。何故なら、このようにして、小作人は
 農地を綿密に耕作し建物と補修し、一言で云
 えば、農場を自己所有と異なるとしては
 取扱わないからである」と述べている。ここ
 では先に述べた或実とは異なり、小作期間の長

期化が述べられている。これは農業において
 商品生産が進み、それに伴って土地市場が活
 躍化すると共に、借地期間の短縮化傾向一
 んは同時に領主の地代の上昇機会を増大させ
 るものであった。一が生じたが、この借地期間
 の短縮は小作人の荒しづくりと招き、耕地
 建物の荒廃を生じている事実を反映している
 ものと推測される。

第四に小作地とすゝるに通ずる立地条件に
 いて、次のように述べている。「最も利益があ
 るのは、海または河川の洪水の危険に曝され
 るが、あるいは何らかの脅威に脅かされる農
 地であつて、この場合小作人は危険とすゞて
 負わねばならぬ。この場合、財産が無く、
 損害を負担し、復旧するにたがでまづ、その
 爲に小作料を支払ふ之に土地を去る小作人に
 小作させるよりも、富裕な農民に貸出した方が
 がよい。しかし地主が見廻り易い地域では、
 農地を奉公人または分家小作人に耕作させる
 のがよい。しかし耕地があつと遠くに在れば

土地を先に述べた条件で一定の地代 (Abgabe) に
 対して小作させる (verpachten) を選ぶべきであ
 る。もし遠く離れた土地を泰公くに耕作させ
 ると、家畜の放牧とみろそかにし、耕地と種
 畜に耕作せざ、盗賊から守らざに、かえって
 自ら奪ひ取るが、彼等は必す以上は種ふやせの
 地と交出し、結局この他の二つにきざべて元
 分の氣を配らな⁷⁴⁾い。さなめら、小作地とすべ
 きか、直営地な⁷⁵⁾し分益小作地とすべきかは、
 生産の安定性、監督の難易によつて決定さる
 べきであらうとし、小作人には、経営の安定性
 が高く、危険負担能力のある「富裕な農民」
 を選択すべきであらうとする。小作料収入
 の増大・安定に対する領主の欲求は明白であ
 る。分益小作については、直営地経営の延長
 として扱えられており、監督の必要性が強調
 されてゐる事が注目される。定期小作と分益
 小作の何れを選択するかによつて、監督の難
 易が決定的要因であつたことが窺われる。

第五に小作契約条項として「地主の許可

なく薪を採取したり、放牧地の耕地への変更
 をしたりしないこと。冬穀物の栽培面積、夏
 穀物の栽培面積、休閑面積、施肥すべき量^が
 が拳げられてゐる。この内容は第一に、小作
 経営に対する地主(領主)の介入の程度が極
 めて大きいことを示してゐる。経営主の果す
 べき機能「経営設計」が領主に規制されてお
 り、この限りで領主経営の延長とも云うべき
 側面をもつてゐるといへる。第二に、当時小
 作人がその収入を増大させる為には、價格的に
 最も有利であつた穀物の栽培面積を拡大すべ
 く放牧地を開墾する傾向が見られたことを明
 らかにしてゐる。放牧地の開墾は、耕地のよ
 びアルメシダなどの家畜飼料の栽培に伴はな
 い限り、家畜飼料の減少→家畜飼育頭数の減
 少→厩肥の減少→耕地の荒廢を招くものであ
 った。したがつて地主としてこれを防ぐ
 ために契約条項の中で、開墾を規制すると共
 に施肥量をも現定して地力の維持をはかる必
 要があつた。以上の真は、先にヘレスバット

が小作期間の延長を説いた事情とも関連して
 いると考えられる。しかしこの事が、当地の
 の農業の先進性を示すと、この飼料作物の耕地
 ・アルメーデへの導入と矛盾するものではな
 いであろう。そうではなく、飼料作物の導
 入にも「かかわらうが」、否か永久放牧採草場を必
 要とする生産力段階を示しているものと考え
 られるのである。⁷⁹⁾

〔Ⅱ〕 農民層の階層分化

農業経営の諸類型の分析には、前に、十
 六世紀後半におけるバルクの農民層の分化に
 ついて簡単に見ておきた。

一五五九年の Amt・ヴィンデッケン (Amt
 Windedeken)⁷⁹⁾ (第一表) についてみると、役畜賦
 役農民と手賦役農民との比率は四六・五パー
 セントと五三・五パーセントである。役畜賦
 役農民は中・富農と考えられる。他方手賦役
 農民は、その中に日雇いや村落手工業者など
 を含んでおり、貧農、農村プロレタリア層と

第1表 Amt Windeckの階層分化 (1599)

| 村名 | 役畜賦役農民 | 手賦役農民 |
|----------------|----------------|----------------|
| honschaft much | 146 | 198 |
| Rospach | 110 | 110 |
| Morspach | 46 | 52 |
| Linscheit | 46 | 57 |
| Dattfelt | 57 | 25 |
| Weil | 38 | 74 |
| Numberg | 37 | 38 |
| im Dal | 9 | 9 |
| 計 | 489
(46.5%) | 563
(53.5%) |

第2表 Amt Wassenbergの階層分化 (1576)

| | 戸数% | 役畜% |
|----------|-------|-------|
| 5頭役畜農民以上 | 0.1 | 2.1 |
| 4頭役畜農民 | 0.6 | 4.9 |
| 3頭 " | 1.4 | 8.6 |
| 2頭 " | 10.9 | 44.9 |
| 1頭 " | 19.2 | 39.5 |
| 手賦役農民 | 67.8 | 0.0 |
| | 100.0 | 100.0 |

見てよい。すると労働力放出階層が過半数を占めていゝことになり。また一五七六年のアムト・ヴァッセンベルク (Amt Wassenberg) をみてみよう (第一表⁷⁸⁾)。ここでは手賦役農民、つまり貧農、農村人口が実に六八パーセントを占めていゝ。役畜賦役農民三二パーセントのうち、三頭以上の役畜賦役を義務づけられていゝ農民が二パーセント、一〜二頭の役畜賦役を義務づけられていゝ層が三〇パーセントを占める。三頭以上の役畜賦役を義務づけられていゝ層を富農、一〜二頭の役畜賦役を負擔する層を中農とみれば、中農三〇パーセント、貧農六八パーセントという数字は、戸数比率でみる限り、かなり分解の進展を示していゝ。

と共に、富農比率の低さはブルジョア的分解の弱さを示している。以上僅か二つの事例に過ぎないが、共通して去えることは、戸数比率で見ると限りでは分解がかなり進んでいるが、分解の仕方では富農の形成が弱く、貧農・農村プロレタリアートが多く析出されるという形態をとって行なわれようである。次に役畜所有の階層別分布を第二表について見てみよう。五頭以上の役畜賦役を義務づけられた農民の役畜所有平均頭数を十頭、手賦役農民の家畜頭数を零と仮定して計算したものである。三頭以上の役畜賦役を負担する富農層は戸数では二パーセントと占めるに過ぎないが、役畜所有では約十六パーセントを集積している。(もっとも、五頭以上の賦役を義務づけられている農民の平均家畜所有頭数を十頭としたため、この層の役畜所有比率が高くなりすぎている事は考えられる)。中農は戸数では三、十パーセントを占めるに過ぎないが、役畜所有比率では実に八十四パーセントを集積して

あり、この点から見れば依然農村における最
 も主要な階層であり、農村における領邦君主
 の最も主要な基盤であつたと云えよう。役畜
 所有の点からみても富農の形成は弱いと云わ
 なくてはならない。ただ、このようを農民層
 分化をニ―ダ―ライニ全域について一般化す
 ることは出来ないと考えられる。というのは、
 ここに挙げた二事例は何れも山地の多い、従
 って耕地面積の少ない、しかも耕地の地味の
 悪いベルク領に属する地域だからである。富
 農層の形成が、戸数、役畜所有の何れの点か
 らみても弱いのは、この自然条件によること
 が大きいと考えられる。この山地の多いベ
 ルクで圧倒的に多数の貧農、農村プロレタリ
 アートが形成されたのは相続分割慣行が行な
 われた結果であるが、自給自足が不可能な数
 モルゲンという零細な土地保有規模にまで分
 割が押進められたのは、この地方に多様な農
 村工業（金属加工、船糸・漂白業など）が近
 隣都市のツンフトを衰退させる程の規模で行

かわれ、主要な生活基盤を農村工業に求める
 事が出来たからであつた。例えば金銀加工に
 就いてみると、ベルギーでは、農村において、
 小鏝、大鏝、犁先などを始めとする鉄刃物製
 品や武器が生産され、これが向屋制流通機構
 を通じて、当時世界貿易の中心であつたオウ
 シタへ輸出された。このように農村工業の発
 展が主たる所得とこの農村工業から得る多数
 の土地持ち労働者と出現させる経済的基盤と
 なつたのであつた。ライン左岸の肥沃なユー
 リッヒ北部の平野地域ではベルギーと異なり富
 農の比重は高かつたと推測される。ここでは、
 麻などの繊維原料作物、大青などの染色原料
 作物、菜種などの油用原料作物などを高産作
 物とする商品生産農業が行なわれたといわれ
 る。⁹⁹⁾

さて、上述した貧農、農村プロレタリアー
 トの農業を考えると、彼等の土地保存は零細
 どころか相続分割の結果分散してあり、従つて
 その生産は食料とくに穀物を主要とせざるを

えなかつた。そして家畜の飼料は主としてアルメデへの放牧に依存せざるをえず、この面からも共同体規制に依存せざるをえなかつたと云わねばならぬ。しかし上層の農業では事情は正に逆であつたと考えられる。苜蓿作物、カブを導入しての一年二作、二年二作を含む五〜六圃式農業、砂質土壌地（耕地、アルメデ）への栽培牧草の導入は土地利用度の上昇とこの形での農業生産力の上昇と生じしめられたが、このような形での苜蓿作物、カブ、栽培牧草の導入は相対的にみて上層経営において多かつたと推定される。従つて上層においては、下層とは逆に村落共同体への依存度と減じて行つたと見てよゝいであらう。このように農業生産力の上昇、発展に見られる上層・下層の相違は、また、土地利用可能な個別経営の、その保有する耕地に対する現実の支配権、実体的利用権（ゲグエーレ *Gewere*）の強弱の相違と存して現われる。一年二作、二年二作、間作、あるいは休閑（耕）地への栽培

牧草の導入は、作物が周年耕地に作付けられ
 る方向、つまり休耕地、刈跡放牧地での共同
 利用を排除して個別利用を強める方向に作用
 する。しかしこのような形でゲグエーレを強
 化しようのは、多量の肥料を生産しようとし
 たが、で多量の飼料作物を栽培し、家畜の多
 頭飼育を行なうという上層経営においてのみ可
 能であつたはすだからである。ニ－ダーライ
 ンにおける農民的な土地保有強化の一因は、
 上層経営における以上のようなゲグエーレの
 強化に基づいてゐると考えられるのである。

〔Ⅳ〕 農業経営の諸類型

最初に、具体的な農業経営の分析にはいる
 前に、当地域における商品生産の性格を明ら
 かにする必要がある。

H. フッセルは、ニ－ダーラインに見られ
 るような、耕地に多種類の穀物（小麦・ライ
 麦・燕麥・シユペルト小麦など）に加えて豆
 類、栽培飼料作物などが耕地で栽培される農

業を混成農業 mixed Farming とよび、オランダ、
 北イタリア、南フランスに加えてニール
 インもこの方式が行なわれた地域であったと
 している。⁸⁰⁾ また吉岡昭彦氏はこの混成農業を
 イギリスについて次のように性格づけてあら
 わゆる。すなわち、混成農業とは「食糧として
 の冬穀、家畜飼料としての春穀および莖類と
 並んで自給衣料原料としての大麻・苧麻の作
 業、耕耘・運搬用家畜たる牛馬、羊毛生産お
 よび肥料確保のための羊の飼育が行なわれ
 るものであり、その経済的性格は「経営諸条
 件の大部分をその経営の総生産から直接に補
 填する」とを目的としたものであるとされ
 ている。従ってかかる混成農業を営む農民
 経営の行なう農産物の高品化は余剰生産物の
 販売の段階にあるとされるのであ⁸¹⁾。ニール
 ラインではこの真ばどうであったであろう
 か。確かに、ヘレスバツハも、領主経営は、
 その必要とするあらゆる食糧（穀物、果樹、
 野菜、畜産物、ビール、葡萄酒など）を生産

することを目的としてゐることを述べると共に、
 五代農書を引用して「よき家長は購入の
 友であるよりも、販売の友なるべき」事を強
 調する。つまり買うことを少くし、売る事
 を大きくすることを強調するのである。しか
 し他方へレスバツハは衣料原料たる亚麻につ
 いて次のように注目をすべき事実を明らかにし
 ている。すなわち、亚麻について、第一にラ
 イン地方内部で特産地が形成されてきてゐる⁸²⁾
 (オランダ、ユーリッヒ)とともに、第二に
 ヨーロッパの規模での特産地形成が見られた。
 「現在ではロシアおよびバルト海沿岸のリー
 フラント Livland から」良貨の亚麻を輸入する⁸³⁾
 それは「耕地に穀物を作付け、亚麻織物と買
 う方が大きな利益がある。特に土地が荒れる
 こと、紡糸、織布の費用を考へるとそうであ
 る」⁸⁴⁾ためであつた。ここでは、衣服用原料と
 しての亚麻の特産地がライン地方内外で形成
 され、原料生産地域と加工地域とが分離しつ
 つあること、加工地域では亚麻が自給用とし

ても農家で栽培されるようになってきている事
 情が明らかになっていゝ。そして穀物は互
 織物の購入を一つの目的として栽培されてい
 る事が述べられていゝように理解される。す
 らわち、ここでは余剰生産物を売るのではなく、
 初めがら生活必需品たる衣料を買うこと
 を目的として、つまり他方で食糧を売ることを
 目的とする生産が、初歩的段階ではあつた、
 すでに始まつていゝことが知られるのであつた。
 しかもこうした衣料品の購入は、農家で自給
 用に作られるものよりも費用が安く済むよ
 製品(捻糸・織布)が、農家外で生産された
 結果であつたことが読みとれるのであつた。す
 らわち、第一章第二節で述べたニダラ
 ンを含むヴェストップーレ北部地域におけ
 る麻織物工業の農村地帯における発展が、そ
 して繊維部門だけでなく金属工業部門の農村
 における発展が、全体として、分割相続慣行
 を極端なまでに展開させて、つまり土地が家
 長の専有権に属し、家族構成員が土地保有か

ら排除されるという家族労作自給経営基調を
 解消させ、教モルゲンしか保存するに事実上
 の賃労働者層を生みだしたと云わなくてはな
 らないであろう。以上によつてニ－ダ－ライ
 ンでは小商品農業生産が始まつていたことは
 ほぼ実証されたと考へる。

(1) 領主経営

a) 騎士層における直営地経営の展開、経
 営規模とその経済的性格

教会がまづ、たゞ自己経営を行なうのをか⁸⁵⁾
 のに對して、騎士はリッラー・ジッソでしば
 しば自己経営を行なつてゐる。二、三の例を
 あげてみよう。一五四七年、ラードフルム
 ワルト教区(Kirchspiel Radvormwald)では、二頭の
 馬で自営する騎士が見られた⁸⁶⁾。一五八〇年モ
 ンハイム村(Monheim)ーバルク領ーではグイ
 ックラート(Wickerath)の領主ディートリッヒ・
 クァイト(Dietrich Quaidt)が「私はモンハイム
 村にある私の農場を自ら管理してゐる。この

農場を、私が費用を出し、奉公人、馬、農具
 を使って耕す⁸⁷⁾と述べている。一五八三年^ウ
 ィルヘルム・フォン・ヘンゲン (Wilhelm von Hengen)
 は一農場を自分の馬を用いて自営⁸⁸⁾。同じく一
 五八三年、ヨハン・フォン・ツェーフェル (Johan von Zewel)
 はリッター・ジッツであるライ
 シュムレン農場 (Hof Reichmullen) を自営、等々
 といふ騎士経営の規模は種々であつたろう。
 しかしリッター・ジッツの附屬農地面積の標
 準や、ラードフェルムワルト教区の馬二頭で
 耕せる程度の面積 (2 Pferdacker) から判るよう
 に余り大きいものでもあつた様で、百モル
 ゲンを一応の目安としておいてあつたろう。と
 ころでこのような騎士の自己経営について、
 全体としてみれば次の諸点に注意せねばなら
 ない。⁸⁹⁾ まず第一に騎士の自営例は、その大部
 分がリッター・ジッツにおけるものであり、
 その他の騎士所有農地は貸出されてゐる。ま
 たリッター・ジッツが常に、またすべての騎
 士によつて自営されてゐるわけではなく、館

に騎士が住んでゐる場合でも、附屬農地は分
 益小作人が借受けて耕作してゐる事例が多く
 みられる。第二に、騎士の自営は十六世紀前
 半には極めて少なく、その殆んどが十六世紀
 後半のもつとみられる。例之び十五世紀のア
 ムト・メットマン (Amt Mellmann) の騎士所領は
 一例を除いて、後はすべて分益小作人、定期
 小作人、隸屬農民に貸出されてゐた。このよ
 うな事例から考へて、騎士の自営は十五世紀
 十六世紀には少なく、十六世紀後半にかけて
 増加したものと考へてよい。第三に、それ
 も拘らず、十六世紀後半でも小作人以外の
 形式による騎士所領の貸出しが広範に立証さ
 れる。例之び、一五八三年、教会・貴族・レ
 ーエ・ンロイテ (Lehenleute)、自由人 (Freie) の收入
 調査が行なわれたが、この時上記土地所有者
 から土地を借用してゐる分益小作人および
 定期) 小作人 (halfleude und pechtere) が領邦君主
 役人に召換され、地主 (Herrschaft) の土地での小
 作経営からあがる收入を申告させられてゐる。

従、で十六世紀後半に騎士の自営が増大した
 とは云っても、全体としてみれば、自営は小
 部分を占めたに過ぎなかったと考えられる。

ところで騎士の自営が十六世紀後半から増
 大した一つの原因として価格革命が考えられ
 る。自己経営の増大と価格革命の影響のテン
 ポとが平行してゐるからである。貨幣收入の
 比重が高か、た騎士層にあつては、価格革命
 による貨幣收入の實質価値低下を補ふ方法
 として、地代の引上げが事実上極めて困難で
 あつたので、直営地経営へと向うのは一つの
 有力な方法であつた筈である。ただ、その経
 営規模から考えて、騎士経営の殆んどが、食
 糧自給を第一とし、剰余を販売する性格を持
 つたのであつたと考えられる⁹⁰⁾。

6) 領主経営における建物、施設および農
 具

建物、その他、施設としては、屋根の外に
 家計用のパン焼かよびその他調理用の窯、粉
 ひき杵⁹¹⁾、ビール醸造用の浸し桶、乾燥窯⁹²⁾があ

る。農業用には、脱穀場（その両側に奉公人用履室）、厩（馬用、その両側に奉公人用部屋）、畜舎（その傍らに奉公人用部屋）、納屋、家禽飼育場、農具洗場、養魚池、農場監督（Inspektor）住居、収納役（Verwalter）住居⁹³⁾が挙げられてゐる。

農具⁹⁴⁾としては、系統だてて記されてはゐないが、大別して、耕耘用具、收穫用具、馬具・運搬用具、醸造用具、脱穀調整用具、製粉用具、紡織用具が挙げられてゐる。ここでは農耕に関係あるものだけを整理して挙げるに止めた。注意を惹くのは、鋏・鎌類についてかなりの分化が見られること、犁先、犁刃、鉋、ハークン（Haken）などは鉄製品が使用されてゐる点である。

耕耘用具：犁（犁刃、犁先、撥土板、犁柄、長柄）。鋏 Hacken — 除草用 Jätthacken、又歯付鋏（二・三・四又）、南蛮用つるはし Karste、菜園用鋏（単一・二又）。馬鋏 Egge。鎮圧機 Walzen。鋤 Spaten。

收穫用具：小鎌 Sichel 一般物刈取用、(果樹剪定用)、牧草刈取用、シュハルト小麦用、(葉切用)。熊手 Gabel 大熊手、鉄製熊手。大鎌 Sense 一 Refensen, くちばし 牧大鎌, 歯付大鎌, 半月用大鎌 (葡萄用 草用、油菜樹用、果樹用、菓用)。

脱穀調製用具：打穀棒。磨箕。

運搬用具：荷車 (二輪・四輪)、馬車。

これらの農具はすべて二組を備え、破損しても支障のないようにすべきことが述べられていゝ。農具の管理はすべて農場監督に委ねられていゝ。

注意すべき事は、中世の領主経営では、農具、役畜は直接生産者である農民所有のもつて利用してゐたのに対して、十六世紀のニールラインの騎士経営では、犁その他の農具や馬を始めとする役畜がすべて騎士所有であるといふ事である。

c) 労働力 ヘレスバッハ農書では、領主経営労働力として養はられていゝのは、屋内

外の一叩の農作業を指揮する監督と、收穫物
 および貢租の收納と司る收納役と農業労働者
 が争げられてゐるに止まる。農場監督にっ
 ては各工業における職人のように徒弟的・修
 業の必要性が強調されてゐる⁹⁵⁾。これは第一節
 に見たように農業生産力の上昇や商品生産農
 業への志向を反映してゐるように考えられる。

農業労働者と意味する言葉には *Arbeits-Gesinde*⁹⁶⁾
 が用いられてゐるが、この二つの言葉の用法
 上の相異は見られるように思われる。何れ
 も住込奉公人に關して用いられてゐる。この
 奉公人は「衣服を給せられ」「毎年賃金の受け
 取り⁹⁷⁾」があり、一年奉公人であることは
 ほほ明らかである。この住込奉公人が耕耘
 家畜飼育をはじめとする主要農作業を担当し
 てゐるとは、日雇、請負賃金労働などの臨時雇
 労働者が専ら収穫労働に限定されてゐる
 ことから窺える⁹⁸⁾。

隷属農民の行なう農耕賦役は裁判領主であ
 る領邦君主に稀に見られるが、量的には微々

なるもの下⁹⁹⁾過ぎず、騎士層については発見し
 之をい。騎士の様を、今や次第にその封建的
 経済外強制権力を領邦君主に集中されて行く
 領主層において、農耕賦役はすでに漸減解
 体してゐるものと考えてよいのではなからう
 か。経済外強制によつてはなから、小作契約
 に基づいて、賦役を復活しようとする領主の
 意図が、ヘレスバッハの小作契約についての
 記述に見られるが、その意図の実現について
 は否定的に評価されるであらう。
 以上、騎士直管地における勞働力の中心が
 一年奉公人であつて、日雇の勞働力が補助
 的に使用されており、賦役は、経済外的強制
 権を失いつつある騎士層では用ゐられ得な
 かつと考えてよいであらう。ただ農村工業の
 展開によつて、勞働力が農村工業に流出し、
 そのための農業勞働力の不足が生じた場合、領
 邦君主に代つて貴族層が働きかけ、僕婢禁令
 公債償還の発給と、いう手段に訴へて農業勞働
 力を確保しようとする試みが、バルクに隣接

するクレーフェ (Kleve) ¹⁰⁰⁾ で行なわれた。この兵
 びニ－ダ－ラインの労働力市場が完全に自由
 であり、たとへば云えない。しかしこれらの命令
 は実効を持たなかったと云われており、事実
 上の自由な労働市場の存在が見られたと考之
 られる。したが、このニ－ダ－ラインでは、個
 別領主の経済外強制からは勿論、集中化され
 た領域に対する一円支配権力たる領邦君主の
 経済外強制からも、事実上自由な労働市場が
 成立していったと云えよう。

ただし騎士経営は、その領主的土地所有権
 に対しての領邦君主の地租を、また雇傭労働
 力に対しての領邦君主の賦課する *Gewinn- und*
Gewerbesteuer を免除されており、この兵で封建
 的特権を享受しているといえる。しかし封建
 的性格はこの兵に限られる。農具、役畜など
 の生産手段の所有、事実上自由な雇傭労働力
 の使用、カブを導引入れているが、一年二
 作、二年二作を含む五～六圃式農業にやられ
 る高い生産力。これらの兵については農民上

層と殆んど異なることにはなる。したがって
生産過程に属する限り、ブルジョア的性格を有
したと云ふよう。

(2) 分益小作経営

分益小作経営は、

ヘレスバッハも記しているように、一般に「
富裕な」農民によって行なわれたと云われて
いる。すなわち役畜(馬)三頭以上を持ち、
また奉公人を小規模ながらも雇傭する存在で
あった¹⁰¹⁾。このように分益小作人の事例として

は、一世紀ほど時代は遡るが一四六九年の
Gewinn- und Gewerbesteuer 史料が挙げられる。「ユ
ニカーであるメンツォンゲンの分益小作農は
フローンホーフ Fronhof において四マルクを支払
う。分益小作人の奉公人は二マルクを支払う。」¹⁰²⁾

この史料では分益小作人は唯一人ではあるが
雇傭労働力を使用していることが知られる。

このように雇傭労働力を使用する分益小作経
営はこの史料によれば各村に二〜三戸見られ
るのである。以下で簡単にこの分益小作農の
性格を分析する。

a) 商品生産の性格 先に述べたように、
 ニーダーラインでは繊維原料たる亜麻につ
 て明確に生産地域の分化がみられ、農家は一
 般に自給用繊維原料の栽培を止め、これをニ
 ーダーライン内外の特産地から購入して農村
 家内工業として加工し販売するものと、穀物
 を栽培してそれを販売して衣料を購入するも
 のとに分けてきている。したがってニーダ
 ーラインでは小商品生産が開始されていくと
 判断される。分益小作農はこの商品生産の先
 頭に立っていきと考えられる。彼等の生産す
 る商品は麻・亜麻、大青、菜種、穀物であ
 った。

b) 生産力 上の商品作物栽培のためには
 当然主穀式農業の枠内ではあれ多量の肥料、
 したがって多数の家畜飼育、多量の飼料の必
 要を満す作付順序が第一節でみた作付であ
 ったと云える。カブの栽培が農民経営で見られ
 るとのヘレスバツハの指摘は、冬期飼料の増
 大と因り飼育家畜頭数と増大させようとする

農民、とくに上層農民の意欲を反映している
 様に思われる。苜蓿、カブを導入しての、一
 年二作・二年三作を含む五へ六圃式農業、砂
 質土壌への栽培牧草の導入に示される上層農
 民の生産力は、その小面積の土地保有のために
 耕地では食糧又は穀物の生産に限定される
 をえず、家畜飼料の殆んどを共有地放牧に依
 存せざるを之をかつた下層農民とは明らか
 に異っていたと考えられる。

また上述の作付順序は、耕地強制と明らか
 に対立する個別利用を前提とするものであり、
 耕地での飼料作による共同放牧への依存度の
 低下とともに、村落共同体規制を緩和、個別経
 営の自立度を高めるものであったといえる。

(c) 所有関係 まず土地についてみると、
 分割小作農民の経営地は領主の単独所有権の
 貫徹する土地である。経営「資本」についで
 みると、小作料が粗収益の半分であることが
 う判断して、播種用穀物以外の一切の経営「
 資本」(農具・後畜・雇傭労働)を分益小作

人が負担したと推測される。なお経営地に対する領邦君主の課税(地租)は、その土地が騎士所有地であるため免除され、その代わりに分益小作人に対して *Gewinn- und Gewerbesteuer* が課せられたことは、先の十五世紀の史料でも通っているのである。この税は一般農民と異なる税であるが、取扱上の異なる税は二つ一兵に限られている。

以上、分益小作人は、地主たる騎士に対して収穫の二分の一の小作料を支払い、領邦君主に対しては *Gewinn- und Gewerbesteuer* を支払うほどの生産力の高い小商品生産を行ない、しかもこのようを経営を行なう為には専ら経営「資本」のうち種子とのおく全部を負担し、小規模ながら資金労働者を使用する。ここに当時における富農の性格と見る事ができる。

注 55) Heresbach, a. a. O. S., 1 b. 　　フオヘレスバ
 ッハは一四九六年領邦国家ベルクのヘル
 スバッハ家 (Salhof Hertzbach) に生れた。長じ
 て法律学をまなび、ユーリッヒ大公に江
 えて顧問官となつた。エラスムス、シユ
 トルムと親交があつたと云われる。一五
 七六年に死す。

56) グー ジ英訳版では *common miles* と訳
 されてゐる。禁制権施設、所有者は、領
 邦国家ユーリッヒ・ベルクでは一般に領
 邦君主あるいは教会領主であつた。騎士
 は水車強制 (*Bannmühle*) を持たない場合も
 水車強制には服さず、自らの水車を持つ
 ことができた。騎士の隷属農民も禁制権
 を免れ騎士の水車を利用してゐた。(v. Below,
Territorium und Stadt, S. 119 ~ 120.)

57) Heresbach, a. a. O. S., 1 b b.

58) v. Below, a. a. O. S., 115 ff.

59) 60) *Ibid.*, 111 ff.

61) *Ibid.*, S. 154. Anm. 2.

62) H. Schönningh, Der Einfluss der Gerichtsherrschaft auf die Gestaltung der ländlichen Verhältnisse in den niederrheinischen Territorien Jülich und Köln im 14. und 15. Jahrh. S. 51.

63) v. Below, a. a. O. S., 116ff.

64) v. Below, Die Landständischen Verfassung in Jülich und Berg, III. 1. SS. 44~48.

65) Below, Territorium und Stadt, SS. 113~114.

66) v. Below, Landständ. Verf., III, 2. S. 36ff. 十五世紀末の地代は依然現物(ライ麦)であった。その貨幣レ－エ－ンは領邦君主が領土の一元支配を実現するために用いており、事実そのように機能している事に注意。

67) v. Below, Territorium und Stadt, S. 112, Anm. 1., Derselbe, Landständ. Verf. III, 2, S. 34, Anm. 1. 彼の例. エニ. ミホサト, ホルトロッフ家 (Haus Holtrop) のリッター・ジッツは三頭の馬で耕作面積の耕地 (3 pferdecker), 若干の叢草採草地。ボ－レンドルフ家 (Haus Bohlendorf)

のそれは 4 pferdacker 相当大なる灌木地、の
 りの広さの採草地。

68) v. Below, *Territorium und Stadt*, S. 113.

69) v. Below, *Landständ. Verf.*, III, 2, S. 36.

70) H. Schöningh, a. a. O. S., 41ff.

71) 72) Heresbach, a. a. O. S., 83b.

73) *Ibid.*, S. 84a.

74) *Ibid.*, S. 84b.

75) *Ibid.*, SS. 84b~85b.

76) グー ジ英訳増補版では小作契約条
 項は次のようになっている。「領主の許
 可無しでの又貸し、あるいは売却の禁止。
 放牧地・採草地の犁耕の禁止。耕地に播
 種すべき穀物の種類とその面積。土地改
 良すべき面積を地主として作務につい
 ての項目を含まべきであるとしている。

(Google, *op. cit.*, p. 45a)。ここでは明白に牧草

と播種すべき面積や土地改良を行なうべ

き面積が述べられており、ドイツとは異

なるイギリス農業の実態を反映している

真に興味深い。

77) v. Below, Landständ. Verf. III, 2, S. 53. Anm. 160.

78) Schöningh, a. a. O. S., 68. Anm. 5.

79) 川本和良、前掲書、22頁。

80) G. E. Fussel, Farming Technique from prehistoric to modern times, p. 91.

81) 吉岡昭彦『イギリス地主制の研究』

105~106頁。

82) Heresbach, a. a. O. S., 69b.

83) Ibid., S. 70a

84) Ibid., S. 70b.

85) 当時において「教会は最大の地代

収得者であった」と云われていた様に、

教会領はほとんど例外なく貸出されてお

り、自己経営は行われていた。

(v. Below, Landständ. Verf., III, 2, S. 37.) またその地

代は大部分現物であった。Ibid., III, 2, S. 17f.

«viel fruchtbar und wenig Geld»

86) v. Below, Territorium und Stadt, S. 112. Anm. 1

87) v. Below, Landständ. Verf., III, 2, SS. 37~38.

88) Ibid., S. 38.

89) 以下 の 叙述 に つ い て は Ibid., III, 2. Ss.
37~38.

90) Lütge, a. a. O. S., 163.

91) Herzbach, a. a. O. S., 169ff.

92) Ibid., S. 179.

93) Ibid., S. 189.

94) Ibid., S. 199.

95) Ibid., S. 246.

96) Ibid., S. 216.

97) v. Below, Landständ. Verf. III, 2, S. 38. « derjenige,
so denselben Hof bauet und bewonet, sein bekleideter diener,
den jehliches besolden und allen nutzbarkeit selbst, gleich
als tete er alda residiren und wonen, aufhebt »

98) Ibid., III, 2, S. 52. Anm. 159.

99) Schönningh, a. a. O. S., 71ff.

100) 川本和良、前掲書、26頁。

101) Schönningh, a. a. O. S., 68. Anm. 5

102) v. Below, Landständ. Verf. III, 2, S. 49. S. 218 Nr. 11.

7 4 . t . π i l 不 7 二 l t Amt Bornefeld に 5

ける祖視に換り一四六九年の記録より)

Overste hunschaf

Item her Gauwinshalfin zo Keenkusen 8 mr.

Item zwin Jungen zo Keenkusen 1 mr.

Item Druygen zo Keenkusen 4 alb.

.

Kinckspel Darbinghausen

Item juncken Mentzongen halfwin zom vroenhoere 4 mr.

Item desselven halfwins knecht 2 mr.

Item sen heistgen 4 alb.

.

第三章 十六世紀後半のザクセン

地方における農業生産力と農

業経営の諸類型

第一節 ザクセンの農業生産力

(1) はじめに — 史料と課題

十六世紀のザクセンにおける農書として、《

Haushaltung in Vorwerken, Ein landwirtschaftliches Lehr-

Buch aus der Zeit der Kurfürsten August von Sachsen,

1957/70.》, Abraham von Thunbschirn, 《*Oeconomia*》

(1616年 Casper Jugelius によつて Leipzig で出版

)の二つがあげられる。その他に当時のザク

センの農業事情をまとめた形に知りうる史

料としては、Kurfürst August von Sachsen がその

治世の最初にあたり、之と、た直管地解体政策

を進めるため、当時の *Kontrollrat, Barte Lautsdach*

に命じて所領収入や直管地の経営事情につい

ての記録を編纂させた《*Acta: Beschreibung der Eing.*

1564. L. n. 7358》(1553年から1564年

にかけての文書が集められてゐる)と、1561

年以後 August が一転して直管地経営を復活強

化する方針をとり、直管地経営改善のため、

先にあげた V. Thunbschirn を Hofmeister に登用し、

彼に管轄下の Vorwerk を視察報告させた《Bericht über die Visitation der Kurfürstlichen Vorwerke im Jahre 1571 von Thumshirn》がある。

ザクセン農書、したがって領邦君主直管地経営のもつ第一の特徴としては、第一章第二節で述べたように商品生産的性格が指摘されねばならない。第二に、ザクセンの二つの農書については、とくにその農業経営的性格を指摘しておかねばならない。十六世紀の農書は領主経営を記述の主たる対象としているが、しかし、Herzbach と Grosser の二農書が農業技術的性格が強いのに対し、ザクセンの二農書は、限界はあるにしても農業経営的性格が強いのである。すなわち経営規模、作付順序、播種量、飼育家畜頭数、労働力、各部門のよび経営全体の収支、についての具体的な記述がなされている。

このような特質はザクセンにおける農書が書かれた経緯からも明らかになる。すなわち1569年ザクセンの領邦君主 August の Hofmeister

と「た」た v. Thumbshwin は August の命により 15
 71 年管轄下にある直管地を巡察し「第一に農
 業の地勢、土質、地味」、第二にどのよう
 な状態にあるか」、第三に各地の条件に
 応じてどのようにして最も有効に管理すべきか
 』についてこの報告書を提出した。August はこ
 のすぐれた報告を読み、直管地役人が日々の
 経営管理業務を遂行するために常に座右に備
 え参照すべき一般経営指導の書を v. Thumbshwin
 に命じて書かせたのが《Oeconomia》であり、
 同様の趣旨から、農業の各部門についてこの役
 人にも命じて書かせたのが、《Haushaltung in
 Vorwerken》である。つまりザクセンの二農書は
 直管地管理指針とも名付けられるべき性格を
 もっている。この意味でザクセン農書の記述
 の対象は領主経営とくに Landesherr の直管地経
 営であり、農書編纂は August の領邦国家経済
 ・財政政策の一環を形成してゐるとみてよい。
 August は領邦国家の経済・財政政策としてと
 くに鉱工業の開発に重点をおいたのであった

が、鉦工業の発展は人口の増大をひきよこし、
 十五世紀以後、とくに十六世紀には食糧不足
 が表面化した。このような非農業人口の増大
 と食糧不足、農産物価格の高騰に対応して農
 業を集約化して生産を増大させ食糧不足を解
 決し、同時に収入を増加させようとする *Landes-*
herz の方針⁵⁾が直営地経営の復活強化、農書編
 纂となつてあらわれたと考へられる。以上の
 点から考へれば、ザクセン農書の成立は、*Landes*
herz が領邦国家権力を財政的側面から確立し
 て行く中での「とからの」商品生産に主要な
 基盤をもつと云ふよう。
 十六世紀農書の史料価値については *Lembke*
 女史がすでに指摘したところであり、⁶⁾ この点
 はザクセンの二農書についても妥当する。《
Haushaltung im Vorwerk》は *Dresden* 地方を、《*Oecono-*
mik》は *v. Thunbshwin* の所領である *Rittersitz Fran-*
kenhausen, Ponitz を中心として記述してあり、
 十七世紀の家父学農書が無原則的におこなつ
 てゐる古代ギリシャ・ローマ農書やフランス

・イタリヤなど外国農書の引用、挿入は皆無
 であり、農書の成立した地域の農業を忠実に
 記している。このような地域性と時代性とが
 地方史研究、とくに地方農業史にとって大き
 な史料的价值を持たせることとなるのである。
 この点を、ここで用いる史料に即してみれば、
 これらの史料はまず第一に August が、直営地
 経営・賦役の解体、金納化から、直営へと方
 針を転換した後の最も近い時点における分農
 場の実態・その問題点・改善の方向を知らせ
 てくれるものである。第二に、分農場経営が
 全農業部門について、どのような基準に則り
 運営されたかを具体的な事例として
 知ることもできる。

本節では上記の二農書および二つの Landesherr
 御料地に関する史料のうち、筆者が入手し
 た《Haushaltung in Vorwerken》、《Oeconomia》
 《Bericht über die Visitation》を主として用いて、
 十六世紀の Kurfürst Sachsen の直営地における
 農業技術を明らかにすることには課題を限定す

る。

(2) 農業技術

(2) 耕地の分散度 v. Thunbshirn « Bericht

über die Visitation » によつて整理すると、耕

地の分散度について記してある二十四 Vorwerk

のうち、全然分散せず完全な団地を形成して

いるのが十四 Vorwerk、大部分の耕地が団地を

なす一部分だけが分散耕地であるとされてい

るもの三 Vorwerk、大部分の耕地が分散してい

るもの六 Vorwerk となる。さらに耕地が一部分

散あるものは大部分分散していとされてい

Vorwerk のうち、夏冬の作物播種量が一筆毎に

わかる Kloostervorwerk と Vorwerk in Amt Wolkenstein と

Kloostervorwerk Tschepnitz についてみると、それぞ

れ四筆と三筆、十筆であるにすぎない。以上

から判断する限りでは、Landesherr の大部分の

Vorwerk 耕地はほぼ一カ所に集中してあり、分

散耕地をなしている Vorwerk についてはその分

散度は著しく低いとみられる。
 分散耕地を有する Vorwerk についても、交換
 分合によつて分散性を除去しうる可能性があ
 る場合には意識的に団地化が追求されてい
 る。たとえば Müllberg 在の Vorwerk についても「混雑耕
 地はうまく交換して Vorwerk 耕地を集団化する
 とが可能である。何故ならば Müllberg 村民は彼
 ら自身から遠く離れていゝるが、Vorwerk に近
 い土地を持つていゝるから喜んで交換に応じ
 るからである」と述べられていゝる。このよ
 うな交換分合の目的は第一には作業能率の
 向上である。すなわち Vorwerk を購入せんと
 するときは、特に灌漑用水を有するや否や、
 また耕地が互に隣接していゝるや否やに注
 意すべし。何となれば一組の犁でも、一団
 地には優に四十畝を犁耕しうるが、遠く
 離れていゝるときは二十五畝を犁きか
 へしうるにすぎないためである⁸⁾。第二
 にはこの方がより重要であるが、耕地の
 集団化は作付の「自由」を保証するた
 めのものであつたと考へ

られる。後に具体的に述べるが Vorwerk における作付は多彩で流動性に富んでいゝる。「経営主 (Hauswirt) はその Vorwerk 耕地の事情に依りて、耕地を毎年いくつかの部分に区分して耕作せねばならぬ。五圃に区分すれば四圃に作付け、一圃は休閑する。四圃に区分すれば三圃に作付け、一圃は休閑する。三圃に区分すれば二圃に作付け、一圃は休閑する⁹⁾」とあるように、本質的にみては主穀式の枠内にありながら、しかしその枠内ではかなり流動性をもち、作付けをおこなつたのであつた。このような流動性を保証する基盤のいくつか耕地の集団性にあつたことは疑いなきと思われれる。

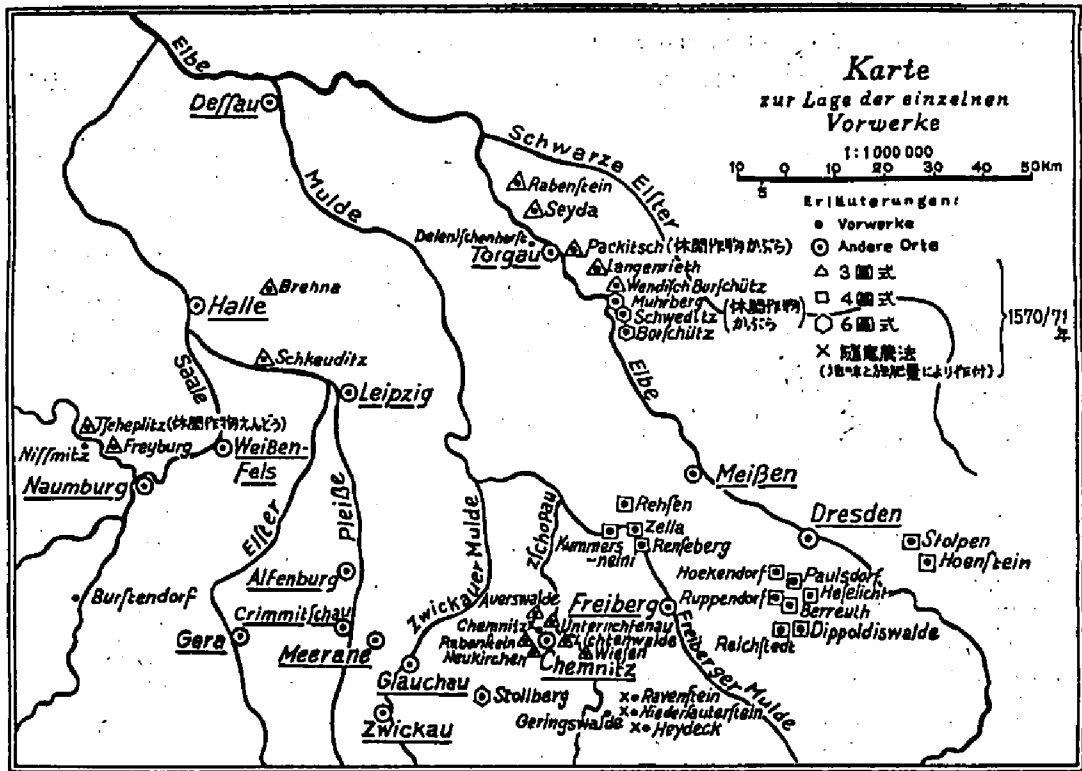
耕地の分散性は他の要因と重なつて収益をいぢるしく摸るときは直営から小作へときりかゝる。あるいは Vorwerk を売却する契機となる。地味が悪く、肥料、労働、種子をうぐなわねい時 (Vorwerk Kehseberg)、水害地で耕耘運搬に不便であり、施肥しても地力が低いと

さく Vorwerk zu Mülberg のエルベ川の上手にはある
耕地)、耕地が遠く離れて存在し、年雇ある
いは農民の賦役による農作業の監督が充分行
なされえず、畜産、牧羊の収益も期待しえな

いとさく Vorwerk Seyda, Vorwerk Rabenstein)、
施肥が不足して収穫が低いはあ(Vorwerk Nie-
derlauterstein の hanfeld)は現実に小作に出され、
あるいは小作に転換するよう勧告されてい
以上のようには当時の少なくともラントスハ
ル経営にあつては、耕地の分散性は、作業能
率を高め、作付けの流動性を保証し、収益を
あげるために克服されるべきものとして意識
されていたことが明らかである。

(b) 圃数 V. Thumbshirn の視察報告書か
ら圃数のわかる三十六 Vorwerk のうち、三圃が
十四 Vorwerk、四圃が十二 Vorwerk、六圃が四 Vor-
werk、地味と施肥の量とに依りて適当に作付
される(大部分が穀草式)ものか六とあつて
いる。圃数と作付方式とが必ずしも一致せず、
各圃にあつて圃数とは異なる。た作付方式があ

こたわらえたとよは *van Bath* など の指 摘 し て
 いるところであるが⁽⁹⁾、十六世紀サクセンのラ
 ンデスへ *Vorwerk* に おい て は 一 例 (*Vorwerk Pachitzsch*
) を 除 いて は、すべ て 圃 敷 と 作 付 方 式 と が 一
 致 して いる。圃 敷、し た が、つ 作 付 方 式 の 地
 域 的 分 布 を 示 す の が 次 の 図 で あ る。四 圃 式 は
 Elbe 河 流 域 で *Dresden* か ら 上 流 の 両 岸 に、ま た
 地 味 と 施 肥 の 量 に 応 じ て 適 宜 作 付 け ら れ る 随
 意 農 法 が 十 六 世 紀 に 鉦 工 業 都 市 と し て 勃 興 し
 て く る *Chemnitz*⁽¹¹⁾ と よ ゐ *Freiburger Mulde* と *Zachopan* の
 両 河 川 の 上 流 地 域 に 集 中 し て いる。こ れ に 対
 し 六 圃 式 は エ ル べ 川 流 域 の *Meißen* と *Torgau* の
 間 の 地 域 と よ ゐ *Mulde* 支 流 で あ る *Zwickauer Mulde*
 の *Zwickau* 近 傍 と に 点 在 す る。三 圃 式 は、Elbe
 本 流 の *Torgau* 周 辺、*Leipzig - Weissenfels - Naumburg*
 を 連 ね る 線 よ り 北 の 地 域、と よ ゐ *Chemnitz* 周
 辺 に 分 布 す る。こ の よ う に 1570 / 71 年 度 に つ
 いて は あ る 程 度 の 地 域 性 を 示 す が、し か し こ
 の 作 付 方 式 は 先 に も 述 べ た よ う に 決 れ て 固 定
 的 で は な い。た と え ば 1570 / 71 年 に 四 圃 式 で



(4)

あつた Vorwerk Hohenstein, Vorwerk Stolpen は何れも
 1569年 には 五圃 であつた⁽¹²⁾。しかる V. Thunbshim
 の所見によればこれら二つの Vorwerk には
 は、面積に比して施しうる肥料の量が不足す
 るという理由で三圃式への転換が勧められて
 いるのである⁽¹³⁾。このように主穀式という大枠
 の中にはあるが、十六世紀のザクセンでは作
 付様式は地味や施しうる肥料の量に依りて流
 動的で固定してゐなかつたことがわかる。こ
 れは他のドイツ地域に於いてもあてはまるよ
 みられるのであつて⁽¹⁴⁾。Lembke 女史の指摘する
 ように十六世紀における農業に共通する性格
 といふよう。
 ところでこのように十六世紀のザクセンで
 は圃数も、したがつてまた農法も流動的であ
 つたが、しかしこの流動性は一体 Lembke 女史
 が主張するようにならば十六世紀を通じて休閑地が
 したに減少する方向に直線的に何かついてい
 たのか、それともその逆であつたのか問題
 である。この問題には以下でもふれるが、今

こゝで圃数の変化に関する限りでふれておく
 と、Thunbshirnは四圃式のVorwerkにっいては施肥
 圃の及ぶうる範囲にっいては三圃式に、施肥
 の及ばないところには(粗放)穀草式
 に転換するのが最も有利であるとしてゐる。
 これは肥料(家畜の堆厩肥および羊の放牧に
 よる施肥 = Pferche)が耕地面積に比較して少
 ないためであり、その不足を休閑によつて補
 填せうとする方向であつた。この限りでは休
 閑地が増大する方向を指向せざるをえない状
 態にあつたと云つてよい。このばあい、施肥
 の及ぶうる範囲(内圃)と施肥の及ばないと
 ころ(外圃)との両者が一体化して運営さし
 る。内圃の占める比重が大であればあるほど
 三~四圃式に、外圃の占める比重が大きくな
 るはなるほど粗放穀草式に接近する。

(C) 栽培作物 1570 / 71年のガクセン王
 領地における作物の種類とその作付比率を示
 すのが次の表である。冬作物としては冬小麦、
 ライ麦、冬大麦、夏作物としては夏大麦、燕麦

作 付 比 率 (1570/71年度)

| | 小 麦 | ライ麦 | 冬小麦 | (冬作物計) | 夏小麦 | 燕 麦 | ソ バ |
|---|------|------|-----|---------|------|------|-----|
| Forberg zu Mühlberg, Purschitz, Schweditz | | | | | | | |
| kloster feld | 4.7 | 18.0 | | (28.4) | 55.1 | 17.5 | |
| purschitzer felder | 4.6 | 27.5 | | (32.1) | 42.3 | 13.5 | |
| schweditzer felder | 7.8 | 8.7 | | (16.0) | 54.4 | 18.5 | |
| Langenreuth | | | | | | | |
| Langen Reuth, | | 47.1 | | (47.1) | 38 | 49.5 | |
| windischen Purschitz | | 54.9 | | (54.9) | | 41.5 | 8.5 |
| Forberg Packitzsch | 7.8 | 25.7 | | (33.1) | 38.5 | 15.2 | 0.8 |
| Forberg Brehna | 6.2 | 32.5 | 4.6 | (43.3) | 11.1 | 42.3 | 1.6 |
| Forberge im ampte Freyburg | | | | | | | |
| Uff die schloßfelder I | 20.7 | 32.4 | | (53.2) | 17.1 | 27.0 | |
| Uff die schloßfelder II | | 55.4 | | (55.4) | 7.7 | 38.9 | |
| Uff die felder zu Nießnitz | 51.0 | 19.6 | | (70.6) | 29.4 | | |
| Kloster forberg Tacheplitz | | | | | | | |
| Uff die felder in der neuen | 25.9 | 74.1 | | (100.0) | | | |
| Uff die breite hinterem dorfe | | 44.8 | | (44.8) | 15.8 | 37.0 | |
| Brustendorf | | 49.1 | | (49.1) | 24.3 | 26.5 | |
| Forberg Kempnitz | | 37.3 | | (37.3) | 16.9 | 45.8 | |
| Forberg Rabenstein im ampt Kemnitz | | 47.4 | | (47.4) | 22.7 | 29.9 | |
| Forberg Neunkirch | | 16.8 | | (16.8) | 35.4 | 20.9 | |
| Forberg Stolberg | | 18.9 | | (18.9) | 11.4 | 68.0 | |
| Forberg im ampte Wolkenstein | | | | | | | |
| das feld über der Schoppau | | | | (0) | | 94.0 | |
| Forberg Jerichswalde | | | | (0) | 2.0 | 79.5 | |
| Forberg Ravenstein | | 10.0 | | (10.0) | 6.9 | 82.5 | |
| Forberg im ampte Lichtenwalde | | | | | | | |
| Forberg Lichtenwalde | | 49.2 | | (49.2) | 10.2 | 40.6 | |
| Forberg Unterlichtenua | | 20.9 | | (20.9) | 9.3 | 69.8 | |
| Forberg Auerswalde | | 21.1 | | (21.1) | 15.8 | 63.2 | |
| Forberg Wiesen | | 33.1 | | (33.1) | 16.2 | 50.7 | |
| 平 均 | 8.6 | 28.2 | 0.8 | (32.6) | 21.2 | 40.4 | 0.5 |

注) Forberg Brehna, Forberg im ampt Freyburg gelegen, Forberg Jerichswald については夫々異った

| 夏ライ麦 | 夏小麦 | (夏穀物計) | (穀物計) | エンドウ | ライ麦 | (小計) | あぶら菜 | 亜麻 | 麻 | (小計) | (夏作物計) |
|------|-----|---------|---------|------|-----|--------|------|-----|-----|-------|---------|
| | | (72.5) | (95.9) | 1.9 | 2.2 | (4.1) | | | | | (76.8) |
| | | (55.8) | (87.9) | 5.2 | 6.9 | (12.1) | | | | | (67.9) |
| | | (72.9) | (88.9) | 5.8 | 5.3 | (11.2) | | | | | (84.0) |
| | | (52.8) | (100.0) | | | | | | | | |
| | | (45.1) | | | | | | | | | |
| | | (54.4) | (87.7) | 7.0 | 5.8 | (12.8) | | | | | (66.8) |
| | | (55.0) | 98.2 | 1.8 | 0.5 | (1.8) | | | | | (56.8) |
| | | (44.1) | 97.8 | 2.7 | | (2.7) | | | | | (46.8) |
| | | (44.6) | | | | | | | | | (44.6) |
| | | (29.4) | | | | | | | | | (29.4) |
| | | | | | | | | | | | (0) |
| | | (52.8) | 97.1 | 1.7 | 0.6 | (2.3) | 0.2 | 0.2 | 0.2 | (0.6) | (55.7) |
| | | (50.8) | | | | | | | | | (50.8) |
| | | (62.7) | | | | | | | | | (62.7) |
| | | (52.6) | | | | | | | | | (52.6) |
| 28.4 | | (83.2) | | | | | | | | | (83.2) |
| 1.2 | 0.6 | (81.1) | | | | | | | | | (81.1) |
| | | (100.0) | | | | | | | | | (100.0) |
| -6.0 | | (100.0) | | | | | | | | | (100.0) |
| 18.5 | | (89.4) | 99.4 | | | | | | 0.6 | | (90.0) |
| | | (50.8) | | | | | | | | | (89.4) |
| | | (79.1) | | | | | | | | | (79.1) |
| | | (78.9) | | | | | | | | | (78.9) |
| | | (66.9) | | | | | | | | | (66.9) |
| 1.9 | 0.0 | (84.0) | (96.6) | 1.8 | 1.5 | (3.8) | 0.0 | 0.1 | 0.0 | (0.1) | (87.4) |

単位が用いられており、換算する必要があったが換算のための基礎数字がないので、そのまま合計して計算した。

夏ライ麦、夏小麦、ソバ、エンドウ、グイ
 ケン、あぶら菜、亜麻、麻、それに表には現
 れてこないが、夏・冬作のカブラが栽培さ
 れている⁽⁵⁾。作付比率を全体としてみれば穀作
 が圧倒的比重(96.6%)を占め、豆類、カブ
 などの休閒作物や、菜種、亜麻、麻などの工
 芸作物の比率はとるにたらない。穀類のなか
 では、肥料量、労働などの点からみて集約度
 のある夏穀物が $\frac{2}{3}$ 近くを占めている。冬作物
 が優越しているのは僅かに二カ所だけである。
 冬作物の代表はライ麦、夏作物の代表は夏大
 麦と燕麦である。注目されるのはカブラがエ
 ンドウと共に休閒作物として栽培されている
 点である。エンドウは、休閒作物として栽培
 されるばあいと、輪作の最後につまり休閒の
 前年に栽培されるばあい、およびエンドウの
 あとにさらに穀物が一作だけ植こられるば
 あいの三種類の栽培法がとられている。なお
 ソバが少量ながら三カ所で栽培されているが
 これはドイツとして、最も早い事例ではな

いかと思われ¹⁶⁾る。

(d) 作付順序 *Thunbshin* の「視察報告」

により 1570 / 71 年度の作付順序を整理すると

次のようになる。

(1) 三圃式

| | 三圃式 | 改良三圃式 |
|-----|---------------------|--|
| 第1年 | 休閒・施肥 | エンドウ(休閒地の一部) |
| 第2年 | ライ麦 | ライ麦 |
| 第3年 | 燕麥および夏大麦
(またはソバ) | 燕麥, ヴィーゲン(飼料用・燕麥と混播・施肥)
あぶら菜, 亞麻(施肥), 麻 |

三圃式農法をおこなっていることがわかる。

三 Vorwerk のうち + ま で が 休閒 - ライ麦 - 燕麥

(および夏大麦) の作付方法を示している。

改良三圃式をとっているのは、ほゞ¹⁷⁾ かに Kolsterwo-

merk Tschepplitz だけである。残りの二 Vorwerk は

第三年目夏大麦にかわってソバが作付けされ

ているが、基本的には一般の三圃式農法とみ

てよいであろう。

改良三圃式で注目される点は、まず第一に

エンドウが非常に小面積ではあるが、休閒作

物¹⁷⁾として栽培されている点である。休閒作物

としてエンドウが作付けされることには何の不

思議もないが、十六世紀ザクセン王領地では
 エンドウの輪作との位置は三つあり、休閑作
 物として位置づけられているのはこのKloster-
 vorwerkの事例だけであるという点で注目され
 るのである。

第二には夏大麦にとってかわってグイーン
 ン(飼料作)が休閑作物としてではなく第三
 年目の作物として、しかも施肥されて導入さ
 れている点である。

エンドウ、グイーンンその他のあぶら菜な
 どの作物はごく小面積の播種であって一般的
 な三圃式農法の図式がこのVorwerkのばあいには
 も維持されているのは言うまでもない。した
 が、このばあい改良三圃式といっても、三
 圃式から飼料作を拡大する方向に必ずかみ半歩
 ほどふみだしたところにはすぎないと言っ
 てよい。しかしこうしてばあいにこそエンドウあ
 りいはグイーンンが当時どのような機能を
 果たすとして輪作との位置を占めていたかが
 農業技術の構造を把握するばあい重要な指標の

一つとほるののである。

(2) 四圃式

四圃式

| | |
|-----|---------|
| 第1年 | 休 閑 |
| 第2年 | ライ麦 |
| 第3年 | 大麦または燕麦 |
| 第4年 | 燕 麦 |

1570 / 71年 度 に 四圃式 農法 を

と、て いる 十 二 Vorwerk の う ち 大

部 分 が 左 の よう な 作 付 順 序 を と、て いる。こ

の 基 本 型 か ら の 若 干 の 変 異 を 示 す 作 付 と し て

休 閑 年 に 一 部 大 麦 が 施 肥 し て 作 付 さ れ る は あ

い (Vorwerk Heselicht)、あ よ り 休 閑 - 冬 穀 物 - 夏

穀 物 - 夏 穀 物 な ら び に、夏 穀 物 (大 麦) - 冬

穀 物 (ライ 麦) - 夏 穀 物 (燕 麦) と なる、つ

ま り 夏 作 を 三、四 年 目 に 連 作 せ ず、夏 冬 穀 物

を 交 互 に 作 付 け る 場 合 (Vorwerk Hoenstein) と がある。

四圃式は三圃式のばあいと比較すれば明ら

かなように休閑地を縮小して、より多くの夏

穀物、通常醸造用の大麦を栽培できるとい

利点をも、ている。しかし反面休閑地により

大量の肥料を投下することによ、てのみ可能

であった。ところがこのような肥料の増投は

ガクセン王領地で現実には可能であった。

らうか。Thurbshirn の « Bericht über die

Visitation >> は休閑地の減少に反比例する施肥
 の増大が現実には極めて困難であつたことを
 はっきりと示してゐる。四圃式をとつてゐる
 Vorwerk のばまゝ、休閑地の三分の二が施肥さ
 れるものが最高であり¹⁸⁾、休閑地の二分の一が施
 肥されるばまゝもみらゝる¹⁹⁾。したがつて全耕
 地を施肥するには最少六年か八年が必要であ
 つた。しかし地味が悪いばまゝ、休閑地は
 毎年、したがつて全耕地が三年に一回施肥さ
 れる必要がある。最良の耕地で六年に一回の
 施肥を必要とした。さそなければ労力と種子
 をつぐたいやない²⁰⁾ほどの収量しかゝらぬな
 かつた。同じ耕地に四度目の播種と犁耕を
 しても収獲は全くな²¹⁾。したがつて施肥可
 能な耕地だけを三圃式農法——一年目休閑、
 施肥。二年目ライ麦。三年目大麦(地味のよ
 いところ)、燕麦(地味の悪いところ)——
 をとり、施肥の及ばない耕地では隨意農法、
 すなわち穀草式(三年放牧、二〜三年燕麦連
 作)をおこなうよう *Thunberg* は勧告してゐる²²⁾。

このように十六世紀のサクセンでは、対応した肥料の増大が伴わない形で耕作面積の拡大が行なわれたのであり、肥料問題が最も大きな農業技術上の問題の一つとして出現したのである。

Vorwerk Haselicht の四圃式にみられる休耕地の一部への大麦の作付けは、大麦に適した地質(乾燥、肥沃土壌)に加えて施肥した場合にのみ可能であったが、このほかにも同様耕地が広すぎる(肥料の量に對して)として三圃式への転換が勧められている。Vorwerk Hohenstein の四圃式で注目されるのはすでに述べたように第三、四年目に夏穀物と冬穀物とが交互に栽培されている点である。Thumbshin は、たとえば Vorwerk Stolpen の四圃式にみられる夏^秋穀物の連作を好ましくなく、そのとして冬、夏穀物を交互に栽培することを勧めるのであるが、その理由として次のように述べている。「夏作を頻繁に作付けしないのは、冬圃では三回の犁耕その他の作業が行われ、太陽が雑草を

やきつくして、畑地から雑草(wecken und grab))
 を除いてしまふからである。これに反して夏
 圃では犁耕は一回だけである。夏作物をあま
 り度々栽培しすぎると、太陽はその作用を果
 すことができず、作業もより僅かしか行われ
 ないので、夏圃に雑草が生い繁り、収穫がへ
 り、したがって畑地はますます地力が低下す
 るばかりである。²³⁾ 収量は夏作を二回続ける
 よりも、冬作物をはさんだ方がよい。²⁴⁾ 雑草
 は犁耕と施肥とが不十分ならば、三～四年
 間では枯渴した地力を回復させることができ
 ないほどに耕地を荒廢させるものであった。²⁵⁾
 このようにはガクセンでも少くとも十六世紀後
 半には、雑草が収穫に對して重大な影響を及
 ぼすような農業生産力の段階にあっては、こゝは
 否定しえない事実である。そして夏季休閑
 耕(犁耕とハローとの組合せ)が当時の技術
 水準では決定的な意義をもつていたことと上
 のThunbshirnの叙述から明らかである。²⁶⁾ 十六世
 紀後半のガクセンでは夏季休閑耕は三～四回

行われている。犁耕はよむハ口一は縦だけ
 なく横にきかこたわれ、一回目縦、二回目横
 三回目縦、四回目横と交互にクロスしてかこ
 たわした。第一回休閑耕 (Brache) は荒起し
 で五月に、第二回休閑耕 (Ruhren, Wenden) は
 肥料のすき込みと除草を目的として五月末か
 ら八月下旬にかけて、第三回目は種子の発芽
 に適した条件をつくり出すことを目的として
 播種の一〜二週間前に行われる。播種期の前
 に雑草が多く生えるときには、二回目と三回
 目との間に除草を目的とした犁耕がかこたわ
 れる (gebalken, gehock)、そのさい用いら
 る犁は撥土板のないうロス・フア一ミンケ用
 の Hakensflug である。た²⁷⁾この夏季休閑耕は除
 草と同時に増収効果を生じさせている。↑ ...
 先に述べたように犁耕、ハ口一すれば五シエ
 ッフェルの播種量で、きかたければ七シエッ
 フェル播きしたよりも成育がよい²⁸⁾。耕耘 =
 除草作業 (夏季休閑耕) と薄蒔による分蘖効
 果との相乗効果が僅かながらみられるように

考 え ら れ る。

(3) 五 圃 式 . 六 圃 式

そ の 作 付 順 序 は 以 下 の 通 り で あ る。

| 五 圃 式 | | 六 圃 式 (I) | | 六 圃 式 (II) | |
|----------------|------------------------------|-------------|-------------------|------------------|-----------------------|
| 第 一 年 | かぶ | 第 一 年 | 休 閑 | 第 一 年 | かぶ |
| (休 閑 施 肥 地) | | | | (休 閑 施 肥 地) | |
| 第 二 年 | 大 麦 | 第 二 年 | 休 閑 | 第 二 年 | 小 麦 ,
ライ麦 |
| 第 三 年 | 大 麦 | 第 三 年 | ライ麦 | 第 三 年 | 大 麦 |
| 第 四 年 | ライ麦 | 第 四 年 | 大 麦
又
は 燕 麦 | 第 四 年 | 大 麦 |
| 第 五 年 | エンド
ウチ
は
グイ
- ケン | 第 五 年 | 燕 麦 | 第 五 年 | エンドウ
・
グイ
ケン |
| (Vorwerk | | 第 六 年 | 燕 麦 | 第 六 年 | 燕 麦 |
| Packitzsch) : | | (Vorwerk | | (Vorwerk zu | |
| | | Stolberg) | | Mülberg, Pur- | |
| | | | | schwitz, Schwed- | |
| | | | | itz, Klosterfeld | |

Vorwerk Stolberg の は あ い は、四 圃 作 付、二 圃
休 閑 で あ り、六 圃 式 と い。て も 実 質 は 三 圃 式
と い。て よ い。た だ 三 圃 式 の は あ い と 比 較 し

て夏穀物の比重が高い点には六圃式の特徴がう
 かかえる。
 Vorwerk Packitzsch, Vorwerk zu Mühlberg のほかを
 みると、五圃式、六圃式といふても実質的
 相違はみられぬ。すなわち、休閒作として
 カブがはいり、以後穀物の連作。その後には工
 ンドウ、グイ - ケンがはいるといふ型は両者
 に共通してゐる。両者ともにはエンドウ、グイ
 - ケンは休閒作物ではなく、休閒圃以外の圃
 場を占める作物としての位置にすえられてい
 る。これはエンドウの第二の輪作との位置づ
 けである。ただ、エンドウが輪作の最後には位
 置づけられるか、あるいはエンドウの後には
 う一度夏作物が作付けられるかがことなつて
 いるだけである。
 休閒地にはカブがはいり、たゞこの意義につ
 ては必ずしも明白ではない。栽培法も全く知
 らぬ。ただゆすかには家畜の飼料、よくは
 牝牛の肥育用飼料としてあげられてゐるので
 当時すでに家畜用飼料として用いられてゐたこと

は間違^いな^い。²⁹⁾しかし播種量も記さ^れて^いな^い
 とい^ころからして我培量はごく^いず^かである
 と推測さ^れる。また耕地に播種さ^れて^いるの
 が記載さ^れて^いるのは「 Bericht über Visitation 》
 では三 Vorwerk にすぎ^ない。したがって休閒作
 物としてのカブの我培はは^いま^たばかりの
 段階であ^らうと思^われ^られ^る。飼料として大きな比
 重を占めるものではな^かったよ^うに考^えら^れ
 る。
 つぎに五圃式、六圃式農法に^おいて^みら^れ
 るインドウの輪作との位置づけから、当時
 における五圃式、六圃式の生産力段階に^ついて
 考^えて^みた^い。インドウは一般に^は土壌に窒
 素成分を供給し、同時に^はより多くの家畜を飼
 育すること^を可能にし、その結果畜肥の供給
 量を増大させると^いう二重の利益をもた^らす
 ものと^され^てい^る。しかしこのよ^うに地力増
 強作物として利用さ^れるならばインドウある
 いはウイーンは休閒作物あるいは Vorwerke zu
 Mühlberg の場合のよ^うに穀物作の中間に挿入さ

けねばならぬはずである。しかしこの当時
 のインドウあるいはヴィーケンは Vorwerk Pachtzsch
 の場合のように輪作の最後に位置づけられて
 いることが多い。つまりこの場合休閑面積は
 インドウあるいはヴィーケンが一圃を占める
 ことで四圃式か五圃式に、五圃式か六圃式に
 なり減少するが、休閑年度は依然として一年
 間存在しつづけるのである。このばあいのイ
 ンドウは地力増強作物と見られたい。むしろ
 る穀物の連作でおとろえた地力では、もはや
 穀物はもう一年無施肥で栽培することは不可
 能であるが、豆科作物ならはまな何とか収穫
 が可能であるという性格のものであると考
 えられる。豆科作物の後にはもう一作、穀
 物が作付される³⁾はあいに、その後作物は燕
 麦、すなわち最も粗放的で、まはらにしか生
 えない作物であるから、豆科作物の地力増進
 効果は期待されていまいやうに思われる。こ
 の点はライ麦の播種時期について次の記述
 からもうかがえるよう。ライ麦は、夏作に工

ンドウ、ガイケンを作った畑にはほみカエル
 祭(九月二十九日)の三週間前には、中程度の
 地味の畑および質の悪い厩肥を与えた畑には
 二週間前には、良質の温かい畑にはほみカエル祭
 の前後一週間には播種する³²⁾。これで見ればそ
 の地力増進効果はある程度認められてはいる
 と考えられる。しかし施肥した場合には反ばた
 いことが指摘されていいる。そしてまた Vorwerk
 zu Mühlberg のばあいにほ *Thunbshim* は六圃式を五
 圃式に改め、エンドウを最後に作付けして後
 作を行わないよう奮かめていいる³³⁾。これは土壤そ
 の他の条件によつては豆科作物を栽培しても
 地力は増進されないが、時には地力を消耗し燕麥
 のように粗放穀物さえも収穫がえられないこ
 とを窺わせる。またエンドウ自身について
 も「地味の悪い畑では施肥する。そのばあいに
 施肥しない良質耕地でよりよくできる³⁴⁾」と
 記されており、土壤に与える養分よりもエン
 ドウが土壤中から吸収する養分の方が大きか
 ったことを示しているように思われる(浅耕)

肥料不足のもとでの莖類総実作のもとで地力消耗的性格)。

以上の点はすべてエンドウが当時総実エンドウとして栽培されたことを示している。とよりガクセンでも緑肥としてのエンドウ栽培が全く知られていなかったわけではない。

「*Quedlinburg* では遠く離れたいる畑にはエンドウを播き、花が咲きはじめた時すき込む。すると土がよく肥えやわらかくなる³⁵⁾。これは

当時にならば大きな進歩であつた。その記述の仕方からも窺われるように緑肥としての

の栽培はガクセンでも *Quedlinburg* に限られていたと思われる。 *Vorwerk Hoenstein*, *Vorwerk Stolpen* では

わすか一年前の1569年には五圃式農法がなされた。播種面積の $\frac{1}{4}$ に播種量の $\frac{1}{4}$ のエンドウ。

ウィーゲンが輪作の最後の作物として播種されたことになつてゐる³⁶⁾。とこるが一年後

には (*Thunfshim* によれば) 四圃式でエンドウ。

ウィーゲンは全く栽培されていなかった。注目すべきことにはそれによって大家畜頭数および牧

羊頭数に ついて は 変化 は み ら れ ない の である。

そし て 肥料 不足 を 理由 と し て 三圃式 農法 への

移行 が 得策 だと さ れ て いる。 また エンノウ、

ヴィーケン の 作付 が み ら れ る Vorwerk での 1570

171 年度 に は Hoenstein, Stolpen で み ら れ る よう

に 大量 の 作付 は み ら れ ない。 この よう な 僅か

一年 で 豆科 作物 が 激減 し た 理由 は 今 の と こ ろ

不明 である が、 少なく と も その 理由 の 一つ に

この 豆科 作物 が 稔実 作 であり 地力 増進 より も

むしろ 地力 消耗 的 な 性格 を もつ た た め であ り

か と 思 わ れ る。

(4) 随意 農法 (粗放 穀草 式)

地力 と 施肥 量 に 応じ て 耕作 さ れ る が、 冬 穀

物 は 皆 無 に 近く、 弊に 夏 穀物、 し か も 主 と し

て 燕 麥 の 連作 である。 四 ~ 六年 間 の 休閑・放

牧 と 四年 間 の 夏 作物 連作 と の 交替 が 普通 の 型

である。

以上 の 作付 方式 を 検討 し た 時、 確 かに 作付

方式 は 三圃式 農法 と 比較 し て 複雑 と なっ て いる

り、休閑地は減少し、集約度は上昇してゐる。休閑作物としてエンドウ、カブが導入されており、改良三圃式の初発的形態がみられるし、緑肥としてのエンドウの栽培も知られてゐる。しかしこれらの新しい現象はまだ極めて限られた現象にすぎない。豆科作物は大部分が稔実作物として栽培されてゐるため、地力増進的機能に乏しく、かたりの場合に地力消耗的でさへあった。つまり豆科輪作の性格は乏しかったといえる。そのため飼料、肥料の経営内部分での増大は、四、五、六圃式農法の移行にあつて必要とされる程度に達せず、かゝつて三圃式農法への移行の方向がみられたのであつた。

(2) 肥料

休閑地の減少あるいは非常に肥沃な土壌を必要とする工業用作物が導入されることにより大量の肥料が必要となつた。この肥料がどのような方法で調達されるべきかを検討する。

《Hauhaltung in Vorwerke》によれば施肥方法
 として次の方法があげられている。
 一般的には、大小家畜の堆厩肥の施肥。す
 なわち牧羊、牛飼育の規模によつて、作付耕
 地面積が定まつた。Thurbshirnの経験では牝牛
 四十頭、羊千頭（必要な採草地、放牧地、冬
 飼料がある場合は）、毎年四百 scheffel まきの
 土地をしくは、もう少し広い土地に施肥して
 地力を維持できたといいう。したがつて三圃式
 では六百 scheffel まきの耕地を維持できること
 になる。³⁶⁾ その他の方法として①最も普通の方
 法は一～二年の夏季、冬季休閑耕を伴う休閑
 、②次いで穀作の間にエンドウを挿入する方
 法（ただし作付の項でのハたよりに、穀物の
 連作の後には豆科作物を栽培しその後一作だけ
 穀物をつくる型であつて、Coler が記してい
 るように穀物の二年連作後には必ず豆科作物を
 入れ、この型をくり返して行くといふ豆科輪
 作の先駆的形態にもまたなつていふ）、③
 古い堆厩肥の施用、④土地が灌漑されていゝる

は、まゝの灌溉、⑤刈株を焼く、④泥灰土、⑦硝石製造のまゝの灰、⑧ごみ、石鹼製造業者の灰、こけ、落葉、木の下にある各種の土があげられる。³⁹⁾

《Economic》では①こけ、もみ、かしなど⁴⁰⁾の葉を腐熟させたもの、②木摺場の鋸くず、③晒布工場からでる屑、④泥灰土(泥灰土の採取用器具が紹介されていゝる)、⑤緑肥として⁴⁰⁾のインドウ栽培が挙げられていゝる。

この二つの農書から、施肥の方法として第一に、新しい輪作により土地に窒素成分を供給する作物を栽培し土壤から持ち去られた肥料成分を回復する方法、第二に経営外からいゝる方法とがある。第一の方法としてほすで述べたように緑肥として⁴⁰⁾のインドウの栽培は、総実作であり、また挿入される位置づけからして地力増強作物として⁴⁰⁾の性格が強くない。豆科作物の耕地での栽培があげられる。しかし、勿論このような方法をもちとして必要肥料量の増大をまかばうことはできなから、

のであり、大部分を第二の方法で経営外から
 補わねばならなかった。この第二の方法のうち
 ちで注目をひくのは泥灰土の使用であり、ま
 た工業生産の発達に伴って生じる残滓物（灰
 屑など）の使用品目が大きいことである。

(f) 飼料

まず家畜とくに大家畜の飼料について、耕
 地と採草地の家畜収容力を比較してみよう。

《Haushaltung in Vorwerken》によれば、百シ

ェンフェルの耕地（約27.7ha）と採草地で
 四十頭の牛を飼育しうるのに対し、採草地な
 しで耕地だけのばあいは飼育頭数は半分以下
 （十六～二十頭）になる⁴¹⁾。これで判断する限

りでは、採草地の家畜収容力は耕地のそれと
 匹敵するか、ないしは凌駕してゐるとみら
 る。これは耕地における飼料生産力の相対的
 な低生産性を示すものといえる。したがって
 耕地と永久採草放牧地との結合が地力維持と
 不可欠であったことは明らかである。

採草地では、馬飼料用としてグイーンお

よびエビラハギ(*siebengerit*) が播種された⁴²⁾ま
 たクロ-バーの生えた放牧地も存在した⁴³⁾ま
 ともクロ-バーが栽培されたものかどうか
 は不明である。このように採草地では栽培牧
 草が導入されていた。
 他方、耕地では、エンドウ、ヴィーテン、
 カブなどの飼料作物が導入されていたことは
 先に述べた通りである。エンドウ、ヴィーテ
 ンなどの豆科作物については、当時飼料とし
 て用いられたのは主として茎であつて、穀物
 (大麦、ライ麦、ディンケル小麦、ソバ)の
 藁と共に乾草を節約するものという考え方で
 使用されていた。つまり豆科作物は当時にお
 いては主として粗飼料として利用されたわけ
 である。勿論ヴィーテンは冬季の羊飼料とし
 て利用された。その点でとくは領主の牧羊飼
 育頭数を増大させ、したがつて重要な施肥手
 段たる羊放牧による施肥量の増大を可能とし
 たが、しかしながら肥料不足を満すには遙かに
 及ばなかつたことは、これまでに述べたと

こゝから明らかである。またウィーケン
 の実とカブは牡牛の速成肥育用飼料として用
 いられて⁴⁴⁾いる。したがってカブは冬季飼料の
 不足をおぎなう意味をまた大きくも、てはい
 なかつたといえるのである。Thumbshirn があけ
 る彼の直営地農場での牡牛冬飼料がこの見解
 を裏付けてくれる。すなわち二月二日 (Licht-
 enmaß) 以前は、大麦束 (Gerstengebunden) が、
 二月二日以後から四旬節 (Fastenzeit) までは
 エンドウ莖、大麦葉をさざんたものに粗びき
 麦をませたもの、四旬節を過ぎた農作業がは
 じまると、さらに乾草が一日三回つけ加れる。
 粗びき麦の量は四旬節の期間中で六頭あたり
 十五 Sch. とさされて⁴⁵⁾いる。
 羊の飼料についてみると、飼料は、カシ、
 白樺、はこやなぎ等の広葉樹の葉や大麦、ラ
 イ麦の麦稈が主であるが⁴⁶⁾、しかし春さき飼料
 が不足する場合は、倒伏を防ぐために厚
 播してビッシリつまったライ麦畑への放牧が
 行われて⁴⁷⁾いる。羊のライ麦畑への放牧は十七

世紀、とくに三十年戦争後は普遍的となるが、その傾向は Lemcke 女史の主張とことなり、すでに十六世紀後半にみられるのである。

(9) 農法上の性格

以上不充分なから十六世紀後半のザクセン王領地に与えられた農業技術を主として作付方式、除草 = 地力維持に用いてみた。そこでは確かに Lemcke 女史の指摘するよう、耕地制度、集約度の点で発展がみられる。意識的に耕地の集団化が追求され、この基礎にたつて耕圃教は地味と施肥量に応じて可変的であった。

四・五・六圃式農法が領邦君主分農場の過半を占めていた。集約度についても、部分的なから休閑作物が導入され、改良主穀式農法への歩をふみ出してゐる。豆科作物が問題はあるにしてとせよ一部は地力増進作物として栽培されてゐた。施肥の改善のためには緑肥としてのエンドウの播種とばらんと泥灰土の使用が知られており、泥灰土の採掘器に用いてゐる。

しかし *Lambke* 女史 にしたがって「可動的に
 みえ、地味と事情に依りて変化する経営を吾
 らはみるのである。それは豆科作物圃を挿入
 することにより休閑地を駆逐し、大家畜群（
 必要は厩肥を生産するため不可欠である）
 用の豊富な冬飼料を得ようとな努めている。油
 用作物および間作物の栽培が輪作を豊富なも
 のとしはじめられており、緑肥と泥灰岩がそこ
 にあらわれていている。描かれていている経営が、良質
 の平均以上のものであることを考慮して、
 農業が健全であり、生産の集約化への最善の
 道を手探りでいるという印象は依然続くのであ
 る」と云えるであろうか。⁴⁸⁾

すでに見たように、*Thumshien* は四圃式農法
 をと、ていするすべの *Vorwerk* を肥料が不足す
 るという理由で三圃式に移行するようすす
 めていする。移行すべき三圃式は休閑一冬穀物
 一夏穀物を基本とする型のものであり、したが
 って集約度の低下、休閑地の増大の方向へ
 と向かうものであった。四圃式は自ら必要と

する肥料。したがってまた飼料をその内部で
 自給しえなかつたのであつた。肥料不足は王
 領地全体にわたつており、飼料不足は羊を厚
 播きしたライ麦畑へ放牧せねばならぬ程で
 あつた。⁴⁹⁾

十六世紀は以上のような集約度低下の傾向
 が集約度上昇の傾向と交錯して存在した時代
 と捉えるべきなのではないか。この二傾向の
 交錯の原因の一つは農業技術的には豆科作物
 が総実作として栽培されてゐる点に求められ
 る。ラインランド地方では Hereschbach によれば
 豆科作物、とくにルンピンは緑肥として開花
 前に犁きこまぬのが普通であつたが、ザク
 センでは緑肥の使用は都市周辺に限られてい
 たように思われる。このことが当時のザクセ
 ン農業をして肥料を経営内部で自給しえなく
 した原因であつた。したがつて休閑地を減少
 させようとするばあひ、農外から、とくに工
 業から灰分の供給をうける必要があつたが、
 灰の購入は経営収支を困難にしたようであり

ザクセン公の Vorwerk でも葡萄作に限られ、穀作には使用されなかつたようである。したがって多圃式においては、エンドウ、ヴィーケンの導入がみられるとはいえ、農法上の性格からみれば村落共同体規制のちとで行なわれる三圃式農業のほあいと基本的に変化はないといえよう。

しかし原因はこれだけではない。Thumbshirn は十六世紀のザクセンの農業の技術上の問題点として、一、施肥料 二、労働力 三、適期作業をあげているが、労働力（および労働力に関連して適期作業）が社会経済的側面から問題になるのではないかと考へる。Thumbshirn は「Bericht über die Visitation」の中でしばしば賦役農民・農業労働者が必要な時に乏しさを、そのため適期作業が行われ難いことを指摘している⁵⁰⁾。その理由はたゞさくザクセンにおける農村工業の発展に求められるであろう⁵¹⁾。十六世紀のザクセンにおける農業の多圃化が、労働需要を増大し、従来の労働量で

は賄えなくなつて来た上には、農業、工業における商品生産の発展が領主の農民支配（労働力確保）を困難にしたのであり、このような事情が遂に農業の集約度の上昇を妨げたといえるのである。

そして *Lembke* 女史の主張とは反対に、三十年戦争以後にはではなく、十六世紀後半に農業の後退がすでに始まりを云々といはばいい。

次にザクセン農業における雑草の意義をみると、十六世紀後半には、雑草が収量に大きく影響したことは疑いなき事実である。雑草の除去の必要性は、播種前の三～四回の犁耕、穀物発芽後の小作（*Grasspachter*）による除草、夏穀物連作の忌避から明白である。とくに除草用として *Hakenpflug* が分化し使用されたことは注目される。

(3) おわりに

十六世紀後半のサクセン選定侯直営地では
 穀作を中心とする商品生産がすすみ、経営の
 合理化、集約化が進められた。直営地耕地で
 は意識的な耕地の集団化が進められ、大半が
 農民村落から囲込まれている。この囲込地で
 「分農場 Vorwerk」、耕地の事情に応じて粗放穀
 草式から三～六圃の主穀式農業（集約度の低
 い夏穀物中心）がおこなわれた。同じ直営地
 でも年度により圃場区分が変化することがあ
 り流動的であった。展開の主たる方向は開墾
 による多圃化による作付面積の拡大、休閒面
 積の縮小という外延的方向をとった。休閒作
 物としてのマメ科作物やカブの導入という集
 約化の方向も同時に生じたが、この展開方向
 は弱かった。マメ科作物は休閒作物としてよ
 りはむしろ、作付順序の一番最後に位置づけ
 られ、稔実作、したがって地力消耗作物とし
 て用いられる場合が殆どであった。マメ科作
 物の緑肥としての使用もおこなわれたが、一
 地域に限られ普及しなかった。そのため作付

面積に對して肥料、労働力⁵²⁾が不足し、その結果、生産は不安定となり、経営規模を施肥可能でかつ適期の農作業をおこなうる範囲に縮小することが、当時の農業技術上の最大の問題であった。また夏穀物中心の多圃化によつて除草問題がこの時期特有の意義をもつて生じてくることとなつた。以上から考へて、囲込された土地で経営が行なわれてゐるとはいへ、その農法上の性格は村落共同体規制下で行なわれてゐる三圃式と基本的に同一の性格をもつといへよう。

(注)

1) Hubert Ermisch und Robert Wuttke, *Haushaltung in Vorwerken*, Ein landwirtschaftliches Lehrbuch aus der Zeit des Kurfürsten August von Sachsen, Leipzig 1910.

2) Martin Grosser / Abraham von Thumshirn, *Zwei frühe deutsche Landwirt-*

schaftsschriften, Herausgegeben von Gertrud Schröder-Lembke, Stuttgart, 1965.

3) Harm Wiemann, Bericht über die Visitation der Kurfürstlichen Vorwerke im Jahr 1571 von Abraham von Thumbshirn, 1940, Sonderdruck der Crimmischauner Stadt- und Landzeitung.

4) H. Wiemann, a.a. O.S., 5.

5) H. Ermisch u. R. Wuttke, a.a. O.S., XIII.

6) Schröder-Lembke, Die Hausväterliteratur als agrargeschichtliche Quelle (in: Z. f. Agrargeschichte und Agrarsoziologie Bd. 1, 1953)

但し、その中で史がこの論文で扱った十六世紀農業と十七世紀農業との類型化については筆者は見解を異にする。

その点は以下の行論の中で述べられる。

7) H. Wiemann, a. a. O., S. 33. したがって当時はおお農民追放は行なわれていた。

- 8) H. Ermisch u. R. Wuttke, a. a. O. S., 13.
- 9) Dieselbe, Die Hausvaterliteratur als agrargeschichtliche Quelle, Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie Bd. 1. 1953.
- 10) スリッハル・フアン・バートン
ヨーロッパ農業発達史
- 11) H. Wiemann, a. a. O. S., 38.
- 12) Johannes Falke, Geschichte des Kurfürst August von Sachsen, 1868. S. 59, S. 61.
- 13) H. Wiemann, a. a. O. S., 26, S. 28.
- 14) ハレスバハ農書を生み出した北西ドイツのヘルク地方についていえる。
- 15) 《Oeconomia》《Haushaltung in Vorwerk》の中には、他にさび、Staudkorn が畑作物としてあげられている。
- 16) cf. D. S. Saalfeld, Bauernwirtschaft und Gutsbetrieb, 1960. S. 53. ガクセンに隣接する Braunschweig ではソバは三十年戦争後はじめて導入された。
- 17) インドウの播種量は、ライ麦の四シ

エツフェル播きの土地に対して三シエツ

フェル播き (Wiemann, a.a. O.S., 107) で

あるから、Tschepitz のエンドウの播種

量四シエツフェルはライ麦六シエツフェ

ル播きの面積に相当する。

18) Vorwerk Zelle, Vorwerk Hoenstein.

19) Vorwerk Dipsoldswalde

20) H. Wiemann, a.a. O.S., 5, S. 12. u. a.

21) Derselbe, ibid., S. 12.

22) Derselbe, ibid., S. 7 ff., S. 12, S. 17 ff. u. a.

23) Derselbe, ibid., SS. 28~29.

24) Derselbe, ibid., S. 26.

25) Derselbe, ibid., S. 5, S. 26.

26) 同。 H. Ermisch u. R. Wuttke, a. a.

O.S. 52. を参照された。耕地の地味

が悪く雑草が繁茂している時は、耕地を

充分犁耕せねばならない。すなわち二回

三回あるいは最高四回。しかし耕地が充

分肥沃 (mürbe 土壤がほろほろしている)

で、雑草が生えていなければ二回以上の

犁耕は必要ない。

さらに、穀物が成長した後には畦畔や穀物畑の中に生える雑草は小作人によつて除草といふ《Oeconomia》。除草の必要性は明らかである。

27) Grosser / Thumbshirn, zwei frühe deutsche Landwirtschaftsschriften, hg. von G. Schröder-Lembke, Einleitung, SS. 101-102. H. Ermisch u. R. Wuttke, a. a. O. S. 52 - S. 55.

28) H. Ermisch u. R. Wuttke, a. a. O. S., 49.

29) Derselbe, ibid., S. 18. 「とくにはカ」

を秋腐らばいよいよ清く土をふりかけて

おき。毎日家畜に与えるのがよい。雄牛

速成肥育用飼料「一。カ」ある。は人參

穀物の荒挽き粉。一。最後におし燕麦」。

30) J. Falke, a. a. O. S., 59, S. 61.

31) Vorwerk zu Mulberg のはあ「一イン

ドウ - 燕麦 (夏作物) であるが。一イン

ドウ - ライ麦 (または小麦) が一般であ

る。H. Ermisch u. R. Wuttke, a. a. O. S., 251,

Schröder - Lembke, a. a. Q. S., 107.

32) Schröder - Lembke, ibid., S. 107. S. 102.

33) H. Wiemann, a. a. Q. S., 32.

34) Schröder - Lembke, a. a. Q. S., 107.

35) Derselbe, ibid., S. 98.

36) J. Falke, a. a. Q. S., 59, S. 61.

37) H. Wiemann, a. a. Q. S., 70, S. 71, S. 75. u. a.

38) Grosser / Thumbshirn, a. a. Q. S., 97.

39) H. Ermisch u. R. Wuttke, a. a. Q. S., 64.

40) Schröder - Lembke, a. a. Q. S., 97ff.

41) H. Ermisch u. R. Wuttke, a. a. Q. S., 21.

42) Derselbe, ibid., S. 254.

43) Derselbe, ibid., S. 82. S. 67.

44) Derselbe, ibid., S. 83.

45) Grosser / Thumbshirn, a. a. Q. S., 90.

46) H. Ermisch u. R. Wuttke, a. a. Q. S., 170.

47) Schröder - Lembke, a. a. Q. S., 84.

48) Derselbe, ibid., S. 116 - 117.

49) Krenzlin 18 2 a 5 3 + 5 2 2 4 1 6

10 11 物 の 連 作 の ため に 収 穫 が 悪 く、 地 力

を涸渴させ、放牧地不足のために家畜飼

育を限定せざるをえず、それかすた不充

分の施肥をもたらすという悪循環の生じ

る多圃式農業」を粗放穀草式かゝ発展し

たものとし、三圃式がより高次の生産力

段階である主張している (A. Krenzlin,

Historische und Wirtschaftliche Züge im Siedlungsformenbild des westlichen Ostdeutschland)。

50) H. Wiemann ; a. a. O. S. 15., S. 50. u. a.

51) 松尾展成「封建的危機の経済的基

礎」(『西洋経済史講座』Ⅳ所収)。

52) サクセンにおける労働力不足は単

に作付面積の拡大、集約化に由来するも

のではない。社会経済的要因(社会的分

業の発展、直接生産者のもとでの商品生

産の展開)に基づく。この点については

松尾展成、前掲書、を見よ。以下は

第二節 農業経営の諸類型

(1) はじめに

本節では十六世紀後半におけるサクセン領邦君主アウグスト August の直営地経営の分析をとおこなう。その分析視角はサクセン農業に関する前節と密接に関連してゐる。すなわち先にサクセン領邦君主直営地経営の商品生産的性格と、その経営合理化の時代的特質⁵³⁾および商品生産の発展と関連した作付組織を中心とする農業生産力の発展の特質⁵⁴⁾を分析した。

本節ではこの視角を更に展開させ、商品生産の展開と主として作付組織の展開に示される生産力の発展の仕方が、労働力の質とその編成、生産手段と労働力との関係とどのような関連を示してゐるか、という視角から分析する。

すなわち前節(3)でまとめられたような直営地における商業的農業の発展、そのもとでの農業

生産力の展開の仕方が労働力の質・編成によ
 り役畜・農具などの生産手段と労働力の関係
 にどのような影響を及ぼしたかが本節の中心
 課題である。さうに直営地経営は穀作部門の
 外に主たる部門として家畜飼育部門（搾乳牛
 部門、牧羊部門）があつたが、家畜飼育部門
 についてはこれまで殆ど分析されることにな
 かつた。⁵⁵⁾ 本節ではこの家畜飼育部門についで
 も不十分ではあるが検討を加へ、当時の直営
 地経営を全体として把握することに努めた。
 まず十六世紀後半という時期をサクセン選
 定侯直営地経営の史的展開の中に位置づける
 作業をおこなう。
 サクセン選定侯 August は 1553 年登位するが
 登位後直ちに収入の増大を目ざして財政改革
 に着手した。その方法の主要なものには直営地
 経営（分農場）の解体・売却・農民保有地へ
 の転化、賦役の金納化、直営地の小作化であ
 つた。⁵⁶⁾ この方針に沿ひ 1564 年までには売却・世
 襲借地（*Erbleihe*）とされた分農場数は五十三

に達した。⁵⁷⁾ として 1558 年に依然分農場として
 挙げられてゐるのは（正確さについては疑問
 があるにせよ）僅か四十有五であり、しかもそ
 の中に小作地として貸出されてゐたものも含
 まれてゐた。⁵⁸⁾ しかしこの転換も成果を充分あ
 げることができず、小作人の「不正直と無能⁵⁹⁾
 を理由として 1568 年に再び直管地経営の復活
 強化の方針がうちだされた。ただしそれは 15
 53 年以前への単純な復帰ではなく、今や各直
 管地は侯のその地の所領管理から切離されて
 August の直接の管理のもとに立たされること
 となつた。⁶⁰⁾ すなわち各直管地は五人の分農場
 管理官 *Vorwerksbefehlshaber* に分属管理せしめられ
 選定侯の総代理人である *Hofmeister* がこの五人
 を統括した。分農場は 1578 年には七十二へと
 増大した。サクセン農書を代表する「EJ」
 ミア」の著者である *Abraham von Thunbshirn* が
 この方針変更の翌年である 1569 年 4 月に *Hofmeis-*
ter に登用された。⁶¹⁾ この直管地経営の再編
 ・強化と関連づけられるであろう。このよう

方針の変更に伴、て、1568年以後、^新分農場
 の創設、既存分農場の購入・交換による規模
 拡大、小作分農場の直営化がはかされた。同
 時に賦役の金納化も、少なくとも大規模には
 おこなわれないうちになり、反対に出来る限
^{賦役の}り強化されるようになった。直営分農場では
 必要とされる賦役は金納化されることなく、
 全面的にまた何ら軽減されることなく使用さ
 された。この点に関連して注目される点は Augu-
 ンが土地の売却・購入に際して取った態度で
 ある。売却のばあには分農場を一括売却す
 るのは稀であり、一村全体を売却することは
 全く無かつたといわれる。
 売却の相手方としては貴族が最も少なく、
 次に都市ゲマインデであり、大部分は農村
 ゲマインデ、市民、農民であった。そして売
 却される耕地は7-7エに分割されて、ある
 いは購入者の総有(たとえは十六〜二十一人
 で売却され、新村が設立された。購入のばあ
 いには、少数の例外を除き大面積の一村全体

ハルシヤフト全体が入手さ⁽²⁾れられている。この事
 実⁽²⁾は購入売却にあたり、常に他領主の排除
 支配の一円化、分散支配の克服が意圖的に追
 求されたことを示しているように解される。

これは後にみるように賦役労働の村落共同体
 への賦課という方法を通じて直營地經營の展
 開に重要な意義を持つこととなる。

(2) 耕種部門

Augustが小作から自營へと転換した時点の
 直營地の事情を示すThunbshirnの⁽³⁾分農場視察
 報告書から作付組織、労働力、生産手段の
 所有状況の三点がわかる分農場を抜き出して
 みると次のようになる。

([] 内は筆者)

Zella⁽³⁾

回圃式農業(休閑 - 冬穀物 - 大麦 - 燕麦)。
 耕地は一部のみ混在。回圃目の播種耕作は
 ……成功してはいない。穀物は小作人によって

荒しづくりさし、適切に施肥されず、かつ
 耕地面積が広すぎ、施肥可能面積より、はる
 かに広い。三年目にライ麦が施肥されぬは、
 用いられた労働、種子よりも作かない。施
 肥せずには、四区分では、それ以前の収穫より
 も、はるかに少ない。Zellaおよびこの地に所属
 する分農場における穀作面積は、広く、これ
 に対する賦役は、散在して、いる (weitläufig) の
 で、農場長は荷車 + 犁 = +、耙 + = 対を
 Oberland の賦役人のために備えておかぬは、
 ならない。彼ら賦役人は一部遠く離れて住
 み、然るべき時間に来ないし、仕事も少し
 しかしない。しかし賃金 (lohn) は同じよ
 うに支払われる。またしばしば天候がよい
 と仕事はほかと異なる、たせたら働き手 (
 dienstleute) がかすく入手されないのであ
 る。
 Zella では二十四頭の雌馬を飼うことがで
 きる。そうすることによって、分農場での
 犁耕、搬出搬入を世襲賦役人とならんぞ、

よりよくかつ適期に行ないうる。反対に賃

労働を節約できるし、しかも緊急にそな

えることができる。

Ruppendorf⁶⁴⁾

五圃式農業(休閑 - 冬穀物 - 夏ライ麦 -

燕麥 - 大麥)。耕地は全く混在しない。若

干地味が悪く土地がつかめたい。したがって

近くにある耕地を三つに区分し、あるいは

施肥で土地を改善しうる程度に区分し、そ

れ以上は区分すべきではない。Ruppendorf.

Paulsdorfでは、それぞれ夏四組の雄牛を飼

育できる。しかし冬はすべての雄牛一八組

六十八頭一をよりよく飼育し、舎飼し周到

に監視するためには、また分農場長を一人

節約するためには、Paulsdorfで飼育するの

がよい。…賦役人が一部遠くに離れて住み、

役畜が充分でないので、Reichstedtの農場長

は雄牛の果たすべき仕事で利益をつくりた

したいと希望している。

Dipoldismalde⁶⁵⁾

四圃式農業 (休閑 - ライ麦 - 燕麥 - 大麥) 。

耕地が多すぎる。したがって三圃に二分し

て収穫をふやすより他ない。Dipoldiswald の

穀作には雄牛を用いる。Reichstedt 分農場で

も同様… 夏にはこの地には雄牛の放牧地が

全くない。そのため、休閑放牧地で、他の

家畜に損害を与えないが、またあまりに長

く休閑地を囲込おこすから生じる害なしで、

Dipoldiswald の放牧地と Wind の灌木林放牧地

だけで飼育できない。それで、そこここ

移動しなければならぬし、放牧のための

場所もないので、この地で雄牛を飼育する

ことには疑問がある。

Dorf Langen Renth⁶⁶⁾

三圃式農業 (休閑 - ライ麦 - 大麥) 。

三人の住民が一緒にたつて、混在耕地にた

つている圃場だけでなく、その他の hoffeld

もすべて彼らの夏・秋の垣の中に囲込み、直

管地牧羊者がその時にそこに放牧できない

ように散らしてある。これは全く不法とみ

行さるべきであり、これらの者どもに禁止
 せぬばならぬ。これらの者どもは彼らに
 垣が許さぬければ損害を受けることを考
 慮して、垣を築る代わりに一年に二回ラン
 ケンロイト圃場で耕作したいと述べている。
 四旬節に半月、六月に半月、秋播きの播種
 に一日。この代償に圃場を四旬節の八日後
 から秋をへて十月十六日までしかるべく夏
 垣で囲込む資格を与えらる。しかし夏秋
 の羊放牧施肥を支障なくおこなう、直営地
 牧羊者が完全に放牧を行なうべきであり、
 同様にそこで作業する他の賦役者がこれま
 で同様 Mittageweid を使用すべきである。

Seyola⁶⁷⁾

三圃式農業。農民耕地と地片、敵がとこ
 ろどころで混在。すべて賦役人によつて耕
 作せぬおぼやかしなので、適期にかつ入念
 におこなうことが極めて重要である。
 この耕作は…耕地が混在してあり、分
 農場長が遠くはなれて住んでいるので常時

監督できない。ゲジンは何事をするに
 ついても非常に不熱心である。……

Rabenstein im ampte Beltzig⁶⁸⁾

altes Hofefeld 三圃式農業(休閑-ライ麦-
 大麦)。すべて賦役。

Arnsdorfer Mark (ライ麦-大麦-ソバ-
 燕麦-二年休閑)。開墾地は過半を自
 分の犁で作業せねばならず、十二頭までの
 雄牛がゲジンゲも含め維持されねばならな
 い。若干の小地片は昔からのもので開墾地
 ではなく、賦役人が作業せねばならない。

穀作はほとんど利益がなく一部だけ賦役
 でおこなわれ、大部分は自分の労働と費用
 で行なわれねばならない。

Damsdorf のこちら側の採草地は賦役され
 る。しかし賦役者には一人につき三 Alr. 支
 払われねばならない。

manewiese は賃労働で行なわれる。

Brehna⁶⁹⁾

改良三圃式農業。休閑(休閑作物エント

ウ・ガイ - ケン) - 冬穀物 (ライ麦) - 夏

穀物 (主として燕麥。他に夏大麦)。

一部四圃式農業 (第四圃は小麦、冬大麦

冬播きカブ用)。

個別地片がところどころフーフエ地と混

在。

穀作はすべては賦役さし、定日賦役 (

gesetzte ackertage) でおこなわれる。そのため

作業用運搬用は二組、播種期には三組の

役畜・用具 (*Geschir*) を少なくとも備え付け

なければならない。小麦、大麦を二十人が刈取

量の十分の一の報酬で刈りとる。冬大麦、

夏大麦、燕麥を一人一日三 *acker* ずつかき

集め、結束、収納…は賃金を支払われる。

大麦、燕麥の刈取りは賃労働でなされるのは

ならない。エントウの収穫、収納は二十人

がすべて十分の一の賃金でおこなう。

採草地では一番草、二番草の刈取りは賃

労働でおこなわれるのはならない。二十人の

刈手が一番草、二番草を裏返しで乾かし倉

にはこむ入山のわばたらな。…穀物、大麥

燕麥、一番草、二番草の収穫は約三十ケル

テンとライ麦ニシエツフェルが支払われる。

Schwenditz⁷⁰⁾ 三圃式農業

しかし穀作には賦役が不足し、わすか七

人の農民がいるにすぎない。各農民は四日

耕作する。七人の他にたむ十八人の農民が

その山を四日間耕作せねばならぬ。たが

二年前に Wolf von Kostenwitz が買取、た (be-

kammen)。そのためは賦役が不足し、耕作

とくに一番大事な犁耕が適期に入念か、迅

速におこなえぬ。そのため一層多くの馬

およむたぐととも八〜六頭の鞍馬にこれに

飼料、賄、ゲジント賃金が加わる一か備え

られねばならぬ。…とくに、大きな費用を

かけずに馬を飼育するには、八頭の去勢雄

馬を耕耘、運搬用に飼うのが不都合でない

ように思われる。去勢雄馬は雄馬よりも粗

飼料で済み、夏は放牧地で放し飼いでできる。

Forberg im ampte Freyburg gelegen⁷¹⁾

三圃式農業（休閒地にごく少量のイントウ作付）。

Schlossfeld, Messmitzgerfeld は完全に耙耕に至るまで一直管地備付の用具でなさぬはたさぬは、一若干数の賦役人によつておこなわれる。Podelitz 村で九犁、Rossbach, Nollendorf, Lützen で十五犁、Zeichfeldt で十三犁...

Coltzendorf, Gleina, Ochlitz, Ober-, Nieder-Erstedt 堆厩肥運搬、〔穀物?〕搬出。

Messmitz 住民は堆厩肥を自分と二人で散布義務。

成育した冬穀物を刈取り量の十分の一の賃金で収穫せぬはたさぬは。

大麦・燕麥の収穫は賃金労働。しかし搬入は賦役。

Tschepelitz⁽⁷²⁾

改良三圃式（休閒作物イントウ）。Munche-
roda 圃場のうち、傾斜地の三七一七エにっ
いては Muncheroda の農村と共同放牧権をも
つ。

賦役人については Munchendorf の十一農民
 があるだけである。犁は各二日、一日は夏
 作物播種、もう一日は冬作物播種のためで
 ある。二回目の犁耕、耙耕、堆厩肥運搬、
 収穫物の搬入はすべて修道院の馬一六頭以
 下ではできなないでなさぬはならない。…
 夏穀、冬穀の播種は極めておそろしか成育
 してない。おそろしく長く残った雪、過度
 の湿気、適期にはおそろしく若干おそろしくおそろしく
 にその原因が帰せられる。賦役人がいない
 ばあ、には、いっも適切で迅速におこな
 ない農作業を自己の馬で行なわぬはなら
 ない。

Burstendorf⁷³⁾

三圃式(休閑-ライ麦-夏大麦・燕麦)
 この圃場のためは二組の役畜、用具おし
 くは少なくとも六頭の馬を備えなければな
 らない。おそろしく世襲賦役人(Erbfröhner)
 がおらず、しかも圃場はおそろしく草(quecken)
 を除草し、冬穀のためは四回犁耕する必要

があるからである。

Kemnitz⁷⁴⁾

普通の三圃には区分けをしていないで、地味、施肥でさるかできなにかは応じて用い

る。圃場は南斜面は混在せず集中してゐる。

圃場作付はすべて賦役でおこなわれる。

Rabenstein im amt Kemnitz⁷⁵⁾

三圃式農業

耕作作業は Stein, Rutloff のニカ村から賃

労働でおこなわれる。一シエツフェル播き

のライ麦畑と大麦畑は三圃犁耕して九 ch.

(7ムニツツ単位)、一シエツフェル播き

の燕麥畑は四 ch. が与えられる、種子はす

き込まれる。穀物、一番刈草、二番刈草、

亜麻、麻、その他の運搬は一フーテル〔250

~ 300 kg〕または一ショック〔六十束〕あた

り一ケロツシエツ。堆厩肥の運搬は賦役で

おこなわれるおぼろしい。

Stolberg⁷⁶⁾

六圃式農業(休閒-ライ麦-燕麥-燕麥

一 燕麦)。

圃場耕作は耕耘、運搬すへて賦役でおこなわれる。

採草地作業もすへて賦役。

Forberge im ampte Wolkenstein, Jerichowalder

| | | |
|-----------------|---|--------------------------------|
| 粗放
穀草農
式業 | } | Scheube 地味に依いて播種。大体燕麦。農民耕地と混在。 |
| | | Jerichowalder 分農場。耕地は地味に依いて作付。 |

夏ライ麦 - 燕麦 - 燕麦 - 燕麦 - 休閑 (四

五、六年またはそれ以上) Scheube, Jerichowalder

の二つの分農場の圃場は賦役ですへておこなわれるのではなく、定日賦役だけ

あり、百五十日の犁耕と同じ日数の耙耕賦役の義務を負う。堆厩肥を賦役人は羊舎と

分農場からすへて搬出し、彼らが耕作した穀物を搬入せねばならない。この賦役をも

つてしては最少限の耕地を整えるにすぎない。...そこで雄牛八頭を飼育するのは不得

策では打。そして、¹⁷⁹家畜と並へて放牧し、

耕耘と運搬に交互に使用し、毎年ハ+〜百

シエツフェル播き耕地〔22〜28ha〕を開墾

し、一年または三年間播種すれば特別の費

用をかけずには整えることができる。そうす

るとVoigtは…この雄牛で耕耘することか

き…賃労働者を一人雇うことができる。

Rebestein⁷⁷⁾

粗放穀草式農業(大部分夏ライ麦)

この圃場には仕事量が多くかかるが賦役

は少ししかない。またLautersteinの賦役人が

現在この分農場に用いられているが、それ

でも不足なので、大部分自分の馬と作男で

作業せねばならない。そのため馬十頭、作

男五人、産僕五人を賈、賃金で維持せねば

ならない。

Lichtenwalde⁷⁸⁾

三圃式農業。

他人の耕地と全く混在しない。耕作には

賦役は少なく。。。

Ebersdorf, Braunsdorfのような若干の村々

が定められた賃金で作業せねばならぬ。

農民は役畜を伴って来たが、この役畜に對

してと同じように賃金が支払われる。もし

と同時に作業に必要な人数が確保できない

ので Rabenstein でとられてゐるようには、シエ

ッフェル数に応じて支払うよう農民と交渉

するのが利益があり正しい。

Unterrichtenau 79)

現在徹密に三圃に分かれてゐない。

この耕地は Lichtenwalde と同じように役畜

で耕耘、耙耕さ水、賃金を支払う。堆厩肥

の運搬に關しては、役畜一組につき三 ch.

を支払い、その他には何の経費もかからな

い、そして半日運ぶだけである。収穫時には

穀物、一番刈草、二番刈草、その他 Lich-

tenwalde と同じように行なわれ、賃金を支払

う。

以上 Thumbshirn の視察した分農のうち十八

分農場に關する資料から次の諸点を明らかに

する。

a) 直管地経営労働力の不足が顕著である。
 すなわち分農場が全体として賦役だけで経営
 されてゐるばかりは極めて僅かである。分
 農場視察報告書による限りでは Stolberg, Raben-
 stein の altes Hofefeld の二カ所にすぎない。もち
 ろん賦役だけでおこなわれる分農場はこれた
 けではない。他の史料から Stolpen, Hohenstein,
 Nieder-Lauterstein の三分農場が賦役だけで耕作
 されたことが知られるからである。⁸⁰⁾ しかし Thurm-
 schirn による限りでは 1570 年の時点で賦役た
 いで耕作される分農場は少数であつたと推測
 される。賦役労働力だけで経営される分農場
 のうち、最も詳しい内容がわかる Hohenstein 分
 農場について賦役の内容(所収見積りと實際
 の賦役日数)を示すと⁸¹⁾ 第一表のとおり、耕地
 255 ha, 採草地 60 ha 経営について役畜賦役は
 82 日、手賦役 2406 日(うち農業に用ゐられる
 のかほ、きりしてゐるものは 1374 日)が必要と
 されてゐる。施肥面積は全耕地の $\frac{1}{6}$ であるが、
 これは当時のガクセン農業の水準であつた。

耕地の耕作を引受けるといふ協定を結んでい
 る(しかし負担軽減のためには Waitzdorf, Ostraニ
 カ村の賦役が加えられた⁽²⁾)。これは領邦君主
 の直管地経営にあって、今や賦役の金納化よ
 りも現物(賦役)が望ましいものであつた。こ
 のことを示すものである。また上に述べた事
 実から賦役が村落共同体およびアムトを単位
 として課されたことが示されているように思
 われる。また借家人賦役がアムトを基盤とし
 ていることも同様に解される。このように直
 管地労働力は賦役の各種目毎に、若干の村落
 を含む幾つかの「屋」から調達され、その最大
 の「屋」がアムトであつたと考へられる。領主
 直管地とそれには賦役を提供する数ヵ村から成
 るいわゆる「領主所領区域」⁽³⁾の形成と同質の
 過程が進行しつつあることがわかる。これら
 の賦役を提供する賦役人はおそらく Thumbshirn
 のいう「世襲賦役人」Erbfrohnerであつたと思
 われる。

多くの分農場では明らかに多かれ少なかれ

賦役は直営地経営が必要とする量に達してい
 なかった。この不足する労働力を調達するた
 めに何はともせず賦役の増大が考えられ
 たと思われる。その努力の現われが賃金を支
 払う賦役の存在 (Zelle, Rabenstein im ampte Beltzig)
 であり、賦役の新たな設定である (Dorf Langen
 Reuth)。Zelleでの賃金を支払われる賦役は、
 おそらくは正式の賦役義務ではなく、領主の
 懇請もしくは農民の自由意志に基づく事実上
 の賃労働であったように思われる。「彼ら賦
 役人は…然るべき時間に来ないし、仕事も少
 ししかしない。しかし賃金 (lohn) は同じよ
 うに支払われる。またしばしば天候が良いと
 仕事はほかと異なる。なぜなら働き手 (dienst
 lente) がすぐ入手出来ないからである」とい
 う事実に示されているところの、「賦役人」
 支配力の弱さがこのような解釈を許すように
 思われる。また Langen Reuth 村の例は農民に
 彼ら農民保有耕地の囲込権を認め、領主の農
 民耕地での羊放牧権を放棄する代償に、新た

日賦役(定日賦役 *gesetzte Tage*)の新設を目ざ
 したものであった。これは直営地経営のため
 に、羊放牧権よりも賦役が重要であったことを
 示している。このように何にもまして、ま
 たあらゆる機会をとらえて賦役の増大策が講
 じられた。しかし、その賦役量は年賦役(二
 ~四日)であった。この負担の点週賦が一般
 化した東部ドイツとは決定的に異なると
 いえよう。賦役は量的にはたけなはなく、質的
 にも問題があったようである。すなわち賦役
 で耕耘作業が行なわれたばかりでは、*Amst*
Freiburg 所在の分農場にもみられるように、
 役畜・農具は農民のものではなく、直営地
 備付の用具でなされたわけではならなかった。
 以上 *Thurnschirn* の分農場視察報告書から
 明らかたように、賦役の増大による労働不足
 の全面的解消は不可能であったようであり、
 賃労働の使用という道がとられていく。賃勞
 働のばあは雇傭の形態からみて、住込みの年
 雇労働力であるゲジントンテ(*Seyda, Scheuditz, Reben*)

stein im ampte Bëlzig, Rabenstein, その他明記し
 て、いなばあゝと役畜その他の生産手段を備
 えた分農場には、ハゲジントが雇傭されて、なと
 みてよゝゝ)、出来高払賃金制 (Brehma, Fowergen
 im ampte Freyburg gelegen, Rabenstein im ampte Kemnitz).
 日雇 (Lichtenwalde, Unterlichtenau) の三種がみ
 られる。

ハゲジントの雇傭は最も一般的であるが、常
 に役畜、犁、荷車などの生産手段の創出と結
 びつき、適期の農作業を可能ならしめるもの
 として理解されてゐる点が注目される。彼ら
 は耕地の耕耘や種まき、すなわち、その適
 期に念入りに行なわれるかどうかによつて作
 柄が左右されるような仕事を担当する。しか
 し、この種の労働力の確保は当時かなり困難
 であり、^{賃金は}かつ年々高騰してゐる。その賃金形
 態は若干後年の史料であるが、1583年の「告示
 によれば貨幣賃金の外に華実上の土地用益の
 給付をうけた。この領邦のある地域
 できわめて普遍化してゐることは…農民その

他一般の戸主がその奉公人にいくらかの穀物を
 を播いてやり、奉公人とくは犁耕夫はこれに
 なれど他の方法では雇われようとする...この
 奉公人はいらいるしくわがままになるばかり
 でなく...彼らのほたす労働よりむしろ自分自
 身のものに注意して他のことを怠り、彼らの
 作った穀物を取引するかによそおって各種の
 危険な密売を管む...そこで...今後いかなる者
 もその奉公人に穀物をまいてやるとはたす
 彼らとしかるべき賃金を貨幣で契約すべきで
 ある⁸⁴⁾。この史料は奉公人労働力とくは犁耕
 夫が不足してあり、そのための事実上の土地用
 益を与えること適時にまた迅速に農業をお
 こなう経営条件を確保しようとしていること
 を示している。ここでは土地用益の給付は直
 営地経営の発展を示し、労働力を確保する様
 式である(土地との結び付きの強化)。
 日雇は *Thumbshin* による限りでは二例しかみ
 られない。しかしこのほか定められた賃金
 では必要とする人数が得られないため出来高

払ひ労働への移行が考えられている。出来高
 払ひ賃金は主として農具類を借りたもの
 農村プロレタリアでも行なっている収穫労働に用
 いられているように思われる。賃金は刈取量
 に対する割合($\frac{1}{10}$)ないし面積あたり、とな
 っているが、Brehna の例が示すように、と
 しては貨幣で支払われている(94%)。しかし
 また役畜と農具類とをとり経営主たる農民た
 けが行なっている犁耕にも、出来高払ひ労働が
 行なわれている(Rabenstein im ampte Kemnitz)
 (後述)。

労働力調達の手段としてほ上記の外に貸付
 金利率の農作業による返済および草小作⁸⁵⁾があ
 る。サクセン王領地直営地経営の指令書には
 以下のようなる事例計算が示されている。⁸⁶⁾

(i) 貸付金 100 ターブル。年利率 6% (「買
 戻し aufwiederkauf」での貸付け)。
 一年間の利息 144 gr. この利息を犁耕賦
 役(馬二頭ひき)で支払うときは 24 日分
 に相当する。

三年間では利息 432 gr. で犁耕賦役 172 日

分は相当する。

(ii) 貸付金 20 gr. 年利率 6%。一年間の利息

は 1 gr. 2 pf. 1 Hellen で手賦役一日分に相当す

る。三年間では利息は 3 gr. 7 pf. となる

と手賦役 (handfaon) 三日間に相当する。

(iii) 貸付金 1 ターレル。年利率 6% とし一年

利子は 1 gr. 5 pf. で草刈賦役一日分に相当す

る。三年間では草刈賦役三日分に相当する。

貸付期間は三年間、三年後には支払いかた

される。現金支払いかできないときは賦役

を支払わされる。

農民は役畜を提供する。牡牛二匹を馬一頭

に計算する。他領主または他の丁ムトの隷

属農民の賦役を買いとるときは、その領主

の同意を農民に得させておく。

上記の例から犁耕賦役、手賦役、草刈賦役

一日当りの評価額を計算するとそれぞれ 6 gr.

1 gr. 2 pf.、1 gr. 3 pf. となるが、一般の日雇賃

労働価格ではその半額 $\frac{1}{2}$ 払。2gr., 3gr. で。

負債利子の賦役による支払の場合の評価額は
一般賃労働価格の $\frac{1}{2}$ 以下の価格を示している。

このような直営地労働力の調達方法は明らか
には債務奴隷的關係と云ってよい。⁸⁷⁾

後者は播種後の畑に繁茂する雑草を飼料不
足に悩む農民に除草させ、除草した雑草を農
民に与える代償に小作料を徴集する制度であ
る。

雑草が直営地経営と農民経営とを結んで
けるものであり、農民は領主の畑の雑草を採

取(一種の土地利益)ができなければ経営を
営むことができないし、領主はこうした方法

で、農民とくに下層の飼料不足に棄いて夏作
中心の多圃化に伴って生じる除草問題を解決

するにできただのである。

b) 直営地経営の労働力不足は社会経済的
要因(直接生産者層における社会的分業の発
展、直営地解体の方針をとった際の賦役の売

却、金納化)と農業技術上の要因の二つに大
別される。前者については既に松尾論文によ

として触れらるゝのであるが、本節では省略する。
 農業技術上の要因として、開墾、多圃化による作付面積の増大、休閑地面積の縮小、休閑地作物の導入による集約化、夏作中心の多圃化という形で生産力が上昇したのに伴って、耕耘回数が必然的に増大し、除草が必要となつたことがあげられる。すなわち開墾地には賦役は無く、ゲジンを雇傭し、役畜その他の生産手段を備へておはつた（*Rabenstein im ampte Beltzig*）。また *Zella, Ruppendorf, Dipoldiswalde* のように六、五、四圃式農業を行つてゐるところでは、耕作面積に比して肥料ととも賦役労働力の不足が殆んどの場合訴へられ、三圃式農業への移行、つまり休閑地面積の拡大、作付面積の縮小が常に報告されてゐる。休閑作物の導入による労働集約度の上昇に起因する労働力不足は当然考へられるが、史料では明確にはなしてゐない。というのは休閑作物を導入した *Brehna, Tschepnitz* である。旧態然たる三圃式農業を営む *Schwenditz* である。同じように労働

働カ不足が訴えられてゐるからである。當時
 の休閒作物（その中心はエンドウ）の栽培が
 ごく少なか、たとひこの事実とも考え合わせる
 と、労働力不足の要因は主として開墾、多圃
 化による労働力需要の増大に帰せらるゝと考
 へてよい。そうした多圃化に対応した夏作中
 心の作付体系から必然的に地力維持のため犁
 耕回数が増加（冬穀物三〜四回、夏穀物一〜
 三回）、除草の必要性の増大（犁耕回数が増
 大、夏穀物連作の回避、播種後の人力除草、
 除草用犁Hakenpflugの分化）が生じたのである
 と、ここでこのような労働力不足は世襲役人
 が存在せず定日賦役だけしかない場合に特に
 強く訴えられてゐる（Brehna, Schenditz, Eschepitz,
 Burstendorf, Forberg im ampte Wolkenstein）。したが
 がつ従来定日賦役で経営されてきた直管地
 が、主として作付面積の拡大、多圃化によ
 り生じた労働力需要の増大を、この方法、
 すなわち（i）直管地を中心とする「領主所
 領区域」の形成（前に述べたような「一丁エ

創設による中農中心の新村落の設置を伴う)

世襲賦役への転化という方向と、(月)年雇

労働力を中心とする賃労働の雇傭という全く

相対立する方法がとられていたといえる。

C) 定日賦役においては、いままで、たゞ農

業は農民とその農民所有の役畜その他の生産

手段でも、とばかりにたゞあった。これが労働力不

足を充足する過程で、このように変化して来た

みてみよう。

まず賃金を支払わなくなった賦役のは、あゝ、役畜

荷車、犁、耙が直営地に備えつけられていた。

すなわち、このばあゝ、労働力と生産手段とは

分離することになった。その理由として「分

農場における穀作面積が広く、これに対する

賦役が散在して、このことが挙げられていた

が、これは単に相対的に作付面積に比して労働

力不足というだけではない。同時に

役畜賦役を行なう農民が十分にはいない

という事態を示しているように堆積される。

すなわち役畜賦役農民の不足あるいは役畜賦

役を行ない、な、な、農村プロレタリアの増大。
 加うるに領主は「然るべき時に来ないし、仕
 事も少ししかしない」賦役人を如何とせしか
 た。事態、つまり領主権力の弱化が生じてい
 る。このような条件のもとに直営地における
 生産手段の創出、賃金支払の必要が生じてい
 ると考えられる。
 ゲジンデ雇傭のばあい、必ず役畜飼育と結
 びつき犁耕・運搬用農具が備えられたことは
 先に指摘した通りである。ゲジンデ雇傭とそ
 れに結びついた役畜・農具の創出は「耕作、
 とくに一番大事な犁耕を適期にかつ入念、迅
 速に」、「よりよくかつ適期に行なう」ため
 あり、「賃労働を節約し緊急に備える」ため
 あり、た、これは犁耕が「適期にではなく遅
 れば穀物が「おぼつかしな成育しない」原因と
 なるというこの外に、先にも述べたように
 穀物の商品生産発展の結果、圃場が多圃化し
 て、それに対応して作付組織が変化する中で
 犁耕、除草の必要性が増大した結果である

ことに注意せねばならない。こうした形での
 農業生産力の展開が、社会的分業の発展から
 生じた領主権力の弱化ともまっぴらで賦役勞
 働よりも賃勞働を雇傭する原因となつたと考
 へる。そしてゲジンの形態での雇傭勞働が
 犁耕勞働の中心を占めたのは、領邦君主直管
 地の事例から明らかたほうに、役畜作業を行
 へる農民層の減少が必ずしも必要な量の
 の勞働力雇傭を困難にしたことが挙げられよ
 う。

この関連でいへば出来高払いの犁耕すな
 わち賦役と同様、農民が自分の農具で領主の
 土地を耕作するという賃勞働(レニンのい
 う賦役制度の直接の残存物である「雇役」)
 も存在した。

こうして十六世紀後半のザクセン領邦君主
 の直管地経営では、勞働力と生産手段との分
 離がすすむ方向と「領主所領区域」形成一つ
 まり勞働力と生産手段との結合を強化する方
 向一との相対抗する二つの方向が併存してい

たといえる。そして多くの直管地では年雇労働を中心として雇傭労働、債務奴隷的性格のものも含めて役畜と農具とをもつ経営主たる農民が行なう賃労働、農具類をたんにもたない農村プロレタリアが行なう賃労働が結びついていっていったといえる。このような労働力の質と編成は再三指摘したように社会的分業の進展とガクセの農業生産力の層間の仕方と関連づけられるのである。

d.) 生産手段、役畜として雄馬 (Brehna, Tschepnitz, Burstendorf, Rabenstein) 去勢雄馬 (Schenditz) 雌馬 (Zella) 雄牛 (Ruppendorf, Dipoldiswalde) が挙げられている。Thumshirn によれば役畜に何れを選ぶかの基準は経済性および「適期のかつ入念、迅速な作業」といふ二つの視点から述べられている。「特別大きな費用をかけずに馬を飼育するには、八頭の去勢雄馬を耕耘、運搬用に飼育するのが不都合ではないように思われる。去勢雄馬は雄馬よりも粗飼料で済み、夏は放牧地で放し飼

できる」。馬と牛との経済性の問題について
 では Ostra 分農場長 Daniel Hartmann の報告が
 ある。「Ostra 分農場に配属された十二組の
 馬は八年間飼育に多額の経費を要した。そこ
 でこの経費は、現在分農場で飼育させ、毎年
 育成させている雄牛の中から若干頭数を選別
 し牽引に慣れさせれば一部軽減するであろう。
 さすれば既に実地に試みてみたように、耕地
 の事情に応じて四頭～三頭、また二頭の雄牛
 一放牧地だけで飼育させる一で充分二頭の馬
 一年間を通し燕麦を給飼せねばならない。か
 行なうと同量の作業を耕地で行なうことか
 さい、單に燕麦等の費用を節減できるだけで
 なく、雄牛がつくる堆厩肥も馬の敷糞より遙
 かに肥力が高い⁸⁸⁾。したがって Thurbshin,
 Hartmann 共に主として馬の飼料費を問題とし
 ていることか分かる。一方馬の飼育は改良三
 圃式で作業量かふればよい、耕地面積に比
 較して役畜が過小ならばよい、除草のための犁
 耕労働を四回も行なわねばならないばあいは

と、限られた期間に多量の仕事を迅速にこなさなければならぬ分農場で用いられている。したがって経費と適期の迅速な作業とが役畜の種類を決定する決定的な要因となつていゝることからわかる。

犁、当時直営地で一般的に使用された犁は馬四頭(併列)牽きの四犁刃犁であつたといわれる。これは重く操作が困難で、馬の銜とりに二人、犁の操作に二人計四人を必要とし⁸⁹⁾た。このような多犁刃をもつ犁は深耕するたみには必要とする牽引力が余りにも大きくなり過ぎ、種子をすき込む程度の浅耕しか可能ではなかつたようである⁹⁰⁾。そこでこの時代はこの重量犁の改良—馬二頭、二犁刃犁、労働力一〜二人、軽量、操作簡便、欠点のない犁溝(四犁刃犁より深耕の意か?)の形成—がはかられていゝる⁹¹⁾。おそらく当時の作付組織の変化に対応して従来よりも深耕を可能にする軽量犁の改良を目ざしたものであつたろうと推測される。そしてこの軽量の二犁刃犁はつ

いて役畜の馬から牛への転換が経済性を考慮
 して考へられたいのと思われれる。深耕のばあ
 い雄牛六〜八頭、四人、浅耕のばあい、田頭二人
 であつた。⁹²⁾ 作業能率は一日0.83 ha (ニシエツ
 フェル播きの土地)、ただし賦役のばあいは
 0.55 ha (ニシエツフェル播き耕地)とされて
 いる。

2) このような役畜、犁その他の生産手段の
 創設はいうまでもなくそのための資金投下を
 必要とし、しかも生産手段の新規整備には賃
 労働の雇傭を伴つた。そこで役畜と労働力と
 を無償で提供する賦役を有償としたばあいは粗
 収益に對してどの程度の比率を占めるかを計
 算してみよう。そうすることによつて賦役の
 賃労働への切換へと、それに伴う生産手段の
 新規の整備がどれほど直営地経済の負担とな
 ったかについて凡その目安を得ることができ
 るからである。

先に挙げた Hohenstein 令農場では全農業が賦
 役で賄われていた。ここでは五圃式農業が行

なわい休閑 - ライ麦 - ライ麦 - 燕麦 - ヴィー
 ケン・エンドウの作付順序であつた。⁹³⁾ 播種量
 と収穫量との比率は、ライ麦 1 : 5、燕麦 1
 : 6、エンドウ・ヴィーケン 1 : 4と見積り
 してゐる。この評価は穀物に比べては高く見
 積り過ぎている。⁹⁴⁾ しかし一応見積りの通り
 の計算をすると第二表のようになる。

第2表 Hohenstein 分農場粗収益見取り (耕種部門)

| | 1 シュエッフェル
当たり価格 | 播 種 量
(シュエッフェル) | 価 格 | 収 穫 量
(シュエッフェル) | 価 格 |
|-------|--------------------|--------------------|-----------------------|--------------------|---------------------------|
| ライ麦 | 1fl. | 351 | 351fl. | 1,755 | 1,755fl. |
| 燕麦 | 12gr. | 175½ | 100fl.9gr. | 1,053 | 601fl.10gr. |
| エンドウ | 30gr. | 87½ | 125fl.7gr. | 360 | 515fl.15gr. |
| ヴィーケン | 1fl. | 87½ | 87fl.17gr. | 361 | 361fl. |
| 計 | | | 664fl.9gr.
(20.6%) | | 3,233fl. 4gr.
(100.0%) |

賦役の評価は個別の分農場毎に異なつてい
 るが、当分農場でのそれはわからない。そこで
 領邦君主分農場での賦役評価の基準とさし
 てゐる価格を用いて概算することとした。

第3表

賦役評価基準表
 犁耕賦役 ½fl.
 乾草取戻賦役 3gr.
 穀物取戻賦役 3gr.
 手 賦 役 2gr.
 堆肥運搬賦役 1flr.

犁耕賦役日数 (犁耕賦役 + 耙耕賦
 役) 924 日分 462 fl. 運搬賦役日
 数 (種子・堆厩肥・乾草・穀物の

運搬賦役一すへて 1 tlt. として評価) 358 日
 分 409 fl. 3 gr., 大鎌賦役 357 日分 51 fl. 小鎌
 賦役 212 日分 29 fl., 17 gr. 手賦役 805.5 日分
 (農作業に用いられることかは、きりして
 るものだけをとった。借家人手賦役を含まな
 い)、76 fl. 15 gr., 計 1,028 fl. 14 gr. となる。
 このは粗収益の 1/3 近くを占める。
 子) 小作地自営の方針がとられて以後、穀
 作部門が小作に貸出されるのは *Thurbshirn* に
 よるは第一節で述べたように以下のほあいで
 ある。地味が悪く肥料、労働、種子を償ねの
 たい時、水害地で耕耘、運搬に不便であり、
 施肥しても地力が低い時、耕地が遠く離れ、
 年雇あるいは賦役による農作業の監督が充分
 に行なわぬが、畜産、牧羊の収益も期待しえ
 る。ほあ⁹⁶⁾この方針は August によひ彼の収
 税官によつて實際にとられた⁹⁷⁾。このに注意す
 べき点は小作に貸出されたほあいに小作経
 営の自立性は確立せず、賦役を通じて周辺の
 直営地経営に組込まれたことである。「一」

一 → の、非常に遠くにある農地を永小作に貸
 出し、貨幣、穀物、賃租、賦役を課し…しか
 し、それは富裕な農民に、第二に彼らの以前
 には多量の賦役、賃租を課されていながら、
 の良好な状態で維持されている農地に加えら
 れ、そしてこれらの農地が全体として元から
 の、また新しい賃租と賦役を同時に保障する
 よう充分注意されねばならぬ…以前のあま
 り新たにうけ入れた農地が一人の領主 *Lehnherr*
 に属すること…⁹⁸⁾。すなわち小作人をして一
 人の領主とだけ小作関係を取り結ばせ、他領
 主支配権との競合を避けるが、小作関係を
 媒介として賦役、しかも最も不足してゐる畜
 畜賦役の新設がもくろまれている。ここでは
 小作関係は役畜賦役を行なうる農民層の創
 出の手段となつてゐるのである。
 なお領邦君主の直管地の耕種部門にっして
 は August が直管方針をとつてからは分益小作
 制による経営は行なわれなかつた。しかし一
 般領主層においては耕種部門の分益小作人へ

の貸出しをしばしば行なわれた。Thunbergは

耕種部門の分益小作人について次のように述べている。

「耕種 (Ackerbau) を分益小作人 (Helfte) に貸出し作業させること

多くの邑 (Orten) で耕種を分益小作人に貸出し、播種させ作業させることが有用でありまた利益がある。その故、耕地が播種され

てから貸与される時は、受託者は再び同じようにして退去しなければならず、年間生育し

たもののなかからまず種子をさしひき、残余を分割する。分農場に属する賦役 (Frohndienste)

を使用することとを分益小作人 halben Mann に許すよう配慮することとが最もよい。しかし

賦役金 (Frohngeld) は彼から支払われるべきである。

乳牛の飼育 (Viehzucht) および牧羊は普通分益小作人に、一定額の貨幣で小作される。

収穫した穀物、播種した穀物、毎週脱穀した穀物の割符を分益小作人と共にもち、簿記に

記帳する。またあらゆる作業 (Bestellung) が
 正しく行われぬように、また、耕地が適
 正に耕耘され、播種され、手入れされ、入念に
 用いられ、(und nicht ausgesäemt), 是れをこゝろ
 の点については、精粗があり怠惰がみられぬば、
 直ちに注意し、耕地が荒廢して損害が生じな
 いようには、予防するようには努める。
 分益小作人には、農業経営用に引渡された (
 (inventariensweise eingewortet)) とこのもの
 については、分益小作人の退去の際定められた
 保障金でも、て再び返却せぬければならぬ
 い... (99)
 ここでは領主は分益小作人に経営用生産手
 段を貸与してゐる。これは小作人が退去の際
 貸領の時と同じ状態で返却せぬければならぬか
 ら、いわゆる eiserne Inventar と考へられる。領
 主はこの Inventar の外に直営地に附属する賦役
 をも使用させる場合もみられるようである。
 しかしこの賦役は無償ではなく、貨幣で支払
 ぬればならない。したが、て分益小作

経営は領主権力の発露である賦役を利用する
 が、分益小作人が領主特権を行使するとは直
 ちにほ云えな^いであらう。それは支払い額が
 労働市場価格での換算額と比較して著しく低
 く名目的な額であるときにはじめて(云える)
 といえよう。この賦役に対する貨幣支払い額が
 当時の労働市場における価格と比較して、ど
 の程度のものであるか、たかが、この賦役を使用
 する分益小作人の性格を考えるばあいに重要
 であるが、その点は明らかではない。ともか
 くこのばあに領主と分益小作人との関係は貨
 幣化さ^れてい^るとい^える。また領主は生産過
 程および収穫物の管理を厳しく監督する。生
 産物は種子を除いて折半さ^れてい^る。
 サクセン侯が初めにと^つた直管地の小作人
 への貸出しはここに述べ^られ^てい^るような分
 益小作人であ^ったと考^えら^れる。それが失敗
 したのは「荒し^づくりさ^れて適切に施肥さ^れ
 な^かつた(Zella)とい^う生産過程上の問題(
 つまり地力維持を行^っても何^らそれに対する

代償は与えらぬが、ので、小作期間中に「荒
しづくり」をされた方が有利であるとする小作
人の考えのと、かかる「荒しづくり」を防止
できない領邦君主役人の無能、すなわち管理
上の欠陥の二つが考えられるように思われる。¹⁷⁰⁾

(3) 乳牛部門

直管地経営の乳牛部門は穀作部門とは異な
り、賦役労働は全く用いられず、ゲジンを
労働力を用いて直管地にする。あるいは小作とし
て貸出さしている。これはいうまでもなく乳
牛飼育にあたっては労働の質が問題となる程
度が技術的にみて耕種部門より高いからであ
ろう。耕種部門でも、十六世紀後半では商品
生産の展開にともなって、農業技術的側面か
ら雇傭労働力に依存せざるをえなくなっ
ている点を見れば、乳牛飼育にあたっては飼育
管理に賦役では見られない一段と高い労働

の賃金が要求されたとおもわれる。

第4表 Stolpen 分農場搾乳牛飼育部門見積り(%)

| (I) 飼育規模 | | (II) 労働力 | | 人数 | 賃金(附を含まず) |
|----------|-----|----------------------------------|-----|-----|-----------|
| 搾乳牛 | 61頭 | チーズ主任 (Kasemutter) ^{a)} | 1人 | 1人 | 8fl. |
| 種牛年間数 | 8頭 | 搾乳牛飼育係 (Viehmagd) | 8人 | 8人 | 32fl. |
| | | 家畜番(牧童) | 2人 | 2人 | 4fl. |
| | | | 11人 | 11人 | 44fl. |

a) Kasemutter 酪農部門の責任者、同時に附、その他の家事、亚麻糸つむぎの責任者を兼ねる

| (III) 粗生産 | | 生産量 ^(%) | 単価 ^(%) | 粗収益 | a) Kannen=0.94l |
|-----------|------------------|--------------------|-------------------|--------------|---------------------|
| バター | 1頭あたり年間 | 36罐 a) | 2gr. | 205fl. 15gr. | b) Tonne=105 Kannen |
| チーズ | " | 1/2大樽 b) | 5fl. | 150fl. | -98.2l |
| 仔牛生産 | 52頭 (60頭のうち8頭育成) | | 1tlr. | 59fl. 9gr. | |
| 計 | | | | 415fl. 3gr. | |

1頭あたり粗収益見積り 7fl. 1gr. 6pf.

| (IV) 飼料 | | 消費量 | 単価 | 価格 |
|---------|---------------|--------|-----|-------|
| 搾乳牛 | 1頭あたり年間 1フーデル | 60フーデル | 1fl | 60fl. |

最初に酪農部門の直管のほかに分農場 Stol-

pen についてみよう。経営規模、所要労働力、

賃金、粗生産額の見積りは第四表のとおりで

ある。

この見積りでは粗生産額中に賃金が占める

割合が+-%弱であり、穀作に比して遙かに

小さい。

次に賃金についてみよう。当時の主要食用

穀物であるライ麦の一人あたり年間消費量は

6.5 シェツ、フェルと見積こみている。こみこ
 り、貨幣賃金部分を評価すると、子一主
 任、搾乳牛飼育係、家畜番の賃金はそれぞれ
 1.2人、0.6人、0.3人分にしか相当しない。
 一人あたりの年間賄費については次の資料
 (第五表)から12fl. 1gr. と計算される。し
 たが、現物賃金部分の方が貨幣賃金部分の
 りも比重が高いことがわかる。賃金すなわち
 現物(賄)部分と貨幣部分との合計額の高さ

第5表 16世紀後半ザクセン侯爵領地年間食費見積り(14人分)¹⁰⁴⁾

| | | |
|-------------|----------------|------------------|
| 肉(牛または老齢雌牛) | 5fl.
12fl.) | 17fl. |
| ライ麦 | 85シェップェル | 85fl. |
| ビール | 3樽b) | 12fl. |
| 葡萄酒 | 1大樽 | 5fl. |
| 薄ビール | 12樽 | 9fl. 11gr. |
| チーズ | 2大樽 | 10fl. |
| バター | 18塊 | 1fl. 15gr. |
| エンドウ | 1シェップェル | 1fl. 9gr. |
| ソバ | 3シェップェル | 2fl. 12gr. |
| キビ | 1/2シェップェル | 1fl. |
| 塩 | 5大樽 | 8fl. 12gr. |
| キャベツ(刻み) | 3樽 | 9fl. |
| カラ | 12シェップェル | 1fl. 9gr. |
| サフラン | 6ロート | 1fl. 9gr. |
| しょうが | 6ロート | 1fl. 15gr. |
| こしょう | 1/2ポンド | 1fl. 6gr. |
| | | 168fl. 14gr. |
| | | 1人あたり 12fl. 1gr. |

- a) 14人には以下のものが含まれる。
 1. 貴族 2. その召使 3. フォークト
 4. 下級フォークト 5. Kesemutter
 6.7. 家畜飼育女 8.9. 雌牛番 10.11. 牡牛番
 12. 運搬御者 13. その補助者
 14. 貴族の妻又は家畜飼育女
 b) Vaß (ビール) 3.93hr

は子一不主任のばあいにとも単身賃金的性格で
 しかたないことは明らかである。ところでこの
 賃金の高さは馬一頭あたりの年間飼育費には
 るかに及ばない。すなわち濃厚飼料である燕
 麦の年間消費量 29 fl. 15 gr. をはるかに下す
 る。これは当時の賃金および生活水準が価格
 革命の過程で物価の高騰、とくに穀物価格の
 高騰に追いつけなかったことを如実に示して
 いると考えられる。

次に *Thumbshirn* によつて乳牛部門の小作経営
 について検討する。彼は以下の三種を(第六
 表)提示して¹⁰⁶⁾いる。

まず *Thumbshirn* の例示する乳牛小作の経営
 規模であるが、これを推定する手掛りとなる
 のは雌仔牛の育成頭数である。Stolpen 分農場
 の例では六十頭規模のばあい育成頭数は八頭
 とされて¹⁰⁷⁾いる。*Thumbshirn* の例では育成頭数が
 四頭とされて¹⁰⁸⁾いるので飼育頭数は三十頭とみ
 られる。このばあいの労働力は六十頭経営の
 $\frac{1}{2}$ とみられる。小作人夫婦、乳牛飼育女、家畜

第 6 表

| | 小 作 料 | ゲジツブ賃金 | 領主よりの給付 |
|---|--|--|---|
| A | 牝牛1頭につき 2 Taler
仔牛(雌)育成 4頭 | 小作人がすべてのゲジツブに賃金を
支払い、賄を給する | 夏放牧権(休閑地、未墾地)
藁飼料
採草権(採草は自己負担)
Krautland ^{a)} および Kretzland ^{b)}
用益
(小作人の費用で耕作・収穫)
粗朶 20 Schock |
| B | 牝牛1頭につき 6 Florin
仔牛(雌)育成 4頭

Voigtstelle 管理 | 領主より、小作人・その妻ゲジツブ
に賃金として
20 Florin
ライ安 20 Scheffel
小麦 1/2 "
エンドウ 1/2 "
大麦 1/2 "
(粒のまま) | 放牧権
藁飼料
採草権(採草は自己負担)
冬飼料
Krautland および Kretzbeet 用
益
粗朶 20 Schock
たたきでの脱穀 |
| C | 牝牛1頭につき 30 Groschen
仔(雌)牛4頭離乳
3年目に領主に引渡す | 小作人がすべてのゲジツブに賃金を
支払い、賄を給する
新代価支払い | 自由な住居
放牧権
藁飼料
採草権(採草は自己負担)
Krautland および Kretzland 用
益(自己負担) |

a) 圃場内での茎葉・根菜作物(飼料用)栽培地

b) 圃場外での根菜栽培地

畜を含めて五人程度が考えられるであろう。

しかし一方B例にみられる領主から与えられる現物給与のライ麦20シェツフェルは一人あたりの年間消費量6.5シェツフェルからみて三～四人分に相当する。これから判断すれば小作人夫婦に被雇傭者一～二名という構成が考えられる。

小作人から領主に支払うべき小作料についてみると、その額はA、B、Cそれぞれ異なるが、何れの場合にも金納であり、これに加えて雌仔牛四頭の育成を義務づけられている。この育成牛は飼育牛の更新に用いられるものと推測される。小作料が金納であるのは小作人が家畜生産物を販売することを示していると考えられる。ただし雄牛一頭について小作料が著しく異なる点が注目される。

A例では48 gr., B例では126 gr., C例では30 gr.と最大四倍以上の開きがみられる。この小作料が雌牛一頭あたりの粗収益に占める比率をみるため、一頭あたりの粗収益を Stolpen 分農

場と同じ基準で計算すると次表のようになる。

乳牛1頭あたり粗収益見数

| | | | |
|------|-----------|-------|-------------|
| バター | 36箱 | ◎2gr. | 72gr. |
| チーズ | 1/2大樽 | ◎5fl. | 52gr. 6pf. |
| 仔牛販売 | (30-4)/30 | ◎1fl. | 20gr. 10pf. |
| | | | 145gr. 4pf. |

これから考へるとB例のばあいに1頭乳牛-頭

あたり粗収益145 gr.の大半(87%)が小作料

としてと納さしてゐるとみてよい。A、C例

では粗収益のそれぞれ33%、21%となつてゐ

る。

つぎにケジント貸金をみると、A、C例で

は小作人が貸金を支払ふこととなつてあり、

小作人が雇傭主であることを示してゐるが、

B例のばあいに領主から支払ふことになること

となつてあり、しかも貸金の中に小作人とその

妻の貸金も含まれてゐる。このことによつて納す

べき小作料の額が粗収益の大半を占めてゐる

ことから考へてB例の小作人は実質的に被

雇傭者の性格が強いといへる。たとへば現物が

穀粒のまま支給されてゐるから住込みの被雇

傭者ではななく独立の窟を持つてゐたことか

かる。
 貸金額はついでみるゝ先はみたような Stolpen
 分譲場の例では子一不主任8fl. 家畜飼育女
 4fl. 家畜番2fl. とが、ていた。これには賄
 費は含まれていない。これをB例で支給さ
 る賃金20fl. にあてはめてみるゝ労働力は小作
 人夫婦と飼育女一人(場合によつてはさらに
 家畜番一人)が考えられる。したが、て結局
 労働力は三~四人規模とみてよからう。
 と、こゝで当時主食穀物であつたライ麦の生産
 者販売価格が1シェツフェルあたり1fl. とさ
 れてゐるから20fl. とする貨幣賃金はライ麦
 20シェツフェルに相当する。
 現物給付部分をライ麦に換算すれば1シェ
 ッフェルあたり小麦は1tln. エンドウは20gr.
 大麦価格は不明であるがライ麦と同価格とす
 ればB例の小麦、エンドウ、大麦1/2シェツフ
 ェルはそれぞれライ麦0.6シェツフェル、0.
 7シェツフェル、0.5シェツフェルに相当し
 したが、て現物給付はライ麦21.8シェツフェ

ルで表示される。このことから領土から支払
 われる貨幣債金と現物債金は全給与の中でほ
 ぼ半分ずつを占めているとみてよい。なお、
 この他に Kretzland で栽培されるカブ、キャ
 ベツなどの蔬菜や酪農生産物たるバター、チ
 ーズおよび老癩牛が家内仕向として用いら
 れたと恩られる。これらを含めての一年間一人
 あたりの食費については先にあげた十六世紀
 後半のガクセン侯直営地における資料では 12
 fl. 1gr. ライ麦に換算して約 12 シェツフェル
 に相当した。この資料の中で B 例で示されて
 いる穀物部分に相当するもの（ライ麦、エン
 ドウ、ソバ、キビ）を取出して一人あたり食
 費を計算すると 6 fl. 9gr. すなわちライ麦 6.4
 シェツフェル分に相当する。B 例では労働力
 三～四人として一人あたり 7.2 ～ 5.45 シェツ
 フェルであるからほぼ等しい基準にあること
 がわかる。したがって B 例のほかにとも食費
 は全体としてガクセン侯直営地経営に示され
 たほかにほぼ等しく約 12 fl. とみて差支え

ないであろう。

以上からみてB例にみられる貸金水準は、

小作人に与えられる貨幣貸金を10~8 fl. と

考えても、賄支給額を含め単身者貸金的性格

をもつていたと考えられる。他方しかし小作

人には貸金の外に、殆ど吸上げられてしま

るとはいえ雌牛一頭あたりなお若干の剰余19.3

gr. があり、三十頭経営として年間27 fl. 余

の剰余を生む可能性がある。この点も考へあ

れすとこの小作人は直管のばあいの被雇傭者

(部門責任者)の地位から小作人へ移行する

段階に位置づけられるであろう。

A. C例についても同様の検討をここにな

す。第七表のようには三十頭経営のばあい、小

作料、貸金、小作人夫婦の食費を差引いて、

それぞれ85 fl., 110 fl. が剰余として残る。

その他の家計費・経営費をさしひいてもなお

かなりの剰余を生じることは間違いないと思

われる。雇傭労働力を使用し剰余を生む点で

A. Cを富農経営的性格をもつと考えてよい。

第 7 表

| | A | C |
|----------------------|-------------|--------------|
| 租 収 入 1 頭あたり | 145.3gr. | 145.3gr. |
| 小 作 料 1 頭あたり | 48gr. | 30gr. |
| 現 | 97.3gr. | 115.3gr. |
| 30頭分現額計 | 139fl. 1gr. | 164fl. 15gr. |
| 貸金 (制直女
家畜借 2fl.) | 6fl. | 60fl. |
| 贈 | 24fl. | 24fl. |
| 小作人夫婦食費 | 24fl. | 24fl. |
| 差 額 | 85fl. 1gr. | 110fl. 15gr. |

領主よりの給付としての放牧権、採草権、土地用益権、飼料供与については A、B、C の各例とも条件は全く同じである。しかし B 例に於いては、A、C 例に見られない、冬飼料が特に奪げられてゐること、またファークト役室の管理手入れを義務づけられてゐる代償に領主脱穀場の使用を認められてゐる。このことは B 例に於いて先に指摘した被雇傭者的側面をも併せ持つ性格を裏書きしてゐると考へられる。A 例に於いて目立つのは、他にみられない「自由な」住居、粗朶ニ十シヨックの給与が少なく、その使用に於いては支払義務が課せられてゐる点であり、自立性の高さを示してゐる。

以上家畜小作には大別して富農的経営と被

雇傭者の性格から小作経営への移行の過渡段

階にあるものとの二種に大別される。

ところでザクセン選定侯の乳牛小作について

では、具体的な事例がわからないので、*Thum*

rum の類型の中でどれが一般的であつたか不

明である。たゞ一頭あたりの小作料が42~48

¹⁰⁷⁾ *gr.* であつたことだけは明らかなので、これ

から判断する限りA例すなわち富農的性格を

もつたものが一般的であつたと一応考へてお

いであらう。

(4) 牧羊部門

Stolpen 分農場における牧羊部門の経営規模

所要労働力、粗生産中の領主帰属部分、飼料

費は第八表(i-iv)のように見積りされる。¹⁰⁸⁾

領主帰属部分と同じ基準で賃金部分を算出す

ると次のようになる。すなわち賃金となるの

は総飼育頭数二千四百頭から領主に帰属する

二千六百六十七頭をさしひいたのこり七百三

第8表 Stolpen 分農地牧羊部門見取り

| (I) 経営規模 1200匹×2群 | | (II) 所要労働力 (1群につき) | | (III) 領主船風部分 | | 単価 | 粗収益 |
|-------------------|-----|--------------------|----|--------------|----------------|-----------------------|-----------------------------|
| 牧羊者 | 1 | 牧羊者 | 1 | 羊毛 | 領主船風
1667四分 | 150シュタイン
(約1542kg) | 60gr. 428fl. 12gr. |
| 牧夫 | 1 | 牧夫 | 1 | 羊乳 | 833四分 | | 8pf. 26fl. 9gr. 4pf. |
| 牧 | 3 | 牧 | 3 | 仔羊生産 | 416四分 | | 12gr. 7pf. 249fl. 7gr. 2pf. |
| 計 | 5人 | 計 | 5人 | | 領主船風分 | | 704fl. 7gr. 6pf. |
| 2組 | 10人 | | | | | | |

| (iv) 飼料 (2群計) | | 消費量 (シュエッフェル) | | 単価 | 価格 |
|---------------|---------|---------------|---------|---------|--------------------|
| ライ麦 | 100匹あたり | 4 | シュエッフェル | 96 | 24gr. 109fl. 15gr. |
| 燕麥 | " | 2 | " | 48 | 12gr. 27fl. 9gr. |
| 大麦 | " | 1 | " | 24 | 21gr. 24fl. |
| 塩 | " | 1/2 | " | 18 | ~ 20fl. 12gr. |
| グイーケン | " | 1/2 | " | | 4gr. 6fl. 18gr. |
| 葉菜 | 100匹あたり | | | | 5gr. 5fl. 15gr. |
| 乾草 | 10匹あたり | 1 | フーデル | 240フーデル | 1fl. 240fl. |
| | | | | | 434fl. 6gr. |

十三頭分で、その総計は 309 fl. 7gr. 9pf. と

なる。こゝは粗生産額の 30.6% を占め、はは

穀作部門の労賃比率に等しい。牧夫頭の賃金

が五頭分で約 21 fl. 牧夫の賃金が一人あた

り五頭分で約 2 fl. 2gr. となる。牧羊者の収

入は歩合制で飼育頭数の 1/5 とさしとっている。一

人あたり牧羊者の収入は約 127 fl. 7gr. となる。

この収入は乳牛飼育のばあいの富農的性格の

小作人に相当する。その収入、労働者雇傭の

点からみて牧羊者も富農と考えてよいであら

う。ただし、Thumbschirn によれば、賦役を有せ

ざる時は、牧羊者は牧草を自らの費用で乾か
 し、搬入せぬば⁽¹⁰⁾た⁽¹⁰⁾ら⁽¹⁰⁾ない⁽¹⁰⁾とあり、牧羊者が
 職役を利用する場合が⁽¹⁰⁾あり⁽¹⁰⁾えた⁽¹⁰⁾ことをうかが
 わせる。また放牧地についても農民経営地の
 休閑地、刈跡地が含まれること⁽¹⁰⁾が⁽¹⁰⁾あり⁽¹⁰⁾えた⁽¹⁰⁾こ
 とは Dorf Langen Renth のば⁽¹⁰⁾あ⁽¹⁰⁾り⁽¹⁰⁾か⁽¹⁰⁾ら⁽¹⁰⁾と⁽¹⁰⁾推⁽¹⁰⁾測⁽¹⁰⁾さ
 れる。したがって利潤の源泉の一つが領主権
 の利用にあつたことは確かである。
 粗収益から賃金部分と飼料部分をさしひい
 た残額は 270 fl. で粗収益の 38% を占める。
 これはほぼ剰余部分とみて差支えないであ
 る。なお領主にはこの他に、羊の糞尿が帰属
 する。牧羊部門の直営地経営に占める意義は
 穀物・乳牛部門とは異なり生産物の殆どすべ
 て売却されて現金収入源になる点ととくに
 羊が重要な肥料源となる点にある。羊糞尿は
 領主に帰属する旨規定さ⁽¹⁰⁾し⁽¹⁰⁾て⁽¹⁰⁾い⁽¹⁰⁾る⁽¹⁰⁾こと⁽¹⁰⁾から
 明白である。ここでも牧羊小作は直営地経営
 (穀作部門)の一環として組みこま⁽¹⁰⁾れ⁽¹⁰⁾て⁽¹⁰⁾い⁽¹⁰⁾る
 のである。

第9表 貸金部分見取り

| | | | |
|------|-------|---------|------------------|
| 羊毛 | 733取分 | 66シュタイン | 188fl. 12gr. |
| 羊乳 | 366取分 | | 11fl. 13gr. |
| 仔羊生産 | 183取分 | | 109fl. 3gr. 9pf. |
| 計 | | | 309fl. 7gr. 9pf. |

(5) あ わ り に

と述したところを以下で補足しながら次のようにとりまとめる。

a) 十六世紀後半におけるガクセン侯直営地経営の構造は過渡的性格を有した。そこには

おける労働力は (i) 賦役労働、 (ii) 領主の農具で土地を耕す「ゲジント」、日雇の労働、 (iii) 雇傭労働 (支払形態に関係なく農民が自分の農具で領主の土地を耕す労働) の三種があり、ゲジント労働を中心に結びついていてい

たとえ、したがって賦役経済制度と資本主義的経済制度、その中間形態である雇役制度という多様な、かつ相対立する制度が結合されてくる。この変化は穀作を中心とする商品生産の発展と関連づけられる。穀物商品生

産の発展はガクセンでは、開墾、荳科作物の
 導入を契機とする多圃化による作付面積の拡
 大と、それに対応して夏穀物中心の作付体系
 の変化という形で生産力の発展を生じさせ
 た。その結果必要労働力の増大、適期の迅速
 かつ入念な農作業および除草労働の必要性の
 増大が生じた。この解決は基本的には賦役の
 増大とゲジンデ、日雇の雇傭という二つの相
 対立する方向でなされた。ただ賦役の増大は
 領邦君主直管地についてみる限りでは、年賦
 役の週賦役への転化ではなく、主として年賦
 役を負擔する農民の拡大を通じてなされたよ
 うに思われる。つまり一農民の負擔する賦役
 量の増大ではなくて、賦役を負擔する農民数
 の増大。後者の方法があらゆる機会をとらえ
 て追及されたのは既に述べた通りである。そ
 して特に役畜賦役を行なう農民の不足が甚だ
 しくみられた。そのため領主は役畜・農具を
 備え、ゲジンデ(とくに入念さを必要とする
 犁耕、播種作業を担当)、日雇(とくに收穫

労働)を雇傭して適期の農作業を行なめざる
 をえなかつた。他方、領主はフーフェ創出に
 よる新村設置、富・中農への土地貸与(小作)
 など、を媒介として役畜賦役の増大をはかつて
 いるが、需要には遙かに及ばなかつたように
 思われる。
 このように賦役の増大が東部ドイツにみら
 れるよう程度に達しなかつたのは、勿論リン
 デスハルの自営農民の維持、体系的農民保護
 政策(貴族が農民の経営用地を収用すること
 を厳しく制限した)があつたことは言うまでも
 ない。この政策は既に十六世紀後半からア
 ンゲルトによつて精力的にはじめられ、その
 結果農民地の領主直営地への編入はせいせい
 4~5%にすぎなかつたといわれている。し
 かし第二に農村における工業(麻織物)の発
 展が考へられぬばならないであらう。この農
 村工業は十六世紀に最盛期を迎えた都市手工
 業を当時が圧倒しえなかつたが、しかし十
 六世紀にはすでにかなりな発展をとげていた

こゝは松尾氏の研究によつて明らかである。
 その結果は農村に農業だけでは生活しえない
 貧農層、土地持ち賃労働者層の増大である。
 1603年のMeißen地方(ハッテ村)についてみ
 るに、奉公人を除く二千四百五十四年のうち
 7-7エ農民(1/4 7-7エ以上)は52.5% (一
 千二百八十九戸)であり、うち一7-7エ以
 上はなおかに5.5% (百三十四戸)にすぎな
 い。ここに先にあげた有畜賦役農民の決定的
 な不足の理由がみられると考へてよいであら
 う。Gärtner, Häusler, Hausgenossen の貧農が47.
 5%を占めるに至つてゐる⁽¹¹⁾。この外に奉公人
 九百八十二人があつた。農村家内工業のうち
 麻織物についてみれば、一般消費用繊維につ
 いて「共同体内部の需要のテニミウルギー的
 充足の段階をこえて発展し、自由な商品生産
 の段階に移行してゐた⁽¹²⁾。このような農村工
 業の発展を基礎にしてはじめて奉公人、日雇
 層の吐いたたしい命出とその再生産が可能で
 あつた。このような工業とくは農村手工業の

發展が領主層をして東部ドイツにおけるよう

な形で領主と農民關係の創出を經濟的側面

から困難なものにしたと考へらるるのである。

他方農民層の分解が進行し、貧農層が多数析

出したが、ガクセン全体としてみれば、領邦

君主の相統分割禁止 *Dismemberationverbot* — 担

持能力のある農民、すなわち中農の維持政策

— がその基本において貫徹された点が、農民

層分解の限度を示しているのと考へらる。この

点はたとえは半連畜農の増大と役畜賦役を給

付しえない下層農の追放となつてあらわされる。¹¹³⁾₍₁₄₎

b) 家畜飼育部門はそれが生産する肥料(

家畜糞尿)を媒介として穀作部門と結びつく。

十六世紀後半のガクセン農業では粗生産額の

最も大きい穀作部門 (*Stolpen* 農場では 9245 ¹¹⁵⁾

7 pf.) を中心として編成されていたと思われ

る。当時のガクセンでは緑肥作物、飼料作物

の圃場での栽培は極めて限られており、しか

も穀作面積は拡大した。そのため地力維持に

必要の肥料の経営内部での自給は極めて困難

であつた。穀作部門の規模はそのためまず家
 畜飼育部門の規模によつて規定された。堆
 肥、家畜糞尿で地力維持が可能な程度の耕地規
 模、採草地の草生、放牧地の事情に応じて牧
 羊、家畜飼育を考へること¹¹⁶⁾、耕作規模が大
 きいばあい、すべての畑に必要な施肥を行な
 つて地力を維持することはできない。結局、
 経費と支出を償ふことができない¹¹⁷⁾。経営規
 模はまたくりかえし指摘した適期の迅速入念
 な農作業遂行の可能性によつて規定された。
 「広大な面積の農耕ではあらゆる作業に多額
 の経費を要し、運搬労働、手労働、種穀を大
 量に必要とするだけではない。支出が大きい
 だけでなく、しかも規模が大きいために適期
 に入念な作業を行ない、また賦役者や雇傭者
 をして日々の仕事に精励させることができな
 い。したがつて時機を失し天候がたまに悪
 ければ播種、収穫に損害が生じる。¹¹⁸⁾」したがつ
 て経営規模が大きすぎる時は、そこにさう一
 つの農場を置くか、永小作あるいは他の保

有形態で小作に貸出すことが考えられた。⁽¹¹⁹⁾

C) 小作経営は直営地経営の穀物部門に第

働力(役畜労働および草小作のほあいのよう

な手労働の兩種)、家畜糞尿を媒介としてく

みこまよっている。このほあい小作人は主とし

て中・富農層が考えらよっているが、こよは小

作料支払能力、したか、て小作経営の安定性

とかかめ、ていいる。すなわち領邦君主が直営

地経営解体、小作貸出しから直営地経営の再

建強化に転換せざるをえなか、たのは「小作

人が小作料を滞納し、地力を枯渇させ、ある

いは入念に作業せず耕地が荒廢し、そのため

多年にわた、て地力を恢復しえないうようにし

た「ためであつた。このような小作料の滞納

を防ぐため代人(Vorstande)制かよらよ保証

金かっみたてらよたか、代人を保証した小作

人の小作料滞納によつて損失をうけ、破産し

たこよも稀ではなかつたといよよていいる。⁽¹²⁰⁾こ

の事實はすでにのんた当時「サクセン農業」に

よける生産力發展の仕方(肥料不足のよとて

の作付面積の拡大、多圃化、それに対応する労働集約度の増大、それにもかかわらず労働力確保の困難・労賃の高騰)、その不安定性と結びついている。

d) 直営地経営の穀作部門、乳牛部門、牧羊部門ではそれぞれ労賃に相当する部分は各部門粗生産のそれぞれ33%、11%、30%を占めていた。穀作部門においては賦役から賃労働への完全な切りかえは農業生産力の発展には極めて困難であったことが、この比率から推測される。

e) 乳牛部門の小作人には領主の被雇傭者的性格の強い小作経営から経営の自立度の高い富農的小作経営まで三つの類型がみられた。これは領主が土地用益以外に負担する経営資本が大きいほど小作人の地位は被雇傭者の地位に近づく。領主の負担する部分が少なければ少ないほど小作人の自立度は高くなる。その場合の決定的な点は労賃部分を領主(地主)が支払うか、小作人が支払う

か に あ り た と い え る 。 そ し て 支 払 山 山 り 小 作
 料 と 領 主 の 負 担 す る 経 営 「 資 本 」 の 大 小 に よ
 り て 異 な り て い た 。 し た が っ て 領 主 の 収 取 す
 る 小 作 料 は 、 そ の 領 主 の 負 担 す る 経 営 「 資 本 」
 に 対 す る 利 子 部 分 を 含 む も の と な り て い る と
 え る な く て は な ら ざ り ば な り ぬ 。 す な わ ち 直 接 生 産 者
 と 分 益 小 作 人 の 剩 余 を 規 定 す る も の は 地 代
 お よ び 利 子 部 分 と な り て い る と い っ て よ い 。
 こ の 点 か ら 乳 牛 部 門 の 小 作 人 も 分 益 小 作 人 的
 性 格 を も つ と い っ て よ い 。 牧 羊 経 営 小 作 人 の
 場 合 は 明 ら か に 分 益 小 作 人 で あ る 。 こ れ が 分
 益 小 作 人 の 利 潤 源 泉 の 一 つ は 領 主 権 力 の 利 用
 (領 主 放 牧 権 、 賦 役 、 賃 金 規 制) で あ り
 が け せ ん に お け る 富 貴 の 存 在 形 態 の 特 徴 を な
 し て い る 。 た た し 領 主 特 権 が 、 利 潤 の 源 泉 で
 あ る 程 度 は 東 ト イ ツ ほ ぼ 大 き く は な か っ た と
 思 わ れ る 。 そ の は 賦 役 に 対 す る 貨 幣 支 払 を お
 こ な う 点 。 お よ び 奉 公 人 規 制 が 十 六 世 紀 中 半
 に 変 動 し 、 優 先 雇 傭 権 の 形 を と り ず 、 最 高 賃
 金 の 決 定 に と っ て ま り 、 し か も 最 高 賃 金 が た だ

が堀り崩さぬと高騰したと、この事實に示され

てゐる⁽²¹⁾。

注 53) 三好正喜、「農書を通じてみた十六世紀ドイツの農業」(『近代農学論集』所収)。

54) 三好正喜「十六世紀ザクセンの農業技術構造」、『農林業問題研究』第6巻第2号。

55) 私の知る限りでは近藤牧郎『ドイツ近代成立史』が唯一のものである。134頁

56) このような直管地解体の理由としては、所領管理責任者である牧税官 Schösser の無知と怠慢に帰せられてゐる。「従来悪質にして腐敗した御料地アムトの長一牧税官に任せられた一のために、十人、二十人、二十人、三十人の中に、無知、不誠実、怠慢の故に、任命されるアムト内の分農場と管理し、経営收支の明細を示しうる者が殆んど見られな。その為分農場と

牧羊部門も含の世襲借地とすゝか、ある

いは小作とすゝのが良いと長年考えられ

てきた。J. Falke, Geschichte des Kurfürst August von
Sachsen, S. 78.

57) Ibid., S. 78.

58) Ibid., S. 86.

59) 「怠慢で不注意な所領役人と小作
人のため、小作料が滞納され、耕地の地
力が失われ、あるいは農作業が不良であ
り、耕地が悪疾し、その後多年に亘つて
地力が恢復し乏しくだけではな。これ
らの事と共に、保証人もまた困難な事態
に陥り、生業に損失を蒙り、極端な場合
には破滅し、訴えられてゐる。」

v. Thunshirn, Oeconomia (in: Zwei frühe deutsche Landwirt-
schaftsschriften, hg. von G. Schröder-Lembke, S. 67. - - -)

は領邦君主の小作人を把握する権力の強
弱の問題と、当時の農業生産力の不安定
性の二つが述べられてゐるよう考えら
れる。

60) Falke, a. a. O. S., 85 ff.

61) Zwei frühe deutsche Landwirtschaftschriften, hg. von
Schröder-Lembke, S. 7.

62) Falke, a. a. O. S. 78.

63) Harm Wismann, Bericht über die Visitation der
Kurfürstlichen Vorwerke im Jahre 1591 von Abraham von
Thumshirn, S. 15.

64) Ibid., S. 19.

65) Ibid., S. 25.

66) Ibid., S. 37.

67) Ibid., S. 39 ff.

68) Ibid., S. 42.

69) Ibid., S. 46 ff.

70) Ibid., S. 50.

71) Ibid., S. 52.

72) Ibid., S. 55 ff.

73) Ibid., S. 57.

74) Ibid., S. 60.

75) Ibid., S. 62.

76) Ibid., S. 70 ff. S. 73.

77) Ibid., S. 74.

78) Ibid., S. 78ff.

79) Ibid., S. 81.

80) Falke, a. a. O. S. 59, 61, 83, 35.

81) Ibid., S. 335. Anm. 6.

82) Ibid., S. 336. 農民が一度貨幣化した
賦役を再度逆転して賦役を交け入れると
いう選択を行なったこと、Dorf Langen

Reuthで、領主の農民経営地に対する牧羊
権を拒否する代償に賦役を行ない、貨幣
を支払うと、この道を選択したことは

は、農民経営の当時ににおける商品生産の
限界を示すものであろう。しかし、全体
としての農村工業の発展とこれに伴う

農民層分化の進行が、年賦役から週賦役
へと転化させるような形態での農民の肩
負を困難にしたという点が重要である。

83) 藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成』

100頁。

84) 松尾辰成『封建的危機の経済的基

礎」(『西洋経済史講座』Ⅲ, 75頁。) Falke,

a. a. O. S., 94.

85) Thunb. *Oeconomia*, S. 84.

86) *Haushaltung in Vorwerken*, hg. von H. Ermisch und

R. Wuttke, S. 50.

87) 藤瀬氏は農民の領主に對する債務

と、再版農奴制、すなわち隷役小作制生

成の重要な原因として把握されている。

氏の場合、負債が直ちに負債農民の賦役

を結果するのではなく、負債農民の逃亡

農民保有地の放棄→農民の下級所有地の

領主の所有地への癒着・吸集、農民への

「前貸用具」貸与→隷役小作制の成立と

いう過程をとったとされている。しかし

藤瀬氏のように、負債が農民の上地保有

権を弱体化させ、これを「前貸用具」貸与

が結びついて、賦役を制度化するという

過程だけでなく、負債が直ちに債務奴隷

的労働を生じさせるという道筋も考えら

れるのではないか。あるいは債務奴隷化

の過程が執役小作化の過程に先行したと
云えらうのではなからうか。

88) Falke, a. a. O. S., 88.

89) Ibid., S. 100 ff.

90) E. Klein, Die historische Pflug, S. 171.

91) Falke, a. a. O. S., 100.

92) Haushaltung in Vorwerke, S. 50.

93) Falke, a. a. O. S., 61.

94) Ibid., S. 60.

95) Haushaltung in Vorwerke, S. 41

96) Thunbshirn, Oeconomia, S. 97.

97) Falke, a. a. O. S., 92.

98) Thunbshirn, Oeconomia, S. 71.

99) Ibid., S. 70.

100) 注 8) E 参照されたい。

101) Falke, a. a. O. S. 59 ff. E 及び計算の誤り

は訂正した。

102) Ibid., S. 59. Haushaltung in Vorwerke, S. 71.

103) Haushaltung in Vorwerke, S. 20.

104) Ibid., S. 19 ff.

106) Thunshirn, Oeconomia, S. 68.

107) Felke, a. a. O. S., 164.

108) Ibid., S. 60. Haushaltung in Vorwerke, a. a. O. S., 170.

109) Thunshirn, Oeconomia, S. 69.

110) Lütze, Geschichte der deutschen Agrarverfassung, S. 154.

111) 松尾展成, 前掲論文, 55 ~ 56 頁。

112) 同上, 61 頁。

113) 進藤牧郎 『ドイツ近代成立史』 144 頁。

114) ガクセンでも十五世紀、とくにそ

の後半から小領主たる騎士層において、

騎士農場の新設が顕著にみられた。これ

より先、中世後期に在地の小領主の手許

で、共同体的性格をもち村落裁判権、村

落領主およびそれよりも大なる荘園領主

のもつ裁判権・ラニデスへの裁判権から

Patrimonialgerichtsbarkeit が形成された。この裁

判権は住民の身分に關係をく、領主が一

定比喩の住民に対して行便する公法上の

裁判権 (totalen Herrschaft über Land und Leute) であ

って、並存または従属する可べつの公権

力を排除するものであった。この裁判権は十六世紀以後警察権とも含むもの下発展しをばら、領邦君主の行政機構に編入されて行った。騎エはこのようにを裁判権行政権力を用いて直営地経営の拡大、同じく賦役の強化とほかったが、これに対しては、一概、賦役拒否をどの権抗形態もやられるが、主として領邦君主裁判所への上訴 (Appellationsgericht) を通じて、領邦君主の干渉により阻止されたといわれる。以上について、K. Blaschke, Grundzüge einer sächsischen Agrarverfassungsgeschichte (in: Zeitschrift für Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Bd. 82, 1965, Germanische Abteilung, S. 39, S. 238, S. 265) とやられる。

115) Falke, a. a. O. S., 60. により計算した。

116) Thunbschum, Oeconomia, S. 96.

117) 118) 119) Ibid., S. 97.

120) Ibid., S. 67.

121) 松尾展成, 前掲論文, 73頁以下。

第四章

十六世紀後半のブランデンブルク地
方における農業生産力と農業経営の
諸類型

第一節 グラニンゲンブルグ地方の農業生産力

(1) 経営規模および耕地の存在形態

ゴーラーは経営規模にかんして「経営主 (Hauswirth) あるいは領主は余りに過大な耕地を耕作してはならない。何故なら、小面積の土地と持ち、この土地をよく手入れし、適期に作業して栽培する方が、広い面積の土地を耕作して充分手入れできないうりも、遙かに良いからである。」と述べて、労働の集約化、適期作業を行なうる範囲に経営規模を限定すべきことを強調する。

耕地の存在形態については、作業能率の点から分散混在地帯ではよく団地化された耕地がおめられている。一つの農場では耕地は隣接してゐるが非常によい。何故なら狭い土地では四十畝 (Bethel) 犁耕できるが、互に離れてゐると二十五畝しか犁耕できないからである。²⁾ それでは耕地の集約化の方法としてどのような方法がとられたのであろう

か。マルク・ブランデンブルクにおいては、
 十六世紀の領主直管地の拡大は一般に荒蕪地
 (黒死病・戦乱・都市への逃亡流出)で行な
 われた。この拡大は分散耕地の形態でではな
 く集団耕地の形態で行なわれた。これは二
 つの方法がとられた。一つは既存村落におい
 てすでに存在していた領主直管地と隣接する
 無主の荒蕪農地の押収である。この方法で領
 主は農民耕地との混在状態からも同時に抜け
 出すことが出来た。もう一つは新しい農場を
 荒蕪地に設置するという方法であった。この
 後者が当時主として用いられた方法であった
 といわれている。この何れかの方法によって
 領主は農民耕地との混在状態から脱し、ある
 いは初めから混在状態を回避することができ
 たのである。³⁾

(2) 作付順序

「農業者は耕地区分に充分注意しなければ
 ならない。同様に一つ一つの耕地の性質(dand-
 nath)を充分知らなければならぬ。何故なら

農業者は一片一片の耕地に冬あきには夏何と
 播くべき等のことをし、かりとわきまえておか
 ねばならぬからである。ベルリン地方では
 フーフエ (Hufen) と三つに分ける。第一の部分
 は休閑する。第二の部分には夏に大麦と播く。
 第三の部分にはライ麦または小麦と播く。な
 ぜなら住民 (Völke) はこの地方では大抵がライ麦
 と大麦とを好んで播き、燕麦、グライケンと
 播くのを好まぬからである。ところが、
 それ等は土地を疲れたせ、その後ですぐに用
 び施肥せざるを得なくするからである。・
 ・ライ麦、大麦とグライケン、燕麦、その他
 の作物よりも多く作る。従って、ある人々は
 自分の耕地を三つに区切る。ある人々は四つ
 に区切る。ある人々は土地の性質と肥次度 (*Landarth und gutgelegenheit*) に応じて、以下の表に
 見られるように五つに区切る。
 (15) 93 年に冬にライ麦と播いた土地に、
 次の冬は休ませて、冬前に肥料を運んで冬を
 越させて、春に大麦を播く。

大麦を栽培したところは休肉し休ませる。

耕地を休肉したところには、再び冬にライ麦を播く。村々(Dörfern)では小麦のために違

た区切り(eine andere Austheilung)をする。若干の村

々では、とくに良い耕地を持つハーフェ地方

(Hafeland)では小麦を播く。亜麻、麻、カブ等

を播くために(違った区分の仕方をやる。...

・筆者)

他の地方で行なわれてゐる耕地区分・作は

順序は以下の通りである。

三圃：休肉—ディンケル小麦—グアイ—ケン

(間作)・燕麦

四圃：休肉—ディンケル小麦・ライ麦—グ

アイ—ケン(間作)・燕麦—燕麦

五圃：休肉—ディンケル小麦—グアイ—ケン

—ライ麦—燕麦

六圃：休肉—大麦—小麦—エンドウ・グ

アイ—ケン—ライ麦—燕麦

七圃：休肉—大麦・小麦—ディンケル小麦

—エンドウ・グアイ—ケン—ラ倭—ラ

イ麦 - 燕麦

八圃 : 休閑 - 大麥 - 小麦 - デイ - ニケル小麦

- エンドウ・グイ - ケン - ライ麦 -

ライ麦 - 燕麦

休閑 - 大麥 - 小麦 - エンドウ・グイ

- ケン - 小麦 - グイ - ケン - デイ - ニ

ケル小麦 - ライ麦 ⁴⁾

以上のユ-ラの記述から以下の諸氏が明らかになる。

a) ブランデンブルグ地方においても、他の地域—ニ-ダ-ライン、ザクセン—と同じ様に輪作圃数は固定的ではない。土地の性質と肥沃度よりに応じて異なっている。ベルリン地方と他の地方とが異なると共に、同一地方(たとえバベルリン周辺)でも人により異なるとされている。従って、ア-ベルが考へたように東部ドイツは三圃式だけが行なわれたのではなからぬ。このことはまたコーラーが「シユレジエン、ク-ル・ブランデンブルクは地力のあまり無い土地であり、四、五、六年

毎に一回休めを付ければ足りない。その後で施肥する」と述べていることからも明らかである。

b) ベルリン地方では三圃輪作で、休閑一大麦—ライ麦が代表的作付順序とされている。しかしまた、休閑—ライ麦—大麦(施肥)も行なわれたようである。何れの場合も施肥作物は夏作物たる大麦であるが、これは十六世紀に大麦がビール醸造原料として商品価値を増大したことの反映とみてよいであろう。この地帯ではヴィーケンが多肥、多労の地力消耗作物として扱えられ、燕麦と共に栽培の好まれな乃至栽培面積の少ない作物となっているのが注目される。何故なら後にみるように、ヴィーケンは収穫後直ちに刈り残し部分や根をすき返せば地力を増進すると理解されているからである。なおベルリン地帯でも、小麦、豆麻、麻、カブの栽培のために、三圃とは異つた圃場区分がなされる場合があったことが推測される。あるいはこれ等の麻、豆麻、

カブが圃地ではなく耕地で栽培されるために
 は、圃場区分は三区分であるにしても、耕作
 運営の単位が圃地ではなく、土壌別めるいは耕
 区 (Gewann) になつてゐたのではなしかと考へら
 れる。この兵は耕地で、亚麻—小麦⁴⁾、カブ—
 亚麻⁴⁾、カブ—大麦、カブ—エンドウ⁴⁾、麻—豆
 麻などの作付が行なわれてゐたことから表
 書きされるように思われる。以上の様を推測
 を裏づけ、また当地域における三圃式農業の
 具体的姿を知るために、クレンツリン Krenzin
 の研究をみることにした。女史の研究は、
 グランデンブルグの主たる作付順序形式であ
 る三圃式農業の具体像を生き生きと描き出し
 てくれる⁴⁾。

'グランデンブルグの三圃式は、嚴格な耕地
 強制を伴ふ集約的三圃式農業が一般的な形
 態ではなく、より粗放的な形態が多かつたと
 えられてゐる。すなわち村落に近い内圃と、
 その外側の外圃の、二つの集約度が異つた土
 地ガル—アの組合せと、この形で三圃式農業が

営まれていた。三圃に区分された耕地のうち、
 村落に最も近い部分が施肥され、この部分で
 は三圃式農業における規則的輪作が行なわれ
 た。施肥はまず夏圃で大麦の播種前に行なわ
 れた。冬圃への施肥は厩肥が充分ある場合だ
 けに限られた。その外側の部分は肥料不足の
 ため施肥されなかった。この外圃の部分のう
 ち夏圃には燕麦が播かれるか (Haferland)、ある
 いは三年に一回ライ麦を播種する土地 (drei-
 jahriges Roggenland) —— ライ麦 — 休閑 — 休閑 —— と
 して休閑したままであった。地味が更に劣悪
 なところでは六年をいし九年に一回だけライ
 麦が作付けられた。以上のようを外圃では三
 圃式農業の輪換に組み込まれて、最も粗放的
 な牧草式農業が主として行なわれたことに
 なる。圃場の地味が悪ければ、それだけ収量は
 低く、少頭数の家畜しか飼育できず、得られ
 る厩肥の量も僅かになった。ところが地味が
 悪い土地ほど肥料を多量に必要とする。した
 がって地味が悪ければ悪いほど内圃 (三圃式)

農業が本来行なわれる場)の面積が減少することになる。したがって内圃と外圃との比率が問題であって、内圃の比率が大きければ大まいほど三圃式農業に、反対に外圃の面積が大きければ大まいほど粗放穀草式農業に近づくことになる。

三圃式農業の行なわれる圃場を地味に従って分類すると次のようになる。

Wördenland 毎年施肥。毎年播種。

Gerstland 三年間毎年施肥。二年間作付。

Hafersland 無施肥。三年間のうち二年間作付。

3-jährige Roggenland 無施肥。三年毎にだけ作付(毎年三分の一の面積に播種)。

6-jährige Roggenland 無施肥。六年毎に作付(毎年六分の一の面積に播種)。

9-jährige Roggenland 無施肥。九年毎に作付(毎年九分の一の面積に播種)。

したがって冬作物の栽培面積は以下のようになる。

| 冬作地 | | | | 夏作地 | | | |
|-----|--------------------|---|---------------|-----|------------|---|---------------|
| ライ麦 | Wördenland | の | $\frac{1}{2}$ | 大麦 | Wördenland | の | $\frac{1}{2}$ |
| | Gerstland | の | $\frac{1}{3}$ | | Gerstland | の | $\frac{1}{3}$ |
| | Haferland | の | $\frac{1}{3}$ | | | | |
| | 3 jähr. Roggenland | の | $\frac{1}{3}$ | 燕麥 | Haferland | の | $\frac{1}{3}$ |
| | 6 jähr. Roggenland | の | $\frac{1}{6}$ | | | | |
| | 9 jähr. Roggenland | の | $\frac{1}{9}$ | | | | |

| 休耕地 | | | | 冬作地と夏作地との比 | | | |
|--------------------|---|---------------|-----|------------|-----|----|---------|
| Gerstland | の | $\frac{1}{3}$ | 率 | が | 集約度 | を | 反映する。 |
| Haferland | の | $\frac{1}{3}$ | 村落 | の | 全耕地 | で | 厳密な三 |
| 3 jähr. Roggenland | の | $\frac{2}{3}$ | 圃式 | 経営 | が | 行な | われると |
| 6 jähr. Roggenland | の | $\frac{5}{6}$ | すれば | | | | この比率は1: |
| 9 jähr. Roggenland | の | $\frac{8}{9}$ | 1 | である。 | | | この比率が夏 |
| | | | 穀物 | の | 比 | の | 小さい方向に |

動けば、内圃の面積はそれだけ小さくなる。

ラント シュテンベルクのラウデン (Rauden auf dem Warthetalsanden des Landes Stenberg) で一七七八年に一経営あたり、ライ麦、大麦、燕麥の播種量が、それぞれ、ハシエフフェル、二分の

シェツフェル、二分の一シェツフェルと
 つてあり、冬穀物と夏穀物の比率は8:1と
 なる。したがって粗放的に利用される外園が
 圧倒的を比重も占めることとなり、三圃式
 農業については述べられなほほどになる。し
 かしラウデンには実際に三圃区分が見られる。
 しかも耕地強制については、ごく稀にしか述
 べられていない。耕地強制は殆んどの場合無
 かつたように思われる。耕地強制を必要とす
 るのは、非常に離れた道路網しかない大耕区
 輪成の圃場の場合であらうが、具体的に史料
 で見ると限りでは、ブランデンブルクに至ると
 ころで耕地強制が厳格に行なわれたのである
 といふ。ラフカー・マルク (Tuckermark) の
 氷堆石土壌に位置するシュモレン (Schmollen) で
 は、各人が夏、各人の土地を犁耕し、播種し、ハ
 ローシ、収穫し、運び入れる。ただし大麦は
 けが例外で、一緒に播種し、同時に刈取り、
 同時に運び込んでくる。これは耕地強制が外
 園に限られており、外園では自由に耕作され

ていたことを意味する。三圃式農業が氷堆石
土壌の耕地でのみ普及していた。

c) ベルリン以外の地方における作付順序
第一に三圃および四圃の区分では、グイ、
ケンが冬の周年作物として穀物の間に挿入され
ているのが注目される。耕地への飼料作物、
地力増強作物であるグイ、ケン¹⁰⁾の導入は、耕
地自体での地力再生産機能を増大させると共
に、土地に対する現実的支配をゆるぎなくグ
イ、ケンを強化する方向に作用することは第一章
でも述べた通りである。重要なことは、この
ように機能をもちグイ、ケン、エンドウの耕
地への導入が階級性を持ち、それが重要である
これらの作物の耕地での栽培が面積を必要と
し、多量、費用のかかることから、農民の場合
には一般に一シエツフェル程度に限られた
のに対して、貴族層ではかなり決量に栽培さ
れる場合があったことである。¹⁰⁾ エンドウ、グ
イ、ケンは耕地区分が更に増大して五圃以上
になると、周年という位置から一圃を占める

作物にかわってくる。この場合これら二作物が
 穀物と穀物との間に挿入されてゐる事が重要
 である。すなわち輪作での位置がほぼ真中で
 あつて、ザクセンの場合特徴的であつた最末
 端ではな^い。しかも穀物を大体二〜三年連作
 した後に、ほぼ規則的に挿入されてゐる。こ
 のような二作物の輪作内での位置づけは、こ
 れらの二作物が地力増強作物として考えられ
 てゐたこと、また事実そのように機能してゐ
 たことを推測させるのである。この裏とコー
 ラーによつて確かめてみよう。コーラーは「休
 耕地にはまずライ麦を播く。次年度には施肥
 して大麦を播く。三年目にはライ麦と、ライ
 麦の後には燕麦がよく出来る。しかし好んで
 休耕地し休ませる。施肥しても我々の処では三
 作以上は出来な^い。四作した^らと思つても休
 ませて用が施肥しな^らければなら^ない。」として
 いる。従つて穀物を連作する時は三〜四圃輪
 作が限度としてゐる。それ故五圃以上の輪作
 の場合にエンドウ、グイーンが連作した穀

物の次にほゝるのほゝ、明らかた地力増強作物として位置づけられてゐると考へてよいであらう。この場合には、少くともエンドウは総実作と云うよりも、寧ろ緑肥的性格を有したのでは、¹²⁾ 考へられる。すなわち「エンドウの茎 (Erbenstroh) で土地を肥やした者は、上弦の月の時にエンドウを播く。すると何時も花が咲き、少ししか莢が生じない。そして之をすき込んだら、その後で耕地にライ麦をまゝ、¹²⁾ ほゞデインケル小麦が良く出来る。」¹²⁾ ところでエンドウの栽培にあつては肥料として用ゐようとする時には、莢を生じないように、つまり結実しないようにしてゐることが明瞭に述べられてゐる。六圃以上の輪作でエンドウ・グイーケンの後作としてライ麦をまゝし小麦が作付されてゐるの、正にユラーの云うエンドウ・グイーケンの緑肥機能、および根のすき込みによる土壤構造の改善 (小団粒化) ¹³⁾ を狙つてゐると考へてよいであらう。そしてこのようなエンドウ・グイーケンの使用

方法が主として領主経営地で行なわれたこと
も先に述べた通りである。これら二作物の緑
肥としての使用は確かに経済的余裕をもち、
緑肥として栽培しても他作物、とくに穀物の
栽培面積が充分ある面積規模階層においての
み可能であったのであろう。またベルリン地
方にみられるように、軽実なせめば却って地
力消耗作物と化したのであった。

第二に注意しをければならぬのは、先に
も挙げた亚麻—小麦(大麦)、カブ—エンド
ウ、エンドウ—ガイ—ケン、カブ—亚麻、燕
麦—ソバ、亚麻—キビなどの作付の評価に関
してである。亚麻—小麦で亚麻の後作に小麦
が考えられてくるのは、亚麻栽培のための施
肥、追肥の小麦への残効々果、亚麻播種準備
のための鋤(spade)による深耕、除草効果果の小
麦への利用も目ざしたものと考えてよいだろ
う。すなわち「鋤耕すれば、肥料が充分な地
のなかにはいり、雑草が生えないうようになる。
日雇二人で一日当り二分の一シエフス、フル播

まの土地を耕す。次にカブが耕地に作付けら
 れているが、エンドウ・グ、一ヶ一が穀物の
 圃に位置づけられていたのに、カブは穀物と
 組合せられてはいない。耕地への冬飼料の作
 付けという意味では重要であるが、作付け順序方
 式という観点から見ると、圃地における組合
 せを単に耕地に延長したものでしかない。こ
 れはここにあげられている莖類についても云
 える。栽培技術の点からみても手耨耕であり
 栽培面積の点からみても、さうぶ程の意味
 をもっていないと云える。したがってここに
 あげた作物の組合せは本格的に作付け順序とし
 て取りあげられない性質のものであると云え
 よう。ただこのように作付けを行おうとすれ
 ば、この面からも一律の耕地強制は実施しえ
 ないかと考えられる点は指摘しておかねば
 ならない。

以上作付け順序としては、ブランデンブルク
 地方、その中でもとくにベルリン周辺で日三

圃式農業が主として行なわれていた。ここで
 は栽培作物は穀物に限定され、飼料作物は全
 くと去って良程含まれていない。耕地は地
 味に応じて区分された。大きくは集約的に耕
 作される内圃と粗放的に耕作される外圃とに
 分けられ、外圃の比率が増大すると粗放穀草
 式に、その反対に内圃の比率が増大すると三
 圃式に近づいた。耕地強制も村落耕地の全体
 に及ぶとは稀であつて、内圃に限定される
 場合が多かつた。ブランデンブルグではこの
 三圃式の外に、四圃から八圃に至る多圃式農
 業が行なわれていた。この場合に重要なのは
 エンドウ、グイ、ケンが飼料作物、緑肥作物
 として、つまり地力増強的機能をもつて導入
 された事である。三・四圃区分では間作物と
 してであつたが、五圃以上の多圃式では一圃
 を占める作物として登場する。またエンドウ
 ・グイ、ケンが階級的に異つた採り入れ方を
 されてゐる事が注目される。すなわち貴族の
 領主経営においては多量に栽培される傾向が

あつたのに対して、農民経営での栽培面積は
 一般に小さかつた。それは経営面積が小さい
 ためと、緑肥として栽培する経済的余裕が無
 かつた爲である。カブ、工業作物の耕地への
 導入が見られるが、これは園地における作付
 を単に延長したに止つてゐる。すなわち輪作
 の骨格は穀物と苜蓿との交替で形成されてお
 り、カブや工業作物はこの骨組みを基本的に
 変えるものではなかつたと云つてよい。ブラ
 ンデンブルグにおける生産力は穀草式から三
 圃式への移行、三圃式への苜蓿の導入による
 多圃化によつて増大したと見てよい。

耕地強制の真からみると、穀物と苜蓿との
 交替という作付順序は必ずしも耕地強制を緩
 和するものではなかつたと考えられる。たし
 かに耕地への苜蓿の導入は、ブランデンブル
 グの場合、飼料作物、緑肥作物として耕地の
 地力維持を耕地内部で行なうことを或る程度
 可能にし、その限りで永久採草放牧地と耕地
 との結びつきを緩和したといえる。また苜蓿

が圃作物として栽培される時は、その栽培地で従来行われてきた家畜の共同放牧を不可能とする。しかし、莖類が圃に栽培されるに至れば、耕地強制とは矛盾せず、耕地強制に従って圃が運営されることとなるからである。

ブランデンブルク全体として見た場合、主たる作付順序は三圃輪作であり、グーテン・エンドウの耕地への導入が全体として位々ニと、領主経営で導入度が高く、農民経営では位々のこと、領主耕地だけが一圃化される傾向があった事などを考へあわせると、農民層については耕地規制は依然変ることなく維持されたことよゝいであろう。

(3) 生産手段

a) 農具 ここでは基幹的労働手段である犁および馬鋤について述べるに止めたい。

(i) 犁 犁には普通犁と特殊犁 (Rührhaken od. Radlitz) とがある⁽¹⁴⁾。

普通犁は重粘土壌で用いる鉄犁と、砂質土壌で用いる木犁との二つがある。鉄犁といっ

ても勿論全体が鉄で作られてゐるわけではな
 い。鉄の部分は、(1)犁先を取付ける台となる部
 分 (Grop Eisen)、(2)犁床の底部にとりつける細い鉄
 棒—犁床の摩損を防ぎ、かつ摩擦をすくなく
 する爲である—、(3)犁床の横側に取付ける細
 い鉄棒 (seiten schien)—犁先で掘起した土塊をす
 き溝からとり出す機能を増強する爲のものである
 —、(4)犁先、(5)犁刃、(6)犁の撥土板と取付ける棒
 (Streichschien)、(7)長柄につける鎖の七部分である。
 犁の主要な構成部分としては、犁先、犁刃、
 手柄、長柄、犁床と長柄とを固定する支柱 (
 Griepsäule) から成りたつてゐる。これらの外
 に車輪があり、耕深は車輪の位置を前後する
 ことで調整される。木犁には上述の鉄製部分
 が全く無い。

特殊犁は重粘土壌を普通犁で一回犁耕した
 後、畝に直角に犁返し碎土する爲のもので、
 犁床の両側に後外向きに木鉄の棒 (Ohren) と具
 え砵上に役立ててゐる。雑草が繁茂して犁先
 だけでは作業が困難な時は犁刃をはける。

普通犁と特殊犁の分化が見られる。其はガク
 セン、シムレジエンと同様である。この二つ
 の科を、E. クライン (Klein) に従って分類す
 ると、普通犁は畝立犁 (Beetpflug : 撥土板—平
 面であるが湾曲してゐるか) によつて作用に多
 少の差があるが—で土塊を反転し、犁床の上
 にすまとられてくる土層を上へすま返し畝を
 つくる犁) に、特殊犁は土塊を導にひき裂き、
 碎土して膨軟にするための Hakenpflug に属する
 とされる。重要な事は、普通犁の主要部分が
 鉄製、すなはち鉄製でないまでも鉄で補強され
 、その限りでは堅牢性、犁溝に土塊が残らな
 いように土をすくい取る機能などが改良され
 て来てゐる点である。しかし撥土板は木製で
 木製で湾曲した撥土板が見られるのは現在知
 られてゐる限りでは漸く十八世紀であるから
 おそらく平面板状のものであつたと推定され
 る。この場合、犁先ですまとられた土塊は反
 転は不充分であるから、撥土板の機能は導ら
 碎土とすま溝に土塊が残らないうようにする

能とが主であつたと思われろ。

作付順序と関連して注意すべきは、この犁が商業用原料作物や根菜類を栽培するに不充分な深さしか耕耘出来ないと考えられる点である。すなわち豆麻、カブが耕地に作付けられる場合には既に指摘したように鋤耕を行ない肥料を地中深くすき込み雑草が生えないようにする必要がある。これは犁をもつてはここに示されたように深さにまで耕耘するのが極めて困難であつた事を示しているように考えられる。この耕深について深根性雑草の除草についても云々⁽⁶⁾している。「耕地が悪い」すなわち不潔つまり芝草(Quacken)が繁茂する場合は深根性雑草(Distle)が生繁つた時にはよく作業せぬ方がいい。つまり二回、三回、最高四回犁耕する。精農は除草と鋤で振返して行かうのが普通である。除草が主として犁耕(休肉耕)で行なわれた事は、この引用からも明らかであるが、ここで注目すべきは除草を完全に行なうためには鋤が用いられてい

る。莫であり、このことは犁の耕深が不足する
ことと暗示していと考えられるのである。(17)

以上見たように、グランデンブルグの普通
鉄犁は改良されたもの、なお耕深の莫で欠点
が見られた様に思われる。

(18) 馬鋤 四〜五又とを、てあり、鉄製
歯にを、ていた。

b) 役畜 「農耕を営まんとする者は、先
に述べた様に、良質の放牧地および耕地を耕
す良質の家畜を持たねばならない。従って経
営者 (Wirth) はどの種類の家畜が耕作に役立つ
かを充分考へねばならない。ある人々は大き
な馬を飼う。馬は常に舎飼し、かつ給餌せね
ばならない。馬は畑仕事がない時には馬車の
荷仕事をし、と、営主が耕地で収穫し、
もの全てを喰ひ盡してしまふ。しかし場所
によっては、山地や重粘土壌のために、大きな
馬を飼わねばならない。

農民は小体躯の農耕馬または去勢馬を持
夏期はこれを放牧地に行かして放牧する。冬

期には、質の良くない藁、干草と与え、時に小
 量のひまわりまたは藎と混ぜる。あるいは並
 麻の搾り糟に刻み藁をまじて与之ればよい。
 農民はまた野生馬を持つ。これと何時も古馬
 と若駒とも一緒に育てるようにすれば買う必
 要がない。野生馬を何時も撃いては置かない
 ようにする。孕んだ時はとくにそうである。
 一番良いのには耕作用に雄牛を持つことであ
 る。なぜなら、薪、肥料の運搬とか、穀物の
 搬入にはある程度時間がかかるが、農耕には
 その糞尿が非常に有効であり、年間を通じて
 飼育が容易だからである。
 四フーフエには雄牛八頭、雌牛六頭を持て
 ば耕地を十分に施肥して耕すことが出来る。
 牛に馬のように鞍、^{つわ}鞆などを買わずにすむ
 し、踵鉄も打たないでよい。牛が年をとつた
 り、力弱くなれば食べられる。⁽¹⁸⁾
 さらに牛にういては他の箇所でも次のように
 述べられている。農耕や、厩肥、薪の運搬な
 どの作業には馬を使つて行かうのが何時で

も一番良し。何故なら馬だと仕事、が迅くでき
 るからである。しかし馬はよく云われるよう
 に口が大まぐ、燕麥を飼料にし、従って
 費用がかかり、しかも飼育には手間がいる。
 購入するにも費用がかかり、償う悪い不注意
 で急情を奉公人の爲にすぐ悪くなり易い。こ
 れに反して雄牛は飼育し易く、年をとっても
 肥育してから屠殺して食用に供することので
 きる。従って経営主は農耕やその土地の事情
 に応じて一組の雄牛の外に二〜三頭の馬も飼
 う。

去勢雄牛は馬に次いで有用な動物である。
 農民にとって馬よりもはるかに役に立つ。な
 ぜなら、雄牛は強壯で農耕に非常に役立ち、
 支出は少なくて済み、飼育に金もかからない
 からである。激しく幼いとき最後に屠殺され
 て食べられる。皮と子え体や足を蔽、てくれ
 る。その糞尿は耕地や葡萄園を肥やす。これ
 等は全部馬ではやれない。馬は牛よりもよく
 働き、毎日長い道程と旅するが、しかし

稼いだものをすっかり喰い盡してしまふ。干
 草と藁で済ませられるのは、賃の悪い中、小の
 農耕馬だけであり、これとても重作業をする
 時は穀物を混ぜるか、ウイ、一ケンと藁とを
 えねばならぬ。(19)

以上のコウの引用から、農民の役畜とし
 ては、飼育費(飼料、舎飼)および糞畜材能
 老廃時の利用などの点から、たとへば効能
 率の点で、雄牛が第一とされてい
 た事がわかる。馬を使用する場合は、農民
 の場合には、夏期に放牧飼育ができ飼料費が
 牛をみですい去勢馬、農耕馬であった。すな
 わち「農民は普通一組の中程度の賃の馬を持
 ち、舎飼し、必要に応じて使役する。・・・
 それは普通去勢馬で、使役しない時は放牧す
 る。しかし使役する時は舎飼して干草とライ
 麦ひき割、細かく刻んだ切藁を与える。・・・
 普通の農民または運送業者はこの二頭の去
 勢馬の外に、農耕やその他良くなは作業に
 用いる為、賃の悪い農耕馬(Ackermeßigen)を飼

育する。村の家畜番が一日中放牧する。・
 ・夏は放牧地で飼育し、冬は質の悪い粗飼料
 で飼う。藁とか干草は他の家畜に与える。・
 ・時々小麦藁を切つて大麦藁と混ぜて水に
 ひたして与える²⁰⁾。したがつて四フーフエ規模
 の場合でもコーラーの記してゐる通りに牛が
 役畜として用ゐられるのが一般的であつたと
 推測される。コーラーが「雄牛八頭、雌牛六
 頭」といふ時、雌牛も役畜として使用された
 かどうかが問題になるが「八頭の雄牛で普瓦
 (Ackermann)は耕地を大体耕せる²¹⁾とあることか
 ら、雌牛は耕耘作業などには使用されること
 は余り無かつたと考えられる。
 犁の牽引に必要とされる役畜頭数は各地域
 で、その土壌の質によつて非常に異なつてい
 る。アルト・マルクでは役馬八〜十頭牽き、
 ミッテル・マルクでは役馬一〜二頭牽き、
 牛二頭牽きであつた²²⁾。この連畜頭数から考へ
 ると、おそろく四フーフエ以上層では連畜頭
 数をすべて自己の経営内で飼育し之たと考へ

うれゑ。

(4) 飼料 まずユ-ラ-によつて主要家畜の飼料と具体的にみてゆふう。

役馬：く最適飼料>ライ麦と大麦のひき割を混ぜたもの。く弱すぎる飼料>大麦のひき割と切藁とを混ぜたもの。く最も強い飼料>ライ麦のひき割。く飼料用穀物の乏しい貧農の飼料>亞麻の実の搾り糟、すなわち「亞麻の実を購へし、搾油して都市の市場に売れば相當の儲があり、しかもその搾り糟から馬の他の家畜の飼料がえられる²³⁾」。くマルク・ブランデンブルクの最良の飼料>莖麦・切藁・あし・とくさ・クローバー・グイ-ケン。く養繁期飼料>ライ麦、グイ-ケン²⁴⁾。く農氏農科馬>干草、切藁²⁵⁾。

乳牛：く冬飼料>「牧草にカブがあるいは藁と混ぜて与える。く生飼料>白クローバー、赤クローバー、gelbe Blumen, Dreifingerkraut²⁶⁾。く乾燥飼料>大麦藁、刈株、干草、その他の乾燥飼料²⁷⁾。

肥育牛：非常に細かく刻んだ切藁、良質の

干草、切藁と混ぜたひき割。畑作カブ (Feldrüben)

(「沢山はやらち」)、赤カブ。カニランの葉

・麩。

子牛：燕麦藁、干草、グイ、一ヶン、ライ麦
葉、腹殺の時に出るおまがらち等の屑、ひき
割。

牛 (雄、雌)：〈マルク地方〉ライ麦藁または
エンドウの茎と大麦藁または燕麦藁とを混
ぜて刻んだもの (特に干草をふえたい時)。

特に熱心な酪農民〉乳牛にはビール糟、ひき
割 (搾り糟は牛乳に、ひき割は肉に廻る。ビ
ール糟がひき割より良い)。肥育牛にはひき割。

ホツアの藁。切藁。エンドウ茎 (または大麦
藁) を混ぜたもの、少量の豆麻搾り糟。カブ
の葉、豆麻搾り糟、切藁、カブ茎葉 (麩、ひ
き割と混ぜれば一層よい)。

羊：エンドウ、グイ、一ヶンの茎葉 (「羊の
爲にエンドウ、グイ、一ヶンを多量に播くべき
である。なぜなら羊は葉を好んで喰うからで
ある。干草の多い多くの者は羊には唯エンド

ウ・ヴァー - ケンの茎だけを子え(29)。葡萄・
 ホップの葉。〈熱心な牧羊農民〉飼料ニンジン
 ン (Mahrribem)。

庭畑農：借屋農の飼料：切葉汁に脱穀の時
 出る屑(もみばら、のぎ、穀粒、葉柄の破片
 など)を混ぜられ、若はニ普刈牧草、とく
 ら、knickisch (あしに似た植物)を混ぜる(30)。

以上から飼料については次のように纏める
 ことが出来る。

a) 十六世紀の飼料の特色 家畜飼育頭数
 を最終的に規定する冬期飼料をあらゆる家畜
 について見てみると、従来同様に牧草 (Heu,
 Grummet) と麥粟が中心となっていた。灌原飼
 料ではビール搾り糟、麩、ひま割などは従来
 のものと見てよいであろう。そうすると十六
 世紀における新しい飼料としてはエンドウ、

ヴァー - ケンなどの豆科作物、クローバー、gelbe
 Blumen などの牧草、畑作カブ、飼料ニンジン等
 どの根菜作物が挙げられる。エンドウ、ヴァー
 - ケンは作付順序の項で述べたように、耕地

で同作物をいし独立の一圃を占める作物として栽培されていた(量的側面)。また穀物と交替に規則的に栽培され、地力増強的機能と發揮する=ことによつて多圃化による土地利用度を高めるといふ形で土地生産力を増大させるものがある(質的側面)。エンドウ(ウグイスケシ)ライ麦(小麦)にみられるよう、前作としてのエンドウ・ウグイスケシの位置づけは主穀式農業の枠内での高度の水準を示すものである。このように質的にも量的にもエンドウ・ウグイスケシは十六世紀後半のブリテンブルクにおける耕種部門農業生産力の水準を示す存在であった。他方根菜類は独立の圃を占める=ともなく、また穀物を含む基本的作付順序の中に位置づけられる=とも強んじられたと考えられる。したがつて、質的にも量的にも、基本的な作付順序の性格を規定する存在ではなかつたといふ。

b) 冬期飼料と夏期飼料 カブ(根の部分)

が乳牛、肥育牛、ニンジンが羊の冬期飼料

として用いられてゐる。しかしカブについて
 は肥育牛の場合に「沢山ほやらない」と記さ
 れてあり、恐らく補助的をものごとであ
 る。また羊飼料としてのニンジンも全くの
 特殊事例であつて一般的とほし難い。それは
 コーラーの次の記述からも窺える。「先にこ
 の書物の第一章で、私は羊が大饑饉してゐる
 濃底のニとを考へた。私は彼を度々訪ね、進
 んで特別をやり方と彼から学ぼうと努めた。
 しかしこの男は、自分のやり方を匿し、彼に
 向つただとしても大して教へてもらへなかつた。
 しかしとうとう酒に酔つて私にしゃべつたの
 は次のようを事であつた。春早々に、幾つか
 の畝を犁耕し、その後充分に馬鋤耕し、数週
 間たつて土壤がよく腐熟したらもう一度犁耕
 馬鋤耕し、飼料ニンジンと播き教ヴァイスハル
 を收穫する。これを彼は冬に潰し器でカブと
 同じように細かく砕き、羊に与へる。そうす
 ると多量の搾り糟、燕麦と必要としなない。羊
 も喜んで喰う。、、エンドウの茎を羊はま

31) 大好んで喰う。すなわち十六世紀後半に根菜類(カブ、ニンジン)と冬期家畜飼料として用いる農民が存在したことは興味ある事実であるが、このように飼育方法はあくまでも秘法であつて、一般的事例とはをし之をいふに考へられる。したがつて根菜類は冬期飼料の中で主たる位置を占めるものではななく、補助的なものであつたと考へられる。インドウ・グレイセン(穀粒と茎葉)は主として羊用として用いられたが、乳牛、馬子牛にも用いられてゐる。濃厚飼料、粗飼料として質的にも量的にも冬飼料を改善した。

c) 階層別飼料 農民の飼育する農耕馬用の冬期飼料は一般に干草と切葉である。飼料用穀物と持たない食糧に代しては、豆麻の実を買つて油を搾り、それを都市に売り、残る搾り糟を飼料にするか、奨められてゐる。庭畑農、借家層においては、冬飼料に、脱穀時に生じるもみ殻、茎、層穀、茎稈の破片などを与え得ない者は、二番刈干草、とくさ、kmi-

cheisch なごも子えるものとしてゐる。このよ
 うに一般農民、貧農層の飼料は従来同様変化
 なく、かつ極めて貧弱である。しかし同時に
 おける都市の遅ればせ乍らの発展に伴なう農
 村における商品生産の発展が部分的にせよ知
 られる。このような飼料状況のもとでは家畜
 飼料は放牧・採草地における野草に大ゆに依
 存せざるを得ないのである。この飼料面か
 らも共同体規制への依存が裏付けられる。こ
 れに対して、領主層、富農層において、耕
 地におけるエンドウ・グイ、一ケン、カブの栽
 培および採草地の草生改良（すなわち夏期飼
 料としての白クローバー、赤クローバー、gelbe
 Blumen, Dreifingerkraut）がある程度見られる。と
 くに商業的畜産（酪農、肥育³²）を営む農民上
 層にあつては、乳牛、肥育牛飼料として、ビ
 ール糟、ひき割、カブが用いられており、羊
 飼料としては飼料ニンジンが使われている。
 これは当時における商品生産の発展に基づく
 とする飼料の改善、分化が一定程度進んでい

だにとを示すものであゝ。この裏は、乳牛の
 当時の一般的飼育方法と比較すると明らかで
 ある。当時の一般的雌牛の飼育方法は次のよ
 うであつた。³³⁾ 聖ヤコブ祭(七月二十三日)までは
 午前中は荒地および草の生えた圃に込まれて
 いる土地(Field)に、午後日杯地、沼沢地お
 よびワルポガス(五月一日)までは採草地に
 も放牧する。聖ヤコブ祭からミカエル祭(9
 月29日)までは共有地およびライ麦、大麦の
 刈取地に放牧する。この場合羊と同じ場所に
 放牧しないようにする。ミカエル祭から聖マ
 ルテン祭までは農用地に放牧する。放牧前に
 畜舎でライ麦藁をふえる。放牧しない時はク
 リスマスまでは、ライ麦藁、冬大麦藁、干草
 その他をふえる。クリスマスから聖燭節(二
 月二日)の三週間後まではライ麦藁をふえる。
 また聖燭節の三週間前から夏大麦藁、燕麦藁
 をふえはじめ。したがって孕んだ時にひき
 割、もみ殻も切藁に混ぜてふえる以外は、濃
 厚飼料は皆無と云つてよく、専ら粗飼料だけ

であつた。乳牛といふ之ども夏期は刈跡地、および
 共有地、採草地に放牧されてゐたことばかりか
 るのである。このような乳牛の飼育方法と比較
 すれば、富農層における施肥方法はかなり集
 約的であり、しかもこの集約性は耕種部門に
 おける作付の集約度を反映したものであつた。
 もっとも農民上層にあつても、乳牛の周年舎
 飼は行なわれてゐなかつたと思われ、刈跡地
 採草地、共有地への放牧にも依存してゐたこ
 とは疑いなき事実であらう。ただ農民上層
 においては、耕地における飼料作物の栽培、
 採草地の草生改良が耕地においては耕地強制
 と部分的に弛緩させ、かつ放牧、採草地への
 依存度を僅かにせよとも減少させている姿を指
 摘したのであつた。領主層においても飼料
 飼育方法については農民上層とほぼ同様であ
 つたと考えられる。しかし領主経営の家畜飼
 育について注意すべき事は、家畜放牧に關し
 領主特権が大きな意味をもつてゐたことであ
 る。羊飼育は領主経営にとつて、羊毛の販売

と並んで糞畜として特別な意義を有した。この
 の羊の放牧は農民耕地の休閑地、刈跡地で行
 をめいた。この領主の羊の農民耕地への放牧
 は、領主経営への農民経営の従属を生ぜしめ
 た。すなわち休閑耕(夏期)を不可能とし、
 また南作を阻止するものであった。従って一
 般農民は勿論、今や作付順序の面での発展に
 よって共同体規制とゆるめはじめた農民上層
 経営と再び共同体規制に縛りつけよう方向に作
 用したと考えられる。さらに農民経営地の夏
 期休閑耕を不可能としたことは農民経営の生
 産力を下げよう方向に作用した筈である。³⁴⁾

- 注 1) Coler, *Oeconomia*, Das vierte Buch, vom Ackerbau, Das IV. Capitel, S. 96. (ix F. *Oeconomia*, S. 96. と略記)
- 2) Ibid., 128.
- 3) F. Lütze, *Geschichte deutschen Agrarverfassung*, S. 140 ff.
- 4) Coler, a. a. O. S.; 140 ff.
- 5) Ibid., S. 95.
- 6) Ibid., S. 150.
- 7) Ibid., S. 153.
- 8) Ibid., S. 151.
- 9) A. Krenzlin, *Dorf, Feld und Wirtschaft im Gebiet der großen Täler und Platten östlich der Elbe*, S. 51 ff.
- 10) Coler, a. a. O. S.; 151. 152.
- 11) Ibid., S. 118.
- 12) Ibid., S. 128.
- 13) クレンツリンさまは、フョア・ホルム×ルン、シュレジエンなどに見られる休肉を含まぬ圃式農業を、北西ドイツの無休肉・芝草施肥 (Plaggen düngung) の一圃式農業 (zelgenfreie Feldsystem 耕区制を伴う「耕圃体系」) が上記の地方の砂質土壌地域に

伝播し、この地帯の自然条件に適応して

成立したものであるとする。他方三圃式

農業は良質の粘土質土壌の地域にまず普

及し、十六・七世紀に砂質土壌地域にも

普及するようになり、多圃式農業を駆逐

したと主張する。この考え方は、三圃

式農業が多圃式農業よりも生産力段階と

してはより高い水準にあると理解されて

いる。このような立場からクレニンツリン

はシユレガー＝レムプケに代表されると

ころの三圃式農業から多圃式農業への移

行(この場合には、多圃式農業が三圃式

農業よりも高い生産力水準にあると理解

されている)というシエーマを否定する。

このクレニンツリン女史の研究は耕区制、

地質など、地理学者としてのクレニンツリ

ン女史の深く広い知識、実証の上に支え

られており、これ等の真について議論す

る能力は私には全くない。しかしここで

取扱っている作付順序の真からクレニンツ

リン女史の見解を考之ると必ずしも賛成
 できない。すなわち女史はこの箇所では
 作付組織の問題について全く觸れていな
 いのであるが、ブランデンブルグの多圃
 式に見られるように、莖類と穀物とが現
 則的に交替して作付られ、莖類が緑肥
 として使用されて耕地利用度を高める機
 能を果たしている場合には、この多圃式は
 三圃式(穀物連作)よりも明らかに生産
 力的に高い水準にあると考之ねばならな
 いであろう。女史の見解の基礎は、三圃
 式が粘土質土壤に、多圃式が粘土質以外
 の、中世後階では豊度の低い土壤地域に
 見られること、多圃式が十七世紀以降三
 圃式に移行するということにおかされてい
 る。しかし女史の云う多圃式が作付の具
 から見てどのようなものであったかにつ
 いては全く觸れられていない。多圃式が
 ここにコーラーが述べていたような作付
 であれば、女史の議論は説得的ではな

と云わなくしてはならぬ。また女史の云

う多圃式が無秩序に多種目の作物と作付

けしてゐるものであれば女史の議論は成

立する可能性があるが、コーラーの述べ

てゐる方を多圃式と見做して非なるもの

と云わなくしてはならぬであろう。女史

の主張について先にあげた書物の五+

四頁以下を見らぬ。なおコーラーが

「シュレジエンでは白玉カンラン (Weißkohl)

ニンジンも耕地あるいは耕地にある大ま

な菜園地 (Feldgärten) に作付ける。マルク地

方では、ニンジンを菜園に作付け、その為

に土地を掘る」 (Coler, a. a. O. S. 95) と述べ

てゐるのは、フレンツリンの云う多圃式

の理解について一つの示唆を与えてゐる

ように思われる。Feldgärtenとは耕地と共

有地との境界区域に位置する野菜栽培地

であるが、これは耕地と統一的に運営さ

れる土地ではなく、それ自体は本来の穀

作耕地とは無関係に取扱われる性質のもの

のであつた。クレンツリンはあつた。はこ

の本末の耕地と Feldgarten とを區別せざに

体つものとして理解してゐるのかも知れない。

14) Coler, a. a. O. S., 144.

15) E. Klein, Die historische Pflüge, S. 4ff.

16) Coler, a. a. O. S., 125. 正お雑草として

雨の多い時のスズメノチヤヒキ - 雨の少

さい時のムギナデシユが拳げられてゐる。

またこの当時は勿論散播が行なわれて

たので、穀物が発芽した後、後の除草は非常

に困難であつた。そこで当時商品的性格

が強くあつた大麦については、播種用と

してとくに雑草の種子を含まないものを

購入使用したことが述べられてゐる。

17) Ibid., S. 145.

18) Ibid., S. 143.

19) Ibid., S. 387.

20) Ibid., S. 357.

21) Ibid., S. 392.

22) Ibid., S. 118.

23) Ibid., p. 342.

24) Ibid., p. 343.

25) Ibid., p. 357.

26) Ibid., p. 408

「農民はクローバー、
グレイケンを農地および採草地に多量に
繁茂させるよう努めるべきがある」。こ
このクローバーは野生のものが播種され
るものの確かではな^いが、何れにしても
採草地の草生改良が説かれてゐる事だけ
は明らかである。

27) Ibid., p. 409.

28) Ibid., p. 391.

29) Ibid., p. 421.

30) Ibid., p. 415.

31) Ibid., p. 424.

32) なお第二節でも述べるが、当時ブ

ランデングバルクでは肥育がかなり有利で
あった。このように肥育部門の商品生産
化を反映して、肥育素牛はこの地方産の
ものではなく、他地方の優秀品種が移入

されてゐる。「今日では地方によつて雄牛
 の種類が異なる。我々は今日、ハンガリ
 ー、フリースランド、ポーランド、イギ
 リス、デンマークの雄牛を飼つてゐる。
 その大部分は屠殺用に飼育される。」

33) Coler, a. a. O. S., 400. 1

34) 地力維持については特に述べたが
 ったが、それは以上の叙述からも明らか
 なように、耕地と永久放牧地との分離を
 前提として、家畜を通いての地力の移転
 という基本骨格が依然として維持されて
 いるからである。こゝではブランデンブ
 ルクでどのような肥料が用いられてきた
 かだけでも簡単に紹介しておきたい。肥料
 としては厩肥、羊による放牧施肥が最も
 主要なものであり、その他に鞣皮用樹皮
 ・毛皮の屑、石鹼製造の時出まる灰、泥
 土、泥灰土が挙げられてゐる。厩肥の施
 肥にあつては、土壤の性質(寒・暖、
 乾・湿の組合せ)に応じてそれに対応す

る性質をもつ家畜の既肥が選ばれている。

例えば土壌が暖・乾の場合は、馬、ロバ、

羊の既肥が用いられている。栽培作物も

この耕地の性格によつて選択されている。

すなわちライ麦、燕麦、グレイケン、豆

麻、レディツヒ、サフラン、ポツポ、紅

松、ニンニク(? Knoblochsamem)、麻、白カラニ

など。このように耕地の性格—肥料—種

々の組合せが考えられている。これらの

真についてはユーラ—農書—二二頁以下

を見られたい。

第二節 ブランデンブルクの土地所有と

農業経営の諸類型

〔I〕 ブランデンブルクの土地所有

(1) ミッテル・マルクにおける農場領主制 (Gutsherrschaft) の形成 東部ドイツにおける農場領主制の形成について、リュトゲは次の三段階に区分してゐる⁴⁹。第一段階は十五・十六世紀の時期であつて、その特徴は荒廢した農民経営の没收と、没收農地の既存領主経営への編入を以て新農場設置への利用であつた(いわゆるグーツ経営 Gutswirtschaft の形成)に於いて併行して次第にユニカーの社会的・政治的権力が強化されて領主制区域 (Gutsbezirk) が形成された。第二段階は三十年戦争と共に開始される。この期の特徴は、新しい荒廢の成立とこの荒廢した経営耕地の没收に加えて、嚴密な意味での農民追放が本格的に貫徹する時期である。第三段階は十八世紀および部分的には十九世紀に及ぶ期間を含む時期である。

この段階の特徴は、領邦君主の農民保護政策によつて特徴づけられる（クル・ザクセン＝ヴェッテン、プロイセン＝ホーエンツォレルン）。ただしメックレンブルク、スエーデン領フォア・ホムメルンなどでは領邦君主の干渉は断念され、農場制領主（Gutschen）の手中への土地集中が継続された。

従つてこの段階規定に従えば、コーラー農書が対象とする十六世紀とくにその後半の時期は第一段階後半をいし末期に属する時代といえる。すなわち一方では村落共同体規制から自立した領主経営が成立した。つまり領主経営地の一般農民耕地からの分離と拡大の進行。他方では領主経営をして農場制領主経営たらしめる農場領主制区域の完成の時期でもあった。

この時期の事情をコーラー農書が主として記述の対象としたブランデンブルクのうさ領主経営の耕地拡大を辿りうるミッテル・マルクについて概観した。

まず農場制領主経営の成立とその経営耕地
 の面から追ってみよう。S. コルトの研究に
 よれば一八〇〇年、すなわち農民解放開始当
 時のミッテル・マルクにおける領主経営地は
 次のような時代別・出所別の構成を示してい
 る。⁴⁾したがって、領主経営地のうち、十六世

| | |
|----------------|-------|
| 植民時代 | 26.2% |
| 14 / 15世紀の荒廢地 | 27.7 |
| 17世紀の農民追放 | 18.7 |
| 30年戦争時代の荒廢地 | 18.2 |
| 17 / 18世紀の農民追放 | 5.5 |
| 18世紀の土地改良 | 2.1 |
| 不明 | 1.6 |
| | 100.0 |

紀以前の時期に五十四パーセントが、十七世
 紀に三十七パーセントが帰属してゐる。したが
 って十六世紀においてはミッテル・マルク
 では目立って領主経営地の拡大は生じなかつ
 たと考えられる。

次に東部植民時代のミッテル・マルク地方の土地配分事情をグロスマンの研究によつてみてみよう⁴⁹⁾。全体で三八四ヶ村、一・五九三。〇フーフエのうち、騎士フーフエ (Ritterhufe) は一五七九 (九・九パーセント)、教会フーフエは一〇二六 (六・四パーセント) にすぎず、圧倒的的部分 (一三三二五フーフエ、八三・七パーセント) が農民保有地であった。騎士フーフエと農民フーフエとの比率は一対八・四である。またリフター・ジッツの所在する村落は僅か三分の一の一一九ヶ村 (三三・六パーセント) で、合計二〇セリフター・ジッツ (一ヶ村平均一・六) にすぎなかった。約三分の二の村落でリフター・ジッツが存在せず、従つてこれらの村々では農場領主制経営の身掛りも之も無かつた事が明らかである。また騎士の村落住民に対する排他的裁判権を所有しておらず、他の領主とともに分割所有せねばならなかった事も明らかである。この当時の騎士農場 (Ritterhof) の平均規模は六〜八フーフ

エ であり、一ニフーフエ 規模からニナニニ
 ニ十五フーフエ 規模の間に分散してゐたとい
 われる。騎士は、この六ハーフーフエと
 土地保有からあがる収入で、ラント防衛義務
 を果たすための馬、従者、防禦施設などの経費を
 賄わなければならなかった。したがってその
 生活水準は農民上層のそれを凌駕してゐたと
 は云えないであらう。また騎士農場の一部は
 定期小作で農民に貸出されてゐた。従つて騎
 士の自己経営は自家需要の充足に向けられて
 いたと考えられる。耕地も農民耕地と混在し
 ており、アルメンド利用も農民と一緒に行な
 われなければならぬことも屢々であつたと云われ
 てゐる。⁵⁰⁾ したがって、この段階では、騎士は
 農民の隣人 (Nachbar) 的性格を強く持つてゐた
 とみてよい。騎士経営労働力の最も重要なもの
 のは奉公人 (主として自由出自) であり、農
 民賦役は大きな意味を持つたのではないとい
 へる。⁵¹⁾

十五世紀末以降、農産物価格の上昇が始ま

り、土地から地代(十四・十五世紀に貨幣地
 代に転化していった)を徴集するよりも、その
 土地を自営する方が有利となる条件が生じた。
 他方では多数の農民経営が黒死病、戦乱、都
 市への逃亡によって荒廃し、その結果領主の
 収入は減少した。その上残存農民から得られ
 る貨幣地代も貨幣価値低下のために減少した。
 これらの理由が重なり、領主は現物収入を獲
 得してこれを直接市場に売却して収入の損失
 を埋合せようとする傾向が生じた。このよう
 にしてブランデンブルクにおいても、領主は
 農民に代して、かつての実質価値にまで貨幣
 地代を増額するのを認めるか、直営地経営松
 弛のための賦役の増徴に応ずるのか、の二者
 択一を迫った。この領主の要求に代して農民
 は「貨幣地代の増額よりもむしろ賦役を望ん
 だ」と云われる⁵²⁾。この場合、賦役の増徴は貨
 幣地代の減額を伴うのが普通であった。と
 ころで農民層がこのような選択を行なった背景
 には、当時東部ドイツで一般的に見られた債

務（地代未納）の増大と、この事態にみられる
 農民経済事情の悪化が、あつたと考えられる⁵³⁾
 すなわち、領主に対する地代の滞納や借金と
 この形にみられる農民層の経営、家計状況の
 悪化が、貨幣地代の引上げによる債務の一倍
 の増大を恐れる農民層をして、賦役を選択す
 る道を選ばせる結果を生んだのではなからう
 か。⁵⁴⁾ また先にも述べたように、東部ドイツで
 は先進地域であつたブランデンブルクでも、
 社会的分業＝都市と農村との分業の展開度が
 低く、貧農層の層としての析出をみながらうも
 農民層に自給的性格が強く残つたことと関連
 づけられよう。そして農民のこの選択は、農
 民層については市場からの隔離、領主層につ
 いては、市場との結びつきの強化を方向づけ
 ることとなつた。領主層は、それまで支配的
 であつた農民または市民の商業を駆逐して、
 直接にその生産した農産物（穀物、羊毛、亜
 麻、家畜など）を市場で販売しようとした。
 一五三六年のマルク・ブランデンブルク等族

議会に於ける貴族の商業従事の禁止に因する
 決議は、この事情を明らかにしてくれる⁵⁵⁾。この
 決議は、貴族および教会が「いろいろのやり
 方で商業を管轄してゐる」ことを非難し、貴
 族の商業を禁止する理由として、商業が「こ
 の両者には、身分にふさわしからぬ」も
 のであり、また貴族・教会の行なう商業によ
 って農村では農民、都市では商人が損失を蒙
 るからであるとしてゐる。このようにして、
 農場領主制経営の展開に現実的基礎を与へる
 いわゆる「親役小作制」展開の契機が見られ
 るのである。

農場領主制経営における商品生産の進展と
 ともに、経営規模の拡大もまた進んだ。拡大
 は主として不耕作の無主地の没収によつてい
 るが、一六〇六年のブランデンブルクの記録
 によれば、ブランデンブルクでもおそくも十
 七世紀初めには農民追放という方法もとられ
 た事が知られる⁵⁶⁾。ミッテル・マルクについて
 領主農場経営地の拡大を一六二四年の地租台

帳 (Schloßkammer) に よ っ て 検 討 す る 。 騎 士 フ ー フ エ
 三 二 五 六 に 対 し 農 民 フ ー フ エ は 二 一 七 八 九 ・
 四 分 の 二 フ ー フ エ (七 九 八 八 ・ 二 分 の 一 フ ー
 フ エ 保 有 農 經 営) で あ っ て 、 そ の 比 率 は 一 対
 六 、 七 と 植 民 時 代 と 比 較 し て か な り 縮 ま っ て
 ま っ て い る 。 十 六 世 紀 の 七 〇 、 八 〇 年 代 以
 降 の 没 收 地 は 一 五 二 四 フ ー フ エ (七 ・ 四 百 一
 セ ン ト) を 百 の 、 全 村 落 六 八 九 ヲ 村 の う ち 一
 二 三 ヲ 村 (一 八 百 一 セ ン ト 弱) に 及 ん で い る 。⁵⁷⁾
 こ の う ち 嚴 密 な 意 味 で の 農 民 追 放 、 つ ま り 無
 主 地 の 没 收 で は な く 、 現 存 し た 農 民 の 追 放 を
 い し 經 営 地 の 没 收 が どの 程 度 で あ っ た か は 明
 ら か で は な い 。 こ の 没 收 と 通 じ て 、 既 存 村 落
 だ け は 領 主 經 営 耕 地 の 一 円 化 、 農 民 耕 地 か ら の
 分 離 が 進 ゃ 、 荒 廢 地 で は 新 し い リ ッ タ ー 、 ミ
 ッ ツ ン 各 農 場 の 設 立 が 行 ち め れ た 。
 他 方 、 こ の よ う な 農 場 領 主 制 經 営 の 拡 大 を 現
 實 に 保 証 す る 領 主 側 の 条 件 を 整 備 さ れ た 。 「
 隸 役 小 作 制」 が 農 民 の 領 主 に 対 し て の 負 債 と 領 主
 の 市 場 支 配 と 媒 介 と し て 成 立 す る こ と に つ い

ては先に觸れた。ここでは農場領主制区域の
 成立に因して簡単に述べる。さて一般領主(騎士)
 が深刻な財政難に困らされたばかりではな
 く、領邦君主も同様であった。領邦君主の課
 税租税は植民時代から専ら貨幣であったの
 である。すでに繰返し指摘した様に、東部ド
 イツにおいて工業発展が弱く、領邦君主は
 何よりも農村住民への課税、すなわち地租收
 入に依拠せざるをえない状況にあったが、こ
 の地租も農村の荒廢の過程で決定的に減少し
 た。この財政危機を克服するためには租税を増
 額する必要があったが、そのためには租税同
 意権も有する等族の同意を得る必要があり、
 彼等の要求を認め、領邦君主高権をよそ、あ
 るいは農場制領主権力を構成するのに必要な
 新しい権利を認めるより外に道がなかった。
 その譲歩とは、裁判権の附子、不服従農民の
 追放(この裏面は農民保有权の劣悪化・賦役
 の強化であって、いわゆる隸従小作制の成立
 である)、追放農民保有地のうちで、領主経

官耕地の集約化、新リッター・ジッツの設立
 に必要とされる部分の買占めの承認、などで
 ある。⁵⁹⁾ さらに領邦君主は、その行政も財政的
 な理由からも騎士に委ねざるをえなかった。
 騎士所領は領邦君主の下級行政区域となり、
 騎士が行政権、さらには警察権を持つようにな
 った。このようにして、貴族とくに農村貴族
 (Landadel)とは、自己の農場(Gut)を経営し、
 農場領主制区域(Gutsherrschaft)の行政・裁判を掌
 る課題を担う者という考え方が一般化するに
 至った。⁶⁰⁾ ここで注意すべきは、このような
 農民に対する支配権が、領主の農民に対する
 人格的支配権に基づいてゐるのではなく、領
 主の連合体である等族議会での支配権を基礎
 とした国家権力(領邦君主権力)に基づくもの
 であり⁶¹⁾、労働市場に対する規制権(領主の
 優先雇傭権、労働賃金規制権、僕隷奉公強制)
 農産物市場規制権を含まれていたものである。し
 たがって、いわゆる「封建反動」は、一定度
 の商品生産の展開と農民層分解の進行(層と

しての土地から分離した、新しい分離しがか
 った層の出現)を背景としており、したがっ
 て労働市場、生産物市場など地域に対する支
 配権を必要とした事が重視されなければなら
 ない。

(2) 封建的土地所有 上に於た農場領主
 制(農場領主制経営、農場領主制区域)の成
 立も封建的土地所有の側面から考えてみよう。

近世ドイツにおける封建的土地所有秩序は、
 領邦君主の上級所有権—現実の領主の封建的
 土地所有—農民的土地保有という「縦の系列
 で相互に制約しあう三重関係」であった。と
 ころで十六世紀後半における農場領主制の形
 成はどのようにこの三重関係と展開させたの
 であらうか。

第一に、領邦君主=領主の關係において、
 十六世紀を通じて、領主の手中への領邦君主
 上級所有権の集中が進み、領邦君主がその上
 級所有権によつて領主的土地所有権を制約す
 ることは事実上なくなったと考えてよいであ

う。この意味で領主の土地所有権は上級領主権と吸収したと云っても過言ではない。

第二に領主＝農民関係については次の三頁が指摘される。(a) 十六世紀を経過する間に、農民保有地が領主によって没収され、直営地への輸入が進んだ。すなわち領主の単独所有権が貫徹する土地が拡大した。これは云うまでもなく、領主の土地所有権、農民の土地保有権が相互に制約しあつてゐる封建的土地所有部分(農民保有地)の減少を生ぜしめた。(b) 領主の家畜放牧権の農民保有地、共有地への貫徹は、農民のその保有地に対する現実的支配権(Gewere)の弱体化を、逆に領主的土地所有権の強化を意味する。(c) 領主の農民把握は、人格的支配隸属関係ではなく、上級領主権である地域的支配権(行政・警察権力)に基づいてゐる。ここに現実の領主権力の上級領主権力との懸着、肥大がみられる。以上は土地所有権の展開と領主の側についてみたものであるが、農民の土地保有権の展開

と、農場領主制経営労働力の中心である 隷従

小作に焦点を当てて見てみよう。

十九世紀初頭の農民解放時に、隷従農民保

有権のうちも、とも広範に見られた土地保有

形態が隷従小作であった。この保有権は「保

有地または地片が、定期小作でも永小作でも

なく、ただ用益と耕作のために、土地所有者

に留保された一定の利益に就して提供される」

土地保有形態と規定されている。隷従小作で

は世襲的なるものと非世襲的なるものが区別さ

れるが、この区別は長期の慣習のなかで発生

してきたもので、本来は、世襲権は存在せず、

農民の追放は領主の恣意にかかわっていただけ

とされる^(a)。したがって本来は、世襲権なく、保

有地を処分（売却、担当化）する二とが不可

能な土地保有権であった。そのうえに（b）

でのべたように、現実の土地利用の面でも領

主の利用権によって弱められていた。したが

って農民保有権が領主の土地所有権に吸収さ

れ、強んど領主の専断支配権の貫徹する土地

に類似するものになつてゐたと考えられる。
 もらうん、植民時代に農民に認められた相続
 権や処分権が吸収され、さらに現実の利用権
 までもが領主の側からの強い規制によつて浸
 害されても、その吸収の度合が完全なもので
 はなかつたことは、農民解放時に切取地の提
 供を強制されたことは、之、所有権を認められ
 ている事から明らかである。しかし農民の保
 有権としては極限まで制限されたもの、逆に
 云えば領主的所有権が貫徹する度合が非常に
 強くなつて、保有権とは云えなくなる直前の
 ものであつたと考えられる。

以上要するに、三つの重疊的諸関係の中で、
 現実の領主の持つ所有権が、上級領主・隷属
 農民の権利の主要な部分を吸収し、肥大化し
 ていると云える。

〔Ⅱ〕 農業経営の諸類型

(1) 領主経営

a) マルク・バランデインブルグにおける領

主所領の収入構成ははじめにマルク・ブラン
 デンブルク(クール・ブランデンブルクも同
 様)の領主所領の収入構成とみることに通じ
 て、領主所領の構成と概観しておきたい。⁽⁴⁾も
 つともこの収入構成は、領主所領の購入、売
 却の際、その価格評価と行なうに当って考慮
 するべき収入項目に基づいて作成したものに
 別つて、こので大雑把なものを「すが」が、
 領主所領の一般的収入項目をほぼ示すものと
 考えられる。

(i) 穀物貢租(ライ麦・小麦・大麦・燕
 麦)

(ii) 賦役(Hüffner od. Pflugdienst, Cossaten dienst)

(iii) 直営地農業(Ackerbau)

(iv) 小家畜貢租(かまど税用鶏 Rauchhuhn,
 鶏印、がちよう。

(v) 貨幣貸租

(vi) 水車(Erbmühl)収入

(vii) 採草地および林地(狩獵权を含む)

雌牛

(VIII) 大家畜 (乳牛, 乳牛飼養权)

(IX) 羊放牧权

(X) 裁判权 (Gericht), 教会レーエン (Kirchenlohn)

肉十分一税 (Fleischzehent)

以上から以下の事が確認される。第一に領

主所領は領主直管地と農民保有地とに分れて

おり、直管地が農民 (フーフェ農民と小屋住

農民) による賦役 (犁耕賦役と手賦役) を用

いて経営されていたことがわかる。もつとも

直管地労働力として、ほ外に雇傭労働力 (奉公

人・月雇) が用いられていたことは後に述べ

るところであるが、ここでは収入源だけが挙

げられてくるだけなので、支出を必要とする

労働力は述べられていない。第二に領主経営

部門には耕種部門と畜産部門 (酪農と牧羊)

がある。この畜産の場合、放牧权が一項目とし

て採草地・林地とは別に評価されているので、

領主家畜の放牧は領主直管地 (耕地・採草地

・林地) に限られず、農民保有地、共有地に

及んでいたと考えられる。第三に、領主所領

の構成要素としては、以上の外に、水車、裁判権、教会レーエン、十分一税などがあつた。この中で裁判権が奉公人労働力規制に大きな役割を果たしたことは後に述べる。第四に、農民は領主に對し、現物貢租（穀物、小家畜）、賦役、貨幣貢租、水車使用料、裁判手数料、十分一税などを支払つてゐる。この中で重要なものは賦役と現物貢租、貨幣貢租の比率であるが、この真については不明である。しかし賦役が主であり、その他の貢租が従であつたことは疑いがない。

6) 耕種生産部門

(i) 管理人 マルク・ブランデンブルクの十六世紀後半における領主直管地経営では耕種部門は農場管理人 (Forbergsmann od. Meyer) に委ねられるのが普通であつた。この管理人とその専の職務は以下の通りであつた。

「今農場役人あるはマイエルとは、主人 (Herr) がその直管地 (Meyerrey) および全管理 (Haushaltung) を委ねた管理人 (Wirt od. Haushalter)

を云う。耕地、採草地、園地、葡萄畑おトビ
 要するに管理全般と掌握する。すなわち、僕
 婢、家畜、納屋、所屬農地 (Stelle)、経営 (Nahrung)
 全体に附屬するものすべて。彼らに管理人 (Haushalter) あるいは貴族がもつてゐるようなフ
 ォークトと呼ぶが、この管理人とフォークト
 の間には相異がある。それは管理人は、大て
 いの場合、管理全般 (ganze Haushaltung) をつかう
 どのねぼなりなからである。、、、損失が
 生ずれば、あるいは不注意で荒廢すれば罰戒
 される。かつ管理人は、自らの怠慢、不熱心
 を監督から生じた損失を補償する義務を負う。
 何故なら経営全体 (ganze Nahrung) に就して最高
 責任 (die höchste Sorge) を負い、かつ僕婢を熱心に
 監督するため、他の僕婢よりも高給をほん
 でゐるからである。⁶⁵⁾ 「分農場管理人は、戸外
 での仕事と全部、すなわち、庭先で、納屋で、
 耕地、採草地、果樹園での仕事を行なう」⁶⁶⁾ 「
 この地方では専らある管理人は好まれな。い。
 しかし中には専らある管理人を好む人間もい

る。(管理人の) 専ら, Viehmutter, Viehmutter (雌牛、
 がらよう、鶏、鴨などの家畜番) の役を勤め
 る。 . . . 管理人の専ら家内でなすべきこと
 とを熱心に行なわねばならぬ。すなわち窓
 蜂については巣箱の中で行なうべきことの
 一切、炊事して下僕に食事をさせ、下婢を取
 締り、家畜を飼養し、薬草園を整え、乳入り
 食物 (Milchspeise) を取扱ひ、バター、チーズを
 つくり、鶏、がらよう、鴨その他の家畜を飼
 養、肥育する。⁶⁷⁾
 すなわち、管理人は経営全体 (ganze Vahrung, ganze
 Haushaltung) 全体の總括責任者である。そのうち
 最も主要なものは耕種生産部門である。たゞ管
 理人について注目されるのは、彼が単なる被
 雇傭者ではなくて、損害賠償義務を負う、つ
 まり、やや誇張して云えば経営責任を分担し
 てゐることである。ここにみる管理人は、こ
 の二側面、すなわち被雇傭者的性格と経営者
 的性格とを兼ねて存在としてあらわれ
 る。この英をコーラーが「クール・プランニガ

ンブルグで一年間を通じて管理人に普通子え
られるもの」(Was man einem Meyer in der Chur Brandenburg das
Jahr durch zu geben pflegt) として挙げてゐる例から検
討した。

「領主が五フーフエを所有するが、領
主は管理人に年間、ライ麦ニグニスベルニシ
エ、フエル、貨幣十六シヨックと子える。管
理人はしかし常に二人目の奉公人を自分で雇
わなければならぬ (der Meyer aber muß im 2. Knecht
selber halten)。下女は雇わぬ。領主は管理人に
また一ターレルの価の豚一頭、チーズニシ
ヨック、鮮ニシヨック、バターニポンド、
蠟燭四ポンド、エンドウ一シエフフエル、カ
ブ六シエフフエル、一ターレルの価の上着一
着、一ターレルの価の靴、蓆ビールニ樽 (tonne)、
良質ビール一樽。 . . . 」。
②

以上にあつても被僱者的性格と経営者的性
格の二側面がやられる。すなわち被僱者的
側面は領主から子えられる賃金であり、経営
者的側面は「二人目の奉公人を自分で雇」う

と、うゝ真にあらわれる。

まず賃金について簡単に考へてみた。初めに述べられてゐるライ麦と貨幣が播種用穀物と経営費と考へるべきなのか、それとも賃金の一部と考へるべきなのかが疑問である。と、うゝのは、この二つが豚以下の食糧、衣料とは別に挙げられてゐるからである。ただライ麦と播種用と考へると、その他の播種用穀物が挙げられてゐないことが理解出来なくなるので、一応ここではライ麦、貨幣も賃金として考へるにとする。さうすると管理人は賄を支給されてゐないので、管理人は一戸を構成し、自分の釜と持った存在であるとしなければならぬ。ところで、食料として与へられてゐるライ麦その他穀物、肉類、野菜などを一般貴族、市民の賄と比較すると、穀物について一人当りの消費量はほぼ等しいが、肉類の真では、一般貴族、市民のばあ、牛、豚、羊、鱈など多岐であり、畜肉を主としてゐるのに対し、管理人のばあは種類も少なく、

量も少ない。これは当然と云へば当然である。
 そこで前章でみたザクセン侯直管地労働力と
 比較してみよう。するとライ麦ニシエツフェ
 ル(ニガ、スベルニシエツフェル)はザクセ
 ン侯直管地労働力一人当り消費見積量(6½
 sach. Sch. = 13 pruss. Scho) の二倍にほぼ等しい。ま
 た十六シヨフクの貨幣はザクセン侯フオーク
 トの債金(15 Meip. Gulden = 3/5 silber grochen = 9 Branden-
 burg. G. 27 silber G.) の約一・六倍に当たっている。
 さらにザクセン侯直管地労働力一人当りの賄
 費と比較すると、フオークトの債金は約一人強
 に当たっていたから、ブランデンブルクの管理
 の十六シヨフクは、ザクセン侯直管地労働力
 賄費の約一人分に相当してよい。したがっ
 て管理人の受ける現物・貨幣合計は、ザクセ
 ンの奉公人賄費で見積れば二人分以上となり
 したが、て家族給賃金的性格を持つて反として
 良いであろう。現物と貨幣との比率は、ライ
 麦価格を一シエツフェル当り一マルゲンとみ
 ると現物給付の方が大まくなるが、ほぼ半分

づつの比率と考えてよい。

次に経営者的側面については、危険の分担、奉公人の雇傭という二点が指摘される。この面から賃金の性格を考えると、単なる賃金ではなくて経営者報酬的性格を若干持つてゐるのではないかと、これも考えられる。ただ、給与される現物、貨幣は生産物に対する歩合の形をとつてゐない事は、はっきりしてあり、したがつて、被雇傭者としての性格が規定的であつたことは明らかである。しかし單純に被雇傭者とは割切れないところにも、グラニテングルの直営地管理人の特徴があると云われなければならない。

(II) 奉公人 (Knecht) 「われわれの奉公人は全く自由であり、偽りの主人 (gemachte Herren) である。すなわち彼らは自分がしたくない時には仕事を放り出し、雇主 (Herrschaft) が彼らに命じたことを誠実に行なわず、盗みを行き、害を加へ、損失をかける。そして悪習にふけり、勝手放題に振舞い、雇主夫妻が少しでも

厳しく罰すれば、可く逃げ出して、雇主にありとあつちの悪耳と幼くびと脅迫する。このよう甚だしい我儘勝手には警察当局 (Abriegelung) に大なる責任がある。何故なら、警察当局は雇主を、このよう放埒を奉公人から保護し (Schutz und Schirm halten)、彼らと捕えて追放に処し、笞刑を加え、斬首し、彼らにその放埒、脅迫を止めさせ、仕事に止まるよう強制し、雇主に柔順たふべきようにすべきだからである。又すれば農民 (ein armer Acker- od. Bauersmann) は、その生業 (Nahrung) と少しは旨くやつて行けることになる。そしてかかる放埒を者どもから、又ほど大なる危険は生じなくなる。しかし同時に雇主夫妻は、彼らの放埒にまけて氣落ちしてはならぬ。主人夫妻は、その家権力 (Hausrecht) を用いて、彼らにそんな事と云わせないようにせねばならぬ。もし奉公人が従順たらんと欲せず、雇主夫妻の命に服さざる時は、その時まで幼い子供に代つて報酬を与え、雌牛出入口と示し、退去を命

じ、⁷⁰⁾ 扉で外へ押出し、真すぐに屋敷地外へ追立てる。さすれば他の奉公人も恐れて軽々しく雇主と嘲つたりしやくなる。

以上のユウラの記述から、まず第一に、奉公人が、その表現にはほかのりの誇張があるにしても、雇主(領主・農民)の「家権力」を以てしては管理するのが困難を存在として取扱われてゐる奥が指摘される。すなわち、かなり高い流動性を持つてゐる奥が特徴的である。この流動性(その表現としての根深い反抗)を制限するために、「近くに友人の「ま」者と雇傭し、また雇傭した奉公人に対しては「沢山の金子と子えて出奔させないよう」⁷²⁾にすべきであつた。しかし、流動性をもつ奉公人に対して規制を加へ、流動性を制限し、雇主を保護する最終的の権限(経済外強制)を行使するものは警察当局であつた。この警察当局の持つ経済外強制は、下級裁判権だけでなく、斬首と含む身体に対する刑罰権、すなわち高級裁判権を含んでゐる。これは土地所

有の項で述べたように、現実の領主のもつ封建的
 土地所有権が、上級領主の所有権を吸収肥大した結果の表
 現であるが、このような専横力でなければ、農民層分
 解の結果出現した労働力市場を規制することが出来なかつた。
 したがって農村労働力の流動性を制限できなかったことが示
 されている。ブランデンブルクではこの警察権力は遅くとも一
 五四〇年の大審院改革以後は農場領主であつた。⁷³⁾

第二に農村労働者の雇傭者として領主とともに農民がみ
 られた。この農民は労働力の流動性を規制する点では領主
 と利害を共通しているが、雇傭者として労働市場で領主と
 競争関係に立つ。農民のもとにおける労働力雇傭は、一つは
 農民層の階層分化の結果であるが、もう一つは領主に対する
 役畜賦役が強化された結果であつた。そのため中・上層農
 民において家族労働力をもつてしては労働力が不足し、一
 人を二・五人の奉公人の雇傭を強制されるに至つてい
 る。⁷⁴⁾ 例

えば、グライフスバルト 所在の エルデナ 農場
 (Gut Eldena bei Greifswald) では役畜賦役農民の経
 営規模は平均四〇ヘクタールであり、各農民
 に割当てられた領主経営耕地は一六世紀初頭
 には一・四ヘクタールであったものが、一五
 七〇年には二・六ヘクタールに、一六一七年
 には三・四ヘクタールにと増大したのであつ
 た。このようにして領主は賦役を増大するこ
 とによつて農村労働市場を拡大するという結
 果を生じる⁷⁵⁾ こととなつた。この結果領主は農
 民との競合関係を領主のもとの優先雇傭と
 いう形で解決せざるをえなくなつたと考へら
 れる⁷⁶⁾。

(iii) 日雇、「分農場を所有する者は、常
 勤の奉公人と並んで、若干の兼業労働者 (neben-
arbeiter) を用いる。この兼業労働者と、彼は、
 必要と時に、奉公人の仕事に余り多くをりす
 る時に、飼料の裁断、打穀、伐木、その他
 の仕事に用いることが出来る。貴族が村落に
 小屋住農 (マルク)、庭畑農 (シュレジエン)

を持つ のと同じである。

小屋住農、庭畑農は、家屋と園地を持つだけであり、この園地には少量の穀物を播けるだけである。彼らは十六、十八、二十シエツフェル当り一シエツフェルの報酬で打穀せねばならない。

その他に分農場を持つものはホイスラーを用いる。ホイスラーは粗末な家屋を持つか、他人の家に間借りして、日雇賃金で働かねばならない。ホイスラーは自分の農民めるとは、フーフエ農民をもつ。ホイスラーはフーフエ農民にパハト (Pacht) を与え、耕耘を助け、ホーフで犁耕して働き、薪と穀物を運び、他の運搬作業もし、このようにしてフーフエ農民が自分の大まな農場 (Forstungen) と耕作を継続できるようにする。ホイスラー (借家人) は大まな農場や耕作では有用かつ必要である。農耕およびそのような農業の生業^{なりか}を力でもって (mit Gewalt) 行なう必要がある。しかし軽学者は彼らに慈悲を以ていたわらねばならない。さす

れば彼らも経営主の温い情で報いる。経営主は彼らを追いつけて、彼らに選ばせ、収穫とあげさせなければ、逆に彼らが、経営主が生業を放棄せねばならぬように、経営主を追いつける。

シュテッテン (Stätten) では賄つての月雇賃金で働く日雇が居る。このような日雇を奉公人の仕事が多すぎる時に、必要に応じて用いる。

バロは『このような人間を、ただ必要の時にだけ、他の奉公人がやりたがらないような最も重労働の仕事を行わせるべきである。

例之ば薪や厩肥の運搬、その他の重労働を行わせるのが普通である』と助言している。

このような労働者 (Arbeit volck) に、忠実に、仕事を怠らざ、一日で二日分の仕事をすると、長時間働かせることに充分配慮せねばならない。それ故に、雇主はいつもこのような人間の側において、仕事としないで周辺とつながりしないで自分の手仕事を統制させるようにするのがよい。

すまゆち、住込の奉公人以外の雇傭労働力
 として、兼業労働者的性格の小屋住農と、純
 粋の農打賃労働者的性格をもち、農業者に雇
 傭されるければ生活がまな、ホイスラーの二
 種類が挙げられてゐる。彼らが雇傭される時
 期は農繁期であり、雇傭主の生産手段を用い
 て作業してゐる。賃金形態は歩合な、し、シ
 ュテッテンの場合にやられるように日雇賃金
 であり、この場合には、奉公人の場合と同じ
 ように、暴力 (Gewalt) を以てする管理の重要
 性が強調されてゐる。小屋住農についてユ
 ラーは村落在住の小屋住農を挙げられてゐるに可
 知な、バ、ブラウニデンブルクでの騎士館近く
 の直営地に定住させられた小屋住農 (Vorwerkes-
 Kossäten) も存在したことが指摘されてゐる⁷⁸⁾。彼
 らは小農地をライエ权 (Leihrecht) で保有し、賦
 税と義務がつけられてゐる。そしてこの農場小
 屋住農の場合、領邦君主から課せられる地租
 を騎士が小屋住農に代りて支払つてゐる。こ
 れは小屋住農にとっては経済的に有利であり、

不満足な事態ではなかったと云われてゐるが、
 他方それは領主の家権力の中への完全な包摂
 を意味するものであった。可なりさゝる場合
 には小屋住農の土地は領主権力が単独に貫徹
 する領主所有地であった。

(iv) 賦役 賦役について日ユ-ラ-は全
 く述べると二つがない。一般的に之を、十
 六世紀後半には週賦役がその農場領主の隷属
 農民であるか否かに関係なく、村落共同体単
 位で課せられてゐる。この週賦役は農民は年間
 を通じて一人ないし半人前の勞働を領主に提
 供する二つを意味した。二つとは、農民の工
 地保有者の主要部分を占め、隷役小作の性格
 について考へてみた。

まず隷役小作の経営地は、既にのべたよう
 に、殆んど領主の所有権が単独に貫徹してゐ
 る土地といつてもよいほどの労働を保有権し
 かない土地であった。その他の基幹的生産手
 段は、いづれも領主から与えられる「前貸用具」
 であつて、これはまた農民の所有ではなかつた。

「前貸用具」の内容は種子、役畜、犁であり、
て、もともと封建農民においてはこの「
前貸用具」の内容をなす生産手段は農民の所
有であった。この基幹的生產手段が領主から
貸与されたものであり、この生産手段を以て
賦役が行なわれたのであった。すなわち農民
自身の農具ではなく、領主の農具を使って、
自分自身のための生産と領主のための生産と
が行なわれていた。これは、形態的を異だけ
に注目すれば、向屋制的農家内工業に
て、生産手段が直接生産者の所有ではなくて、
向屋所有のものである場合と類似している。
いわば小生産は維持されているが、そこで用
いられている生産手段は直接生産者のもので
はないといふ点が両者に共通しているといえ
る。他方、生産手段を貸与する側からみれば、
生産手段（土地およびその他の生産手段）か
ら分離した、あるいは半ば分離しかかった勞
働力を再び生産手段と結びつけ、小経営とし
て再編しようとする手段が生産手段の貸与で

あつて、この場合には、労働力と生産手段の
 の分離を生ぜしめるような、したがつて、封
 建制解体期における農民層の分化・分解が問
 題になつてゐるといえる⁸⁰⁾。だからこそ、小生
 産の再編成に當つて、そこに成立してゐた勞
 働市場、農産物市場に対する規制が重要な
 意味を持つたのであつた。このように、土地
 ・基幹的生産手段の所有関係、市場規制の意
 味を考へた場合、隷従小作は單なる封建的小
 生産、賦役経済の復活と云ふ意味での「封建
 的反動」と云ふ理解では不十分であると考へ
 られる。すなわち封建的小農から賃労働者へ
 と転化する線上において、なお小経営を維持
 してゐるが、土地保有権の面でも現実の領
 主的所有に圧倒されて、領主の單独所有権の
 貫徹に土地に極めて近い性格のものになつて
 あり、基幹的生産手段も領主所有であり、し
 たがつて實質上、無所有状態に近くなつてき
 てゐる矣。さうに経営面からみても、領主に
 恣意的賦役を課され、領主の羊の休閑地、刈

跡地への放牧の爲に、現実の土地利用を著しく制限されることによつて、領主経営に完全に従属せしめられてゐる奥、ニのニ奥から考へて、その小経営は、「いわば現物の貨金」としての性格を強めてゐる奥が指摘されねばならぬであらう。さらに執役小作人の領主への従属は確かに土地への緊縛を通じて行なわれ、また極めて弱められたものであつた。なお残存してゐる保有権に対しては、経済外強制が必要であつた。しかし土地への緊縛は、市場、とくに労働市場に対する規制の側から説明されるべきであり、経済外強制については、領主と執役小作人関係を支えるものとして、経済外強制の外に、基幹的生産手段の貸与といふ経済的関係、債務奴隷的關係が重複して存在したことを指摘せねばならぬ。従来の研究では封建的反動の面に照明があてられて、領主による販売のための穀物生産の発展にとらう所有関係の変化、従属関係の変質の面が分析されぬままに放置されてゐた様に思

われる。そして以上に指摘した生産手続に
 する関係、経営の従属的性格からして、隷
 小作制は、分益小作制の延長線上におい
 て把
 えられる、なほ東部ドイツにおける分益
 小作制の退行形態として理解される面があ
 る
 のではなかと考えられる。すなわち、分益
 小作には経営費の折半負担、生産過程で
 の強
 度と地主の干渉、收穫物の折半という固
 有な
 性格があるが、しかしこれらの三
 点と共通に
 しな
 ばらも、種々の経営類型がみられる。そ
 れはニ
 ー
 ター
 ラ
 イ
 ン
 と
 サ
 ク
 セ
 ン
 と
 び
 は
 領
 主
 と
 の
 関
 係、
 共
 同
 体
 と
 の
 関
 係
 で
 異
 っ
 た
 特
 徴
 を
 も
 っ
 て
 い
 た
 し、
 同
 い
 サ
 ク
 セ
 ン
 で
 も
 異
 っ
 た
 形
 態
 が
 あ
 っ
 た
 こ
 と
 か
 ら
 も
 明
 ら
 か
 で
 あ
 る。これらの整理
 に
 つ
 い
 て
 は
 第
 五
 章
 で
 行
 な
 う
 こ
 と
 と
 し、こ
 こ
 で
 は
 山
 岡
 亮
 一
 氏
 に
 よ
 る
 指
 摘
 を
 引
 用
 し
 て
 お
 き
 た
 い。⁸¹⁾
 氏は分益制度を三個の類型に区別されてい
 る
 第
 一
 形
 態
 は、
 地
 主
 が
 小
 作
 人
 に
 対
 し
 て
 小
 作
 地
 の
 外
 に
 一
 切
 の
 経
 営
 資
 本
 を
 提
 供
 し、
 か
 つ
 地
 主
 自
 ら
 農
 業
 経
 営
 の
 方
 法
 を
 定
 め、
 小
 作
 人
 を
 指
 揮
 監
 督
 し

く耕作にあたらしめるもので、小作人はただ
 肉体労働を提供するのみであつて、あたかも
 地主の雇用労働者のように地位にたつもので
 ある。近代的雇用労働者と異なるところは、
 日々、毎週或いは毎月一定額の貨幣賃金を支
 払うかわりに、收穫時に收穫物の一定歩合を
 以て労働報酬にあてるという点である。第二
 形態は、地主が小作地を提供する以外にその
 経営資本の一部をも提供し、小作人は残余の
 経営資本及び労働を提供し、地主は主として
 指揮監督に従ふことによつて、いわば共同的
 に農業経営を行なうもので、かくて得た総収
 益を地主小作人間に実物のままで一定割合を
 以て分配する。第三形態は、第一形態と反対
 に、地主は小作地を提供するのみで、小作人
 は普通の小作の場合におけると同様に自ら一
 切の経営資本を支弁し、その経営については
 地主の指揮監督を受けず自由にその小作地と
 耕作するもので、ただ收穫物を定率によつて
 地主小作人間に分配するにすぎぬものである。

として、此はこれら三つの形態を土地所有と
 小経営的生産様式の視裏から次のように整理
 される。第一形態は小経営生産様式の完全に
 はばまれた形態であり、土地所有は三形態中
 最も長く封建的性格を残存せしめる結果とな
 る。この形態の資本主義的發展の方向はグー
 ツウイルトシャフトからユニカー経営への方
 向、即ちプロシア型の道をとる可能性が十分
 に存在する。これと反対に第三形態は土地
 所有の性格は著しく近代的であり、小経営的
 生産様式の發展も急速でありうる。こゝでの
 小作人は資本主義的借地農に転換する可能性
 を十分に与えて居り、土地所有は資本主義
 的所有に接近し、それが土地所有の性格を転
 換するの口、小作人の経済的成長如何にかか
 っている。ただし小作人の土地の買取りによ
 り一度分割地所有に転化する方向も存在して
 いる。第二形態は以上の第一、第三の中間形
 態であり、土地所有の性格についても、小経
 営的生産様式の發展についても、兩者の中間

に位置する。マルクスが分益制度の典型としてあげたのはこの第一形態にあたる。彼ののべているように、この形態が完全に資本主義経営たるためには、一方では借地農業者にとり十分資本が欠けているし、他方では、土地所有者がこのほあいでる分前が純粹な地代形態をとっているのである。土地所有者の得る分前についていえば、最も純粹な地代形態に近いのが第三形態であり、最も遠いのが第一形態であり、第二形態はその中間といえる。

以上の三形態について注意すべきことは、これらの諸形態が、同じ地域内で時間的系列として現われることもありし、また發展段階を異にする各地域間で並列して現われることもありし、さらに同じ地域内においても農民層の階層分化に対応して並存するということもある。最後の場合作についていえば、農民層の上層と下層とでは分益小作の形態が異なるといえる。それはすなわち

クセンの酪農部門における分益小作について
 見た通りである。このように考えてくると、
 隷役小作は貧農による分益小作の延長線上に
 位置すると考えられる(東部ドイツにおける
 退化・潰滅形態)。土地所有については、現実
 の領主的土地所有に吸収されて、隷役小作に
 は相続権、譲渡権がなく、領主の恣意によっ
 て追放されるような、ギリギリまで追いつめ
 られた保有権となっており、領主の單獨所有
 権の貫徹と土地に極めて接近したものと見て
 いる。経営「資本」についても、基幹
 的生産手段(犁・役畜)や種子などは領主に
 よる「前貸用具」に依存しており、借かには家
 畜飼料、労力などを分担しているに過ぎない。
 しかも隷役小作経営は領主経営に完全に従属
 し、現実の土地利用が領主経営によって限定
 づけられている。したがって実質上の労力者
 たる地位に極めて近くなっているといえる。
 したがって労力報酬が收穫物の一定割合ではな
 いうことが第一形態と異なっている。これは隷役

小作の経営耕地が、領主の単独所有地に廻つて近いにせよ、なお辛うじて農民保有地なる性格を止めてゐるといふ真に好応してゐる。

したがつて執役小作制は、封建的保有農、分益小作農、債務奴隸的勞働力の三側面を備えてゐるといふをくつてはならぬ。

一方農場管理人は、経営における危険負担、勞働力雇傭を行はうとて農民上層の分益小作の退化・潰滅形態として把握される側面を持ち、農場領主制農場における勞働力は、農民上層、下層の兩分益小作の退化・潰滅形態の結合として理解される面をもつてゐると云ふよう。

(V) 領主経営耕種部門の取極め。まず経営規模については、コーラーの例示から見て十六世紀後半においては、なお五フーフエ規模が代表的とみられる。領主経営耕地は園地化されて農民経営耕地から分離され、そこで苜科作物(エンドウ・ヴィーケンを主とする飼料、緑肥作物)が一般農民経営よりも相対

的により多く栽培されて多圃式農業が行なわ
 れた。豆類は穀物と穀物との間に規則的に導
 入され地力増強的機能と主穀式の枠内ではあ
 り果すことにより、耕地における輪作期間
 を延長させ、この意味で土地生産性を増大さ
 せている。この意味で一般農民経営よりも相
 対的に高い生産力を有したといえよう。(しか
 し十七世紀以後における三圃式農業への移行
 は、ガクエニの場合と同様、耕地における地
 力維持が充分ではなかったことを示している
 ように思われる)。共同体規制については、多圃
 式農業は耕地強制に対しては殆んど影響を及
 ぼさなかったと思われ、確かに飼料作物の耕
 地における栽培は領主経営耕地と放牧採草地
 との統合を緩和しはしたが、両者の区別を廢
 止するものでは勿論無かったし、また耕地強
 制を緩和するものでもなかった。そして地力
 維持家畜たる羊を農民耕地に放牧すること
 により、農民耕地における耕地強制と維持強
 化を及ぼすものであった。労働力の中心は、

役小作であるが、單なる封建的保有農民として把握されるだけでは不充分であり、農民層の階層分化の結果析出される貧農による分益小作農の退化・潰滅形態としての側面が認識されなければならぬ。耕種部門の責任者たる管理人についても同様に被雇傭者的性格を指摘するだけでは不充分であり、その経営者的側面は富農に下る分益小作農の退化・潰滅形態として把握するべきであると考えらる。

c) 牧羊部門 牧羊部門において、領主は羊、土地利用権、飼料、賃金(貨幣・現物)その他生産手段を牧羊者に貸与する。生産物は一定比率で領主と牧羊者との間で配分された。牧羊者は領主から提供される生産手段を用い、自からの危険負担において牧羊経営を行なう。粗生産物の中から、自分の取分(粗生産物の五分の一)と雇傭労働者の賃金分とを除いた残余を領主に引渡す。領主は生産手段の一切と賃金を負担するが、しかし経営の危険負担を行なう。したがって牧羊者は被

雇傭普的性格が強いけれども、やはり牧羊経営は分益小作経営であると考えられる。

領主の子える土地利用権、すなわち放牧権は領主の経営地だけでなく農民経営地も含んでおり、共有地だけでなく、休閑地、刈跡地などの開放耕地を対象としてゐる。したがって放牧は村落共同体規制に則って行なわれる。

さらに農民は領主の放牧によって、休閑地では休閑耕が不可能となり、放牧期間が作物の播種期と重なるため、通期の農作業が出来なくなり、そのための収量が低下せざるをえなくなるという不利益を甘受せざるをえなかった。

また雇傭労働力は僕婢奉令のもとで雇傭されるものであった。これらの諸点で牧羊経営は経済外強制と共同体規制に立脚する経営であったと云わなくてはならない。

以上のような性格の領主所有羊の飼養を請負う牧羊分益小作経営の收支計算とコーラー

によって示すと次表のようになる⁸²⁾。牧羊者、

その他、取分(賄)をどの現物支給分を含むか

(i) 越冬羊数 500 頭

(ii) 所要労働力および賃金

配比率 配羊頭数 貨幣見積額(1)

牧羊者 1/5 300 172 fl. 13 gr.

奉公人頭 (1人) 2 Viertel 50 28 fl. 16 gr.

子羊用奉公人(3人) 1 Viertel 75 14 fl. 8 gr.

244 fl. 71 gr.

(iii) 領主帰属分

生産量 單位 粗収量

羊乳 (624頭分) バグー 2.4 Tonne @ 7 fl. 19 fl. 12 gr. 7 Pf.

4-ス 2 1/5 Tonne @ 6 fl. 16 fl. 16 gr. 9 Pf.

羊毛 (1125頭分) 11 1/2 Stein @ 60 gr. 321 fl. 9 gr.

(2 1/2 Centner) @ 16 fl. 6 gr.

子羊 56 1/2 @ 12 gr. 289 fl. 6 gr.

647 fl. 2 gr. 4 Pf.

羊1頭あたり粗収量 12 gr. 1 Pf.

(iv) 飼料費

| | | | |
|-------|-------------------|-------------------|--------------|
| 乾草 | 1 Fuder / 10 頭 | ① 1 Thlr (30 gr.) | 240 gr. |
| ライ麦 | 4 Sch. / 100 頭 | ① 1 Gulden. | 84 gr. |
| 燕麦 | 2 Sch. / 100 頭 | ② 12 gr. | 24 gr. |
| 大麦 | 2 Viertel / 100 頭 | ② 23 gr. | 23 gr. |
| 塩 | 2 Viertel / 100 頭 | ③ 1 Gulden | 10 gr. 6 Pf. |
| ヴァイテン | 1 Viertel / 100 頭 | ③ 1 Gulden | 5 gr. 3 Pf. |
| 薬草根 | 6 gr. / 100 頭 | | 6 gr. |

392 gr. 9 Pf.

1500 頭飼料 280 fl. 11 gr. 3 Pf.

1 頭あたり 3 gr. 11 Pf.

(v) 収益 366 fl. 12 gr.

い) は現物(羊)で支払われてゐるが、領主
 取分の計算と同じ基準で貨幣に換算したもので
 である。賃金合計は奉公人を三人とした場合
 粗生産額の二八・三パーセントを占める。飼
 料費は粗生産額の三二・五パーセントである

から領主取分は三九・ニパーセントとなる。
 勿論生産費としては、この外に豚などの屠備
 労働に対して支給する現物や、放牧・採草地
 びえられる生草などの飼料、地代があるが、
 この時代の領主経営においては、農民保有の
 休耕地、刈跡地、放牧採草地びえられる飼料
 費、地代は零とみなされることはいふまでも
 ない。

牧羊者の所得（粗収益の五分の一）172 fl.
 はその額からだけ判断すると富農と規定され
 るが、この所得が領主权力による放牧权に依
 存し、村落共同体規制に立脚して得られるも
 のであり、領主权力・村落共同体からの解放
 と結果するものでなければならぬことに留意すべ
 きであらう。

(2) 農民経営

「オヴレ」E 経営主は、あらゆる物を自分の
 生業 (Nahrung) で自給し、出まらば買物をするよ
 うにする。

農民が粉、パン、麩をパン屋で、林檎、梨、
 櫻桃、バター、チーズなどをハッケ(Hacke)で、
 肉と肉屋で、ビール、葡萄酒を他の酒屋で売
 めなければならぬとすると、彼は貧農(amer
 Wirth)であり、⁸³⁾「農業者は多量に買物を
 いで、むしろ自分の生業で得た物と沢山売る
 ようにしなければならぬ。カトーが云って
 いるように、農民は買物ずに売らなければな
 らぬ。とくに老廃牛(雄・雌)、雄羊、去勢
 羊、子羊、一頭に対して二十、三十、四十、
 五十タールを貰うようを見事な若駒、その
 他役にたつてくつた家畜、羊毛、毛皮、穀物、
 果実、蠟、豆麻、麻、蜂蜜、子牛、豚、GP、
 鴨、鳩、鶏、パチョウ、人参、蕪、玉葱、パ
 セリ、すべてを買わなければならぬような
 人間を、銀の犁で耕すくと呼ぶ。、、私は
 上記のようにして富裕になつた思慮に富む農
 民を識っている。この農民は子牛を売つたり
 屠殺したりしないで、飼養できるものは全部
 育成し、その後老廃牛(雄雌)を売却して若

牛に取りかえる。彼は他の農民に雌牛を貸付けて年間によい儲けをする。あるいはバター、チーズ生産。ただ飼育で済むだけの飼料を充分調達せねばならぬ⁸⁾

以上のユーラーの述べるところから、中農以上の農民は、その必要とする生活消費財について、出来る限り自給し、生産した農産物については、出来るだけ多くを販売する存在として現われてくる。食糧は少くとも自給すべきものとされてゐる。衣料品の購入については全くふれられてゐない。販売農産物としては、畜産物が最も大きな比重を占めてゐるのが注目される。その他の販売物として穀物、果実、衣料原料作物、野菜が挙げられてゐる。衣料原料作物が販賣されてゐることは、農家での栽培、その自家用使用、剰余の販売を推測させる。したがってグラニンデンプルクでは、紡糸、織布生産はなお自給部分が重きと占め、剰余を販売してゐたことが推測される。従つて消費面での商品経済への入り込め

の度合は まだ 低く、自給経営的色彩と色濃く
 とどめていたといわなくてはならぬ。また
 農産生産物の販売についても、衣料原料作物
 に典型的にみられたように、剰余生産物の販売
 という段階にあつたと云えよう。以上は一般
 的な規定であるが、農民上層においては若干
 異つた色彩を帯びているように考えられる。
 すなわち、既にみたように、家畜の飼養と
 くに飼料について、農民上層と一般農民とは
 かなり違つた様相を示していた。すなわち耕
 地における根菜類、豆類の栽培、採草地にお
 ける草生改良によつて、上層における経営形
 態に質的相違⁸⁵⁾がみられる様になり、このこと
 が飼料の種類を通じて飼養集約度にかかりの
 相異を生ぜしめていた。そして飼料のこのよ
 うな量・質の改善を通じて、農民上層で畜産
 における発展がみられたことを、先のコーラ
 ーの引用は示しているように考えられる
 のである。コーラーは農民上層における肉牛
 生産と酪農における商品生産の発展を直接的

に示してゐる。まず乳牛についていへば、農
 民上層の所有規模は、乳牛の貸付けに言及し
 てゐる。よとから考へて、かたりのもつてあつ
 たことが窺われるし、また、生産構造として
 は上層経営における多頭所有と、貸付けによ
 じた下層経営における小頭放飼養が結合され
 た在り方が推測される。それはこの当時雌子
 牛の育成が不利であつたことによるものと思
 われる。「何故なら育成した雌牛価格よりも飼
 料費が高価につくからである。」このような事
 情が上層農のもとでの雌牛飼育を大規模化さ
 せず、下層農への貸付を通じて、小規模生産
 を支配するといふ生産構造を生み出すことと
 なつたと考へられるのであつた。これに對して
 肉牛生産は有利であつたとされてゐる。「肉用
 子牛を1シユツクで購入し、一年間放牧飼育
 すれば4シユツク以上で販売できる。」「現在
 は肉が少なくなつた。なせなら肉屋が家畜を
 入手できた雄牛市場が現在では何処にも開か
 れなくなつたからである⁸⁶⁾、つまり需要に對し

て供給が下まわっていったのが原因であった。
 そして、肥育素材としてはハンガリー、フリ
 ーランド、ポーランド、イギリス、デンマ
 ークから輸入されてきたことは先に述べた通
 りである。したがって肉牛生産は、老廃牛の
 販売に止まらなかつたことは明らかであり、
 売ることを初めから目的として小商品生産に
 転る程度められたと考えてよいであろう。さ
 うにコーラは冬飼料として根菜類を耕地に
 導入して「羊で大儲けしている農民」につい
 ても述べていた。このようにして農民上層に
 おいては少なくとも家畜部門を中心として小
 商品生産が微弱をばうもめられたのであり、
 ここに富農層の形成もよみであろう。
 しかし、この富農層の生産力的基盤は、依然
 村落共同体規制にあり、また雇傭労働力も僕
 婢条令下におかれたものであったことは指摘
 しておかねばならない。しかしそれにもかか
 わらず、小商品生産を、共同体規制の枠内で
 あれ、規制から解放される方向への農業生産

力の発展に及之られて行なひ、一般農民と比較して優位に立つ富農経営の存在が指摘されねばならぬのである。

注 47) F. Lütge, a. a. O. S., 119.

48) K. Konth, Die Entstehung und Entwicklung des ostdeutschen Großgrundbesitzes; F. Lütge, a. a. O. S., 153.

49) F. Grossmann, Über die gütsherrlich-bäuerliche Rechtsverhältnisse in der Mark Brandenburg von 16. bis 18. Jahrhundert, S. 6 ff. 藤瀬浩司「東ヨ - ロッパの農場領主制」(『西洋経済史講座』Ⅲ, 145頁)。

50) F. Lütge, a. a. O. S., 121.

51) Ibid., S. 124 ff.

52) Ibid., S. 132.

53) 藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成』79頁以下。

54) ブラニデンブルクについては実証されてゐるが、ザクセンにおけるよう

に債務を賦役で支払う方法がとられてい
 たとすれば、貨幣地代の増額分を賦役で
 支払うという方法は抵抗なしに賦役農民
 によって受け入れられたものと推測され
 る。

55) F. Lütge, a. a. O. S., 140.

56) 藤瀬浩司、前掲書、98頁。

57) F. Lütge, a. a. O. S., 121. 藤瀬浩司、前
 掲書、98頁。

58) F. Lütge, a. a. O. S., 138.

59) Ibid., S. 137.

60) Ibid., S. 140.

61) 芝原拓自『所有と生産様式の歴史
 理論』243頁。

62) この点については進藤牧部『ドイツ
 の近代成立史』第三章「メクレンブルクに
 おける農民追放」とくに64～110頁の見解
 と比較された。

63) 藤瀬浩司、前掲書、239頁以下。

64) Coler, a. a. O. S., 117. 参考のため

に 評 価 基 準 と 示 せ ば 以 下 の 通 り で あ る。

フーフェ農民賦役 = hart Korn 1 Wispel 200 Gulden

小屋住農民賦役 = 燕麥 1 Wispel 100 Gulden

直營地耕種 1 Wispel 播種量の耕地 (收穫は播種量の3倍とする) 地味により異なるが 普通 400 Gulden

鶏 (1羽 2gr.)

卵 (1 Schock 4gr.)

ハチウ (1羽 4gr.)

計 3 Gulden の ばあ

100 Gulden

水車 (Erbmühle) 1 Wispel あたり

150 Thaler

採草地 利用家畜頭数による評価のばあ 此牛5頭あたり

100 Gulden

干草による評価のばあ 5 Fuder

100 Thaler

林地 1 Morgen あたり

6 Thaler

乳牛 (1頭あたり) 2 Markische Gulden (36gr.), 年収入 4.5 ~ 10 Gulden. 価格

10頭

14 Thaler

20頭

30 Thaler

40頭

60 Thaler

50頭

150 Thaler

放牧权 (-10頭あたり)

575 Thaler

羊放牧权 1000頭あたり

1000 Thaler

羊100頭 7.8. 9 Thaler 収入 50 Thaler

羊のばあ 400頭

175 Thaler

(Erbkau)

裁判手数量, 教会レーエン, 肉十分一税

場合毎に評価。

左の... のように一般的評価基準が見う

れたことは、レニエングートの売買がの
 たり頻繁に行なわれたことを示すもので
 あつて、封建的土地所有の貨幣化があの
 程度進行してゐることを窺わせる。

65) Coler, a. a. O. S., 99ff.

66) 67) Ibid., S. 102.

68) Ibid., S. 99.

69) Ibid., S. 135. 一般貴族・市民の所有と
 直営地管理人に対する現物支給とを比較す
 ると以下のようである。

一般貴族・市民

直営地管理人

ライ麦 12 Sch. (2400 科)

ライ麦 26 Sch.

大麦 12 Sch.

エンドウ 7 3/4 Sch.

エンドウ 1 Sch.

牛肉 5 Schoten

豚 1/2 頭

豚 1 頭 (1 Thaler)

羊 2 頭

バター 23 1/2 Pfund

チーズ 3 Malter

バター 12 Pfund

チーズ 12 Schock

蜂蜜 1 3/4 匁

ひらめ 10 匁

にしん 1 1/2 匁

塩 1/2 Sch.

にしん 2 Schock

キビ 1/2 Metz

ソバ 7 1/4 M.

カブ 6 Sch.

サフラン 1/2 quint

ショウカ 2 Loth

胡シヨ 2 Loth

薄ビール 2 Tonne

良質ビール 1 Tonne.

計 23 Thaler 18 gr. 6 Pf. (油, 薪その他略す)

70) Ibid., S. 103.

71) Ibid., S. 3.

72) Ibid., S. 10.

73) 藤瀬浩司、前掲論文、89～91頁。

74) H. Prieb, Die Entwicklung der Betriebsgrößenverhältnisse der Landwirtschaftlichen Betriebe in 50 Ortschaften des Kreises Greifswald, Diss. Berlin, 1936. S. 37.

75) Lütze, a. a. O. S., 143.

76) 養公人の数は、連畜一組あたり男子養公人 = 2、雌牛十頭あたり女子養公人一人、その他に各種家畜の家畜番がいるものとされている。

77) Coler, a. a. O. S., 105.

78) Lütze, a. a. O. S., 140.

79) 藤瀬浩司、前掲書、59頁、91-95頁。

80) ミッテル・マルクにおける三十七年戦争開始当時の一六二四年における階層構成は以下の通りである。フーフエ保有経営セス八八・五戸(ニ一七八九・七五フーフエ)、小屋住農戸数約五五〇〇戸。

その他の農村住民としては、土地を保有
 するハウスマン（日雇）のうち、家族
 数一名のもの九九戸、夫婦だけの家族と
 構成するもの六八八戸と分つてゐる。フ
 ードを保有経営はすべて一フーフード以上
 であり、平均規模は三フーフードであつた。

以上について *Littge, a. a. O. S., 121.*

81) 山岡亮一『農業経済理論の研究』

276頁以下。

82) *Coler, a. a. O. S., 425.*

83) 84) *Ibid., 5, 146*

85) 吉岡昭彦「西ヨーロッパの地主制

(『西洋経済史講座』Ⅲ、119頁)の用法

によつてゐる。

86) *Coler, a. a. O. S., 413.*

第五章 結論

第一章では、課題、方法、史料、第二章以下では、第一章で述べた課題、すなわち、十六世紀、とくにその後半における農業生産力の発展と農業経営の諸類型、とくに領主経営および分益小作経営について、十六世紀のドイツ農書を主たる史料として検討した。そして、経営諸条件と確保するための領主权力への依存度、村落共同体規制への依存度、および領主权力による拘束の度合を異にする農業経営の諸類型を析出した。本章でも、三地域にかけられた農業生産力、農業経営の諸類型の整理を行ない、時代的特質を明らかにするとともに結論とした。

(1) 古典荘園の解体後、領主＝農民関係は、領主による個別人身的支配関係から、土地の授受に基づく物的関係に転化された。農民負担の重心も、勞働地代から生産物＝貨幣地代に移行した。とらえて十四世紀後半、十

五世紀の、いわゆる「封建的危機」の時代には、
 第一に農村人口の大半を減少（ペスト、戦乱、
 都市への逃亡）とそれに伴う荒地の増大、
 第二に農産物、とくに穀物価格の低落とそれ
 に基づく工業生産物価格の相対的上昇、第三
 に貨幣地代の実質的価値の低下（貨幣悪貨）
 などによつて領主収入は名目的にも実質的に
 も大半に減少した。領主はこの「封建的危機」
 に対応して封建的土地所有の対応を試みたの
 であるが、ドイツではその再建の仕方が大別
 してエルベ以西とエルベ以东とでは異なり、
 十六世紀においては、エルベ以西では地代領
 主制 *Rentengrundherrschaft* であり、荘園領主制 *Grundherrschaft*
 が、エルベ以东では農場領主制 *Gutsherrschaft* が
 支配的地位を占めた。第二章以下で分析した
 地域のうち、ニーダーライン、ザクセンは地
 代領主制地域に、ブランデンブルクはエルベ
 以东の農場領主制地域に属する。
 ニーダーライン地方は領主が大規模を直営
 地経営を行なうとするこゝが基本的には生

じなかつた地域である。彼らは、旧領主直営
 地の他に、農民保有地を購入して領主の専独
 所有地に転化し、これを小作地として貸出し、
 地代収入を増大させる方向を志向した。彼等
 の主たる関心は農業よりもむしろ領邦君主官
 僚としての勤務にあつたと云われる。この地
 方ではベルクで典型的にみられたように、領
 邦君主 = 農民関係が支配 = 従属関係の中心と
 なり、裁判権も荘園領主から領邦君主のもと
 に集中されていった。これに反してザクセン
 では、個別領主(領邦君主、貴族、都市、*Stift*)
 による自己経営の拡大傾向、大規模経営がみ
 られた地域であつた。この奥でエルベ以東か
 らエルベ以西への移行地域を形づくつてい
 る。しかしザクセンでは、領邦君主が、領邦国家
 収入の減少を生じる農民保有地の領主直営地
 への編入を防ぐために体系的な農民保護政策
 を精力的に展開した。そのためザクセンの農
 民保有権は良好なまま維持され(世襲で譲渡
 可能な土地保有権 *schlicht Zinsgut* がある)は、*Erbe-*

zinsrecht)、負担は固定され、人格的にも自由であつた。グラントンブルクは、領主直営地経営の再建拡大の方向が基本的にとられた地域であり、十六世紀後半から二十年戦争の時期に農場領主制が確立し、農場領主＝農民関係が支配＝従属関係の中心となり、領主経営の経営諸条件確保の前提となつた。

三地域に共通してゐる領主＝農民関係は、ある領主に人身的に隷属する＝とに基づくのではなく、むしろ主として一定の領域に対する支配権である領邦君主権力に基礎を置くものであることにその本質がある。この領邦君主権力を貴族議会に与ける力関係を通じて、領邦君主が握るのか、あるいは一般貴族(とくに騎士領主)が握るのかという点で相異が生じたのである。

(2) 領主経営

a) ニーダーライン 領主経営は例外的であり、大領主たとえば教会領主は全く自営で行なつてゐる様であり、自営地と有するの

は騎士層だけであつたと推測される。経営規模は一般に小さい。騎士の経営規模は普通二百モルゲンまでであり、従つて騎士の自家の食糧需要を満すのが主たる目的であつたと思われれる。この裏から、領主経営における農産物販売は自家消費を越える余剰を販売するといふ性格を強く持つていたと思われれる。

生産手段の所有についてみると、その経営地は言うまでもなく領主の単独所有地であり、農業用建物、役員、農具、すべて領主の所有である。労力は年雇を中心とし、日雇、請負制賃労力を補助的に使用してゐる。この雇傭労力は領邦君主による規制からも事実上自由な労力であつた。すなわち貧農労力への依存が主であつて、中農労力に依存する部分はあつたとしても僅かであつたと考えられる¹⁾。耕地の存在形態は、散居制地域では勿論集団耕地であつたが、集村地域でも耕地の集団化が押し進められていた。この傾向はとくに都市周辺部で明瞭に現われてゐる。

農業技術面では、主穀式農業の極限までの
 発展がみられた。まず第一に、苜蓿作物、根
 菜類の導入を通じて、一年二作、二年三作、
 あるいは間作ととりいれた五～六圃式農業が
 行なわれた。これは刈跡放牧、休閑放牧と部
 分的にせよ排除するものであった。第二に休
 閑地への苜蓿飼料作物の導入がみられた。す
 なわち新しい「永久耕地 *ager restabilis* の出現（レ
 イ）。第三に、中世的生産力水準では劣等地で
 あった砂質土壌耕地および共有地に飼料作物
 が導入され、劣等地での生産力が増大した。
 第四に、以上にみられるような飼料の増大（
 天竺し大部分が夏期飼料）の結果、飼育家畜
 頭数の増大→肥料の増大→土地利用度の上昇
 （多圃化）がみられた。さらに肥料として糞肥
 が他地域より遙かに多くとり入れられた。こ
 のように耕地の存在形態、作付順序、地力維
 持の面から、主穀式農業がかなりの程度克服
 されはじめた。しかし未だ耕地と永久採
 草放牧地との分離を完全に止揚する性格のも

のではなかった。それは例之が豆類が地力消
 耗作物として、作付順序の中で位置づけられて
 いるなどの点にも端的にみられた。しかし、
 この豆類の位置付けは、主穀式の枠内での過
 剰肥料の存在を前提として、後作穀物のための
 に好適な土壌条件を作り出す為のものである。
 この限りで発展した生産力を示すものである。
 したがって主穀式農業の枠内で、多肥集約化
 に対応する作付方式であり、その意味で主穀
 式の枠内では最大限の発展水準に達してゐる
 と云えよう。

こうして領主経営は、領邦君主の課税(土
 地および雇傭労働力)を免除されてゐるとい
 う点では封建的性格を有してゐるが、生産過
 程に因する限り、経営で生ずる剰余生産物は、
 共同体規制から自立しつつあるところの、一
 般農民から相対的に高い生産力と、自由な賃
 労働力の使用(長時間労働、請負制労働)か
 ら生じてゐるといふ点で、ブルジョア的性格
 を有すると考へてよいであらう。ただし、力

が、また「園芸作物」ととり、えて「さ」という生産力に固まる處、とくに自給自足の側面が強くと、余剰販売を基本的性格とするという頁で、ニーダーラインの富農経営と比較して、ブルジョアの性格はより弱いと云えるであらう。

b) ガクセン 主として領国内の近隣都市およびエルツ山地 *Erzgebirge* の鉦山地方への農産物(穀物、羊毛、亚麻、牛)販売を目的としてゐる。領邦君主の直営地経営に對して云へば、生産手段の所有関係、勞働力は多元的構成を示してゐる。この頁にまずニーダーラインとブランデンブルクとの中間的性がみられる。すなわち、土地の領主の單獨所有権のもとにあるが、その他の生産手段(役畜、農具など)は一部の領主所有のものであり、一部の農民所有のものであった。勞働力も同様に多様であり、賦役、賃勞働(年奉奉公人、日雇、請負制)、債務奴隷的勞働がみられた。これを別の側面からみると、中農に依存する部分(農民の生産手段を以てする勞働、たと

ば役畜賦後、農民の役畜、農具をもつてある
 賃労働、固いく債務奴隷的労働)と、貧農に
 依存する部分(手賦後労働、手労働を主とする
 日雇労働)とが相対的に接近した地位と占
 めていたと考えられる。そして十六世紀後半
 において、中農に依拠する労働(主として犁
 耕労働)が不足した英に特徴がみられたので
 ある。賃金労働力は領邦君主の僕婢命令の規
 制下にあった。この規制は十六世紀において
 は最高賃金の規制という形態をとったが、こ
 の賃金は、賃金労働者側の抵抗のため次々と
 改定され上昇せざるをえなかった。このよう
 に領主経営における労働力の中で、中農・貧
 農の労働比重が接近していき、ということ、労働
 力市場の規制の強度の英で、ニール・ライ
 ンとブランデンブルクの中間的位置と占めて
 いる。そして中農労働の不足が訴えられてい
 ることにエルベ以西における特徴がみられる
 ように考えられるのである。

農業技術面については、まず直営地耕地の

存在形態について見ると、労働能率の英から意識的に集団化が進められ、大半が農民村若耕地と分離していった。この集団耕地で粗放穀草式から三〜六圃の主穀式農業が行なわれた。農業生産力展開の方向は、ここでも、苜蓿作物の導入によって多圃化するという外延的拡大の方向をとった。すなわち作付面積の拡大、休閑面積の縮小、輪作期間の長期化。苜蓿作物やカブが休閑作物として利用された場合もみられたが、それは例外的であり、また面積の英からやても休閑地のごく一部に播種されるに過ぎなかった。一般には休閑を残したまま多圃化して、その一圃に苜蓿作物を作付けするものであった。豆類の作付順序上の地位は最後であり、肥料不足のもとで地力消耗的性格をもつ稔実作として用いられていく。緑肥としての利用も知られていたが、少数の都市周辺部に限定されていたと推測される。そのため穀物の作付面積に対して肥料、労働力が不足し、その結果生産が不安定となり、経営規

模と施肥可能で適期の農作業を行なうる範囲
 団(三圃式農業)に再び縮小するに及ぶ、尋
 時の農業技術上の最大の問題であった。地力
 維持の方法も主穀式のばあいと基本的に異化
 はない。すなわち耕地と永久採草放牧地との
 分離を前提とし、家畜を媒介として永久採草
 放牧地から地力を移転するという方法(加用
 信文氏のいわゆる間接的地力維持)が基本的
 であった。このばあい媒介となる家畜は主と
 して羊であったと思われ。この羊は農民耕
 地のほかの休耕地、刈跡放牧地に放牧された
 のであり、したがって村落共同体規制に依存
 して飼養される家畜であった。なるほど耕地
 への豆類の導入によつて、耕地と採草地との
 結びつきは弱まり、とくに羊の飼料として豆
 類は冬期飼料として使用されたけれども、そ
 れは極めて限定された意味しかもたらがった。
 したがって地力維持の方法としての休耕地が依
 然として続いた。また豆類の導入によつて、
 飼料不足→家畜不足→厩肥不足→収穫低下を

克服する手掛りは得られたが、多圃化という
 形での土地利用の集約化すらも肥料面から支
 えることができない程度のもので、上述の悪
 循環に押しつぶされる結果となった。共同体
 規制の観念からみても、ここにはみられる農業
 生産力はたとえ農民耕地から分離された耕地
 で経営が行なわれていても、共同体規制を必
 要とする段階にあつたと云わなくてはならな
 い。

以上にみたガクセン選定侯の直営地経営は
 生産過程においては、賦役労力および領外移
 動すをわら「他邦での奉公」を禁止され、ガ
 クセン内では最高賃金規制をうける、いわゆ
 る不自由な雇傭労力を用いてゐる。しかし
 この不自由雇傭労力については、法定最高
 賃金制がたえず堰り崩されていつている実が注
 目されねばならない。ガクセンにおける領主
 経営における剰余源泉の一つが、このように
 賦役労力および不自由労力にあることは明ら
 かである。しかし賦役が全必要労力の半で占

めを割合、雇傭労働力規制の絶えざる破綻の
 裏からみて、剰余源泉としての意義はブラン
 デンブルクと比較してかなり小さかったと考
 えてよいであろう。また生産手段(役畜、農
 具)を所有し、上述のようを特徴をもつ貧農
 労働力(長時間労働、債務奴隷的労働)に基
 づく剰余、中農の債務奴隷的、すなわち高利
 貸的労働に基づく部分が考えられ、したがっ
 て剰余労働の源泉も多元的であると云わなく
 てはならぬ。

c) ブランドンブルク 主として遠距離市
 場(穀物についてオランダ、ニールラ
 イン、イングランドなど。肉牛について全
 中部ヨーロッパ)向けの販売を目的として
 いる。領主経営における生産手段について必
 りば、役畜・農具は農民経営から提供される
 ため、賦役労働力の中心をなす隷従小作にあ
 っては、農民経営から提供される生産手段は
 いわゆる「前貸用具」であって、役畜につい
 てみれば役畜は領主所有であるが飼育費は農

氏負担と、いうように、経営「資本」の兩者の
 向での分担がゆられる。勞働力としては賦役
 が主として使用された。補足的に使用される
 雇傭勞働力も、領主優先雇傭権、僕婢強制、
 移動の自由の制限などによって規制された不
 自由勞働であつた。雇傭勞働力において注目
 されるのは、農場管理人が経営「資本」の分担
 者であり、したがつてまた経営の危険の分担
 者という側面を持つてゐることであつて、こ
 こに農場領主制経営の確立期における領主の
 農民上層を利用して、いわゆる「上からの
 道」の推進が見られる様に考えられるのであ
 る。また賦役勞働力源としての隸役小作につ
 いてみると、それは領主の支え、すなわち「
 前貸用具」の領主からの貸子なしには中農と
 して存在しえない貧窮的性格のものであつた
 ことが指摘されるべきである。したがつてこ
 こでも隸役小作と領主との向で経営「資本」
 の分担がゆられるのであつて、「前貸用具」
 に当座における「資本」の存在形態が認めら

れるのである。したがって農場領主と隸従小
 作人との関係は、封建的従属関係にあると
 もに、「資本」による支配(資本利子支払)
 を内包していたといわなくてはならないであ
 ろう。これは隸従小作の土地に対する関係が
 保有権的性格を有すると同時に、いつでもそ
 こから追放されるよう領主の恣意の貫徹す
 る、したがって領主の専断所有権が貫徹する
 土地に近くなっていくことと対応していき
 いく。また貧農についても封建的権力(領
 邦君主権力)によって規制される不自由労働
 であることを指摘するだけでは不十分であり、
 封建的権力の規制による低賃金のもとで、コ
 ーラーの指摘しているような労働時間の延長
 という手段による剰余労働の存在も指摘され
 なければならない。

農業技術に関していえば、直営地耕地はほ
 ぼ農民村落耕地から分離したとみてよい。こ
 の分離耕地で、主として三圃式から八圃式に
 至る主穀式農業が営まれていた。農民経営で

は三圃式が一般的であったようにあるが、領
 主経営では蓋科作物を導入して発展した作付
 がなされた。すなわち豆類（ニニゴハグイ、
 ケン）が間作物として、あるいは地力増強作
 物（緑肥）として用いられる傾向が強かった。
 作付順序からみれば、サクセンのように最後
 にゴハゴハなく真中に位置付けられている。たと
 えは B H H ② H ② H H（ただし B は休閑、H
 は木穀類、②はグイ、ケン）がそれであって、
 B H H、② H、② H H の三つの作付組織項か
 らなり、②が夏期休閑耕を伴う休閑と同様の
 機能を持つてゐることを推測できるのであ
 る。このようにグイ、ケンの機能によつては
 いめて八圃式農業が可能であったと云えよう。
 この作付順序にあつてはグイ、ケンは總作付
 面積の中で八分の二、つまり二五・八パーセン
 トを占めてゐる。このように地力維持の面での
 の改善が一定度みられたが、それは依然とし
 て耕地と永久採草放牧地との区別をなくする
 ものでなかつた。施肥方法の有力な一方法

であつた。羊飼養においても、その飼料は耕地
 で栽培されるグレイ、オーケンが利用されると共に、
 共有地、休耕地、刈跡地への放牧に依然とし
 て大幅に依存してゐる。すなわち耕地と永年
 採草放牧地との分離という枠組の中で、耕地
 と放牧採草地のそれぞれにおいて、一方での
 豆類の導入、他方での草生改良という進歩が
 みられたと云ふやう。しかし依然村落共同体
 規制を必要とする段階にあつたと云ふ。し
 かし農民経営と比較すれば、領主経営は一般
 的にいって、耕地が圃地化し、かつ豆類の栽
 培比率が高い。其に経営形態の相異が認められ
 ると云ふやう。

以上から、領主経営における剰余の源泉は、
 何よりもまず、領主経営の諸条件を保障する
 に最も大きな意味をもつ封建的权力（領邦居
 主权力）であり、したがつて、領主経営にお
 ける生産力の一般農民のそれに対する優位性
 も、藤瀬氏の強調されるやうに「領主側の賦
 役労働の合理的收取を実現するための方策」³⁾

と理解される。しかし同時に、小経営に対する前貸用具の貸付を通じて、投下した経営「資本」の利子を高めるための方策と、この側面をも持っていたことを見逃してはならないと考へる。

(3) 分益小作経営

a) ニーグーライン への地域の分益小作においては、十六世紀後半と、この時代で、領主は小作地を貸与すると同時に、経営「資本」のうち種子だけを負担し、小作人がその他の一切の経営「資本」を支弁していったと考へられる。すなわち小作人は、役畜、農具、その他の生産手段を所有し、年季奉公人、その他の雇傭労働力と小規模ながら使用した。そして農業生産は、農業地域と工業地域との分化傾向、同じ地域内における主たる商品作物と異にする小地域の分化を前提として、麻、亜麻、大青、菜種などが初めから販売を目的とした小商品生産という性格を有していった。この小商品生産を支える基盤は、主として農業の榨

内ではあるが、多肥集約農業を可能としたと
 ここの、豆類、カブ、栽培飼料作物の導入、
 砂質土壌農地への牧草栽培、採草地の草生改
 良にみられるように、質量両面にわたる改善
 であり、緑肥の使用であった。このように富
 農たる分益小作費が行った多肥集約輪作は、
 村落共同体規制を大幅に弱める性格のもので
 あり、したがって富農経営の村落共同体から
 の大幅な自立を生ぜしめる性格のものであ
 った。またこのように多肥集約輪作は、土地持
 ち労働者の性格をもち、家畜の飼料基礎を耕
 地における飼料作にかなりな程度あいている
 富農とは対照的に、家畜飼料を主として共有
 地放牧に依存せざるをえぬ、従ってまた共同
 体規制に屈執せざるをえぬから、富農経営と
 は、経営形態の上で質的を相異が明らかに見
 られた。他方分益小作は、その経営地バリッ
 ター・ジッツであるばかり、領邦君主から一
 般農民に賦課されるニャフツの代わりに *Gewinn-*
und Gewerbesteuer を課せられたという点、領主

権利の利用といえどいえるであろう。しかし
 分益小作経営において生じる剰余の主たる源
 泉は生産過程における上述のよう、を相対的に
 高い生産力と事実上自由な雇傭労働力の使用
 にあることはほぼ疑いなく「と」である。
 この点で富農経営と規定できるであろう。

6) ザクセン 分益小作は主として畜産部
 内で行なわれたようであるが、耕種について
 も行なわれていたことはトウムブスブルの農
 書からも明らかである。ザクセンの耕種部門
 では、領主は経営「資本」すなわち経営用の
 生産手段 (essence Inventar) を分益小作人に貸与し
 ている。しかし種子は小作人が負担している
 のが一般的であったようである。分益小作人
 が農場附属の賦役を使用する場合には、その
 代金を支払っている。この額が、労働力市場
 価格で換算した額と比較してどの程度の差を
 ともつものであったのかは不明であるが、何
 れにしても、賦役を徴収するものが領主特権
 の行使であることは確かであるが、分益小作

人が賦役を利用する二とが直ちに分益小作人が
 二の領主特権を享受したという二にはな
 らない。領主と分益小作人との関係は、貨幣
 化をいし物化してあり、債権 = 債務的を性格
 を基本的にもつていたと云えよう。すなわち
 分益小作人が賦役を用いても、しかも領主と
 の関係は貨幣化をいし物の関係となつてい
 う。是にガクセンの耕種部門における分益
 小作の特徴がある。

この性格は乳牛部門の分益小作について明
 らかに認められる。ここでは分益小作農
 への負担する経営「資本」部分が大きければ
 あるほど小作料が少なく、すなわち剰余が大
 中に残るようになり、逆に領主の負担する
 経営「資本」が大きくなればあるほど小作料
 は多くなり、分益小作人の取分は労賃相当部
 分に近づいて行つていく。したがって領主取
 分は、その負担する経営「資本」に対する利
 子部分を含まないと考えられる。場合によ
 つては、すなわち分益小作農が被雇傭有的性格

に近いが、あいには、経営者取分の一部とも含
 んでいると推測されよう。ところで、富農的
 分益小作と貧農的分益小作とを区別するもの
 は、分益小作人が労働力の雇傭費を負擔する
 の否かによつて、 $F = C$ とは興味深い点である。
 乳牛部門および牧羊部門における分益小作
 は共に休耕地(領主経営地および農民経営地)
 アルメンゲにおける領主の放牧特権に依拠し
 ている。したがつて領主経営(耕種)は農民
 経営地とは分離した土地で営まれたけれども、
 しかし、その作付順序、地力維持の方式から
 みれば耕地強制を必要とする性格のものであつ
 た。農民耕地は混漙耕地であり、共同体規制
 に服した経営が行なわれた。したがつて分益
 小作による家畜飼養も共同体規制に依存する
 ものであり、村落共同体規制を維持、強化す
 る方向に作用するものであつたと見える。し
 かし、第三章第二節で指摘したように、当時
 の領邦君主直管地経営における最大の向題は
 労働力、とくに半農労働力の確保であり、こ

のたのには、農民耕地への領主放牧権に必ずしも国執して「を」のが注目される。この一例からだけでは断定できな「が」、領主の羊放牧権による村落共同体規制の維持、強化への作用力は、十六世紀においては「を」お相対的に弱かったと「う」ことも考えられるのである。

以上から「サクセン」の分益小作人経営における剰余（富農的分益小作人）は、領主权力の利用に一部帰せられる（農民経営地への領主放牧特権、雇傭労働力に対する規制、さらには賦役利用）ことは明らかであるが、その程度は東部ドイツと比較すれば「か」なり低いと判断せざるを得ず、よ「に」サクセンにおける富農の特徴をみる「と」ができる。

c) マルクブランデンブルク マルクブランデンブルクの分益小作は家畜飼養部門でめられる。牧羊部門における分益小作にあ「こ」は、サクセンの場合も同じである「が」、生産手段たる羊、飼料、賃金、土地用役など、すべて領主負担である。た「だ」レ賃金は、牧羊業者

牧夫頭、牧夫とも現物で、粗生産物に對する
 部合で支払われていた。すなわち賃金は前
 払いではなく後払いであった。そのため牧羊
 業者はその歩合と受取るまでの間の自己利益
 のため、雇傭労働者の生活費を負担するだけの
~~貨幣とすくとも負担するだけの~~貨幣と必要と
 したと考えられる。歩合に基づいて、すなわち
 ち経営の危険を分担しながら得られる牧羊業
 者の収入は富農と云はうる程のものであった
 が、その源泉はグラウンディングの場合、領
 主権力への依存にあることは改めて言うまでも
 なく、この裏にこの地域における分益小作
 の特徴がある。(農民耕地、村落共有地への
 放牧、不自由雇傭労働の使用)。

耕種部門において分益小作は、農場領主
 制経営の展開のために見られるが、十六世
 紀後半の農場領主制確立期においては、領主
 経営は、当時における農民層分解の結果生じ
 てきた農民上層を管理人として分益小作的側
 面を保持せながら繰り入れて利用したことで、

また経営労働力に利益小作人的側面ともつ資本
 家の賦役を利用したことは先に指摘した
 通りである。

(4) 以上の明らかによつて、十六世紀
 後半のドイツにおいては、生産過程において
 村落共同体規制、領主権力への依存の度合の
 強弱に応じて様々な経営類型がみられた。ニ
 ーダーラインでは、村落共同体規制、領主権
 力への依存の度合は三地域の中で最も弱い。
 村落共同体規制への依存が弱いといふことは、
 単に散居式定住地が多いといふことの結果に
 いうよりも、むしろ、農業技術そのものの自体
 が村落共同体規制を大幅に緩和するものであ
 ったといふ意味においてであることに注目し
 なければならぬ。またニールライン地域の
 の内部でも経営形態の相異が認められた。農
 民層上層においては豆類、牧草、商業作物の
 大幅な導入、共同放牧への依存度の減少。貧
 農層における耕地での穀物生産と共同放牧へ
 の強度の依存がそれである。この地域では地

域内外に特産地が形成され、一般的に、すき
 めろ中農層において衣料原料を自給せず購
 入してゐた英にみられるように自給自足体制
 が崩壊し、小商品生産が行なわれてゐた。し
 たがって三地域の中で最もブルジョアの性格
 が強いと云える。すきめろ、領主権力、共同
 体規制への依存が最も弱く、したがって農民
 層のブルジョアの進行が最も著しい地域で
 領主経営のブルジョア化も最も進んでゐたと
 云える。

ニーダーラインの対極が東部ドイツのブラ
 ンデンブルク地方である。ここでは領主の裁
 判・行政に属する一円支配権の存在が領主経
 営の現実的基盤となつてゐる。すきめろ生産
 手段のうち労力力にまつては、賦役の確
 保、雇傭労力力(すきめろ労力力市場)にほす
 る領主規制権が土地にまつては、好ましから
 ざる農民に対する領主の追放権(すきめろ農
 民保有権の現実的領主の所有権による吸収、
 領主的土地所有権の肥大化)、農民耕地におよ

がアルメーデに對する領主放牧權、領主經營
 への従属によつて生じる農民の現實的工地利
 用(ガグエーレ)の弱体化(すなわち夏期休肉
 耕の實施が不可能となり、適期の作業が妨げ
 られるなど)など領主經營の諸條件は領主權
 力によつて保障された。この英にブランデン
 ブルクの特徴がある。しかし、これだけでは
 なく領主の農民への「前貸用具」の貸与とい
 う形での經濟的支配(領主の支出した經營「
 資本」に對する利子支払)が加わる。生産過
 程に於いては以上であるが、流通面において
 も領主權力が重要な役割を果たした。すなわち
 農産物市場支配權が領主經營生産物の貨幣へ
 の転化、農民生産物の買入による前期的利潤
 の實現を保障した。

西ドイツとは対照的に、領主經營が農民經
 營よりも一般に商品生産的性格が強かつたと
 云える。また經營形態の異からみても、領主
 經營において豆類、牧草の導入が一般農民經
 營におけるよりも大量に行なわれる傾向があ

られた。これと可能にしたのは領主経営が
 農民耕地と分離されていったのがその一つの原
 因であつたと考えられるが、この上に、適期
 の農作業と不可能とあるようす、莫にみられる
 と、この、農民経営の領主経営への従属が、
 領主経営と農民経営との間に生産力較差を生
 めたしと考えられる。

当地方における富農の一形態である分益小
 作(牧羊部門)について、共有地への放牧、
 雇傭労働力確保の莫において領主経営への全
 面的な依存関係がみられる。領主牧羊部門は
 また農民村落の共同体規制と牧羊経営にとり
 込めらるゝことにおいて成立してゐると云つてもよ
 い。さらに一切の経営資本と領主が支出して
 おり、分益小作人は最大限給与が支払われる
 までの賄費を負担するにすぎなかつた。ここ
 でも領主が、微弱ながら、農民層分解の結果
 出てきた富農を領主経営に利用してゐること
 が窺われるが、ここでの富農の分益小作人と
 しての形態はブルジョア化の程度が最も弱い

といえる。こうして農民経済のブルジョア的
進化が弱い地域で、領主経済のブルジョア化
も弱かったと云えるのである。

中間の位置を占めるのがザクセンである。

領主直営地経営における経営の諸条件と確保
する上での領主权カへの依存度は、ニーター

ライン、ブランデンブルク両地域の中間にあ
る。すなわち領邦君主の直営地経営において、

領主权カ、村荘共同体規制への依存は、ブラ
ンデンブルクにおけると同様、たとえば、地

力維持に因りて農民耕地への領主の羊の放牧
を必要としたこと、勞働力に因りて賦役への

依存、雇傭勞働力に対する規制などの異にか
られる。しかしその程度はブランデンブルク

と比較すればかなり低い。すなわち、賦役で
もって全必要勞働を満すにはほど遠く、雇傭

勞働力に対する規制も、絶えざる反抗のもと
にたえず掘り崩されていっている。この異は

分益小作について云えるのである。賦役
を使用することであっても、それは有償であ

り貨幣で支払われていゝ。従つて貨幣関係が部分的にはいり込んでいゝと共に、賦役と借賃との二つが直ちに領主権力の利用と意味を失はうという関係が成立してゐた。

(5) 以上のよう各地域間の相違は、何れよりもまず、各地域における社会的分業の発達とのかかわつていゝ。すなわちニータラインにあつては、工業は都市ツインタを衰退、崩壊させるほどに農村において発展し、同屋制が農村工業を基盤として成立した。その結果は農民層における階層分化の進行であつた。この階層分化は、分割相続慣行が極端なまでに進行し、土地が家長の専有権に集中し、家族構成員が土地保有から排除されるという家族労作経営の基調が解消されるに至つていゝ。すなわち一方に於ける共同体規制、領主権力から完全に自立した富農の形成、他方における共同体規制への依存が共同体放任に限られてゐる土地持ち労働者の形成。その結果、領邦君主の労働力市場の規制は極めて

弱のうれ事実上不可能にまで来てしまっている。
 ガクセンにおいても、農村工業が主として
 麻織物業について、近隣の農村小都市のフ
 ット規制を絶えず無効にするほどに発展して
 行、た。た、た、た全体としてみれば、十六世紀に
 おいては麻織物工業の中心はなお農村におけ
 る小都市であり、向屋制も都市フットを基
 盤としていた。農民層の分解は、農村工業の
 発展に伴って進展し、領邦君主の直営地経営
 において中農労働力の不足が許えられ、その
 ため後畜・農具などの「資本」投下を行なう負
 働労働力を使用せざるをえないほどに分解が
 進んだが、これに代して半連畜農(中農下層)
 の形成、貧農の追放にみられるように領邦君
 主による社会を許し、相続分割の禁止とあ
 った、自給的色彩の強い中農層の固定を成
 る程度まで許すようになった。しかし
 二二では、このように中農下層の再形成にも
 限度があり、したがって領主は経営「資本」
 を直営地経営に投下し、後畜農具を備えるに

とによつて、食糧労働に依拠せざるをえなかつたのである。したがつてサクセンゴは領邦君主によつて労働力市場の規制が繰返し破られ、その都度再建されねばならぬと云う事態が生じたと考えられる。

ブランデンブルクは東部ドイツにおいて先進地であり、十四世紀から十六世紀初頭にかけて、都市におけるツーフト手工業の発展に従つてまた都中を中心とする商品=貨幣流通の一定の展開がみられた。しかしこれらの都市の殆んどは、その大きさ、おのづか、その農業的色彩を強くもつており、フーフエ保有者や醸造所所有者が富裕な人々であり、都市貴族の後継者であつたと云われる。ブランデンブルクでも以上の都市の発展とともに、農村住民の都市への、あるいは村から村への移動が顕著にあらわれ、この過程の中で農民層の階層分化が進み、小屋住層が形成された。ニトタミッテルマルクの例においても明らかである。しかし社会的分業の展開が甚だしく

立遅れたため、農場領主の労働力市場への干渉を許し、領主による労働力市場の独占的支配を通じて、階層分化はこの段階でそのまま固定されてしまう結果となった。しかしそれにもかかわらず、一定の農民層分解の進行の中で農用建のために「前貸用具」という形での経営「資本」の投下を領主が余儀なくされた兵を忘れてはならない。

(6) 農業生産力の発展の特徴をみると、各地域において相違はあるが、耕地、採草放牧地への主として藍科作物の導入によって、耕地では休閑を残しながら多圃化が進行し、採草放牧地では栽培牧草による草生改良が或る程度行われていた。十六世紀における農業生産力の増大は、このように、藍類の導入による輪作期間の延長、土地利用率の上昇という形をとって進んだ。ここでは、単一作物につき単位面積当たりの生産量の増大は生じなかったが、単位面積当たりの各種作物合計の生産量は増大した。このような形で土地生産力

の発展がみられたのが十六世紀における農業
 生産力発展の特徴である。各地域における発
 展の相違は、豆類の作付順序内での位置づけ
 に特徴的にみられる。すなわち豆類が地力増
 強的機能を持つてゐるのか、あるいは地力消
 耗的機能を持つてゐるのかと、異なる点にみられ
 る。ただ地力消耗的機能を持つばあひにつ
 ては、それを肥料が豊富な場合と不足する場
 合にわけて考察する必要があることに注意し
 なければならぬ。ニーダーラインについて
 みたように、地力過多（窒素過剰？）のため、
 小麦が徒長倒伏するのを防ぐ爲に、小麦の前
 作に位置づけられる豆類は、むしろ農業生産
 力の一定の発展を示すものであつて、ザクセン
 でのように、肥料不足のため、穀物を作付け
 ても収穫が得られず、豆類を作付ける場合と
 は區別されなければならぬ。

(7) 最後に分益小作の時代的位置付けを
 試みた。

分益小作農は、ドイツ各地域において、古

典莊園の解体後に一度は貨幣地代が広範に普
 及し、農民の土地保有に一定の前進がみられ、
 それと共に農民層の分解が進行し、土地から
 遊離した、なほ遊商しかのつた層が層とし
 て形成されてくる時裏で展開してゐる。すな
 わち、領主側からみると、農民的土地所有が
 前進して、領主の収入が停滞減少する傾向が
 生じ、また農民層の土地保有の前進したば
 び、農産物の農民層による商品化が進行して
 中農層が減少するといふ事態を前にして、領
 主的土地所有をこの事態に対応させ、再建す
 る方法として分益小作をとりあげてゐるとい
 う事になる。

次に分益小作の性格を検討しよう。まずそ
 の経営地は、領主の単独所有権の貫徹する土
 地であつて、農民の保有権は存在せず、その
 意味で近代の土地私有に酷似してゐる。封建
 的土地所有に固有な重層的土地所有関係はこ
 こでは存在してゐないが、それは、もともと
 重層的関係が存在しなかつたか、以前は存在

していたが、何らかの方法によつて、つまり
 農民保有権の購入、あるいは農民追放によつ
 て解消した土地であった。封建的土地所有に
 おける重層的所有一関係が解消して、領主的土
 地所有権と農民的保有権の何れか一方が単独
 所有として貫徹する方向が近代における土地
 私有に近づく方向であるとする、領主によ
 る単独所有権の貫徹する土地を拡大しようど
 する試みは、その限りで、近代的土地私有に
 移行しようとする試みである、たといえよう。
 次に農業経営の観念からみると、收穫物の折
 半およびとくに経営「資本」の分担が重要で
 ある。経営「資本」の負担については、直線
 の両端の一方に領主が、他方に分益小作農が
 位置し、それぞれが単独で経営「資本」の全
 額を負担する。その中間に領主と分益小作農
 との間の経営「資本」分担の割合を比率
 が位置する二ととなる。ところで領主の負担
 する経営「資本」部分が大まくなればなるほ
 ど、領主の経営危険の負担度は大まかになり、

領主取分も大きくなり、分益小作人経営に好
 する干渉度は高くなり、逆に分益小作人の経
 営主としての性格は弱まり、被雇傭者の地位
 に接近して行くこととなった。分益小作人の
 負擔する経営「資本」比率が逆に大きくなれ
 ば、分益小作人の経営負擔度は大きくなり、
 その取分は大きくなり、分益小作人経営の経
 営の自立度は高まって行く。ところで、この
 ような「経営「資本」の負擔比率によって主
 として規定される分益小作の類型（これはガ
 クセンの畜産部門における分益小作農につい
 て端的にみられた）は地域間においては地域
 内の不平等を發展の結果として現われ、同一
 地域内においては時代的を發展系列として考
 えられるが、ガクセンの例では、農民層の分
 化、すなわち農民經濟のブルジョア的進化に
 対応するものとして現われたと考えられる。
 すなわち分益小作人とする層の相違（富農、
 中農、貧農）によると考えられるのであろう。
 この相違はとくに、地主と分益小作人との間

で、どちらが雇傭労働力費用を負担するかが
 重要な要因となつてゐる。以上から地主取分
 は地代だけでなく、領主の投下した経営「資
 本」に対する利子部分も含んでゐると考へら
 れる。分益小作人が被雇傭者の性格が強くな
 るにつれて、すなわち貧農層が分益小作人に
 なる場合には、領主取分は、地代＋領主の経
 営資本、分担分に対する利子相当部分＋経営
 主取分の一部となるであらう。ところで領主
 が経営「資本」を負担する、あるいは負担せ
 ざるを之がたつたのは、確かに分益小作人の
 「資本」不足がその理由として挙げられるが、
 領主の側からすれば、特に貧農が分益小作人
 となる場合、土地から分離した、あるいは分離
 しかつただけでなく、基幹的労働手段を
 も失つた貧農を、再び中農として維持するた
 めには必要を支出であつたと云へる、それは中
 農維持政策ではあつたが、同時に経営「資本」
 の分担の意味を含んでゐたのである。分益小
 作人が、＝－ガーライン、ザクセン、ブランニ

デンブルクで、普通の範囲、その意義に相違
 はあっても、一様に用いられたのは、この分
 益小作が、封建的土地所有の再建に際して小
 経営を維持しつつ、農民層分化に対応して行な
 おうとした二つの結果であって、その意味で
 は必然的であつたと云える。もちろん、各地
 域の分益小作の類型は、それぞれの地域にお
 ける農民経済のブルジョア的進化の度合にし
 たがってまた社会的分業の発展の度合によっ
 て異つてはゐるが、東ドイツの農場領主制地
 域であるブランデンブルクも例外ではありな
 かつた。十六世紀後半の農場領主制経営が
 自から労働力を雇傭する管理人を使用してい
 たことは、農民層分解の結果微弱ながら生じ
 た富農的存在(その具体的形態をブランデン
 ブルクにおける畜産部門にみた)と分益小作
 的を側面を残しつつ領主経営に取り入れてい
 る二つを示すものと理解してよいであらう。

注 1) ニッ英は、領邦君主では異っていら
と考えらるゝ。領邦君主の農村における
差盤はいぜん役畜を所有する中農層であ
うたであらう。

2) F. Lütze, Geschichte der deutschen Agrarverfassung,
S. 113.

3) 藤瀬浩司、『近代ドイツ農業の形成』
105頁 注 12)。